

平成 2 1 年第 8 回

香美市議会定例会会議録

平成 2 1 年 1 2 月 9 日 開 会
平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 1 2 月 9 日 水曜日

平成21年第8回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年12月9日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月9日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
12番	久保信彦		

欠席の議員

19番	前田泰祐	24番	石川彰宏
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 6 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 7 号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 8 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 9 号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 0 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 1 号 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 2 号 香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 3 号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 4 号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 議案第 1 2 5 号 財産の交換について
- 議案第 1 2 6 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 7 号 財産の取得について
- 認定第 1 号 平成 2 0 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 2号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10号 平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

平成21年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成21年12月9日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 32号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第111号 平成21年度香美市一般会計補正予算(第6号)

日程第5 議案第112号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3

- 号)
- 日程第6 議案第114号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第115号 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第116号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第118号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第119号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第120号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第121号 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第122号 香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第123号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第124号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第17 議案第125号 財産の交換について
- 日程第18 議案第126号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第127号 財産の取得について
- 日程第20 認定第1号 平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第3号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第4号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第5号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第6号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第26 認定第 7号 平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第27 認定第 8号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳
入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第 9号 平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳
入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第 10号 平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業
勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第 11号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

会議録署名議員

18番、山本芳男君、20番、大石綏子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は24人(後に「24番、石川彰宏君は、病気のため欠席、23人」と訂正あり)です。定足数に達していますので、これから平成21年第8回香美市議会定例会を開会をいたします。

議事日程に入る前に、報告をします。19番、前田泰祐君は、入院のため欠席(後に「24番、石川彰宏君は、病気のため欠席」と追加あり)という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成21年第8回香美市議会定例会を開会するに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ年の瀬、師走の月を迎え、今年も残り少なくなりました。

議員各位には、日常活動に何かと多忙の中ご参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会には、専決処分事項の報告第32号1件と、議案第111号、議案第112号、議案第114号から議案第126号までの15議案が上程され、そして継続審査となっております決算の認定案件11件の報告と採決が予定をされております。また、最終日には議員提出の意見書案が予定をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて18番、山本芳男君、20番、大石綏子君の両君を指名します。

本来なら19番、前田泰祐君を指名するところですが、前田泰祐君は現在入院療養中であります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、12月4日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長(山本芳男君) おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成21年第8回香美市議会定例会の運営につきまして、去る12月4日に開催をしました議会運営委員会の協議の結果をご報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議(審査)の予定表のとおり、本日から12月22日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明に引き続いて、議案第111号と議案第127号を審議から採決まで進めるこ

とが必要になります。議案第111号は、10月1日付人事異動に伴う職員給与等の支給に予算不足が生じたため補正があり、21日に支給のためには本日議決を必要とするものです。議案第128号（後に「議案第127号」と訂正あり）は、交付金事業による消防署の緊急車両の発注が急がれるため本日議決を必要とするもので、この2件については委員会付託を省略し本会議で審議、採決をすることに決定をしました。また、過日の第5回定例会において継続審査となっておりました平成20年度一般会計並びに特別会計の決算の認定については、本日各常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期2日目、10日から会期6日目、14日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、15日から会期9日目、17日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目、18日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会へ付託となります。付託となります案件は常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたします。

会期11日目から13日までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日22日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議方式で審議、採決を行います。追加案件として意見書案8件が提出される予定であります。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等については、協議を行いましたが、請願、発議案はなく、今期定例会に提起された陳情5件に対して審査を行いましたが、陳情5件はいずれも意見書の提出を求めるものであり、意見書の提出については議員が市議会の書式で意見書案を整え提出することになっていることを確認し審査を終えました。なお、陳情に基づく意見書案は1件提出されております。

続いて、今期定例会に執行部から上程の要請のあった意見書案が1件、議員からの提出の意見書案が8件、計9件の意見書案が提案されておりますので、この意見書案の取り扱いについて協議をいたしました。この意見書案のうち執行部から要請のあった意見書案第110号及び議員から提出の意見書案第12号、意見書案第14号は、全会一致を目指して、意見書案第13号と…。

○議長（中澤愛水君） 委員長。

○議会事務局長（小松清貴君） 「意見書案110号」じゃない、「意見書案第10号」。

○議長（中澤愛水君） 100をのけて、「意見書案第10号」。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 済みません、執行部からの要請のあった「意見書案第10号」であります、「意見書案第110号」と申し上げました。訂正させていただきます。

意見書案第10号及び議員から提出の意見書案第12号、意見書案第14号は全会一致を目指して、意見書案第13号と意見書案第15号については趣旨を同じくしており、提出者がすり合わせを行い全会一致を目指して提案することになりました。その他の意見書案についても最終日に追加案件として上程される予定です。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、10日木曜日午前10時までをお願いをいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、社団法人高知県建築士事務所協会からの要望書の取り扱いについては、議長の判断に任せるということになりました。

次に、閉会中の所管事務調査について、議会改革・活性化の取り組みについての先進地視察についての協議をいたしました。視察目的や視察候補地、視察内容について明確にし、次回の委員会で協議するということになりました。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

議員協議会の開催については、執行部を含め議題とするものがなく、会期中に協議事項等が発生した場合は最終日の定例会閉会後に開催することになりました。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長、まずはこの初めのほうやったけど、日程第19の「議案第127号」を「議案第128号」言うた、「議案第127号」に訂正しちよいて、「議案第128号」言うたがを。それだけ言うちよいてもろうたら議事録でいけるろう。「議案第128号」言うたのは「議案第127号」、初めのほうじゃ。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 済みません。たびたび訂正させていただき。議案第111号と「議案第127号」を「議案第128号」と申し上げたようでございますので、「議案第127号」に訂正をさせていただきます。

以上で報告終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告が終わりましたが、ここでちょっと出席議員の定数につきまして訂正をいたしておきます。本日の出席議員は「23人」です。24番、石川彰宏君が病気のため欠席という連絡が入りましたので「23人」に訂正をいたします。

それでは、お諮りをいたします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月22日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月22日までの14日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告

がありましたが、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

市長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について報告第32号のとおり報告がありました。

また、去る11月27日、行財政改革推進特別委員会委員長とともに香美市内の各種施設等の管理委託及びその他の委託業務に関する提言書を市長に提出をいたしましたのでお手元に配付をしておきました。

次に、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに5件の陳情書が提出されていましたが、この件については先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおりであります。また、社団法人高知県建築士事務所協会の要望書については、4日市長におつなぎをいたしましたので報告をいたします。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

次に、行財政改革推進委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎です。9月議会以降、10月6日、11月16日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。順次報告いたします。

10月6日の議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、香美市内の各種施設等の管理委託及びその他の委託業務の本委員会としての取りまとめについてであります。

1点目、住新の滞納整理等の状況については、現状説明として2名、4債権につき訴訟等弁護士と協議中。8月の委員会で質疑された元金、利息、遅延損害金の支払い順の民法上の解釈について説明がございました。質疑では、実際の事務の妥当性、元利金終了時における遅延損害金を免除としている点、競売の状況等報告をされました。また、税等滞納差し押さえ物品処分の取り組みとしてインターネット公売を開始したとのことあります。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、個々の案件の訴訟準備、明け渡し請求等の段階について説明あり。滞納は昨年と比べ若干増加傾向にある。滞納者のタイプ別に個々の対応を要するわけですが、困難な状況もある。給水停止後、反応のない方はメーターの確認ではその後も変化なし、電気もとまっている。ほか滞納者の保証人からの接触状況について質疑がございました。

3点目、香美市内の各種施設等の管理委託及びその他の委託業務の取りまとめの審査では、計4回の審査から本日の委員各位の意見を踏まえ提言書を提出することといたしました。

続きまして、11月16日開催の委員会について報告いたします。

協議事項は、1点目、香美市土地開発公社の現状について、2点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、3点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、4点目、各種施設の管理委託及びその他の委託業務についての提言書（案）についてであります。

1点目、香美市土地開発公社の現状については、前段、「財団法人香美市開発公社は資産の処分が終了し解散の手続を開始した。」との報告がございました。土地開発公社の質疑では、塩漬け土地の処理で補助事業に係らないものは早急に市に所有してもらおう方向で検討している。利息が複利でふえている状況の改善については認識をしているとのこと。道路の関係の代替地は、国、県の事業メニューのあるものを探して何とかしたい。旧楠目小学校拡張用地については、当初の目的から軌道修正している実態の説明と現状の活用のあり方について疑問の声があり。今後、本件及び市所有の土地の運用、処分についても継続して審査を行うことといたしました。

2点目、住新の滞納整理等の状況については、調停にかわる決定がなされた案件のその後の競売の状況について、不売であったが、その後、特別売却により最低価格で落札されたとの説明。質疑では、配当について、今後の物件処分後の回収の困難性について確認がなされました。

3点目、市営住宅等の滞納整理等の状況については、黒土A棟の訴訟準備案件について、下野尻、成矢における督促後入金状況について、水道使用料では大きな変化はないが、生活保護停止中の方の入金について推移を見守るしかないとのこと。新潟へ転居の方は、水道使用料ほか修繕費、共益費、駐車場費で十数万円の滞納。訴訟費用は、申し立ては職員で可能。ただし、強制執行となれば費用がかかるとの説明がありました。

4点目、各種施設の管理委託及びその他の委託業務についての提言書（案）については、文言修正後、確認の上提言書とし、11月27日市長に提言いたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本 節でございます。まちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告します。

9月29日午前9時開会、出席委員9名で定足数に達していただきましたので会議を進行しました。

協議事項は、高知大学との連携についてであります。

○議長（中澤愛水君） 高知工科大学。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） まず、企画課長補佐、山中俊明君からこれまでの高知工科大学と香美市の連携の経過と現状について説明を受け、その後各委員から質問、意見に対して山中企画課長補佐から答弁、説明を受ける形で進めました。

山中企画課長補佐の説明の概要について、高知工科大学との連携については、旧土佐山田町時代から町の計画づくり等について多くの事業で連携はあったが、今回は平成19年度から平成21年度の3年間の間の連携事業について説明を受けました。区分として①が、①、②というのは資料ナンバーであります。（①が）高知工科大学と香美市との連携、②が高知工科大学と市内産業との連携、③が高知工科大学と地域との連携であります。今回は市内産業との連携というのはないということでありました。

①と③について、こどもふれあい教室、外国人留学生と香美市内の小学生との交流、パソコン教室の実施で初心者を対象としたワード、エクセル。

4番目に、市営バス実証試験運行アンケート調査委託業務などあります。

5番目に、香美市・高知工科大学連携協議会を設置、情報交換を進め、地域の活性化を図ることを目的に、委員は工科大が6名、香美市が5名で、情報交換によって連携強化は高まっているということですが、施策を見出すまでには至っていないということであります。

6番目として、香美市水道事業計画、水道料金その他についての協議に工科大の渡邊先生に入ってもらって意見を聞くことになっているということです。

7番目に、香美市水道施設集中監視盤の設置に関してプロポーザル審査会で高木先生の意見を参考にすることになっているということでありました。

次に、8番目として、香美市障害者自立支援協議会居住支援部会共同研究連携ということで、障害者自立支援法の施行に伴い障害者の地域移行を促進するため居住サポート事業の立ち上げ等に必要な調査、研究、医療機関、福祉サービス事業所、宅地建物取引業協会と地域における居住支援体制の整備等について共同で調査研究をするということで、工科大の大谷先生と先生の研究室の学生3名でこれを進めることになっており、平成21年度中には中間報告を作成するということになっているようです。

9番目に、保険課で特定健康診査実施率向上のアンケート調査、これはメタボについてのアンケート調査を実施して、結果を分析し健診の実施率向上に向けて工科大が香美市に提案してくれるという、工科大の那須先生、中川先生、刈谷さんがこれに携わってくれるということですが、提案は10月から11月ごろかということでしたのでもう提案があったかとも思います。

10番目に、林政課で協働の森ということで、工科大学と協定を結んで香美市市有林25ヘクタールの整備を進めて、植えつけ、間伐、下刈り等工科大学の後援会から協賛

金を受けて実施して市有林の整備ができているということです。

1 1 番目からは、教育委員会、学校教育課の事業で、山田小学校では平成14年からパソコン教室の支援ということで週1回程度の割合で6年生2クラスに教えているということで、先生が3名から4名が来ているということです。

1 2 番目が、舟入小学校でエコエネルギー講座、自転車で発電実験講座等、これは八田先生が担当していたようです。

1 3 番目が、片地小学校で、地元ということで多くの事業が行われているということで、平成10年からよさこい踊りを一緒に、小学6年生を対象に運動会とか大学祭、刃物まつり等地域の行事を中心に連携があるということです。

1 4 番目が、平成16年5月から小学4年生を対象にしたコンピューターの基礎的な学習指導を工科大の先生4名から6名の方から受けているということです。

1 7 番目は、本年度からの事業で読み聞かせの会、毎週木曜日午前8時20分から10分間、小学1年生から4年生を工科大の学生の方8名が担当しているということです。

1 8 番目から20番目まで、大栃中学校の生徒に学校サポーター制度ということで、高知工科大学教職課程学生にインターンシップの目的を兼ねて、中学生の学力向上支援を目的に放課後の加力学習へ個別指導補助に来てもらっているということで、学生9名と田島先生が担当していただいているということです。

2 1 番目、商工観光課、2 2 番目も商工観光課、2 3 番目については、刃物まつり、工科大の方は大学祭を実施しています。

2 4 番目から30番目までは、まんぷく交流会、白ゆりまつり、ゑびす昭和横丁、繁藤大川祭り、地元の川まつり（神母ノ木）など工科大との連携は多くあるという説明がありました。

香美市の取り組み、工科大の取り組みで、その中で出てきたのが工科大から見た香美市のあり方ということで、この香美市が学生にとって住みよいまちなのかということ、香美市が学生にとって誇れるようなまちづくりをしてほしいというような話もあるということです。工科大学の学生のほとんどは県外へ就職している状況であり、卒業するとき第1期生からふるさと登録ということをされているようですが、最近はそれも減っているということです。工科大学の学生を対象にした奨学金制度をつくってほしいという話もあり、地元根差した大学であるので、工科大の経済効果、香美市への貢献度はかなり高いものがあるので、対応についての回答を欲しいということでもあります。学生が香美市を離れてもイベント等あるときはまた戻ってきてくれるのではないかと期待しながら、工科大としては地域との連携を強化していく方向で進んでいるということです。そういった地域に貢献する学生を支援する制度として奨学金をつくりたいということで現在協議を進めているということでもあります。

在学生の状況を見ると、学士課程で2009年、本年4月で1,782人の学生のうち高知県は男性677人、女性は144人で約800人程度で、約半数、45%ぐらい

が高知県の学生であります。県内の学生の割合は、今年度に限ると35%ということで、本年公立となったことで県外の学生が多くなったのかなという状況であるということですので。

卒業生はどういうことになっているかということ、284人のうち県内へは43人の15%で、ほかは県外へ就職ということであります。高知県内卒業生の県内就職も20%はいつてない状況、80%は県外へということですが、産業振興計画のほうでも学生のサポート支援ということで、そういうことを考えても県外に出た学生についてもサポート体制をつくっていくことが重要ではないかということでもあります。

これから質問、応答の形でちょっと申し上げます。工科大の学生のやってくれていることは全部ボランティアかどうかということについて、応答、「全部はボランティアではなく有償もあるのではないか。」、質問で、「有償の場合金はどこから出ているか。」、応答、「中央公民館関係は中央公民館のほうで、水道関係は水道課のほうで、中学校なんかは恐らく教育委員会のほうではないか。」ということです。（意見として）「恐らくではなく、いずれか後で調べてどこからかについて（調べてもらいたい）。」。行政から援助があって学生が来てくれるということであれば、各学校に通知、連絡はどうなっているか、予算はどこから出ているかについて、応答、「調べてみます。サークル活動の部分もあるので、ボランティアの部分もあると思います。」質問で、「学生のアンケートから香美市は工科大生にとって住みやすいのか。ふるさと登録をする学生が減っていることから見ると工科大生にとって香美市は住みにくいまちというようにもとれるが、そう考えてよいのか。」、応答、「工科大学の学生は、当初はアルバイト等はする間がないと言われていたようであるが、実際的にはアルバイトもされておって、しかし、香美市内だけではアルバイトする場所がないので、香南、南国、高知へ行っているということを知っている。」、あと、学生が集う場所がないという話もあります。質問で、「住みにくいというのは語弊があったが、学生のうちにアルバイトをしながらということはこの学生もやっている。アルバイトはなくても住みやすい、居心地のいいまちであるとするならば、卒業するときふるさと登録をして帰る（学生が減ってきている）ということはどうなのか。奨学金制度も協議しているというが、現在の状況について。」、応答、「ふるさと登録制度について、学生にとって住みやすいということでのハードの整備は難しい。ソフト面で地域の人々と触れ合いによって、工科大生が卒業するとき香美市はよかったと思ってくれるようなまちづくりができていくのではないかと考えている。奨学金制度について、金額等具体的に話は進んでいない。」。

（質問で）「学校との連携について、学校から直接工科大へ、また工科大から学校へ直接の働きかけあったのか。どんな形でその連携が始まっているのか。」、応答、「学校との連携については、サークル活動として学生が直接学校と連携ができていていると聞いているが、教育委員会に話があったかもしれないが、学校のほうと直接やっている部分もあると思う。」。質問で、工科大から見た香美市がどのように映っているかということ

については、（応答で）「平成21年1月にやった平成18年度高知工科大学学生生活実態調査結果のアンケートに出ている。」。（質問で）「1番目に、学生の生活基盤を魅力ある地域づくりをしてもらいたい、2番目に、経済的支援や就学意欲の向上等、奨学金、学生表彰など、3番目に、行政や地元の産業と工科大との連携を構築してほしいという提言を受けて、実態調査を踏まえて行政としては3年間学校から言われてきた。今度奨学金について協議をされているということでしょう。」、応答、「そういった流れの中で学生が卒業したときに、卒業後も香美市がサポートできる制度をつくってほしい、学生を支援してほしいということで奨学金の話が出ております。」。

これから後にも環境と物部川、協働の森、水道施設集中監視装置のこととかまだ多く議論もありましたが、以上で終わり、次の10月14日の委員会の報告に移りたいと思います。

10月14日のまちづくり推進特別委員会の会議について、午前9時、定足数に達していただきましたので、開会、会議を進行しました。

議題は、高知工科大学と産学官の連携についてであります。

今回の委員会は、昨年4月10日から（今年）9月29日まで、市企画課による高知工科大学と市の連携、産業との連携、地域との連携の3つの連携等について調査の結果の説明を受け協議をしてきたのでありますが、今回は高知工科大学から坂本教育本部長、入野学生統括部長、浜田事務局次長の出席を願って、高知工科大学について、大学とはどういうものか、大学側から見た大学所在地としての議会や市の行政のあり方、あるいは要望も含めた提言策も期待して開催したところであります。

まず、大学側3人の先生方の自己紹介の後、浜田事務局次長から説明を受けました。概要については前もって資料をもらっていたので、説明は、大学はどのような環境にあるかということについて高知工科大学以外の状況についても知っておいてほしいということが1点あるということで、それと国の動向はどのような方向にあるか、高知工科大学の中で特にこの一、二年の教育の施策について、それから香美市との連携、高知工科大学ということで、大学数の増加によって平成4年には523の大学があったが、平成21年には773まで250程度ふえた。大学進学率も、昭和38年ごろは15%、ほとんどはエリートとして大学へ行ったが今は55%、短大も入れて。入学者は、昭和38年27万人、現在は68万人で2.5倍ふえている。大学を取り巻く環境は、子どもの減少、少子化、18歳人口が昭和41年には249万人、平成20年度は大体半分ぐらいの124万人、高卒者も156万人あったのが109万人、昔は6割余りが進学、今は8割5分から9割が進学、平成20年度の大学志願者は67万人いたのが61万人、短大は8万人おれば8万人全入状態。収容率からいうと92%が収容できる状態となっているということです。それで大学の47%が定員割れとなっている。経営的には非常に苦しい状態になっている。この47%はすべて私立であります。地方の大学、小さい大学ほど厳しくなっている状態であるということです。

それでは、その大学数がどうしてふえてきたかという私学がふえてきた。私学がふえてきたというのは、短大から、2年制の大学から4年制の大学への移行というのが顕著であって、工科大ができた平成9年ごろは文科省そのものが規制を厳しく、大学をつくるに当たって厳しかったけれども、十数年前から規制を緩和して面積要件を撤廃し、その結果簡単に大学ができやすい状態になった。短大から4年制大学へ移行も簡単になったということで非常にブームになった。それが顕著なので公立大学がふえている。反対に国立のほうは、合併等強化するというで減っている。

今、(地域別の)大学志願者数の状況は、首都圏、東京周辺に半分、中部、愛知周辺が8%、高知はこの辺の意識が余り少ないということです。中四国は4%、4%も基本的には中国だと思ってよいのではないかと思います。このように子どもたちが出ていくと地域を弱体化させるということでは、大学の経営も地域の行政その他も同じ問題を抱えているのではないかと思います。最も大学が少ないのも高知県であったと思うが、工科大が公立大学法人化したので私学がないのも高知県ぐらいになったのではないかと思います。国立大学は、1大学平均7,230人、総合大学化されているので受験生には大変人気があるということです、授業料も安い。工科大は、本来は私学であったが、3,508人が私学の(在学者の)平均値であり、それよりも少ない規模でやっていた工科大は経営的にも大変な状況であった。私立大学から公立大へ移行したのは日本では初めてであるということです。

日本の大学、国としても将来の展望について、大学はあるが、子どもは少なくなっていく。当然経営の成り立ち、学生数の確保ということになるのではないか。10年ほど前までは留学生の受け入れも10万人計画ということであっていたが、今は30万人計画ということで、グローバルな世界でもっと世界各国とも門戸を開いた形の形態にして文科省が方針を打ち出している。

もう一つは、社会人教育というか社会人の大学も進められている。現代の社会そのもの、企業そのものが専門性を特に問う時代になってきており、文科省としては社会人の入学を求めているということでもあります。

子育てのつらさの1位は、子どもの将来に金がかかり過ぎることになっているということです。子育ての経済支援をするということで国の方針では、日本は、韓国もですがアメリカ型であって教育には自分で金を出せという形態であります。ヨーロッパ、中国は国立的にやっていて、教育は国が責任を持つという形をとっております。今の日本は、どういう意味で大学に行くのに金がかかる状態になっているのかということですが、今、民主党は2万6,000円で18歳まで子ども手当をやろうとしているが、本来は大学へ行くのに金は非常にかかるのが現実であるということです。

高知工科大学ということの説明で、皆さんがご存じのように1999年現在地に開学して、公設民営ということで施設は高知県が県単でやり運営は自由がきく私立という民営で始めたが、結果的に2006年から2008年まで3年間は定員割れ、地方の単科

の私学で工学系、昔は三重苦であった、昔は工学系というのがなかったが、工学系が入ってきて四重苦の状態。中央その他からは注目される大学であったけれども、18歳の子どもたちにはなかなかそれがわかっていただけない。工科大は、自分たちの考えた考えのもとに公設民営であったが、地方独立行政法人法というのが平成16年から施行されて、その整備にのっとなって日本で初めて私学から公立大学へと、公設民営大学となった。中教審がいろんな議論をされる前からいろんなことを取り入れたり、そこ（の議論）にのったこと、他の大学ではすぐにできないということを取り入れたり、クオーター制、4学期制、これは日本にはないということですが、企業出身の教員を入れたり教員評価システムを入れたり、全科目選択制で多くの大学は必須があって（この単位を取らなければ卒業できないが）、この単位を124とれば卒業できますよというような形でやっているということです。

今、工科大が目指している工学系の思想としては、広い視野を持つエンジニアの育成、すぐれたエンジニア、幅広く教養深いというかいろんなことを知った上の専門という形でということです。マネジメントというのは、企業経営だけでなく市役所において行政…。

○議長（中澤愛水君） 委員長、その部分まだ長いですか？

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） もう3分の1。

○議長（中澤愛水君） 質疑の内容のところを重点にやっていただいたらと思いますけど。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） はい。マネジメントというのは、企業経営だけでなく市役所においても行政経営、NPO、個人経営においても必要なんだと、経営的な概念というかそういうものを学んだ上でやっていければということでマネジメント学部をつくっているということです。

就職について、工科大学の売りの1つでもあるが、平成21年春卒業者403人で、就職希望者72%、大学院生は86.6%、学部生は平均9年間で98.1%、大学院は100%の就職率であるということです。今年は大変厳しくて、多分90%はいかないであろうということでもあります。今は80%そこそこになっている状態というのは、それは世の中が厳しくなって、かつ先が見えない状態で企業が非常に手控えているということです。あと一、二年たってもう少し世の中の状態が見えてきた時点でもとへ戻るといったことです。それくらいのバックアップは大学全体でしておるといったことです。

もう一つ弱いのは、県内に企業、就職先が余りにも少ない、外にもないという状態があります。

最後に、地域とのかかわりについて、高知工科大学地域連携機構というのを平成21年4月から開設して、そこに連携研究センター、地域ITS社会研究室からものづくり先端技術研究所という、これは今までやっていた5部門、特に地域に関係するものを5つ重点的に取り上げて、地域連携センターという、どっちかというソフト的な面を上

げて地域活性化シンクタンク的な役割を担うのがこの地域連携センターで、企画立案、政策提言などをここでやるということです。（地域連携センターとしての講演会は）これまで3つ終わって、第4回目は熊谷先生で「地域活性化におけるITSの役割」ということで、10月16日サンピア高知で行うということでありましたので実施されたと思います。地域のITSというのは、高知は独自の1.5の地方道もつくっているが、ITを使って道路整備とか車が来よる来よらんととかカーブとかを事前に知らせるとか、ITを使って道路整備を。高知県は84%が森林であり、森林資源の再評価等（の講演も行います）。

産学連携と地域貢献ということで、ソナックが高知テクノパークに工科大との連携で大阪から2007年1月16日に来ているということです。

香美市と高知工科大の連携協議会は、年に数回（開いている）。

香美市内の小・中・高との連携で、大栃中学校など学校のサポート制というのは、工科大の教職免許を取りたいと希望した者が学校現場に入って先生の指導のもとに学校と連携しながら授業を助けているというようなこと。山田高校との連携事業、出前とかいろんな授業をやっているということです。

それから、物部川流域の取り組みについて、工科大側の思想として、物部川のそばに建つ大学として物部川の濁水問題について何らかの手が打てないかということで、またそういうことを多くの人に知ってもらいたい。物部川流域に何らかの施策が、成功すれば日本の中山間地域、地方について先進的な取り組みになるのではないとかいう思いの中で限られた教職員で地域共生概論というような授業も開設して、物部川流域にかかわる森林事業、市有林で植樹したり間伐等もやっているということです。

大学が香美市にあるということの経済効果について、年額60億円の経済効果があるだろうという、四国キャピタルリサーチの調査でわかっております。建設から平成18年まで大体900億円の経済効果を出しています。学生の香美市における経済効果は、平成18年の学生生活実態調査によると11億8,000万円ぐらい。先ほどの60億円の経済効果の中には大学が経費を支出して大学にかかわる経費の結果、直接経費とか間接波及効果とかがあるのであって、アパート、マンションとかいうこととは別で、あくまでも大学が経費を支出して、大学にかかわる直接的な金の支出によるものではありません。

それから、地方交付税の配分算出についても、大学関係者が香美市に住んでいるだけで交付額1人15万4,000円ぐらいあるということで、平成21年度2,143人、（香美市への在住）65%掛けて2億1,450万円ぐらいになるということです。こういう見えない効果があり、大学は大きな産業でもあるということです。

香美市に望むこととして、1番目に、学生が住むまちとしての環境整備、魅力のある地域づくりというのは一致しています。やっぱり大学を運営するなら学生に来ていただく、大学だけ見ても高校生はだめで、周りがどういう状態で、（自分は）そこで生活す

るので、そこがいいと後押しになって迷っている（者も大学に）入って、そこが悪いと今度は障害の概念が高校生に入っていくということで、（来ようとしたけど）まちがということになるということです。

もう一つは、特色ある産業施策を支援していただければ香美市の名前が上がる。そのことによって、香美市にある大学だということになっていただきたいということです。

次に、委員の質問に対する説明と応答であります。香美市にはアルバイト先が少ないということですが、アパート、マンションも一斉にできたのですが空き部屋ができているが、学生は近くに住まず他市から通学してくると聞くが、先生の立場として実際はどういう状態であるかについて質問であります。応答で、大学側から平成18年度の実態調査では余りアルバイトはしてない。一つは、工学系には余り時間がない。香美市に住んでも香南市のフジとか高知市には行っている。学生の3分の1ぐらいが車を保有している。大学の周辺に750台以上の駐車スペースがあり、学生が2,150人程度で3分の1ぐらいが車を保有している。アルバイトについても大学として非常に苦慮している。学内の図書館のアルバイト、先生の授業補助とか学生の生活そのものは以前の私学に比べるとしやすくなっている、どっちかという生活費的なことによることよりも遊びとかそういうことのためのアルバイトという部分もある。それから、アパート、マンションの空き部屋について、ここ3年ぐらいは定員割れをしてきた経緯があります。そうすると、当然従前埋まっていたところが（あいて）、2年ほど前に学生数がぐっと落ちた時代はあったが、今回新生519人、100人以上ふえております。100人というのは、毎年ふえていく400人となり、65%が香美市に残るとすれば260人ぐらいの人数が香美市に残るだろうということで、もう一つは、県内（出身の学生）が今まで半々ぐらいであったのですが、半々である大学も珍しいことで、ほかからいったら工学部系でも文系であっても地元の学生が8割とか9割と多いということで、うちの大学はどういうわけか他の県から半分ぐらいで、当然香美市周辺に住まざるを得ないことになるのではないかとということです。

質問で、次に、老人ホームと介護の機器の研究をしていたということがあったと思うが、県内の企業、産業とどういう連携をされているかということについて質問。多分、介護機器というのは、旧知能機械学科というのがあって、そこで福祉ロボットというのを高知大学医学部と連携してつくっていた。立ち上がるときにいすから、膨らませて楽に立ち上がるとか（していた）。工科大、工業会との連携はいま一つということですが、大学の先生としては基本的には教育と研究、これが大学の使命であるので、地域貢献というのは基本的には教育というのがあります。学生さんから授業料をもらって、金をもらったら対価を払わなければならない。学生には価値をつけて（企業に）出しますということで宣言しているわけで、教育力が上がるために先生方の研究というのは必須であり、その研究が一番先端の研究をしたい。そうすると、なぜミスマッチが起こるかという、大学があるから何かできるのではないかと持ってくる。けれども、研究というの

はあくまで時間が限られた中で研究しているので、対症療法的な研究は先生方はしたくない、ちょっと工夫して物を変えたらできるのではないかということ。初めからちゃんとした共同研究とか、こういうものをつくりたいんだ、こういうものを世の中に出していきたいんだということであれば先生方も受けてくれるんですが、そこをちょっと変えたら何とかかなりやあせんかよというものに関しては、先生方もできるだけはおこたえはしているのですがどっちかといえばありがたくない、時間をとられるので。そのことによって、自分の時間もあるし、教育をする時間もあるので、先生方というのは、事務局から言っても無駄なことはできるだけ先生にさすなというのが一つの方針としてあります。できることは事務局が支援してやっちゃってくれというほど時間がありません。けれども、そういう中で高知県とうまいことやっている部分もありますが、工業会からは不満もあるということです。

質問で、香美市にとって学生が住んでくれることでの経済波及（効果も大切と思うし）、魅力がある地域づくりという点で余り魅力がないのかなということを考えていかなければならないことかと、マネジメント学部が高知女子大との絡みで学生、先生もそっち（高知市）へ行くとの動向はどうなっているかについて、応答、「女子大のほうは、来年4月から高知市池キャンパスが完全に立ち上がることになっている。健康栄養学科とか一部が向こうに移って、文化学部、生活科学部の2学部が残ることになっているが、3年後に廃止されるけどその2学部だけが残るようになっている。」。今の質問に対して企画課長から補足で、「マネジメント学部の高知市への移転ということについて、殊さらに直近の話として出てきたわけではなくて、尾崎知事が就任されて以降この話というのは出てきたので、香美市として指をくわえて黙って見ているわけにはいきません。学生が、少なくとも全学年で400人が減るということになってくると直接、間接的な部分で見ても経済効果というのは非常に損なわれるものがあるから、このあたりについては県との話の中で、もしそういう事態に至るということならばしっかり後のフォローについては県として考えていただきたいということは話しておりますので、ただ指をくわえて見ているわけではございませんので、このあたりの事情について若干補足して説明をさせていただきます。」と。

質問で、「本市の行財政改革に関して、税とか介護、各種保険、さまざまなシステムを導入して開発業者がそのまま保守管理も含めて高どまりをしているような印象であるのですが、こういう話が出るときに工科大さんとの連携というか協議して、市役所サイドがもう少しみずからの能力も高めていくのが事実ですが、保守管理の部分でも力もかりたいという話も出たのですが、具体的な話になった場合、市側として連携機構も含めて、行財政改革推進特別委員会としてはそういうことを踏まえて市のほうには提言はしていくんですが、市からアプローチがあったときに現実性を持てることになるのか伺いたい。」と。応答、多分できることとできないことがあると思う。窓口については事務局、研究であれば研究支援部が承っているんで、そういう窓口を通して関係の先生にさ

び分けをしていただいて内容を精査していかなくては、この場ではできるとは言えない。できるだけやりたいんですが、当然できることとできないことは、確かにマネジメント、工学系があるけど、それ以外の領域の専門の先生でということになると高知大とか高知女子大とかになってくる部分があるので。それと、直接、審議会でもワークショップでもいいが、（そういうところに落としてから）次の段階としてやっていける話なのか。それとも、無駄をなくそうという話の中で、マネジメント学部の先生に意見を聞いて参考意見として取り入れてやりたいのか、アドバイザー的に。それがちょっと見えないので、事務局のほうで聞いて、さび分けをしてお答えするという形になるのではないかとということです。

その他、テクノパークの空き地の部分へ工科大を絡めての企業誘致の面、工科大の建物の中にある貸し出しできることも、できる部屋についてなど質問、応答がありました。が、長くなりますのでこれは省略します。

次の質問で、地域連携センター、大学の、地域活性化とか企画立案、政策の提言とかいう形で施策シンクタンクのようなものと説明されたが、香美市とのかかわりについて、また、香美市と工科大が結んでいる連携協議会と地域連携センターとはどういうものかについて、応答、「連携協議会というのはできる前から始まっており、大学と市の行政が意見を分かち話し合う場としてやってきた。今年から松村特任教授にも中に入っていた。き意見を聞いている。地域連携センターは、地域活性化研究を具体的に話を企画立案してプロジェクトを起こすところから話をしている。具体性、意欲、特に首長さんに意欲がないと行政の場合はだめです。それと、職員が首長さんに上げる前に絶対やっていくんだという気持ちがないとだめです。仕事を負荷されるというような気持ちではとても。このことははっきり言って、地域のことは絶えず考えられて、行政に勤めているものは当たり前として、そういう中で特色あることを企画立案するということは大変だと思うが、そういう首長さんの理解、それは当然予算も含めて、職員が情報をとってきて、物まねではない、自分たちがつくっていく気持ちがないとなかなかできんでしょう。」と。

質問で、工科大として、香美市にかかわっていきたいという中で企画課長の考えについて、行政としてシンクタンクとかいうような研究室、研究機関があるので、各種、香美市にとって審議会へよく大学の先生が生活基盤整備とか大学が魅力ある地域づくりをしてくれるという中で大学のかかわりをもっと行政として投げかけていくべきと思うが、その辺の考えについてという質問ですが…。

「議長、あんまり長うなるんで、お声がけを」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質問、簡単にこう答弁の内容を言っていたらいいと思います。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） はい。応答、企画課長から、「現在ある大学の連携協議会については、（私が）課長に就任してからつくりました。

それまではばらばらの状態で、大学との連携は存在しておりましたが、市政と大学というのはいろんな意味でかかわりがあるし、影響が市政にあるから窓口的なものをしっかり持つ必要があるだろうと。どっかで自由勝手につながるといふより、行政としては整理をする必要があるということでした。一応約束事の中では年4回程度ということになっているが、それはできておらんというのも事実であるが、やはり大学とのつながりの中で香美市はしっかりしてなけりゃいかんと、大学がある、ないによって市の行政というものもある程度変わってくるということもあるから、これについては意を持って私どもは大役を務めなければならないという認識です。」。

次に、奨学金についての質問で、「私学のときから工科大自体が基金をつくって奨学金などをやった経歴があるのか。実際に学生支援機構で奨学金、国の動きで今後支給、給付の方向とかも言われているが、現在の実態と国の動き、工科大自体の奨学金に対する取り組み、大きな私学の独自の奨学金の基金等について。」、応答、「布師田にあるトミナガ（さんの社長さんのご好意によってトミナガ奨学金という形で）奨学金を給付する制度はあります。期間は1年間で、無償で返済義務のない給付という形で、2万5,000円を1年間で4人の学生に給付するという制度はあります。それから、もう一つ、修士の学生にも本学の特任教授の松村先生のご好意によって1年間に3万5,000円、期間は1年で人数は3人。大学としては特段奨学金というのはないが、成績優秀者であると授業料の全額免除または半額免除相当の奨学金を給付するというを行っています。授業料の全額免除については、2年生、3年生、4年生の前年度の成績をもとにして、最優秀の成績の者については全額免除、2位から5位までの学生は授業料の半額免除相当の奨学金を給付するというので、勉学について頑張る学生についてはそういう奨学金（表彰）制度をしています。国のほうからは、国立大学なんかは授業料収入の5%を経済的に苦しい学生に対して支援するような制度を設けております。公立大学については縛りがないので、本学の場合は、例えば奨学金でなしに経済的に苦しい学生については特定の要件を設けて、それに合致すれば経済的な支援、授業料の半額免除を行っています。」。

質問で、「現在の学生さんはどれだけ奨学金を受けられるか。」、応答、「例えば日本学生支援機構というのがありますが、かつての日本育英会で、学生数に対して国のほうから来ております。本学に割り当てられた学生数はほぼ全員で割り当てられたものは使い切っております。以前は工科大、高知銀行との連携で独自の利子補給のような形の奨学金もやっていたが、今年はやめています。また、今まで借りた人の利子補給は工科大が出しております。今年の試験から奨学金ということだけでなく、生活保護世帯との理由で高校の学費を免除または半免を受けた学生について、一般試験を受けて合格した者には入学金（授業料）を免除という形の学生が今年からある。」と。

質問で、「公立学校になって定員割れの状況も脱却されたが、今後もこの制度は続けていくか。市側が大学側と話していくにどういふ見解を持って奨学金制度の方向性を見

出すのか、大学側の考え方について。」、応答で、公立大学法人化することによって学生募集は一段落したかなと思うが、5年後は危ないんだと理解して普通の公立大学と同じような考え方は全く持ってない。私学と同じような考え方のもとでちゃんとやって経営もしていかないと、5年後はないという考えの精神は変わらないということは、奨学金に対しても同じことが言える、それが1点。それから、香美市との奨学金について、大学の考え方はないかということを理解した上で、私見ということで（学生生活の支援という部分においては、私学と比べてある程度薄まっている部分があるのではないか）。ただ、もう1点の部分というのは、学生がここに住んだり香美市のために何かをすることによって地域の方と接触する、交流する、また我々も当初大学をつくった当時からここを第二のふるさととさせていただきたいという、そのことは大学内だけでは完結できない。はっきり言ってそれはまちがあって初めて完結できる、その思いは私の中で消えてない。だから、香美市の中で何らかをやる、学生に対して支援をしていただきたい。それによって卒業後も香美市へ来ていただくようなことは香美市にとってもいいんじゃないかなと思っています。」、私見でということですよ。

質問で、大学側の提言と学生の生活環境の整備、魅力あるまちづくり、地域づくり、環境問題について、応答で、大学があるまちというのは、多くの場合歴史的なものがあると思う。市町村は大学が来ることによって産業、人が集まるということで誘致合戦をしてきた経緯があります。一定まちを整備して商工会なんかも来てくれという。今回工科大の場合は県のほうが一方的に地区に決めた、市の頭越しに、そういう意味で非常に違和感があったのではないかと。大学側の要求は県サイドの整備でしかなかったのかなという印象を持って、大学に携わる者として。学生が来たときやっぱりその視点が少し抜けていた部分があるのではないかと。例えば学生が何を欲しがっているかという、今の子は家から出ない部分もあるが、集う場所とか見た目とか、見た目がすべてではないがまちの景観（とか）非常に感じるものがあるのではないかと。例えば景観で駅前通りと書いてあるんですが、庁舎も新しくなった場合、当然土佐山田駅そのものはJRの物でとやかくは言えないが、観光地へ行くと電線が埋設されて電柱がない。あの梶原でさえ役場の周りには電柱がありません。だから、入った瞬間に、回った瞬間に山奥なのにあっと驚く、やっぱり印象的にすごいなと、梶原へ行かれた方は多分わかります。その考え方というのはそこに一つあらわれているのかなと、まちとしてつくづく感じますということで、後の分は次の機会にします。長時間どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 毎回懇切丁寧にご報告をいただいておりますが、大変委員会としても細かにやっておられることは感心をいたすところでございますけれども、ま

ちづくり推進特別委員会というのは、やはりこれからの将来の香美市をどう位置づけて発展させていくかという基本的なことに私はなろうかと思えます。そういった、先ほど大学の問題なんかもお聞きをいたしました、それは聞くところの委員会としてはいいわけですが、これは基本的には県の問題であろうかと思えます。そういった問題でありますので、やはり的をもうちょっと絞って委員会としてやっていただいたらどうかというふうに気がいたしますので、私はそういった、私からの提言をいたしたいと思えます。以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 西村議員さんの意見と似通ったようなところですけど、これまでまちづくり推進特別委員会では第1回の提言書も出ております。それで、今詳しいご報告を受けたわけですけれども、こうした工科大の先生なんかのお話を聞いて、今後どういう方向づけを持って、方向性を持ってまちづくり推進特別委員会が進んでいくのか、どういうふうなこれに対してまちづくりに関する回答を出していくのか、そういう話が今会の中でされておりますかどうかということが1点と、それから、やはり市民全体、香美市全体にかかわる大事な問題ですので、私はぜひ市民の皆さんとワークショップをする機会が、このまちづくり推進特別委員会の皆さんと持つ必要があるのではないかなと思うんですが、幅広く、その点委員長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） 23番、坂本です。

ご意見のとおり、全く委員長としても同感です。この工科大の関係はこの前に始まったばかりでして、今、工科大の意見、そしてそれに対する各委員の意見も出し合って、工科大の考え方を聞いた段階で今終わったところですので、これから委員会としてどうあるべきかの方向を検討し、協議してまとめていかなければならんと、それがこれからの委員会の役目であろうかなと、かように考えております。

○議長（中澤愛水君） ワークショップの件、市民とのワークショップの件について質問が、答弁が抜かっております。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） はい。委員会として、今までは工科大側からの意見というか意向というか学校側の内容について聞いたばかり、それで、その時点で説明があったことに対する委員の質問があって、これから後がそれを煮詰めていくということになっていくわけでありまして、現在の段階では方向づけというか、今かちつとしたものは出せる状況にはないということです。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 例えば今まで視察をしてきた、まちづくりに関して県外なんかへもいろんなところへ行って視察をしてきたわけですが、まちづくりに関する委員会にはいろんな幅広い市民の皆さんが入って、議会の方も入り、何十人かで、多いところ

は100人とかいうふうな形でまちづくり委員会というようなのがありますが、私はそういう形がまちづくりを考える上でいいんじゃないかとは思いますが、今ちょうど議会でこのまちづくり推進特別委員会ということでやっておりますので、ぜひ市民の皆さんとのワークショップ、市民の皆さんのご意見をできるだけ幅広く吸い上げる、そういうことも今後委員会で検討をされていったらどうかと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） ただいまのご意見も踏まえて今後の委員会活動に、委員全員の意見も聞きながら、取り入れるべきところは取り入れながら、あるべきまちづくりの方向を目指してやっていきたいと思っておりますのでまたよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。それでは、2名の方から質疑と提案がありました。あと私たちの任期も9月まで9カ月くらいしかございません。そういう中でありますので、まちづくり推進特別委員会も的を絞って今後ご審議をいただくようお願いをしておきます。

それでは、質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第4、議案第111号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第6号）から、日程第30、認定第11号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上27件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第111号から議案第127号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成21年第8回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご参集いただきましてありがとうございます。

さて、基礎自治体を重視した地域主権を確立するという政権公約を掲げた鳩山政権が誕生してから間もなく3カ月が経過をいたします。この間、政権交代によりさまざまな旧政権と違った新たな仕組みが打ち出されてきています。国と地方の関係についても対等の立場で話していける新たなパートナーシップ関係へと転換を図るとされておりますが、

今後も財源の問題を含めその動きには十分注視していかなければならないと考えています。また、マニフェストに書かれた重要施策の多くは、いまだにその方向性が定まらず不透明感が漂っており、新たな政権移行への産みの苦しみが続いているようにも見えます。いずれにしても次年度の予算を編成する時期となってきたりまして、明確な姿勢を示していただかなければならないというふうに考えております。

それでは、諸般の報告並びに議案の提案説明をさせていただきます。

まず、行政報告から、総務課からは、市長会の開催についてでございます。10月2日、第116回高知県市長会が保健福祉センター香北を会場にして開催をされました。初めての開催地市長として議長を務めさせていただき、本市提案の県に対する要望など20本の議案と緊急決議を審議可決をいたしました。

市民賞につきましては、11月3日、第4回香美市市民賞表彰式式典を挙行し、市民の模範となる永年の功労が認められました2名の方を表彰しました。

地域審議会の開催につきましては、12月3日に土佐山田・香北・物部3地域合同の地域審議会を開催をいたしました。香美市まちづくり計画の取り組み経過、新庁舎建設に伴う組織編成について報告の後、来年3月末で任期満了を迎える同会につきまして今後の方針を協議した結果、引き続き3地域に設置することとなりました。

財政課から、新庁舎建設の進捗状況についてであります。11月25日、26日の両日に周辺、隣接住民の皆さん方に対しましての工事説明会を行いました。工事が始まりますと騒音、振動、粉じん、工事車両などの通行など周辺の方々にはご迷惑をおかけすることとなりますが、音、振動や粉じんの出にくい工法の採用やクレーンはエンジン音の静かな電気モーター型を採用することによりましてご迷惑の低減化に努めてまいります。

12月1日より仮囲いを始めまして、昨日8日には起工式もとり行われ、今後本格的な工事が始まります。工事完了は平成23年10月末ですが、平成23年3月末にはエントランス部分以外の引き渡しをお受けすることになっております。工事中は、お客様にご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解をお願いをしたいと思います。

企画課から、携帯電話の通話エリア拡大についてでございます。携帯電話の不感地域の解消につきましては、株式会社NTTドコモによりまして携帯電話用の鉄塔施設などの自主整備により、このたび物部町押谷、根木屋、岡ノ内、市宇、別府、久保堂ノ岡、久保中内地区と、香北町では大谷を除く西川地区でサービスが開始されました。また、物部町浦山地区では12月中旬に、香北町では北岩改地区で明年6月下旬にそれぞれサービスが開始が予定されております。相当の通話エリア拡大が図られることとなりました。

刃物まつりと姉妹都市交流につきましては、10月17日、18日に開催されました刃物まつりにおきまして、(北海道)積丹町、福井県あわら市から訪問団が来市されまして、それぞれ交流が図られました。

防災対策課から、新型インフルエンザにつきましては、依然猛威を振るっておりますが感染の拡大を防ぐために一人一人の感染予防努力が必要とされています。そこで、11月2日の広報発送にあわせまして新型インフルエンザ対策についての回覧文書とワクチン接種のお知らせ文書の全戸配布を行いました。ワクチン接種につきましては、妊婦、基礎疾患患者への接種を11月16日から、乳幼児、1歳から6歳までですが、と小学校低学年、1年生から3年生につきましては、12月4日から開始をしております。その後、小学校高学年、中学生、高校生、健康な高齢者、65歳以上へと順次実施されています。なお、上記対象者のうち生活保護世帯及び低所得者世帯につきましては、全額公費助成するよう本会議に提案をいたしております。

農政課から、農業関係でございますが、災害関係では、7月の中国・九州北部豪雨、8月の台風9号、11月10日の集中豪雨におきまして農地災害27件、施設災害2件が発生し、被災地区は香北町19件、土佐山田町10件となっております。11月10日から11日にかけての豪雨におきましては、強風のため施設ハウスの倒壊や被覆資材破損11棟、ユズ果への損傷の被害がございました。

国の見直しによる農地有効利用支援事業による水路などの工事は、土地改良区実施8件、香美市13件が採択となり、本年度完了予定となっております。ユズ集出荷施設の整備も農業生産体制の強化を図るため策定された農業生産体制強化緊急整備事業により選果ラインの整備に取り組みます。

また、農地・水・農村環境保全活動において土佐山田町明治地区で新たな取り組みがございました。全体で5地区、約130ヘクタールが対象区域となっております。

国の農業政策につきましては、不透明感が漂っておりますので、引き続き制度の動向を注視しながら関係機関連携のもと情報の発信に努めたいと考えています。

商工観光課から、雇用対策についてでございますが、本年10月23日、政府の緊急対策本部におきまして、早急に雇用の確保に取り組むよう前倒し執行などの緊急雇用対策が決定されました。これに伴いまして緊急雇用創出臨時特例基金を活用した雇用機会の創出について要請がございました。平成21年度追加事業として6件の新規雇用事業計画、11人を県に提出をいたしました。事業決定は12月下旬の見込みであります。

観光につきましては、平成21年度高知県景観整備事業につきまして緊急募集がございました。景観を阻害している草木伐採事業などの補助割り当て4路線のうち3路線を申請をいたしました。これは産業振興計画における観光分野の観光八策のうちの1つの取り組みとして、観光客の満足度を高めるため安全、快適に景観を楽しむことのできる箇所整備や車窓からの景観の視認性を高めるための事業であります。

建設都計課から、土木関係につきましては、繰り越し予算で実施いたしております地域活性化・生活対策臨時交付金事業の市道商店街通り排水路施設改修工事は、大変ご不便をおかけをいたしておりますが関係者の方々のご協力をいただきまして来年2月末の完了予定であります。

過疎事業で取り組んでいました市道大平南岸線は、11月に完成をいたしました。市道猪野々西線の測量設計委託業務につきましては、年度内完了予定であります。

また、辺地事業で取り組んでおります市道有谷線と谷相線は発注済みで、後入線は明日入札の予定であります。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で取り組んでおります市道美良布線補修工事と大柘地区排水路改修工事は発注済みで、中組7号線は入札準備中であります。

災害復旧事業関係につきましては、補助災害復旧事業は道路・河川合わせて10件被災し、うち9件が発注済みで、残りの1件は査定準備中であります。

また、単独災害復旧事業は、4件の道路災害が発生し査定の準備中であります。いずれも査定終了後は直ちに発注を行い年度内完了の予定であります。

繰り越し事業で実施してございました市道西熊別府線奥和田線道路災害復旧工事は、完成をいたしました。

がけくずれ住家防災対策事業は、市民から7件の申請があり、県の審査ですべてが採択になりました。うち1件は完成し、発注済みが4件、残り2件につきましても直ちに発注を行い年度内に完了予定であります。

下水道課から、事業の進捗について報告をいたします。公共下水道の浸水対策事業として長く懸案事項でございました土生川の川原田堰移転工事を含め、国分川、土生川合流点付近の県河川改修工事も最終段階を迎えております。中央雨水幹線、吐き出し部がありますが、雨水排水路整備工事も発注済みでございまして、年度内に完成に努めてまいります。

また、汚水管渠敷設工事では、公共下水道事業で楠目地区、農業集落排水事業で逆川地区、おのおのの地域で地元の方々にご協力いただき、工事は順調に推移いたしております。

環境課から、香美市不法投棄等監視カメラシステムについてであります。不法投棄、違反ごみなどへの対策として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で監視カメラシステムを3基購入し、11月10日に香美市不法投棄等監視カメラシステムの運用に関する要綱を制定、告示、同月17日、18日に土佐山田町地区1カ所、香北町地区1カ所、物部町地区1カ所の計3カ所へ監視カメラを設置いたしました。また、本事業とは別に環境省四国地方局高松事務所の地方補助の一環として貸与されました監視カメラを土佐山田町地区に1基、平成22年3月末までを期限として設置をいたしております。

林政課から、第2－四半期まで間伐実施各事業で保育間伐が78.92ヘクタール、搬出間伐が3,989立方メートルが完了し、現在、第3－四半期を実施中であります。

11月20日に香北町谷相の不伐の森、市有林におきまして、緑の募金を活用した香美市支部実施事業として大宮小学校5年生の児童を対象に体験林業教室を開催し、地域の森林との触れ合い、森林、林業への関心を深めました。

また、環境先進企業との協働の森づくり事業につきましては、新たにセントラルグル

ープと協定に向けた準備を進めております。

有害鳥獣被害につきましては、有害鳥獣につきまして被害件数は68件となっております。被害面積は12.4ヘクタールで、被害金額は3,223万円となっております。

有害鳥獣捕獲につきましては、11月30日現在での主な有害獣の捕獲頭数はニホンジカ809頭、イノシシ33頭、猿9頭、ハクビシン17頭となっております。ニホンジカの捕獲数が昨年同期に比べますと約3割減となっておりますが、これは生息域の変化が影響しているようでありまして、生息頭数には余り変化がないものと考えられます。

香美市シカ個体数調整事業につきましては、11月15日に国指定の剣山山系鳥獣保護区内で白髪山より東の部分で実施をいたしまして、6頭の捕獲がございました。今後は月に一、二回のペースでの実施を予定いたしております。

被害防止さくにつきましては、11月30日現在で電気牧さく4,850メートル、ネット牧さく4,600メートル、トタン牧さく30メートルが設置をされております。

また、徳島県那賀町と共同で設立いたしております阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会につきましては、今年度市内にニホンジカ捕獲おり8基、猿捕獲おり2基、幼木保護カバー1,400本分を導入を計画をいたしております。

森林土木事業につきましては、7月豪雨によりまして岡ノ内別府線、御在所線の林道災害復旧工事は、11月に工事着手し2月末の完了予定であります。林道整備事業については、平成20年度繰り越し事業の影仙頭線が11月末に完成し、押谷線につきましては、当初工事が10月末に完成、追加工事が12月発注予定でありまして、2月末の完了予定となっております。なお、平成21年度事業につきましては、御在所線、影仙頭線が12月発注予定、押谷線につきましては、平成20年度追加工事の完了後、発注予定となっております。

平成20年度繰り越し事業の林道緊急整備事業9件のうち、舗装事業4件につきましては完了しました。改良事業5件のうち西又河野線路側改良につきましては完了し、西熊線につきましては現在施工中で1月末完了予定、大栃線、谷相線、西又河野線につきましては12月発注予定となっております。早期完成に努めてまいります。

ふれあい交流センターからは、人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画についてであります。このことは昨年度より取り組んでおりますが、作業部会、策定委員会の協議を重ねまして、10月30日にて最終意見ができ上がりまして印刷の段階に入っております。今定例議会終了までには本計画を配付できる見込みとなりました。人権が尊重される平和で豊かな社会に向け、総合的かつ計画的に人権意識の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

学校教育課から、新型インフルエンザにつきましては、香美市の小・中学校でも新型インフルエンザが広がっております。学校閉鎖はないものの、13小・中学校のうち8小・中学校で学級閉鎖や学年閉鎖の措置がとられています。児童・生徒の罹患割合は3

0%程度と思われますが、多い学校では50%ほどとなっております。香美市小中学校音楽会の中止など行事や授業へも影響が出てきており、引き続き手洗い、うがい、せきエチケットの感染防止対策の指導を徹底してまいります。

市授業研究会の開催につきまして、全国学力・学習状況調査や標準学力検査結果を踏まえて、本市児童・生徒の読解力向上、自分の考えを持ち話し合い活動を充実させることなどを目的とした授業改善の研究を推進をいたしております。今年度は、国語科、算数・数学科について、講師、アドバイザーとして2人の大学教授に年間を通して指導していただいております。4回、延べ9校で公開授業を実施しながら、授業改善について研究するとともに、その成果と課題を全小・中学校で共通認識として共有し学力の向上を図っております。

生涯学習課から、芸術祭、体育大会についてであります。第4回香美市芸術祭は、短歌会、俳句会を皮切りに物部、香北地区での芸能大会や文化展、社交ダンス発表会などが行われ、多くの方が芸術の秋を満喫いたしました。なお、10月31日、11月1日の文化展は、中央公民館が耐震工事のためプラザ八王子2階の美術館展示室を中心に開催をいたしました。香美市体育大会は、9月から11月にかけて開催をされまして、バレーボールやバドミントン、ペタンクなどの8種目が実施をされまして、市内全域から合わせて約350名の方々が参加をいただきました。

幼保支援課から、新型インフルエンザにつきましてであります。新型インフルエンザによりますところの市内保育園の休園状況は、10月下旬から休園が相次ぎ、延べ11園が休園を、これは12月1日現在であります。罹患率は8.49%となっております。また、保育園休業に伴い1カ月に4日以上休業することとなった場合、休業した月の保育料を休業日数に応じ減額をする措置をとることとなりました。なお、休業期間中のおこまり保育利用日数は、これは除くということとしております。

次に、消防課からは、平成21年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数でございます。昨年同期と比較しまして、火災は7件、救急出動が95件、救助出動3件の増加となっております。以下表にしてありますのでご参照いただきたいと思います。

住宅用火災警報器設置推進事業につきましては、各自治会長を初め市民の皆様方のご協力によりまして1万885世帯に給付し、11月末をもって事業を完了いたしました。

高知県消防操法大会につきましては、10月4日、平成21年度高知県消防操法大会が開催されまして、ポンプ自動車の部に山田分団、小型ポンプの部に猪野々分団がそれぞれ出場し日ごろの訓練の成果を披露いたしました。

防災体験コーナーの実施につきましては、10月17日、18日、高知工科大学祭で防災体験コーナーを設けまして、煙体験、水消火器による消火体験、AEDの取り扱い、住宅用火災警報器の普及啓発などを実施しまして、多くの方に体験をいただきました。

秋季全国火災予防運動につきましては、11月9日から15日まで全国秋季火災予防

運動が展開をされました。期間中、各消防団がそれぞれの所管区域内で防火宣伝を実施。また、9日には、消防署前で土佐山田幼稚園児によりますところのマーチングの演奏を行い火災予防を呼びかけました。

続きまして、今期定例会に提案をいたしております議案についての提案理由を説明申し上げます。

まず、報告第32号は、専決処分事項の報告になります。学校給食費滞納整理における訴えの提起についての報告であります。

次に、議案第111号は、平成21年度香美市一般会計補正予算（第6号）であります。補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に7,750万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ167億1,056万5,000円といたしました。

概要は、歳入が辺地共聴施設整備事業補助金、安全・安心な学校づくり交付金、インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金、農業施設災害復旧事業費補助金及び農林水産業施設災害復旧事業債の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金及び子育て支援特別手当交付金の減額となります。歳出は、辺地共聴施設整備事業、新型インフルエンザワクチン接種事業、秦山公園用地購入及び農業現年補助災害復旧事業の追加、人事異動に伴う組み替え、給与改定、これ給与及び職員手当で3,550万1,000円の減であります、子育て応援特別手当事業の減額が主なものとなっております。

議案第112号並びに議案第114号から議案第116号は、各特別会計補正予算であります。

議案第117号から議案第120号並びに議案第126号は、条例の一部を改正する条例の制定であります。

議案第121号から議案第123号は、条例の制定です。

議案第124号は、土地の取得についての議決の一部変更について。

議案第125号は、財産の交換についてとなっております。

議案第127号は財産の取得についてであります。

以上、平成21年度香美市一般会計補正予算など報告1件、議案16件の提案説明を終わります。

詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第32号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君）　はい。10番、山崎です。

報告第32号ですけれども、この訴訟に至った経過と、それから、異議申し立てということですが、どんな内容なのかご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

今回の訴訟に至った理由なのですが、一応異議の申し立てが出たということですが、この方につきましては子どもさんが2人おいでまして、もうこのお二人の方は中学校を卒業されております。それで、お二人の方につきましては、お父さんは自営業でお母さんは会社勤めということになっておりますが、平成19年度に1回、平成20年度に1回、平成21年度に1回催告書も出してはおりますけど、平成19年6月19日に毎月1,000円を入金してくださるということでありましたけど、それがずっと滞っておったということが理由であります。今回の異議の申し立ての理由につきましては、お二人の方は破産免責を受けておられるようでございますが、この破産免責につきましては、一応この給食費については免責がされていないという、ご本人に確認すればそういうことを申されております。それと、この破産免責を受けても判例等の通説によりますと債務者が任意に支払えば受け入れることもできるということにもなっておりますので通常の訴訟に移行いたしました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 済みません。10番、山崎です。

破産をされてるということですのでけれども、そしたら生活に困窮、困ってるんじゃないかと思うのですが、回収の見込みというのはあるのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） これは今月18日に出頭することになっておりますが、そこで和解になるか判決が出るかそこはわかりませんが、一応債務名義を取得して、サービスを受けておる者でありますから、回収ができるできないとかいうのは問題外であろうかと思えます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第111号は、10月1日付人事異動に伴う職員給与等の支給に予算不足が生じたための補正があり、21日支給のためには本日議決を必要とするものです。議案第127号は、交付金事業による消防署の救急車両の発注が急がれるため、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し本会議方式により審議、採決したいと思います。これにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、日程第4、議案第111号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第6

号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長(後藤博明君) それでは、私のほうから平成21年度香美市一般会計補正予算(第6号)の説明をいたします。

議案第111号、平成21年度香美市一般会計補正予算(第6号)

平成21年度香美市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,750万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億1,056万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成21年12月9日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

人事異動に伴う職員人件費の組み替え、給与改定による減額、秦山公園整備に係る用地購入及び農林業施設災害復旧事業の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案します。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳、ページ数で申しますと議案111-3ページから議案111-8ページ及び議案111-11ページから議案111-56ページにつきましては、市長報告と重複はいたしますが提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度 香美市一般会計補正予算(第6号)提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に7,750万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ167億1,056万5,000円としました。

概要は、歳入では辺地共聴施設整備事業補助金、安全・安心な学校づくり交付金、インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金、農業施設災害復旧事業費補助金及び農林水産業施設災害復旧事業債の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金及び子育て応援特別手当交付金の減額。歳出では、辺地共聴施設整備事業、新型インフルエンザワクチン接種事業、秦山公園用地購入(単独)及び農業現年補助災害復旧事業の追加、人事異動に伴う組み替え、給与改定(給与及び職員手当で3,550万1,000円の減)、子育て

て応援特別手当事業の減額が主なものとなっております。

次に、続いております款別の補正予算の概略については省略させていただきますので、ご参照ください。

続きまして、議案111-9ページ、第2表、繰越明許費についてご説明いたします。

6款、農林水産業費、2項、林業費で、表のとおり6事業で1億5,339万円。10款、教育費、2項、小学校費で、2つの事業で2億5,529万6,000円。同じく3項、中学校費での2事業で5億9,997万6,000円で、合計10の事業で10億866万2,000円の繰り越しとしました。

次に、同様に議案111-9ページ、第3表、債務負担行為補正につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、新庁舎建設に伴う電波障害補償対策工事につきまして、期間を平成21年度から平成23年度まで、限度額を2,000万円としました。また、同様に委託業者見直しに伴う土佐山田学校給食センター調理及び配送業務委託につきまして、期間を平成21年度から平成26年度、限度額2億3,000万円として債務負担行為を起こすものでございます。調書につきましては、議案111-57ページにありますのでご参照ください。

次に、議案111-10ページ、第4表、地方債補正につきましてご説明いたします。

共聴施設整備事業債は、限度額を360万円追加して3,960万円に、庁舎建設事業債は、限度額50万円を追加して2億8,950万円に、道路新設改良事業債は、限度額350万円を追加して8,280万円に、急傾斜地崩壊対策事業債は、限度額70万円を追加して340万円に、農林水産業施設災害復旧事業債は、限度額1,940万円を追加して3,570万円に、診療所施設整備事業債を新たに限度額200万円として追加しております。補正後の起債限度額の総額につきましては、2,970万円増の24億2,528万1,000円としました。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

同じく議案111-61ページにその内訳がございますので、少し細かいですがご参照ください。

以上で補足説明終わりますので、ご審議よろしく。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括して行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありますか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案111-9ページの債務負担行為補正のところでお聞きをします。

さっき課長からご説明のあったように、この土佐山田学校給食センターの調理、配送の委託ですが、これは随意契約から入札に変更するということでこういうふうな債務負

担行為になって出てきたというとらえ方でいいですかね。

それと、平成21年度から平成26年度というふうになってますが、この6年間、7年間になりますかね、で限度額が2億3,000万円という、この限度額の積算についてお聞きをしたいです。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

給食センターの調理、配送業務につきましては、業者を指名することによりましてプロポーザル方式で決定していきたいと作業を進めております。1月中には業者が選定できる運びで進めております。

それと、期間のお話がありましたけれども、平成21年度から平成26年度まで6年間になるわけですけれども、なりませんですかね？

○4番（大岸眞弓君） あっ、6年。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 6年ですね。平成21年度につきましては、今の業者が変わった場合にも引き継ぎの期間というのが出てきますので仮契約等が発生すると思われれます。引き継ぎの期間を、平成21年度含めて実際この金額、2億3,000万円出ておりますけれども、これは5年間分、平成22年からの5年間ということで委託をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） （聴取不能）に契約もあり得るので平成21年度からというふうになっているというとらえ方でいいですかね。

それで、年数はわかりましたけど、この2億3,000万円、単純に割って今の委託金額とちょっと違うように思うんですけど、これの積算はどうして2億3,000万円になってるのか、どういう計算なのか。

それと、もう一つ、上の電波障害補償対策工事の限度額2,000万円、これ調書を見ましたら特定財源でその他になっておりますが、これはその他の内訳は何でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

この2億3,000万円ですけれども、これを割れば5年間で4,600万円ということになります。現在委託しているのが約4,500万円ぐらいになるんですけども、債務負担行為の場合は多少こう幅をとるといいますかちょっと大き目の枠で、状況によってどうなるかわかりませんので、ちょっとした余分をとっての2億3,000万円の5年間というところになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 財源は、庁舎建設基金を想定しております。
以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案111-9ページで1点だけ、先ほどの学校給食センターの業務委託についてですけど、プロポーザルでやられるということはいい手法かなとも思うんですが、ここで説明受けれるかどうかわかりませんが何を重視していくのか。重視割合みたいなものがあるんですわね、結構。もちろん食の質とかそういう部分もあろうかと思えますけども、そこら辺についての、業者からの提案があった中身でどういう点を重視されるのかなということをお尋ねします。

それと、議案111-21ページの3目、衛生費県補助金、新型インフルエンザ関係ですけど、出のほうで聞いてもいいんですが、これ県補助金として出てますけれども実際この1,091万1,000円というそのお金の1人あたりは何ぼかという、この積算の根拠ですわね、それをちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

業者選定はどのような基準でというところですが、私どものほうでも評点表というのを一覧表をこしらえて、その項目は細かく長くなりますけど、例えば学校給食への理解度はどうであるとか、サービスの向上などの提案はどうであるとか、例えば業務実施の体制はどうであるとか、衛生管理はどうであるとか、そういう項目幾つか構えてますので、委員さんによってその点数をつけていただくことにより決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎龍太郎議員さんのご質問にお答えいたします。

補助率が4分の3ですので、1回接種者と2回接種者がおりますので、1回接種者の3,600円が2,870人、それから2回接種者、子どもさんが中心ですが、それが627人と想定しております。それから償還払いの3,600円の100人分ということで、その4分の3ということでこの金額を算出しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

議案 1 1 1 - 1 7 ページですけれども、民生費国庫負担金のほうですけれども、障害者自立支援の関係が議案 1 1 1 - 1 7、議案 1 1 1 - 1 8 ページ、それから議案 1 1 1 - 2 0 ページ、議案 1 1 1 - 2 1 ページと出てるがですけれども、これ何か新たなことがあったのかどうか、ちょっとこの増額がどういったことで増額になってるのかということ。出てもそれぞれ補装具給付事業とかということが出てるがですけれども、何か新たなことで変わったことがあったのか、その点ちょっとご説明をお願いします。

それと、議案 1 1 1 - 1 8 ページの地域介護・福祉空間整備等交付金ですけど、これそのまま出ていくわけですけれども今回の分はどういったことに出ていくのか、ご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

障害者自立支援給付費負担金ですけど、これの増額につきましては歳出のほうにあります障害者自立支援介護給付事業と障害者自立支援訓練等給付事業それから補装具の増額によるものです。補装具の給付事業につきましては、申請が年によって違います。今年度は、予算で算定しておりましたものと比べまして特に電動車いす等そういった単価の高いものの申請が今年は非常に多いということで増額になっております。また、障害者の自立支援介護給付と障害者自立支援訓練等給付につきましては、報酬単価が増加したこと、また、利用者負担額の減額とかに伴いまして市の支払い額の負担増、それから利用者負担額の減額とかによりまして利用者がふえたと、そういったことが負担増の要因となっております。

それと、議案 1 1 1 - 1 8 ページの障害者自立支援事業費補助金につきましては、これは平成 2 0 年度の国庫補助金で過年度分で余計もらい過ぎてた分を精算で返還する分（後に「平成 2 0 年度の補助金で不足分を今年度新たに精算でもらう分」と訂正あり）です。

それと、議案 1 1 1 - 2 0 ページの障害者自立支援給付費負担金は、議案 1 1 1 - 1 8 ページと同様で、これは県の負担金ですので、理由は同じ理由（平成 2 0 年度の補助金で余計もらい過ぎてた分を精算で返還する分）です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案 1 1 1 - 1 8 ページの民生費国庫補助金、6（節）、地域介護・福祉空間整備等交付金の関係ですが、平成 1 9 年に消防法の改正によって平成 2 3 年度末までに 2 7 5 平米以上の施設についてスプリンクラーの設置が義務づけられております。香美市は、地域密着型施設、グループホームが 4 カ所市内にあるわけですが、すべて設置が必要となっております、以前 9 月補正でも 1 カ所補正をさせていただいております。今回は 2 カ所目ということで、1 平米当たり 9, 0 0 0 円の補助金となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 済みません。ちょっと言い間違っていました。議案111-18ページの障害者自立支援事業費補助金の3万5,000円ですけど、返還じゃなくて平成20年度の補助金で不足分を今年度新たに精算でもらう分でございます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。同じく議案111-18ページについて伺います。総務費国庫補助金の地域活性化・公共投資臨時交付金約7,000万円の減額となっております。あわせて土木費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金が900万円ほどの減額ということですが、この理由というか背景というか、それについてちょっと説明願いたいんですが。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 土木費国庫補助金のほうでございますが、5節の住宅・建築物耐震改修の減額ですが、これの中に3つ含まれてまして、減とそれからプラス分も入ってます。減の大きなのは、中央公民館の改修事業で耐震改修の部分とそれから一般改修の部分、その見直しによる耐震部分の減額が1,180万円余りありまして、それから、もう1つの減額は、一般の木造住宅への助成の耐震診断それから耐震設計、その国の補助率が若干下がりました、それが21万円の減額がありまして、それから、プラス部分で1つ、地震防災マップをつくることにいたしまして300万円の補助金が入っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

ちょっと、済みません、この公共投資につきましては、ちょっと資料を手元に用意しておりませんのでまた後で説明します。（後に追加説明あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案111-21ページですけれども、2（目）の民生費県補助金の中の14節、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金という、ちょっとこれの説明をお願いします。県の職員が出向ということなのか、ちょっとわかりませんのでご説明をお願いします。

それと、議案111-25ページの雑入のほうですけれども、これ宝くじの関係かと思うんですけどもちょっと減額になってるんですが、当初に比べて見込みが違うたのか、ちょっとそのご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の、議案111-25ページの自治総合センター交付金についてのご質問にお答えいたします。

宝くじの助成事業でございまして、申請をしておりました分と言いますと前山公園の整備が事業対象として認めていただけませんでしたのでその分についての減額です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、山崎晃子議員のご質問にお答えします。

議案111-21ページの2目、民生費県補助金のうち14節、高知県産休等代替職員雇用事業費補助金の内容ですけれども、これは保育士の病休及び産休の代替職員の補助金として支出されてくるものです。ちなみに本年度対象は、病休が2名、産休は4名となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番です。議案111-44ページの公園費についてお聞きします。

今回補正で1億5,700万円強という補正を組んでおりますが、この内容を見ますと泰山公園の用地ということですが、この泰山公園につきましては年次計画によって、恐らく平成22年ごろにはもう完全にこの事業が終了するというようなことをお聞きしておりますが、そうであれば当初金額もかなり大きいです。年次計画でいけば当初予算にこういったものは組み入れてやっておくべきで、今この12月になってから急遽1億5,700万円というような少くないお金を投入するというようなところの内容についてお願いをします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹平議員のご質問にお答えを申し上げます。

泰山公園は、本年度をもって完了となります。そんな関係で先行取得を依頼してありました泰山公園関係の用地をこの際にすべて引き取りたいということで申し入れをさせていただきました。今回議案のほうにも出させていただいておりますけれども、6月議会で議決をいただきました5,700万円を一億二千数百万にふやした部分も含めまして今回この補正に上げさせていただいております。その議案の分につきましては、補助対象分だけ、鑑定評価の分だけで計上する予定でいたしておりましたけれども、単独の継ぎ足し分も含めて今回全部引き取るということで議決の部分の変更と、それから、今回補

正のほうに上げさせていただいたということで、この買収によりまして秦山公園の部分につきましては完了するという予定でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。内容はわかりました。ただ、そういったことで先行取得した土地の関係ということですが、私が聞きたいのは今言ったように、課長のほうからもこの事業はもう本年度で終了するという、年次計画の中で組み入れてやっておいたことは当然そういった先行取得、土地の問題、購入の問題にしても当初から、年の当初にこの年度はこういう事業をやります、この年度はこういう事業をやりますというのが年次計画だと思うんですよ。そういうところの一応年次計画の建前があれば、かちっと組んでおれば、ここの時期に来てからこういった大きなお金を出して補正を組むというところがちょっと解せんところがあって聞いておるわけです。それと、結果的に、これ財政課のほうはこれはもうすつとわかると思いますが、いわゆるこれの補正の結果、差し引きをやったら7,700万円ですかね、そういった12月の結果の、補正の（結果この）金額になっておるといようなことから見ても若干ここのあたりへ、これ以上めっそう言いませんが若干その当初に組まざった、今ここへ出してくるというところがちょっと気になるところですが、そこを改めてお願いします。計画のそういった考え方、それからいきさつですね、それをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） 竹平議員のご質問にお答えします。

この秦山公園、年次計画でやっておりまして、まちづくり交付金事業にのって5カ年計画でやりまして本年度が最終年度となっております。事業推進に関しまして、補助対象事業を主体に考えて年次計画を立てさせていただいたところでございます。その6月に議決をいただきました部分につきましては、用地買収については鑑定評価の価格で計上させていただいたところではありますが、今回引き取ります部分につきましては土地開発公社の部分は簿価で今回引き取るということで、その差額が出てまいったということになります。市のほうに引き取りませんと、香美市土地開発公社さんのほうでずっと単独の継ぎ足しの分を持っておるといことにつきましては後々にずっと金利がかかっていくということになると思いますので、この際秦山公園が工事が終了するについて、秦山公園関係で今まで先行取得を依頼してきておりました部分について全部今回にしまいをしたいということで追加をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。詳しい説明で、説明が詳し過ぎてちょっとわかりにくかったんですが、要は、先行取得しておいた香美市土地開発公社から市が買い取ったということですか？議案の、後ほど出てきます議案第124号ですかね、これとまた別

建てとっておりましたので、最初から公社の先行取得分を市が買うたと言うていただいたら一番わかりよかったかと思えます。終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） はい。竹平議員のご質問にお答えします。

香美市土地開発公社の先行取得分だけではございません、個人の分も当然含まれておりますけども、香美市土地開発公社に先行取得依頼をしておりました分はすべて秦山公園に関して精算をするということで今回引き取るということになりましたのでこういう数字を上げさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案 1 1 1－1 8 ページ、先ほどの山崎議員さんのご質問のところでお答えいたします。

これは単純に交付金事業、交付金の置きかえ、いわゆる学校の対象が繁藤小・中学校の耐震改修事業と鏡野中学校の耐震改修事業におきましてこの公共投資臨時交付金を充てておりましたが、安全・安心な学校づくりという事業の部分が多く入ってきましたのでこの分を減額というふうになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1 1 番、片岡守春君。

○1 1 番（片岡守春君） 片岡です。

ページは議案 1 1 1－4 6 ページ、災害対策費の関係でございますけど、備品購入の中で（J－A L E R Tシステム整備）、これ説明によれば弾道ミサイル発射情報というようなことに説明をされてるし地震の関係にもありますけれども、これは国策としてこういうものを地方自治体に購入せよというような指導があったのか。それからまた、（香南市）香我美町に自衛隊が来るということで、やはりこういう情報は自治体でもキャッチせないかんとというような内容も持ち合わせているのか、その 2 点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

J－A L E R Tシステムは、国が国策として進めておって、すべての市町村が設置するようにということで 1 0 0 %の補助金がおりにくるものでございます。対象になるのが、今言われました国民保護法関係の例えばミサイルとかの情報発信、それから地震の速報とかそういうものが入ってまいります。それから、自衛隊が香南市のほうへ来たということは関係ございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1 5 番、依光美代子君。

○1 5 番（依光美代子君） 1 5 番、依光です。

議案 1 1 1－3 2 ページ、1 目の社会福祉総務費の 3（節）、職員手当です、時間外

が入ってます。今回時間外が何カ所かの部署で出てきておりますが、この時間外が前年度の決算と比べてもすごくふえてるんですよね。監査の指摘も出てましたよね。それでもなおかつこういう状況であるときに、職員の健康という面でも心配するし、それからこういう1人の方に偏ってやってるのか、その辺がちょっとわからないんですけど、余り時間外がふえてくると職員の士気にかかわるといえるのか、意欲等、やっぱり考えようと思っても考えが展開できない、それから仕事の効率も悪くなるのではないか思いちょっと心配する。例えば議案111-46ページは消防のほうもそうですよね。この時間外も昨年度と比べてこの時点で約170万円ぐらい多くなっています。その辺どういようにお考えか、ちょっと聞かせてください。

それと、議案111-37ページ、診療所の備品購入となっておりますが、どのようなものを購入されるのか。

もう1点が、議案111-38ページの塵芥処理費の中に今回分別及び啓発チラシの印刷となっておりますが、どのような啓発のチラシを考えているのかご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 依光議員のご質問にお答えします。

職員手当の時間外ですけど、確かに職員の健康とかを考えますと極力こういった時間外を行わないほうがいいと思いますが、ご心配のありました、監査で指摘されておりました職員に関しましては、この時間外につきましてはもうほとんど払っておりません。どちらかといいますと障害福祉関係の職員とかの時間外が多くなっております。現在、障害の区分認定の見直しとかそういったものが今年ちょっと多くありまして、そういった関係でちょっと時間外が膨らんでるところがあります。全般的に障害福祉に関しましては年を通して結構忙しいところではあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光議員さんのご質問にお答えいたします。

議案111-37ページの備品購入費、診療所の備品ですけども、眼圧計です。眼圧計はただいま使用しておりますけれども購入から十数年たっておりまして、部品の入手が困難ということで緊急に計上させていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光議員さんの質問にお答えいたします。

議案111-38ページ、2目、11（節）、需用費の分別及び啓発用チラシの印刷につきましては啓発チラシの内容でございますが、これは従来から各家庭に配布しております家庭ごみの出し方のポスターでございます。大きさはB2判になります。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。お尋ねします。

議案 1 1 1 - 3 7 ページですが、先ほど入のところでも伺ったんですが新型インフルエンザ関係ですけれども、市長の諸般の報告では生活保護世帯及び低所得者世帯について全額公費助成するということですが、私の認識では、ホームページ等を見ますと「市民税、個人住民税非課税世帯」ということですので、低所得者というのであるんやったらもう少し上のランクの方までいけるのかどうか、そこら辺のところをまず聞きます。

それと、あわせまして、せんだって障害を持たれてる方が先に新型インフルエンザの予防接種を受けられた。これ（公費助成の）議決前ですわね。そういう方についての対応はどのようになるのかということをお伺いします。

続きまして、議案 1 1 1 - 3 9 ページの 3 目、農業振興費について若干お尋ねします。

中山間地域等直接支払制度の部分で、使用料及び賃借料がマイナスになって委託料がふえて需用費がふえて賃金がふえてというふうな振替の方法なのか、とってるんですけど、ちょっとこの中身を具体的に、何がどうなったのかということについて説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎議員さんのご質問にお答えをいたします。

ホームページでは「低所得者」（後に「生活保護と世帯全員が非課税世帯」と補足あり）ということになっておりますけれども、これは厚生労働省の広報分をダウンロードしまして、厚生労働省がそういうような表現をしておりますので、何分すべてに時間がなくて行き届かなかったことをおわびいたしますけれども、香美市については生活保護世帯全員が非課税世帯ということできくっております。そういうことで、低所得者という表現が誤解を招いたことをおわびいたします。

それと、既に対象者について、お金を払った方については償還払いという方法も考えておりますけれども、病院のほうで現金の授受ができるようでしたらそういう手続きをお願いできるところはそういうふうにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 山崎龍太郎議員の 6 款、農業振興費の中山間地域等直接支払制度についてご説明を申し上げます。

大きく言えば事業執行計画の見直し、変更ということですが、細かく言いますと、まず、賃金の部分では、ちょうど平成 1 7 年の 2 期の事業の計画から 5 年目です。もう最終年度ということで、非常に評価事業の部分で作業量がふえてます、この部分で必要経費を提案と。それと、その他委託料については、ちょうど税務課が今飛行機を飛ばしてます。そのデジタルのオルソーの画面を新しい今の情報と組みかえる作業です。これを次期対策に対しての準備ということでご理解いただいております。それから、使用料の減額等につきましては、業務作業上パソコンの補充が 1 台必要でありましたけど、それはもうないままで作業ができるということで判断をいたしましたので、全体的に事業の

総額の中で組み替えというご判断をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

議案111-37ページ、新型インフルエンザ関係のワクチンの関連ですが、ホームページは「住民税非課税」となってますのでお間違いなく。私が言いたいのは、提案説明で「低所得者世帯」となってるというが誤解を招いたらいけないのでその旨を、本市が、世帯全員が住民税非課税世帯やったらそこで諸般の報告で素直にそう書いておければよかったんじゃないかということ言ってるのであります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 失礼しました。確実に生活保護と世帯全員が非課税世帯ということです。表現に不備があったことおわびいたします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案111-35ページの上の端、ひまわり保育園の委託料の増加、どういったことで増加なのか聞かせてください。

そして、あと小さなことですが、その前の行、議案111-34ページの最後の端ですが、保育園費の中の点検・検査手数料が今回補正で出てますが、どのような点検が追加になったのかお聞かせください。

それと、議案111-42ページの3（目）、道路新設改良費の一番上の12（節）の役務費の中の不動産鑑定手数料が減額になってます。これ当初予算の中にこういう項目がないんですけれど、どちらに入るのかな、この項目の中には辺地対策事業と過疎対策事業というのが入ってますけど、この事業はどちらになるのかお願いします。

それと、もう1点、議案111-45ページの13節の委託料、住宅システム追加作業委託料というのはどんな作業をするのでしょうか。

以上お願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、依光美代子議員のご質問にお答えします。

まず、議案111-35ページの民生費の3目、保育園費の13節、委託料のひまわり保育園委託の補正の内容ですけれども、これまず低年齢児を当初予定より多く受け入れたということと、病後児保育それから延長保育の分を支払いをするためでございます。

それから、その手前、議案111-34ページの同じく保育園費の中の12節、役務費の中の点検・検査手数料ですけれども、これはB保育園関係の開発許可申請の手数料と、それから建築確認の証紙代でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 依光議員のご質問にお答えします。

議案111-42ページの上から3行目の不動産鑑定手数料の減額でございますが、これは百石伏原線の道路新設改良部分に係ります鑑定手数料でありまして、当初23万円ほどを見込んでおりましたけども結果的に2万6,000円減額することで事が足りるということになりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 依光議員さんのご質問にお答えします。

議案111-45ページの住宅管理費、委託料でございますが、システム追加作業ということですが、これは督促状を発送するときに日付が納期の関係で、例えば11月30日が納期の場合に督促状を20日以内に出しておりますが、その時点でもう11月末の納期限というような表示をされておる状況がありましたので、それを新たに組みかえして直すというシステムの作業です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案111-37ページの新型インフルエンザワクチンの助成事業ですが、これ、そうしますと生活保護世帯の方を含めまして何世帯、何名が対象ですか。

それと、さっき財政課長も言われたんですけど、議案111-61ページのこの表が非常に字が小さくて見づらいです。もうちょっと大きい字でやるように工夫をしていただきたいのでお願いします。決算書の字も以前指摘をしたときには翌年は直ってましたけど、また平成20年度の決算書の説明の字がつぶれて見にくかったんです。そのあたりのもうちょっと親切な資料の提出をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 詳細な算出式は持ってきませんでして、失礼します。生活保護世帯の対象者の人数を拾いまして、非課税世帯の場合、受診率を55%にしまして非課税割合を22%にしております。生活保護世帯のほうも対象者を拾いまして、同じ計算式で算出をしまして、山崎議員さんのときにもご説明しましたが1回接種者が2,870人、2回接種者が627人、それから償還払いが100人と、そういう算出をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大岸議員さんのご要望にお答えいたします。

決して意図的ではございません。詳細につきましてできるだけ詳しく載せたいと思っておりますとどうしても字数が大きくなりまして、スペース的に制限がありますのでこういう形になっております。ただ、今回の議案111-61ページにつきましては、

次からはできればA3サイズぐらいの大きさ、これぐらいの大きさになりますけど、を
検討させていただきたいと。ただ、ほんで決算書のほうにつきましては、ちょっとまた
検討させていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案111-32ページですけれども、社会福祉総務費の1節の報酬ですけど、民生・児童委員さん2年の任期だったかと思うんですけども、なかなか民生・児童委員さんになり手というかそういう方がいないというお話を聞いたりしますが、スムーズにそういうことはできていってるんでしょうか。今回全体的な任期の切れた方ということなのか、ちょっとご説明をお願いします。

それと、議案111-50ページですけれども、図書館費の中の子ども読書活動推進計画策定委員会ですけど、これはどういったことを、計画ということですのでどういう内容なのか、メンバーとか何回ぐらいの会の開催とか、そういったちょっと具体的な内容のご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

民生・児童委員は、改選は3年に1回で、来年度が全員の改選時期になります。今回ここで提出させてもらっておりますのは3カ所、楮佐古と大法寺と杉田の民生・児童委員さんが諸事情でやめるとか、そういったことで新たに改選をしなければならなくなつたということで、推薦委員会を開催したいということでここに予算を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

議案111-50ページの図書館費の中の子ども読書活動推進計画策定委員会ということでございますが、これにつきましては、本年度計画をしておりますのが3回計画をしております、委員の構成につきましては学校教育それから家庭教育、社会教育というそれぞれの分野から合計10人に委員さんになっていただいて、香美市の子ども読書活動推進計画を策定をしていくということになります。これにつきましては、高知県で今現在策定がされておるのが、よけの数ではないですが高知市とかそういうところはもう既に策定しております。高知県と高知市と須崎市と土佐町ぐらいが大体策定がされておるわけですね。この中身についてでございますが、平成13年12月に公布されました子どもの読書活動の推進に関する法律というのがございます。これによりまして、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならないということで、努力義務でございますが、特に高知県につきましては

は非常にこの策定がおくれておりまして、香美市についても今回取り組んでいきたいというふうに計画を立てておるところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 1点だけお尋ねします。

議案111-52ページの3目の学校給食費で11節ですが、需用費ですが、説明欄に「調理用具その他消耗品」と書いて115万7,000円ですが、調理用具でありますのでこれは備品ではないかと思っておりますが、中身によりますけれどもどういったものの調理用具か、それによって区分が違ってくると思っておりますのでどういうものかちょっとご説明いただくと、これは、ただこれを見ただけでは、用具なら備品になると思っておりますのでそのとこちょっと説明いただきたい。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 西村議員さんのご質問にお答えいたします。

議案111-52ページの消耗品、調理用具その他消耗品ということで、手袋とかマスクそれと薬剤とか洗剤、アルミホイルとかそういうものなんで、11（節）の消耗品というところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 16番、黒岩です。

議案111-41ページ、観光費、13（節）、委託料400万円、高知県景観整備事業、これは先ほど市長の行政報告の中にありました、県の緊急募集があり、景観を阻害している路線3路線を申請したとのことでしたが、これではないかと思っておりますが、この3路線とはどこどこか、また委託先はどこかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） お答えいたします。

議案111-41ページの観光費の委託料、高知県景観整備事業の400万円ですが、4路線です。そのうち3路線を申請していますが、4路線を予算化しておりますのでお答えさせていただきます。国道195号線の橋川野、物部川沿いの景観です。それと龍河洞の出口の遊歩道、それと塩の道、大荒の滝の遊歩道の計4路線になっています。そのうちの1カ所、龍河洞の出口の遊歩道ですが、龍河洞は国の指定の文化財となっております。また、県立自然公園にもなっておりますので、許可が必要となっておりますので現在文化庁へ申請中です。文化庁の許可がおりて自然公園の許可もおりてから申請する予定となっております。

以上です。

委託先ですけれども、それぞれ所管している…。

(サイレンにより中断)

○商工観光課長(高橋千恵君) 森林組合等を考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

暫時休憩のため(午後)1時まで休憩をいたします。

(午後12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(中澤愛水君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第111号、平成21年度香美市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。消防長、竹村 清君。

○消防長(竹村 清君) 議案第127号につきましては、議案の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

議案第127号、財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年香美市条例第58号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 財産の内容 高規格救急自動車(高度救命処置用資機材を含む。)

2 契約の方法 随意契約

3 契約金額 3,289万6,500円

4 契約の相手方 高知県高知市北御座3番39号

高知トヨタ自動車株式会社

代表取締役 利岡 信

5 支出科目 平成21年度香美市一般会計予算

9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費

平成21年12月9日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

高規格救急自動車（高度救命処置用資機材を含む。）を随意契約にて購入するものです。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。少しお尋ねします。

随契ということですが、随契に、普通は、前回は入札をされたという認識ですが、今回随契ということですが、それに至った経過。それと、2枚目で3,133万円という金額で落札というふうになってるんですけども金額的にどうだったのかと。それから、この落札という表現が妙に、入札の資料みたいのものに見えるけど、1社やき随契でしょうけれども、この点についての説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 山崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

契約方法につきましては、当初ここにあります高知トヨタ自動車株式会社さんと日産自動車さんが納入可能ということで指名をいたしました。日産自動車さんのほうが3月、年度内での納車が不可能ということでの辞退の届け出がありましたので、契約担当課から所管課に戻ってきたわけございまして、所管課の消防のほうで随意契約の手続をいたしまして、高知トヨタ自動車さんが、ここへ書いておりますように予定価格を下回った見積もりが出てきたということでの落札という表現で契約を締結することになりました。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

わかりました。ただ、日産さんのほうが年度内が無理やということで、今回初日に議決ということで、議運のときにはすぐ使いたいということですが、トヨタさんの分はすぐ納車されてすぐ使えるということでいいんですかね。急いでるということで初日に議決するということですが、日産さんのほうが年度内の納車が無理で辞退されたと今説明がありました。トヨタさんの、これきょう議決してすぐ納車されてすぐ高規格の救急自動車としての使命というか機能を果たせるのかという点を確認しておきます。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 山崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

平成21年度の事業として、納車につきましては年度内の3月31日までに納車をしていただくというのがまず第一の前提でございまして、期間的にも12月ということで残り約3カ月ぐらい、トヨタ自動車さんは、これで3月31日までの年度内に納車でき

てそれからすぐに稼働ができるということで、期限としては3月30日にしてありますが3月30日までに納車できてすぐに稼働ができると。日産さんは、この3月31日、平成21年度の年度内に納車が不可能ということでの辞退でございました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 今の説明はわかったんですけども、実際議会運営委員会のときに受けた説明では、すぐに今の救急体制からいったら稼働しなければならないので、私どもは初日に議決してすぐ使うんじゃないかというふうなことで初日に出てきたというふうな記憶をしてるんです。（納車が）3月30日であるんやったらわざわざ初日にする必要がないのじゃなかったのかという思いもあって説明を求めているんです。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 山崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

発注してから、日産とトヨタにつきましては一般車両と同じように救急車という車は製作しておりますが、一般車両のようにずっと流れ作業でやらずに一定の受注量をやってロット的につくっておるような状況でございます。それで、その車があるとしてもこれから救急救命の処置機材、資機材等をいわゆる架装したり、それから中で取りつけたりするのに3カ月ちょっと要するわけございまして、早急に発注して車のほうで、自動車のもとのほうで車を確保して、それから、やっぱり救急車につきましては非常に資機材のほうが多いんで、それを仕上げるのに大体三月ぐらいは要するというので初日にひとつお願いをして、早急に取りかかっていたいただいて3月末に間に合わせていただくというようなことで、ちょっと説明不足であったと思いますけどその点そういうような状況でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

平たく言うて、素人考えから言ったら、この期間さえもっと長くあれば、言うたら競争入札になるということで、この予定価格は3,140万円と、それから落札の金額は3,133万円、7万円しか、言うたら金額が実際予定価格から違っていないじゃない。もし日産が参加して、もうちょっと期間があって両方で争うと、入札したというようなことになればもっとやっぱり単価は素人考えからいけば下がる可能性はあったんじゃないかと思う。そこらあたりの見解はどんなんですか。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答えを申し上げます。

予定価格からの落札といいますか契約額につきましては、金額的には少ないことになっておりますが、設計といいますか積み上げた車両の価格からしますと94.7%ということで約314万円ぐらい、いわゆる土木でいえば設計価格ですね、積み上げていった車両の価格、いわゆる仕上げた正規の値段からすると314万円ぐらい契約額は下が

っておるといふ一応計算になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」といふ声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」といふ声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第127号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成21年第5回議会定例会で継続審査に付してありました日程第20、認定第1号、平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第30、認定第11号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11件を一括議題とします。

これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。あわせて、11月に行政視察を行っておりますので委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 総務常任委員会が平成21年度第5回定例会において付託を受け、継続審査となっておりました平成20年度会計の決算、認定第1号と認定第2号につきまして、平成21年11月10日審査を行いましたので、その経過と結果の報告をいたします。

まず、認定第1号、平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この案件は既に連合審査会におきまして質疑が終わっており、直ちに採決を行い、賛成多数（後に「全員賛成」と訂正あり）をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とし、質疑を行いました。

まず、「県補助金での特定助成事業と起債の借りかえによる繰り上げ償還について問う。」との質問に対し、「起債の借りかえ後の金利に係る特定助成事業費補助金は、翌年度からなくなる。」との答弁がありました。続いて、「平成21年度より一般会計とのことだが、平成20年度と同様の詳細になるのか。」との質問に対し、「繰入金、繰出金はなくなるが、県よりの補助金の関係もあり目や節に至るまで詳細に表示される。」との答弁がありました。「司法書士の調査費が減額となってきたが、現在の取り

組みと対応職員数は。」との質問に対し、「当初での司法書士を含めての三者面談などは終わり、現在では問題点を整理した上でご意見を聞くなどしており、回数も少なくなってきたことから手数料は少なくなっている。対応職員は、参事と1名兼務の職員そして知識のある方を嘱託で年間を通してお願いしている。」との答弁がありました。続いて、「弁護士委託料の今後と平成20年度の内訳を問う。」との質問に対し、「常時相談できるという委託料については、これからも続けていきたいと思っている。費用は月4万円で、年間48万円である。この金額を除く平成20年度の内訳は、訴訟委託料が10万8,000円、成功報酬が4件で103万円である。」との答弁がありました。

これらの質疑の後、採決を行い、認定第2号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員の賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

総務常任委員会が閉会中の所管事務調査といたしまして、11月11日より13日まで視察研修を実施しましたので、この際あわせご報告申し上げます。

福井県あわら市において、11月11日に同市市役所会議室にて防災対策について、関係者出席のもと防災関係の事業として防災行政無線の整備について、また避難準備、勧告、指示の発令基準の具体的指標を策定した内容について、自主防災組織の目標及び達成率、補助制度の内容について聞くとともに、災害時備蓄物資等の防災対策について説明を受けた後、質疑応答の研修でありました。

また、この研修は、他の常任委員会と合同の研修でありました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

- 議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。
- 教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） 議長、これ順番が日程順じゃなくてもいいだろうか。自分は認定第7号、認定第8号、認定第9号で後ろですけど、日程第…。
- 議長（中澤愛水君） それでいいです。
- 教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） いいですか。
- 議長（中澤愛水君） はい。
- 教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） 6番、比与森です。

平成21年第5回定例会において教育厚生常任委員会が付託を受け、継続審査となっていました案件は、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号の5件でございます。去る11月10日、審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

まず、認定第7号、平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出

決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「国民健康保険の収入実績が平成18年、平成19年、平成20年と年々減少している。90%を割り込むと調整交付金が減少されるペナルティーがあり、今後は心配される、課長の考えは。」との問いに、「調整交付金の対象者は、一般被保険者の現年課税分が対象となる。対象者1万人を割っているので、93%を割り込むと5%カットの対象となる。平成19年93.4%、平成20年度は92.8%となり93%を割ってしまった。減少の対象にはなっているが、後期高齢者医療制度が平成20年度からスタートをされ、収納率のよかった高齢者の四千数百人が移行したことによる影響が大部分であると考えられる。制度が変わったことで被保険者の構成が変わったため、国に対して率の変更を市長会を通じ求めている。全国的には2ポイントほど下がっていることから、率については要望もしているし見直されるのではないかと思っている。」と答弁。「全国市長会からの要望が通らない場合、現行制度のままだったら5%減となると思うが、その場合調整交付金は幾らカットになるのか。」との問いに、「約2,000万円ぐらい。」と答弁。「リストラなどで社会保険から国民健康保険に移行された方は収入はなくて国保健康保険税を支払えないと思うが、基金を活用し、保険税を下げても払いきれないか。」との問いに、「平成20年度、平成21年度にかけて収納額が減少していることから、担当課としては税率を上げ税額を確保したいとの思いはあるが市長から平成21年度は現状維持との方針を受けている。税を下げると金額的にも減少するので悪くても現状維持で、リストラなどで国保に移行した人に対しては国が特別補助を出すとの報道もされている。特別な理由の方には減額措置などで対応していきたいと考えている。」と答弁。「割り込んだ徴収率を引き上げるため担当課としてどのような対策を考えているか。」との問いに、「徴収率アップについては収納管理課にお願いしている。現年度分については電話による督促を考えている。」と答弁。「財政安定化支援事業繰入金の内訳は。」との問いに、「国から地方交付税に導入されたもので、県からはない。平成20年度は繰入基準額が8,566万3,000円で、交付税算入額が6,853万円。」と答弁がございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第9号、平成20年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「不納欠損が年々増加しているようだが。」との問いに、「特別徴収は100%だが、普通徴収の場合年々下がっている。平成19年度は84.5%、平成20年度は85.3%と若干よくはなっているが、全体の金額が上がっているため率からいうと不納欠損も徐々に上がると考えられる。」と答弁。「介護従事者や処遇改善臨時特例交付金が入っているが、現場では具体的にどのように使われるのか。また、金額が多額であるが、その用途について関係機関で検討会議などは考えていないか。」との問いに、3年

間で使うチラシ製作料など需用費である。会議費などは含まれていない。金額が大きいことから残れば返納しなければいけない。返さなくてもよいように使途については検討していく。」と答弁がございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第11号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、「広域連合の関係になると思うが、このままいけば後期高齢者の保険料が上がるのではないかとされているが状況はどうか。」との問いに、「2年ごとに改定されているので平成22年度から変わると考える。広域連合に問い合わせしたが試算がまだできていないとの回答で、今月末に説明があるのでその時点で示されると思う。」と答弁。「滞納者への資格者証の取り扱い、見込みはどうか。」との問いに、「短期者証発行は26名で、資格者証発行はゼロである。全国的にもないとの報道である。資格者証発行については、厚労省は聞き取り調査を実施するとの話もあり、慎重な取り扱いをするよう指示を受けている。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会が付託を受けていました継続審査の報告を終わります。

次に、去る11月11日から13日に行政視察で姉妹都市であります福井県あわら市を訪問した際の教育厚生常任委員会に関する研修のご報告を行います。

事前に大きく分けまして教育行政全般について、学力、体力の向上の取り組み、市内各小学校の取り組み、給食センターの現状、要保護、準要保護対象の児童比率などについてあらかじめ19項目の質問を送付、提出をした上で当日の質疑応答を行いました。当日は公務のため教育長は欠席しましたが、藤崎教育部長、長谷部教育課長、三上課長補佐に出席していただき親切で明快な答弁をいただきました。具体的な内容については省かせていただきますが、福井県が学力、体力ともに全国トップクラスであることをかいま見る思いでありました。今後は、各人がそれぞれの立場で機会あるごとに研修で受けた教訓を生かしていきたいと思っております。

以上で教育厚生常任委員会からのすべての報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 17番、竹内です。産業建設常任委員会委員長の報告を行います。

12番、久保信彦委員は入院のため欠席、出席委員7人で定足数に達しており、産業建設常任委員会を開催いたしました。

審査事件は、平成21年第5回定例会において継続審査となっておりました平成20年度各会計のうち認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号であります。

まず、認定第3号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑として、「水道使用料で収入未済額、いわゆる滞納があるが、水道は使用料が入らないととめるのでふえることは心配ないと思うが、今入っていないものについては幾らか。」との問いに対し、「収入未済額57万8,928円、滞納繰り越し分、平成19年度分以前からの分95万5,487円となっていて、平成20年度分に賦課した分の未済額が57万8,928円であり、平成20年2月分から3月分の滞納が4月末の納期であって5月31日に未済額に対し督促を出すので、その時点で57万8,928円に対し130人の未済納入者がいた。滞納は、平成19年度分11名で15万5,924円、平成18年度は11名で7万4,651円、平成17年度18万3,043円であり、5月31日で57万円だったが、督促を發し、6月30日の納期ですので、出納閉鎖の間に時差があるので大きい額にはなっているが、滞納すると給水停止をするので実際は10万円くらいに下がる。」との答弁。次に、質疑として、「10万円くらいの滞納、そこは給水停止か。平成17年、平成18年度滞納者10人から11人、現在停止をしているか。また、督促は出しているか。」との問いに対し、「合併してから水道料金を支払われていない方は給水停止としている。督促は出している。」との答弁です。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第4号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑として、「区域外流入で下水道管が敷設されていないので、負担金相当額を支払ったら下水道管を引くことができるのか。」との問いに、「下水道管は基本的には市が引くことになっているが、供用区域外については供用区域までは市が引き、そこから先については本人の負担としている。」との答弁。次に、「区域外からの申し込みの可能性はあるのか。」との問いに、「供用開始区域に隣接したところから申し込みはある。大きなところとして、以前前山の向陽台が開発されたとき下水道は入ってなかったが、圧送化により八王子宮を通り下水道管まで、開発の工事の中で引いた、そのようなこともあった。そのようなことで可能な限り、また管渠に余裕があればできる。」との答弁。次に、「下水道使用料30%、上水道70%とあり、下水道使用料徴収事務委託料を見直すべきであるとの（監査の）指摘の中身はどういうことか。」との問いに、「使用料

の徴収事務を水道課に委託している。公共下水道の特別会計と上水道事業の会計との契約に基づいて事務の委託を、下水が水道に行ってもらっている。水道の徴収のときに下水道のお金も一緒に集めてもらっている。平成4年に始めたとき上水道区域7,000件あって、供用開始当初は50件から100件であり7,000分の100の形であったが、最近は下水道も3,000件くらい使われる状況になった。水道7,000件と下水道3,500件となると2分の1を下水道が出すことになる。(監査の)指摘は、水道は7,000件徴収して、水道の7,000件プラス下水の3,000件を合わせ1万件にして、その分の3,000件を公共下水道の委託料として契約して支払うべきではないかとの指摘があり、平成21年度じゅうに水道課と協議をして平成22年度の予算から契約の形をとりたい。今年度は4月1日に契約をしているので途中変更は難しい。」との答弁。次に、「金額的には委託料は少なくなるか。」との問いに、「水道課としては他課の仕事を請け負うと人役の張りつけが必要となる。7,000分の3,500の計算と別に、現在徴収委託の3人役のうち1人役が下水のほうに行っているのが実際は1.2人役行っているのではないかと、そういうようなことを現在水道課と調整をしているが、水道課のほうは可能な限りこの金額をもらいたいが、監査の指摘にもあったように全体額分に下水の経費率は掛けるが、それプラス別に人役を張りつける場合、実際必要にしている人役分、今までは見ていなかった分を見てもらえないか今協議をしている。大きくは下がらないと思う。」との答弁。また、質疑として、「受益者負担金、前納報奨金が少なくなっているのは何か。」の問いに、「受益者負担金については、年度で面積が違ってる、金額も違っている。現在供用開始した地域については、ほとんどの方が前納報奨金を使って一括納入されている状況である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第5号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑として、「流量計設計委託料とは何か。」との問いに対し、「太郎丸にあるクリーンセンターに入ってくる汚水の流量計が設置されていなかったのも、新たに設置する流量計の設置委託料である。」との答弁。次に、「今まで設置していなくて作動していたのか、今後、各家庭から出た量がはかれる器具か。」との問いに対し、「仮に10トン使用したら処理場へ入ってくる量は12トンとか15トンとかになる。原因は、地下水の流入と不明水があって処理が15トンにもなる。今まで放流先の流量計で行っていたが、設置をすると流入する量がわかり、処理場の中でのロス、その分も含めて流入及び流出分には流量計を設置するのが通常の方法であるので今回新たに設置をした。流入流量計で積算された量は、各家庭の水道の使用料から積算される下水道量と同じであったらよいが、管内の結露とか地下水、雨水の流入とかの分について差がどれくらいか把

握できる基礎データにもなる。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続きまして、認定第6号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「終末処理場付近の県道の工事はいつごろ終わるのか。また、処理場の工事はいつごろ終わるのか。」との問いに対し、「来年3月ごろには処理場付近の県道の工事は終わる見込みである。処理場の工事については、当初2億4,000万円で県に要望していたが、農業集落排水事業は県の負担が11%であるが、11%出せないということから7,000万円減額し1億7,000万円で平成20年度に処理場の工事に着工したい。」との答弁。次に、「7,000万円減額しても処理場の建設はできるか。」との問いに、「2億4,000万円は処理場周辺の環境も含めてであったが、最低限必要なところ、処理場、処理施設だけで、植栽とか舗装とかができなくなる。」との答弁。次に、「用地の購入の予定は今後あるのか。」との問いに、「マンホールポンプの設置があるが、市道上のマンホールの中で設置するので用地買収の必要はない。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長の報告を終わります。

次に、11月11日、12日、13日で福井県あわら市へ行政視察に行きました。

視察の中で、産業建設常任委員会としてさきに申し込んであったプレカット工場の滋賀工場を視察、見学をいたしました。プレカット工場では、「大工さんの墨つけ、木づくり、運搬をすべてコンピューターと機械でするので工場では約50人の従業員で、月に大小いろいろあるが約300棟の生産をしている。」と説明を受けました。それで、「使っている木材の約7割が外材であって、ルーマニアとか北米、フィンランドから製材品で入ってきてる。」との説明で、国産材は土台が約40%、柱が約10%の使用であるということ、柱は今後30%ぐらいに上がるかもわからんというような話でありました。強度、かたさについては、「杉材は仮に65としたときに外材は95の割合でかたさが違う。」ということでありました。価格には外材と日本材には大きな差があるということ、説明をいただきました。プレカットは、「まず、ちりを出さない、大工さんのコストを下げる、早く仕上げる、特殊金物接合工法で注文は今多くなっている。」との説明を受けてこの工場の見学を終わりました。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、認定第1号、平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。
これから、認定第2号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。
これから、認定第3号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。
これから、認定第4号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。
これから、認定第5号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。
本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第6号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第7号、平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第8号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第9号、平成20年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第10号、平成20年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第10号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第11号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、認定第11号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は12月15日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午後 1時47分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 火曜日

平成21年第8回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成21年12月9日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月15日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

19番 前田泰祐

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	建設都計課長	中井 潤
副市長	石川 晴雄	下水道課長	佐々木 寿幸
収入役	明石 猛	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	岡本 博臣
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	竹内 敬
福祉事務所長	小松 美公	《物部支所》	
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦	支所長兼参事	萩野 泰三
税務課長	高橋 功	地域振興課長	西村 博之
商工観光課長	高橋 千恵		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成21年12月15日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 20番 大石 綏子 君
- ② 5番 織田 秀幸 君
- ③ 6番 比与森 光俊 君
- ④ 11番 片岡 守春 君
- ⑤ 7番 千頭 洋一 君
- ⑥ 10番 山崎 晃子 君
- ⑦ 15番 依光 美代子 君
- ⑧ 3番 山崎 龍太郎 君
- ⑨ 23番 坂本 節 君
- ⑩ 2番 矢野 公昭 君
- ⑪ 8番 小松 紀夫 君
- ⑫ 9番 門脇 二三夫 君
- ⑬ 17番 竹内 俊夫 君
- ⑭ 14番 島岡 信彦 君
- ⑮ 4番 大岸 眞弓 君
- ⑯ 13番 竹平 豊久 君

会議録署名議員

18番、山本芳男君、20番、大石綏子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

一般質問に入る前に委員長報告の訂正の発言を求められておりますので、これを許します。総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 12月9日の本会議におきまして総務常任委員会の報告を行うに当たり、認定第1号の採決報告で全員の賛成をもって原案のとおり認定いたしましたと申し上げるところを、「全員賛成」の部分を「賛成多数」と発言いたしました。心よりおわび申し上げまして訂正いたします。

○議長（中澤愛水君） 委員長報告の訂正がありました。

お諮りをします。先ほどの委員長報告の訂正にご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、委員長の発言どおり訂正することに決定をしました。

これで委員長報告の訂正を終わります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 改めましておはようございます。20番、大石綾子でございます。初めてトップバッターの順番をいただきましたのでちょっと緊張いたしておりますが、よろしく願いいたします。

2点ございますが、まず、1点目は、昼休み中の窓口業務についてでございます。

各課におけます昼休み中の窓口業務の現状をお聞きいたします。各課は、それぞれ業務に応じて昼休み中の体制がとられていると思います。いつでも市民に対応できる課もあれば、かぎをかけている課もあると思われれます。昼休みの節電等はもちろんのこと、それぞれの業務により昼休みの体制は異なって当然のことですが、あくまでも市民へのサービスが基本の上でのことだと思えます。

そこで、現在各課では昼休みの休憩業務体系はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。また、現在の状況で市民の方より要望や苦情などの情報はないのでしょうか。

続きまして、保健福祉センター香北にあります健康づくり推進課の窓口は、以前は昼休み中もアコーディオンカーテンはあいていました。ところが、いつの間にか閉じられるようになりました。現在インフルエンザの関係で来年3月まではあけるとのことです。

このことで地域の方から、どうして閉めるのという声が多数聞こえてくるようになっていました。どうしてと思う気持ちの中には、かぎを借りに行ったが閉まっていたという不便さを感じる以前に不自然に思う気持ちが大いだと思います。私もそう思います。地域の方の気持ちに沿えるよう業務体制を再考慮していただきまして、あけていただけないでしょうか。

2点目の質問は、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

もとより地方自治は住民の住民による住民のために運営され、そこに有権者である住民が主体性を持って参加することが絶対に欠かせない条件です。しかし、国自体、新地方自治制が施行されて半世紀少しですが、半世紀を経ただけで行政の民主化、自立性などが満足する段階に達していません。住民の自治意識の停滞、各種選挙の投票率の低下、他人任せの無関心、受益と負担の無分別等、行政側にも住民意思を酌む努力の欠如、先例尊重による改革意欲の欠乏、秘密主義、国や県の上意下達を盾にとって創造性、自主性、日和見主義、やる気の不足など今なお多くの問題を抱えています。

このような中で、香美市として合併して4年目を迎えようとしています。真の民主主義は制度、組織やルールの形式論ではなく、人々の個性の確立、人格の尊厳、自主、自立という心の問題です。このことを前提に、市民が合併してよかったと思えるまちづくりをどのようにお考えでしょうか。2期目を目指される市長の決意と見解をお聞きいたします。

次に、合併してよかったと思えるためには、合併特例債の使い方を考えてもよいと思います。確かに起債事業となりますが、合併の理念に基づき物部、香北、山田、3町の均衡のとれた地域の活性化、発展のために有利な起債と考え、市民の要望を満たす工夫として調査、研究を行ってはいかがでしょうか。私は、何も借金をしてどんどん活性化をしたらよいということではございません。

次に、市長の思いはいろいろとおありのことと思います。市長の政治姿勢を市民の方に理解していただくためにも、お忙しいとは思いますが市政報告懇話会など開かれてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） おはようございます。大石議員の昼休みの窓口に関します現状と市民の要望等につきましてお答えをいたしたいと思っております。

現在昼休みの窓口につきましては、出納室、住民課、収納管理課また総合窓口につきましては昼業務をやっております。支所につきましては、運用、また少し形態は違いますがそれぞれが窓口をあけておりまして、今申し上げました出納室、住民課に関する業務はできるような体制になっております。その他の課につきましては、労働基準法に基づきまして12時（午後0時）から（午後）1時まで60分の休憩を与えておるところであります。職員が在室の場合には要件があれば、要件によりましては

れぞれ適宜対応しているというところでございます。

市民からの要望につきましては、少数ではございますけれども昼間あけていただきたいという要望もございます。その要望の課としましては、税務課、福祉事務所、保険課等につきましてはぜひあけていただきたいという要望が少数ではございますけれども上がってきております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） おはようございます。大石議員さんのご質問にお答えいたします。

昼休み勤務は、平成20年9月末まで実施しておりました。その間、来庁者は皆無と言ってよいほどありませんでした。電話についてもほんの数件あるかないかでした。したがって、勤務時間内の充実を図る観点から昼休み（勤務）は中断しておりました。中断中につきましても、乳幼児健診等がありまして市民の方々からの問い合わせが想定される場合は適宜昼休み勤務を実施しています。それから、昼休み中の窓口カウンターの開閉、アコーディオンカーテンについてですが、当課は大変多くの個人情報を持っております。その保護の観点からとご理解いただきたいと思います。現在は、おっしゃるとおり新型インフルエンザワクチン接種対応のため昼休み勤務を実施しております。したがって、アコーディオンカーテンもあいております。来庁者は以前と同じ状態であることをご報告いたします。なお、過去に昼休み中事務所が閉まっておりまして大変ご不便をおかけした市民の方がおられるということですが、その方については深くお詫びいたします。

来年4月以降につきましては、人事担当総務課と協議の上、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。大石綾子議員の私に対しての3つのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、市民が合併してよかったと思えるまちづくりをどのように考えるのか。また、2期目を目指す市長の決意、見解を聞くということでございますが、合併につきましては、今日的な問題を解決する手段として、また将来とも持続可能な行政を構築するための施策として旧町村間で協議を重ねた結果実現したものでございまして、やはりその中の協議の中で進むべき指標として香美市振興計画が策定をされました。それを基本にしてまちづくり計画が進められているわけでありまして。そうして進められているまちづくりの実施におきましても、1年ごとにローリングを重ねながら市民の願いに少しでもかなった方向でのまちづくりを進めることが大切であるというふうに思っております。やはりこうしたことを通じて市民が行政の行う施策、あるいはさまざまな事業に対しま

して、そこで生活する人たちがやはり満足度をどのように実感ができるのか、このこと
によってやはり地域の皆さん方がそこに住んでよかった、住めていてよかったというふ
うな思いをしていただけるのではないか、そのことに行政が少しでも近づける努力をす
ることが大切ではないか、そのような思いでこの間務めてきたわけでございます。

そして、2期目へ向けてのということでございますが、2期目の出馬に向けましては、
自分の姿勢は6月議会で示させていただいておりますが、もしその任を与えていただけ
るとしましても私自身は2期目だからといって格別に構えて臨む思いは、考えは持って
おりません。ただ、私の市政に取り組む思いとしては、今までやってきたとおりそこに
ある課題から決して逃げずに、また今やるべきこと、そしてまたやらなければならない
ことを職員と一緒に着実に取り組んでいく、そのことが私の最大の責務である
というふうに思っております。

2番目の合併特例債を合併の理念に基づき3町の均衡のとれた地域活性化、発展のため
に有利な起債と考え、調査、研究を行ってはどうかということでございます。

ご承知のとおり、合併特例債は合併後の建設計画に係る事業に対しまして、10年間
の措置として充当率95%、元利償還時に交付税措置される率が70%の有利な起債で
あるわけです。しかしながら、本市は過疎債と辺地債が適用される条件下でございます。
これも充当率そして交付税算入率も一部は合併特例債よりもまだ有利な起債にもなっ
ております。このようなやはり起債があることから今後、今までも健全財政を保つ上から
も今日までそれぞれの先ほど言いました特例債もそうではありますが、過疎債、辺地債、
それぞれの特性を生かした考えのもとで起債の運用を図ってまいりました。

今の普通交付税は、合併の算定がえによりまして制度が10年間続くわけでありませ
う。その後5年間かけて段階的に調整をされまして、合併後15年以降は一本算定となり普
通交付税は減少することとなっていきます。現在まで合併後5年間の財政計画のもとで
進めてまいりました。しかしながら、近年の社会情勢の変化の中におきまして、平成2
0年度に長期的な財政シミュレーションを立てまして調整をしております。さらに、来
年度が財政計画の見直し年度でございますので、将来の一本算定を見据えた中で財政計
画を立てていかなければならないと考えております。その中で、当然合併特例債の利用
についても十分に検討していきたいというふうに思っております。

3番目の市長の政治市政を理解をしてもらうために、地域を限定し懇話会などを開く
ことはどうかということでございますが、地域に赴きまして市民の皆さん方と懇談をす
る機会は大変重要であり、住民の皆さん方の思いや考えを聞くよい機会になると考えて
おりますが、なかなかその場をつくることができずに4年間が来ようというふうに思
います。この間、私の限られた時間の中で精いっぱい地域の催し物に出るなど地域に赴き市民の
皆さんと触れ合うことを大切にしていまいりましたが、十分でなかったというふうに思
います。

懇話会などを催してはどうかということでございます。自分としては、先ほど言いま

した2期目の改選の選挙ということが近い中で私の思いは、改まってそのような懇話会を開くことには私自身は抵抗がございます。がしかし、自分を知っていただくためにも必要だというふうな、そうした場が必要であるということは実感をいたしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。

まず、昼休み中の窓口業務はわかりました。そこで、やはり市民からの要望がどれくらい多いか少ないか、そのことよりもやっぱり要望があれば私は、今あけてほしいという要望の課がありましたよね、私が申し上げたいのは、保健福祉センター香北それから福祉事務所ですね、やはりそういった保健と福祉の場というものは、その基本的な考えからいいましてあけるべきではないかと思えます。香北保健福祉センターの場所は、あそこはまさしく保健と福祉の拠点です。社会福祉協議会がありデイサービスがあります。あそこの窓口は、地域の方にとりまして健康づくり推進課というより保健と福祉の役所であると思っています。業務に差しさわりのないということですが、閉まっていれば声をかけることもできません。声をかけるかけないではなくて、その雰囲気です。また、（午後）1時からの会が2階の研修室等でありますけども、（午後）1時からの会ですとその前にその利用者の方たちは来るのが当たり前でして、あそこが閉まっていればロビーが暗いですよね。私は、この福祉事務所と保健福祉センター香北はあけたほうが、住民の感情論で言うわけではございませんが、やはり合併してまだまだ浅いわけですので、地域の方がそういうふうに使われるというのは、そこが2回目の質問の合併してよかった（と思える）というまちづくりにもつながっていくと思えます。ですから、4月以降は人事担当総務課と協議してということですが、片岡課長さんのときにもうここで責任持ってこれからはあけますとおっしゃっていただきたいと私は思います。

（笑い声あり）

○20番（大石綾子君） 保健福祉事務所のほうも来客者があるかどうかはわかりませんが、あそこが閉まっていれば当然昼休みだと思ってまたの機会ということでしょうが、やはり基本は市民へのサービスです。このことが一番の大事なところだと思いますので、よくお考えいただきたいと思えます、総務課長さん。

それから、市長さん、いつものように控え目なご自分への評価というように思いますが、恐らく私だけじゃなくて、2期目になったらもう少し門脇カラーを出して個性的にどんと何かやってほしいと、そういうふうに使っておられる方は多いことだろうと思えます。ですから、今までやってきたとおり私はというふうなお答えでしたが、やはり期待というものがありますので、そこで合併特例債45億7,000円強ですか、およそ、それがほとんどが学校、公民館の耐震化になっておりますが、市民の方にとりましたら、私も合併を進める場合に、合併特例債というのもありますので今まで以上にこのセレネ周辺を活性化させたり何かいいことができるのかもしれないからというふうに手のひ

らを返して合併を進めたわけでございます。そういう中で、やはり市民の方々が合併してよかったと肌で感じるほうが一番いいと思いますが、肌で感じるということが昼休みの窓口業務とか職員さんの態度とかそういうことにあらわれてくることだと思います。

そこで、市長さんにはやはり行政に対するニーズ、価値観が多様化してまして、行政環境が著しく変化し、このことに対応するための効率的な組織体制づくり、職員の活力をいかに活性化するか、また個々の職員の持つ能力、適正、個性をこの庁舎の組織体の中でどう活用するか、職員を適材適所に配置して能力開発を進めて、やる気のある職員が意欲を失わないよう士気を高める人事管理が最も重要な課題であると考えます。市長さんの気持ちはすごくよくわかってきますけども、市長一人がお考えを持っていてもやはり動いてくださる方はこの執行部とその職員さんたちです。職員のやる気、そういうものが目に見えてくればこういうことは言わなくてもいいと思いますけども、最近、香北のほうでございます、やはり職員さんが外に出るよりは内に引っ込んで自分たちだけで固めてしまう、それで間違いのない行政を行っていかうという、そういう雰囲気が見られます。最近もあつたと思います。市長さん、どなたか職員さんから何かの会で、めったにお会いできない市長ですのでというふうに言われたと思いますけども、そういうふうに職員から持ち上げられるようなそういう市長ではなくて、やはりどこにでもいるような、そういう雰囲気を持つ、広くなったとはいえ距離や広さの問題ではないと思います。2期目を目指して何が大事なのかということは、今私が言いましたようにやはりみんなでやる気を出して市民を巻き込んでということをお願いわけですので、市長にとりまして今までどおり、私の思う合併の理念に基づいてというお答えよりも一歩進んで、こういうことが大事だからこういうふうに目指していきたいというお答えが私は欲しいと思います。雲の上の人にならないように市長も職員さんにもお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 大石議員2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

職員の昼の休憩時間というのは労基法に定められておりまして、一斉に与えなきゃならないというふうに定められております。現在60分を与えておるわけですがけれども、議員言われますようにその市民本位の立場から考えて、昼休みをもっと考えろと、特に保健、福祉関係については検討していただきたいというお話でした。そのことは大変よくわかりますし、それ以外にも先ほど申し上げました税務課でありますとか保険課でありますかそういうところも要望がございますので、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

そして、一度進めたサービスにつきましては、これは継続していかなきゃならないことですから、途中でやめるとか、やったりやめたりというふうなことはぐあいが悪いだろうというふうに思います。ですから、しっかりとやる以上は十分な検討が必要だと思

いますが、検討していく上でやはり問題になってくるのは人の配置の問題だというふうに思います。現在も、ご承知のように集中改革プランの中で職員数を減しております。まだ100名ほど減すというふうなことでやっておりまして、毎年毎年人は減っておるような中でございますので、それぞれ今指摘された課からは人的な要望が多分出てくるのではないかと思います。私としましては集中改革プランは集中改革プランで進めなきゃならないと思っていますので、この昼間あけるということにつきまして人の配置をするということは一切考えない。むしろ減しながらやらせていただくということで、これから課長と十分話し合いをさせていただきますが、市民本位という立場を忘れずにしっかり検討させていただきます。要望にこたえるような方向にぜひやっていきたいと私は決意をしておるところでございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

2期目に当たっては自分のカラーをということでございますが、大石議員、私を少し買いかぶっておられるのではないかとこのように思います。私は、もう地がらこういう人間でございますので、私のカラーからこれ以上のカラーが出るのかどうかということは2期目につきましてもどうやらわかりません。しかしながら、そういう方向でいくしかないなど、もし与えられたらということでございます。まだ3カ月もございますので、たくさんの皆さん方がいろいろ考えておられると思いますので、そういうことでございます。

また、特例債につきましては、確かにそれぞれの旧自治体の中で、合併に対してのお話の中で特例債のことを議論をされたというふうに思います。私の記憶では、私も当時（旧土佐山田町議会）議員をしながら、またこの間（旧土佐山田町）町長をさせていただいた経過もございまして、議員のときには合併の話の特別委員会もさせていただいておりましたのでそうした話をしてきました。しかし、先ほどお話がございましたように特例債も借金であるわけでありまして、議論の中では幾ら特例債だからといってこれを余りにも多く使うことによってなかなか将来厳しいことになりはしないかという危惧する声もだんだん出ていたことが今（思い）起こされます。

このことの中で一つは、先ほど言いました今行っております算定がえの中での普通交付税の今後の方向ですが、平成27年には10年間のこの算定がえが終わるわけです。そして、平成27年度から平成32年度までが5年間、これで段階的に一本算定で進んでいくわけです。シミュレーションをした中では、約5年間の中で10億円ぐらい普通交付税が減額をするのではないかとこのようにシミュレーションもされております。そういうことを考えれば、やはり起債を使える期間ではございますがやみくもに、議員もやみくもに使えという指摘ではございません。必要なところはやっぱり当然打っていくべきでありますし、せっかくの合併のこの効果でございますので、これは今後の計画の中で、過疎債もあと来年3月で期限切れを控えておりますが、今の民主党政権の中で3

年間は継続をするというふうな方向性、正確な決定ではございません、来年3月31日までにそうなっていくのかということがわかりますが、今の段階では過疎債も暫定的に今のままいくというふうな話も聞いております。そういうことを含めまして、やはりトータル的にこの起債事業については考えていかなければならないと思います。まだ大型事業も控えておりますのでそういう面へ向けて、また、同じように市民の皆さん方の利便性を図るためにこうしたものが必要であるというふうな認識が持たれるならば、当然こうしたことで特例債の利用も考えていく必要があるというふうに思っております。

そして、日常の業務の中で市長の顔の見えんというふうな部分もあるかもしれませんが、決して私は雲の上の人ではございません、土の上の人間でございます、百姓が趣味と今は言っておりますが、本職、自分は百姓で生きてきてきましたので、土着性のある人間だというふうに思っておりますので、今後ともひとつご指導をいただいて雲の上の人間にならんように頑張らなければならないと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 大石綾子君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 改めまして、おはようございます。5番の織田でございます。

議長のお許しをいただきましたので質問に入らせていただきますが、ちょっとまず初めに語句の訂正をお願いしたいと思いますが、新しくきょう配付されとる中で「介護問題について」の③ですが、本市には「山田荘・白寿荘」のいう、この「山田荘」は平仮名でお願いをしたいと思いますが、平仮名で「やまだ荘」。その下の「指定管理の推進について」のところです、下段の列の「育成園に業務を委託してはどうか見解を問う。」いうところです、原本のコピーが最初に配られた時点では「育成園に業務を委嘱」いう形で書いておりましたが、これ「委託」に訂正をさせていただきましたので、済みません、おわびをして訂正をさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成12年度に導入されました介護保険制度も9年が経過をし、本年度から第4期介護保険事業がスタートをいたしました。本市の計画策定の背景として、高齢者が生きがいに満ちた生活を続けていくことができる仕組みや高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制を構築していく必要がある、このようになっております。旧3町村が合併した平成18年3月時点での高齢化率は31.9%でありましたが、喫緊のデータでは人口が2万8,516人に対し65歳以上の高齢者は9,828人、1万人に近づいております。そして、現在の高齢化率は34.5%になり、この4年足らずの間に2.6ポイント増加をしております。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加や認知症対策など高齢者を取り巻く状況は大きく変化をしており、それらに対応したサービスを提供することが自治体としての責務であります。いずれにしても、高齢者福祉の問題は行政として避けて通ることのできない重要な課題でもあります。本格的な高齢化社会になってから施策をあれこれと論ずるのでは遅きに失するのであります。間違いなくやってくる

高齢化社会に備え、今から長期的視点に立った福祉施策の樹立が急務ではないでしょうか。

そこで、介護保険事業の取り組みについてお伺いをいたします。

1点目は、介護拠点の整備についてであります。平成21年度補正予算にも盛り込まれた中身に、介護拠点の緊急整備として事業規模で3,300億円が計上されていて、厚生労働省が示している補正予算の概要は、地域の介護ニーズに対応するため新たに施設整備交付金を拡充するための基金を設置することで特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備するとされております。本市の第4期介護保険事業計画策定に当たって実施したアンケート調査では、今後希望する介護の場所として自宅を希望する人が一番多く34.7%であり、施設を希望している人は10.8%となっておりますが、介護施設の需要は今後の高齢化の進展を考えればますますふえることが予想されます。すなわち、上記で述べたように交付金を活用し地域の介護ニーズに合った施設整備を図るべきと思いますが、本市の見解をお伺いいたします。

次、2点目は、アンケート調査結果で一番多かった在宅福祉サービスをどのようにするかという点であります。高齢者は、家族の一員として家族と起居をともにすることが第一であります。しかし、家族とともに生活しているのだから行政は介入しないということではなくきめ細やかな対応が不可欠であります。寝起きや食事などにも不便をしているなどさまざまな状況が想定されます。これには、当然ホームヘルパーを派遣することを初めとして、高齢者が家庭で過ごしやすいための条件づくりをいかに進めるかといった問題についてどのように考えているのかお伺いをするものであります。

3点目は、本市にはやまだ荘、白寿荘の2つの特養がありますが、現在どちらも20人前後ぐらいの待機者がいるためなかなか入所できない状況にもあります。特養すなわち特別養護老人ホームは、身体上または精神上で著しい障害があるため常時の介護を必要とする人で、居宅で適切な介護を受けることが困難な人で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者が多く入所しております。今後高齢化の進展により入所希望者の増大は必至であります。しかし、特養ホームの増設は介護保険料の上昇にもつながると思いますが、年金で入所できる特養をもう少しふやしてほしい、そういった声に対する執行部の皆さんの見解をお伺いいたします。

次ですが、指定管理の推進についてお尋ねをいたします。

本市は、厳しい財政状況下で行政経費の人件費削減は最大のポイントではないかと思っております。経常収支比率の中に占める人件費の比率や人口に対する職員数の適正化などを勘案し退職者の補充を抑制することで100名程度の人員削減を計画していると思っておりますが、そこで何を残し何を切るかという選択は当然ありますが、将来を見据え切る、残すだけではなしに育てるものがないとすればならぬ、そのように思っております。すなわち職員の少数精鋭化を図りながら各種施設の管理を委託することで経費削減につなげて

は、このように思います。

以上のことから、本市の出先施設として中央公民館、図書館、美術館、吉井勇記念館、土佐山田スタジアム等があるわけでありますが、いずれも1名から3名そういった職員が携わっています。人員削減と経費削減に向けた指定管理への移行に対する見解をお伺いするものであります。また、この土佐山田スタジアムの清掃業務等で年間220万円ほど育成園に支払っているというようなことをお伺いしましたが、この際育成園に業務委託してはどうかということで考え方、見解を伺います。別に、私はこれ育成園から何か云々とかいうそういうあれは一つもありません。個人的なそういうものはありませんけど、せっかくそうやって毎日毎日、これ月換算で18万円ぐらいの清掃業務になっとんじやないかと思いますが、その点もまた考えをお聞きしたい思います。

最後に、物部町の観光推進についてお伺いをいたします。

以前から物部町の広大な森林は本市にとって大きな財産であるということを私自身言及してきましたが、現在の木材価格の下落による森林従事者の減少、次世代の担い手不足に歯どめがきかない状況であります。そのためか高齢化率、はやもう50%以上になり限界集落の拡大はますます広がるのではないかと、そういった懸念もあります。しかし、森林の持つ多面性は下流域での多大な恩恵を享受しております。そのことを思えば何としても山を守らなければならないと思うのは当然のことであろうと思います。物部川流域の自然の美しさや日本一のユズなどのPRに行政はもっともっと力を入れるべきではないか、そのように思っております。そして、一人でも多くの人々に足を運んでもらえるようさらなる努力を願うものであります。

以上のことからお伺いをします。物部町の奥物部ふるさと物産館の看板は、車両の出入りにも支障を来しているし国道からは見えにくいとの不評であります。移設の考えはないかお伺いし、また、集客の多いアンパンマンミュージアムに物部の物産館やべふ峡温泉などの看板設置は可能か否かお伺いをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。織田議員の介護保険についてのご質問にお答えします。

介護保険事業については、3年ごとの計画を立てて見込み事業量を算出し保険料を決定しています。今期は、第4期介護保険事業計画に沿って平成21年度、今年度から平成23年度までの3年間の計画です。現計画の中の施設整備は、地域密着型特養を物部町に設置予定です。介護保険のそもそもの目的は、施設から在宅へという大きな流れをねらったものでした。ある程度の施設整備は必要と考えていますが、保険料の高騰もあり施設整備については極力抑制していきたいと考えています。

一方、在宅での介護サービスについては、事業者の参入を抑制してきた経緯はありません。居宅サービスが充実してくれば、高齢者が家庭で過ごしやすいための条件づくり

となると考えます。

特養の施設については、現在民間事業者や一部事務組合の事業者に頼っております。今後も民間事業者を主体にお願いしていくしかないと考えます。また、一般的に特養は広域で考えられている施設であり、近隣の市にも設置がされており県の計画に沿ったもので整備されてきています。香美市に限って言うと、今期計画の中に先ほど申しました地域密着型特養を物部町に設置予定で進んでいます。また、年金で無理なく入所できる特養ということですが、入所については所得の段階に応じて金額が設定されており、これだけの年金をもらっている人なら幾らというように金額が設定をされております。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。織田議員の介護問題についての2番目の、高齢者が家庭で過ごしやすいための条件づくりをいかに進めるのかについてお答えします。

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる手助けをする取り組みは、第4期高齢者福祉計画に沿って進めていくこととなります。この計画の中でも記載しておりますが、保健・医療・福祉の関係者を初め地域の各種団体や住民一人一人が連携し地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進していく中で、福祉事務所が取り組む事業としましては、調理が困難な方への食の支援としまして配食サービス、また居住する住宅を高齢者等の身体状況に応じて安全で利便性にすぐれたものに改修、改築する支援としまして住宅改造支援事業、また日常生活を営むのに支障のある方へ日常生活用具の給付等の支援を、またひとり暮らし高齢者等への見守りとして緊急通報装置貸与による見守りや地域見守りネットワークづくり、また災害時要援護者の支援体制づくり、医療機関への通院の助成としましては通院タクシー料金助成事業と通院乗り合いバス料金助成事業を行っております。また、高齢者の方の生きがいの充実や社会参加の推進を図る支援としまして、シルバー人材センター事業や老人クラブ活動促進事業への補助も引き続き行っていきます。これらの事業や保険課、社会福祉協議会など関係機関の事業等もあわせて行くことで高齢者の方々が生きがいを持ちつついつまでも健康で生活できるよう、また介護等が必要になっても家庭で生活できるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 織田議員の指定管理の推進についてお答えをいたします。私のほうからは、中央公民館、図書館、美術館、吉井勇記念館についてお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、今まで地方自治法第244条の2に基づく管理委託制度が廃止をされまして、平成19年9月1日から指定管理者制度か、それとも市役所による直営かでしか公の施設を管理できなくなっております。この法律の趣旨につきましては、広く市民が利用する施設で、公による施設管理運営より民間のノウハウによる

管理運営のほうの利用者サービスも行き届き、住民サービスの向上にもつながり、また人件費等安上がりになるのではないか、その安くなった経費におきまして他の住民サービスが望めるのではないか、このような発想により法律が制定をされたものでございます。制度の中身につきましては、施設の管理運営や利用料の設定、この利用料につきましては上げることも可能であるということでございます。これは協定書により設定できることとなっております。また、公募が原則であります、公募せずに条例で指定することもできるようになっております。高知県内でも、公募したにもかかわらず申込者が辞退したり、あるいは途中で撤退した報道もされております。指定管理者も、利益が出ない事業への参入につきましては経営的にも成り立たないのではないか。また、こうした中には、一定以上の利益が出た部分については公に返還する協定書になっているケースもあるようであります。香美市でも多くの施設がこの指定管理者制度へと移行しておりますが、図書館は利用料が無料であり、中央公民館や美術館、吉井勇記念館につきましては広く市民が利用する施設として使用料や入館料を安く設定をしております。このような文化施設につきましては、最初からなかなか採算のとれるような施設ではありませんので、民間の指定管理を入れたといたしましても人件費分ぐらいしか影響がないということになります。これはご質問のとおりではございます。

そこで、中央公民館を見てみますと、もともと合併前は正職の館長がおりましたが非常勤の館長に、それから正職員が3名、それから臨時職員が1名、この臨時職員というのは正職員にかわるものでございます。それから、吉井勇記念館につきましては、非常勤の学芸員と非常勤職員でやっております。それから、美術館につきましても、館長は非常勤で正職員は1人。図書館につきましては、これも合併前は山田の本館でございますが、正職員の館長がおりましたが今現在は非常勤の館長と正職員が2名、香北分館につきましても、非常勤の司書とパートが2名、物部分館につきましても、非常勤職員が1名ということですからかなり絞り込んだ職員になっております。そういうことから、なかなかこれを指定管理制度を入れたといたしましても、この財政面で経費削減になるかというのは少し考える必要があるのではないかと。

それと、もう1点は、施設の管理につきましてはほとんど部分的に清掃業務あるいはエレベーターの保守とかそういう部分につきまして委託にしております。そういうことから、このそれぞれの施設の管理の面におきましては指定管理にいたしましてもなかなか利益の出るような施設にはなっておりません。

私のほうからは以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） おはようございます。織田議員さんの指定管理の関係ですが、土佐山田スタジアムについて自分のほうからお答えをさせていただきます。

土佐山田スタジアムにつきましては、今現在職員1名、そして臨時職員2名にて管理を行っております。その利用につきましては、年間を通しての土曜、日曜そしてまた祝

祭日等には軟式野球等を中心としまして大半が予定が入っておる状況となっております。平日も含めると、年間通しまして利用率は約55%ぐらいに達しておるところです。そんな中で管理運営を行っておるわけですが、管理運営につきましては年度に入る前に市内団体の利用要望とか、あと行政関係の行事の日程を確保しながら、その後軟式野球そしてアイランドリーグ等の試合など大きい大会について調整をしながら行っております。そのような調整も必要となっておりますし、また、現在の利用状況におきましては野球での利用が多くを占めておりますので、管理上も野球に関しますマウンドの整備とかいうふうなことである程度経験が求められるような作業もあるわけです。そんな場合、職員の異動等もありますが、経験者等がお互いに引き継ぎを行いながら順次教えながら引き継いできておるところです。

また、年間使用料につきましても年間100万円から150万円ということで、指定管理を行ったといたしましても多くの持ち出しも必要となっております。そういうような状況もありますので、今現在指定管理を行うということは考えておりませんが、今後さらなる職員の削減も、財政的に厳しいですと言われておりますので、そのあたりを踏まえました上で指定管理を行うとすれば今後スポーツの振興も図られるような指定管理の方向を検討していくのが課題ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 織田議員の観光推進について、まず奥物部ふるさと物産館と美術館の看板についてのご質問にお答えいたします。

この施設前のスペースは、催しができる広場としまして活用するためにつくられたもので、当時は余り車の乗り入れは考えず向かい側のふれあいプラザに置いてもらうようになっていたようです。しかしながら、現在は駐車台数がふえており管理上苦慮しているところですが、ご指摘の看板は国道から見えにくい状況ではありますが、建物本体の明示看板であり建物の顔であるため、ほかの場所に移設することにはならないと考えております。

次に、アンパンマンミュージアムに物部の物産館やべふ峡温泉の看板の設置をとのご意見でございますが、ミュージアムとしての趣旨がございますのでこの施設内に設置することは難しいと考えます。アンパンマンミュージアムと保健福祉センター香北の駐車場出口に県が設置しました案内板がございます。そこにはべふ峡及び温泉は表示されておりますが、物産館につきましては表示がございません。物産館の指定管理者とも協議いたしまして総合的に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。思ったとおりといいますか、想定内の答弁をいただきありがとうございます。

介護問題についてですが、今団塊の世代が10年、15年たったときにはもう75歳になるわけです。そして、ますます香美市の高齢化、これは団塊の世代がそういう70歳から75歳になったときが年齢比でいうたらピークになるいうんですかね、そういうことから先進国の間でも日本がいい事例をつくっていくいう、そういう役目も帯びるといった、そういうような見解もあつたりしてます。もう現在でもかなり高齢化が進んでおる中で、だんだんだんだん急速に高齢化も進む。それで、確かにこの計画策定の背景の中で地域社会全体で支える体制をいう、そういう項目があります。これは私も大変重要なことであり大事なことであるように思います。それで、これはボランティアを交えたいうんですかね、そういう形で地域を巻き込む、そういう仕組みを考えているのかどうか、そこらをまたどちらかの執行部の課長にお願いしたい思います。私もこれ介護問題を取り上げていろいろ資料等調べておりまして、もう複雑といいますかね、細かいことだらけで、もう資料をめくればめくるほどわけがわからんような状態がありました。窓口におられる方も本当に大変な業務やないかということが改めて勉強する中でわかったわけなんです、要は、大事なことは、市民のためにいう1点は、先ほど大石議員のほうからもる話がありましたけどその1点だけは福祉に関してはしっかりと受けとめていただきたいと、窓口の責任者として片岡課長も含めてそこらはお願したいもんです。

次に、指定管理、教育次長のほうからは、利益が出ない利益が出ないという話がありました。公民館や図書館や美術館で、これ利益を追求してもしょうがないんじゃないかと思うわけです、実際は。そして、先ほど来言うたように、この現在の四百十数名の職員を300名ぐらいに、100名ぐらい減にする。せんだっての新聞、方針に南国市が424名とかいう、もうこれ以上人員の削減はできませんよいう、そういう話がありました。香美市も合併して3年、4年、確かにだんだんだんだんと退職者の補充を抑制して人員削減につなげておる、これはもう十分理解できるわけなんです、これは、要は住民台帳とかそういう住民にかかわる基本的なもんを閲覧するとかそういうもんは当然臨時とか指定管理者に任せて云々いうことはならん思います。ほれでも削れるところは削っていく。確かにそれは、職員が1人、2人と配置されておれば、もう全然その職員待遇でいったら給与面で違うてくるでしょう、当然、だれが考えてもそう思いますよ、それは。多くの自治体なんかのやはり人員削減には、こういう指定管理制をどんどんどん採用しておるいうんですかね、そういうことなんかも参考にさせていただいて、この利益が云々ということには私はならん思います。再度その点お願いをします、答弁のほう。

そして、観光推進。高橋課長、私はせんだってこの物部のふるさと物産館にちょくちょく寄って食事をしたり、また（奥物部）美術館を見たりしました。（奥物部）美術館も、絵画の絵も、はぐって絵を見るんか思うたぐらい同じような絵がずらっと並んでおりました。言いたいことは、時折やはりそこに行って、課長に行ってくださいとは言いません、職員の方が行って、指定管理にしとるから行政はもう知らんぜよいうんではな

しに、どんな食事を出しとるか、（奥物部）美術館の状態はどんなものであるとか、そして、市民のやはり声としてあそこの看板は入り口のちょうど真ん中にあるでしょう、あれ、状況は変わってきておりますわ。答弁では、物部の（ふるさと物産館）反対側のほう（ふれあいプラザ）へ駐車するような流れであったけれど、買い物をする高齢者等が車で何人かおりていろいろ買い物して買い物の積み荷する場合に、当然それはもうあそこの前へとめたら便利がえいわけで、食堂もある、コーヒーも飲める。そして、地域の市民の声として、どっかちょっと移設していただいたらもっとも有効利用ができるんじゃないかという、私はその声を今回質問させていただいたわけなんです。

そして、アンパンマンで看板設置はできないということで、行政としてはやはりPR、それはもうお金の要る場合も当然あるわけなんですけどどこまで力を入れていくか。せんだって楠目寮の工科大の忘年会があって、そして地域の一人やということで私も招待を受けて行きました。あそこには留学生が、大学院生ですわ、二十数名、工科大には40名ぐらいの院生の留学生がおる。そしていろいろ話す機会がありました。香美市へ来て感想はどうですか、どっかへ行かれましたかいう、そういう会食をともにしながら話しました。香美市はすばらしい環境で勉強には物すごい適しておりますと。そういう対話の中でのやりとりでございました。この物部川の源流、白髪山を初めとして本当に自然の美、美しさいうんがあるんです。そういったこともまたPRいうんですかね、もっともお金を伴う場合もあると思いますけど力を入れていただきたい。

そして、これは通告にはなかったんですけど、実際もうちょくちょくあそこへ寄っていただいて、どんな料理が出るとか、どんな美術館で展示されるとか、そういったチェックもまたしていただいたらと、そんなに思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 織田議員の2回目のご質問にお答えします。

地域社会を支える体制で、ボランティアを交えた形で考えているかというご質問ですが、当然これから織田議員のおっしゃるとおり高齢化なんかもますます進んでくると想定されます。行政だけでは対応できないことなんかも当然出てくると思いますので、そういったときはボランティアの方の力を得て取り組んでいかなければならないと思います。現在社協だよりなんかでもボランティアの方の募集もしております。そういったボランティアの方、それから社会福祉協議会、民生・児童委員の方なんかと一緒にやって取り組んでいかなければならないと思います。例えばひとり暮らし高齢者の見守りなんかにつきましても、民生・児童委員の方が地域を回ってそういった方をピックアップしてくれておまして台帳整備とかも進んでおりますが、そういった場合、見守りとかにしてもご近所の方とかそういった方の協力なんかは当然必要になってきます。行政だけではできない部分もありますので、地域の方の手助けが今後とも必要になってくると思いますので、ボランティアを交えた形で進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

織田議員は財政面での話でございますが、先ほども1回目で申し上げましたが管理は委託をしております。職員がおるのは、それとも含めて事業を実施をしなければならない、その事業を実施するためにそれぞれの、中央公民館なら社会教育法に基づいた事業を実施をしておるわけですね、それで職員が必要であると。丸々その館自体の管理を指定管理制度に移行したとしても、事業は基本的には職員がやるかという話になります。そこで、南国市の職員の削減のことが出ておりましたが、私の範疇ではございませんが、合併時には四百二、三十名おったのが計画的に今進んでおると思います、削減も進んで。私が総務課におるときは、最初の10年は退職者に対して2分の1の補充をすると、それから、あとの10年については退職者に対して補充はしないという方針で進んでおられてその計画どおりいっておるというふうに思います。

そういうことで、職員につきましては運営ということで、大体その事業を企画してやっておると。それから、管理については一部委託をしておるということで、かなり経費的には削減ができております。私が利益が出ない出ないという話もいたしましたが、なかなかこの利益の出る施設ではないということは織田議員の質問した中身と一緒にございます。この指定管理者制度につきましては、利用人口の少ない地方の自治体につきましてはなかなかなじまないような施設でございまして、都市型の制度ではないかというふうな感じも私は持っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 織田議員の観光推進についての2回目のご質問にお答えいたします。

（奥物部ふるさと）物産館、レストラン、（奥物部）美術館に再度お運びいただきましてありがとうございます。内容につきましては、指定管理者の農政課とも協議をいたしまして、地域に密着し、ご意見も聞きながら進めたいと思います。

その中で、看板が移設できない理由としましては、この看板は市道のど真ん中にあるのではなく敷地で大きく示しておりますけれども建物を明示する看板であること、2点目に、移設する場所がなかなか見つからないこと、これは、皆さんに聞いてはいますけれどもなかなか移設する場所が見当たっておりません。3点目に、設置が頑丈なために費用が多額であることになります。

アンパンマンミュージアムも含めまして、観光推進に関しましては商工観光課一丸となって努めていきたいと思っておりますので今後ともご指導よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田です。3回目をさせていただきます。

本来やったらもう2回で終わっとるわけなんですけど、1点だけ次長にお伺いします。

どうしても職員を配置しなければならないかどうか、その点だけお願いしてこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 織田議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

どうしても職員を配置しなければならないかということですが、その点についてはどうしてもということではございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、防災対策についてお尋ねいたします。

私どもの西本町1丁目の避難場所にもなっております山田小学校では、今年夏休みを利用し校舎と屋内体育館の耐震補強工事がすべて完了し安心していただいております。避難場所が安心できる施設となったことは非常にありがたいことではあります。小学校周辺のブロック塀に地震の際、危険ではないかと思われる箇所がございます。ご存じのように山田小学校はあと数年で創立140周年を迎えようとする、市街地の中心部に位置していることから民家とも数カ所で隣接しています。先日もブロック塀に隣接するお宅のご婦人が、学校の耐震工事が終わりうれしいことだが、地震の際、家のほうにブロック塀が倒れてきたら私たちは避難したくても家から外出できなくなると訴えてきました。

山田小学校周辺のブロック塀は、地震に対しその強度は大丈夫でしょうか。もし危険であるとすれば、早急に工事をお願いする次第です。今後の対応をお伺いいたします。

防災対策の2点目として、自主防災組織の活動や9月6日に実施されました避難訓練などに対し、市の職員が余り積極的でないと市民からの声を耳にします。初めに申し上げておきますが、西本町1丁目在住の職員は非常に協力的でございます。前もって言っておきます。

（笑い声あり）

○6番（比与森光俊君） 別の防災組織の方からこのような話を聞きました。9月5日、避難訓練の前日ですが、準備で忙しくしていると市職員からの一言は、「あす何かあるんですか。」だったそうです。また、他の方からは、「市の職員も多忙とは思いますが

避難訓練などには全く出てこない。」とも述べていました。防災対策課では、自主防災組織の設立や災害に対する広報活動に取り組み市民の安全と安心に尽力されているわけですから、たとえ課が違っても年に1度の香美市避難訓練や各地域での防災活動には、積極的でなくても参加ぐらいはしてほしいというふうに思うところがございます。市として強制はできなくても、指導されてきたこととは思いますが、今述べましたような現状から今後どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

防災対策の3点目として、去る12月5日に開催されました香美市自主防災組織連絡協議会設立準備会からお尋ねいたします。当日、小島地区の防災会の実践報告が防災会長から発表されたわけですが、その中で避難確認シートの作成と全戸配布の報告がございました。以前テレビでも別の地域の活動として避難確認シートの作成、配布が報道されたようですが、香美市におきましても高額なものではないことからこのシートの作成と全戸配布を実施してはどうかと思うところがございます。小島地区のように町内会（自治会）の会計から補助金としてサポートできる地域はいいですが、町内会（自治会）と防災会が全く別会計で補助金も出せない地域では、安価なシート作成であってもその費用の捻出には苦勞する部分がございます。避難確認シートの作成と市内全戸配布する考えはないのでしょうか、今後の対応をお尋ねいたします。

以上で防災対策について質問を終わります。次に、資源用ごみ袋の大サイズについてお尋ねいたします。

2カ月ほど前になりますが、ご近所の奥さんから「以前の（ごみ袋の）サイズに合ったごみ箱で資源ごみの処理をしていたが、余りにもサイズが小さくなり過ぎごみ箱に取りつけることができなくなった。明らかに値上げではないか。」との苦情が寄せられました。その後、ごみ袋を販売しています何軒かの小売店の方や数人のご近所の奥さんにも話を聞きましたが、サイズ大を使用されている方々は一様に小さくなったことへの不満を述べていました。小売店では、「お客様から袋が小さくなったことへの苦情を耳にすることはありませんか。」とお聞きしますと、小さくなったことへの不満と事実上の値上げではないかとの話が出ていたようでございます。

以上のことから3点お聞きいたします。資源用ごみ袋のサイズ大の大きさが同じ価格でありながら小さくなることは、広報などで通知されたのでしょうか。そして、縮小された理由は何か。現在、在庫としてあるものは仕方ないとしても、新しく発注される商品についてはもとの大きさに戻すことはできないのでしょうか。

以上お尋ねいたします。

次に、本年7月からスタートしましたパッケージ事業、地域雇用創造推進事業、地域雇用創造実現事業の進捗に対し、香美市としてこれまでどのようにかかわってきたか。そして、今後どのような対応を考えておられるのかお尋ねいたします。事業の導入を提案してきた者として、半年たった今の現状に対し3年が経過したとき見事に目的を達成できているのか大変心配することから何点か質問させていただきます。

初めに、確認の意味から、香美市地域雇用創造協議会の構成メンバーをお伺いいたします。協議会メンバーの方々は、当然3年後、現時点からは2年半後になりますが、自立できる組織を設立するとの当初の目的を達成するため取り組まれていることと思います。市は、現在までの活動状況に対しどのような判断をされているのかお聞きいたします。

そして、この事業がどのような形で完成できればよいと思っているのでしょうか。理想を描き創造することは大切であると思います。絵にかいたもちとならないよう努力するわけですから、率直なまちづくりへの思いをお聞かせください。

事業成功のためには商品開発や販路拡大の確立であり、そのことを目的としているわけですが、例えば大柁高校の「ゆず香るお菓子」などは、地元の方々に温かく見守られ製品化されていくと思いますが、一つの事業となるよう安定した生産体制と販路拡大にも取り組んでいけば近い将来香美市の土産品として出荷販売できる要素を十分兼ね備えていると思うところがございます。協議会の中で、商品開発や販路拡大の要望が示されないと前進はありません。産業振興と雇用創出のため協議会ではどの程度の頻度で検討会が実施され、どのような議論、提案がされてきたのかお尋ねいたします。

よく消費者ニーズにこたえていくとの言葉を耳にしますが、香美市地域雇用創造協議会にあってはまず生産者のニーズ、製造者のニーズをしっかりと受けとめることが重要ではないかと思えます。そして、その中から消費者ニーズに合ったものを商品開発や販路拡大につなげていくことこそ協議会の使命ではないかと私は位置づけております。まさに今後の香美市まちづくりの重要拠点となるものを創出しようとしているのではないのでしょうか。香美市はそういった要素を十分に兼ね備えていると思えます。事業が見事に目的を達成するためには、上部組織であります行政がその進捗状況の確認、チェックをしっかりと進めることが非常に重要であると考えます。残された時間は実質2年、今後どのような方向で進めていくのか、その対策をお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

防災対策、山田小学校のブロック塀の今後の耐震補強についてでありますけれども、山田小学校の耐震改修工事については、防火戸の改修工事を残していますが校舎についてはほぼ完了、屋内運動場は完了というような状況です。小学校を囲む塀の改修については、今回の耐震改修工事の内容には入っていませんでした。周囲は道路や歩道、民家に接しています。またブロック塀やフェンスで囲まれており、中にはひび割れ等老朽化している箇所も見受けられます。塀は市有、民有そして所有者がちょっとはっきりしないところもありますが、境の確認、所有者との調整を行いながら、危険性の高い老朽化した塀から改修をしていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 防災対策課から比与森議員のご質問にお答えいたします。

9月6日に実施しました県下一斉避難訓練でございますが、本市では31自主防災組織が参加いたしまして、報告をいただきました参加人数は1,408人でございます。自主防（災）組織が主体的に参加していただくということで、特に職員の参加云々という意識を持っておりませんでした。自主防（災）組織が結成されているところの職員は自主防災組織に加入してくれていると思いますが、議員さんが言われましたように職員から意識を上げていかなければならないと思います。次回からは、訓練前には市内デスクネットで参加を呼びかけるなど考えていきたいと思います。

次に、小島防災会が独自アイデアで実施しております避難確認シートというのがございまして、先日の自主防災組織の連合協議会の準備会で小島防災会から実践発表がございました。この避難確認シートというのは、災害が起きて避難する者が互いに隣近所の避難状況を確認しながら、玄関とかへ避難終了済みとかいうこの避難シートが張ってございますので、それを隣近所が確認しながら避難をいたしまして、避難した先で防災会長や班長に報告をいたしましてその地域の住民の避難状況を把握するというようなものでございます。

このシートを市のほうから全戸へ配布したといたしまして、この配布を、自主防災組織が結成されているところはいいんですが、その組織、地域での実施体制が確認ができない、そういうところではその効果を発揮できないというふうに思います。配られてきたけどこれはどうしたらえいかというようなことになります。今のところ全戸配布は予定しておりませんが、防災行政につきましては自主防災組織連絡協議会が結成予定ですが、その協議会などでそれぞれのご意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 比与森議員さんの資源ごみ袋大のサイズが小さくなったことに対してのご質問であります。

第1点目の市民に対し縮小の広報は行ったかのご質問ですが、今回のごみ袋の規格の変更は平成20年度から実施いたしました。しかし、規格変更時に旧サイズの在庫が相当備蓄されていたことなどもあり混乱を招くおそれもあったため、市民に対しての広報活動は行っておりませんでした。

続きまして、第2点目の資源ごみ袋のサイズが縮小された理由についてですが、資源ごみ袋大への投入可能な廃棄物はプラスチック製容器包装及びペットボトルなど軽い物専用袋として市民に周知しているところですが、まだ十分にご理解をされていない市民の方もおられ、大きいサイズの袋に金属、家電など重量物を入れて排出される場合があります。収集業務の大きな障害になっていたため、サイズを縮小することに至りました。

しかし、質問第1点目と第2点目でご指摘されましたように、市民に対して何の広報もせずサイズの縮小を行ったことは確かに反省すべき点でございます。この点につきましては、深くおわび申し上げます。これを今後の反省材料とさせていただき、同様の事態が生じた場合はまず市民の皆様にお伝えするよう方法等について課内で検討していきたいと考えております。

次に、第3点目の今後もとのサイズに戻すことはできないかのご質問ですが、財政状況の厳しい中、じんかい処理費も削減は市にとっても大きな課題となっております。そのため、現在は香南清掃組合構成市の南国市、香南市、香美市の連絡協議会でごみ袋の共同購入を計画し、経費削減に向けたごみ袋の規格統一に取り組んでおります。当面は、在庫等の関係もありますので現状の維持を予定しております。しかし、当然なことではありますが、市民の要望も同様に重要でございます。課としてはその把握に務め、状況に応じて協議し、弾力的に対応していきたいと考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森議員のまちおこしのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の香美市地域雇用創造協議会の構成メンバーは、香美市、香美市商工会、土佐香美農業協同組合、香美森林組合、物部森林組合、香美市観光協会、高知工科大学の7団体となっております。

2点目の自立できる組織を設立するとの意思統一と高い認識による事業への取り組みへの市の判断についてと、3点目の最終的にはどのような成果、結果を描いているかは、関連しておりますのでまとめてお答えいたします。

地域雇用創造推進事業は、研修、講座等の人材育成メニューやU・J・Iターンの希望者への情報発信などの実施により求職者の雇用を促進していこうとするものです。農業経営の改善やIT、食品加工、またマーケティング等の研修によりまして、規模拡大や新たな事業展開を可能とする人材育成、また体験型観光やツアー企画、地場産業とのコーディネートができる人材の育成により、地域資源の活用と雇用の創出につなげることを目的に実施しております。

人材育成メニュー、研修、講座等でございますが、利用者数は平成21年度の目標が求職者、在職者合わせて115人に対し、12月3日現在での利用者数は188人となっております。また、利用者の就職者数は、平成21年度の目標が常雇と常雇以外の合わせて19人で、現時点の就職者数も19人となっております。ともに目標は達成いたしました。

（地域雇用創造）実現事業は、地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業や経済の活性化に貢献する事業として厚生労働省から協議会に委託され、農作業受託作業と観光・特産品まちづくり事業の2つを柱にした取り組みにより、農作業受託の

システム化や地域ブランド商品の開発など地域産業の活性化と雇用の受け皿となる仕組みづくりを行うことを目的に実施しております。大栃高校のユズのお菓子づくりもかかわっております。

農作業受託作業としましては、マル物ユズとしまして全国的に評価の高いブランドでありながら高齢化と後継者不足により労働力の確保が課題となっている物部地域のユズを中心に、農繁期における労働力ニーズの調査や複合品目などの研究を行い、年間を通して安定した雇用が生まれるような農作業を中心とした労働力供給システム、体制づくりができないか調査研究を進めております。委託期間終了後は受委託組織を独立させ、培ったノウハウにより営業活動を行い、また、事業推進員は農作業のノウハウを身につけることによって自立就農なども視野に入れております。

また、観光・特産品まちづくり事業では、ロットが少なく地域内でのみ販売されている無名の特産品の掘り起こしや新たな特産品の開発支援を行い、土佐打ち刃物やフラフなど全国的に誇れる特産品とともに地域業者と協力いたしまして都市圏への販路拡大に努めまして、商品としての研究、開発、ウェブサイトなどを利用した試験販売や情報発信などを行う予定としております。また、香美市の観光資源の魅力体験ができる旅行商品を企画しまして、観光客の誘致、宿泊客の増加を図るためのモニターツアーを実施する予定です。

実現事業は、このように厚生労働省から協議会への委託事業の中で地域資源を生かしながら雇用につながる事業を試みる、トライすることができるという事業となっております。組織を設立することが委託されているものではございませんが、委託期間終了後は委託事業で築いた営業ルートや販売システム、ノウハウを活用して、収益につながるものについては、まちづくりを行う会社組織あるいは構築されたビジネスモデルを地元企業に移行し継続して事業を実施することを目標に置いております。

4点目の商品開発や販路拡大の検討会についてのご質問ですが、本年度の実施スケジュールとしまして、農作業受託作業ではユズ農家へのアンケートの実施、受託量調査、収穫作業、集出荷作業の試行などを行いまして、観光・特産品まちづくり事業では、基本調査、事業計画、観光ホームページの作成、モニターツアーの実施等となっております。平成21年度は、事務局体制が最終的に整った9月から3月までと期間も短く端緒についたばかりでありまして、事務局推進員が地域へ足を運び、また関係者に事務局へご足労いただきまして、さまざまな団体、個人の方からお話を伺い相当数の打ち合わせ、協議を持ちつつ香美市の持っている有形、無形の地域資源の情報を収集し取りまとめに務めております。また、現時点までに新たな商品開発等にかかわってきておりますが、県の産業振興計画とも調整しつつ計画を練っている段階であり、具体的にはこれからの取り組みとなりますので、必要に応じて販路拡大等の検討会の開催を行っていくことになると考えております。

最後に、5点目の行政の今後の対応についてお答えいたします。進捗状況や計画など

の報告を受けまして、協議、検討を行う事務局会を県にも加わっていただき月ごとに開催しております。また、今月21日には、現在までの事業報告と今後の計画等につきましては構成団体に報告するための協議会の開催を予定しております。香美市としましては、協議会のメンバーであり協議会の設立に積極的にかかわっておりますので、進捗状況については定期的に確認していきたいと考えております。先ほども申しましたが、本格的な稼働が9月ということもあり、年度末までの短期間の中、平成21年度の予定事業が精力的に進められております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

初めに、防災関係の（山田）小学校のブロック塀ですが、通告時に課長には事前に申し上げました。自分のところへ相談に来られた家族の方のところは、高齢者3名を含む2家族6人、本当にひび割れで危険なブロック塀だと思いますので、随時対処されるということですので、答弁は結構ですけどよろしくお願いします。

避難確認シートの作成、配布について、市内全戸はなかなかというお話でした。そういう部分でしたら、自分ところの自主防災組織でもこの前の協議会の後、役員で話したときに欲しいなという話が出るわけですが、1回目でも申し上げましたようにその予算がないということでどういう方法で予算をつくるか、また作成するかということに非常に苦慮をしています。答弁にもありましたように、自主防災組織が設立されているところだけでも随時配布するとかいうお考えはないのか。ある防災組織では、個人情報のごともあり向こう3軒両隣を1グループにして、だれがどこで寝て、その家の玄関のかぎはどこへ隠していることを話し合っただけで対応しているというところもございます。そういうことを考えますと、この避難確認シートの役割は、自主防災組織を運営しているところでは非常にありがたい、価値のあるシートだと思いますので、今後の取り組みについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、ごみ袋ですが、以前の在庫が切れた時点で新しくなったということで、予算的に小さくしたというようにも受け取ったわけですが、小さくしたことによって金額的に、もしわかればどれぐらいメリットがあったか。

今後、香南清掃組合での発注もということを言われたと思います。自分も3市が、下に「香美市」とか「香南市」、「南国市」と名前が入ること、あれは必要ないというふうに思うわけです。あそこはもう香南清掃組合で、3市がこのごみ問題について協力し合っただけで袋をつくっていけばいいわけですので、あそこの「市」というところは「香南清掃組合」にして大量の発注をしてコスト削減を図る。これをぜひ、合併以前のように1市と6町2村ですか、のときにはなかなか大変だと思いますけど、3市になった今このことは、3市がコスト削減を考えるならぜひそういう取り組みで進めてほしいと思いますが、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

それで、縮小したということで、大きいごみ袋へ軽い物を入れる。そのときに入れてはならん物を入れるが多かったから小さくしたというふうに答弁ございましたけど、小さくしても入れる物は入れると思うがです。電化製品とかにしても、いま一つその小さくしたことに対するメリットが、できればお聞かせ願いたいと思います。

それと、実現事業ですが、推進事業のほうは進んでいるようにお聞きしました。実現事業のほうですが、例えば土佐清水は自分の中ではこの事業の先進地だというふうに理解しています、県内では。それで、今年の夏でしたかね、地元のコナツのはね物いいですか、出荷できないものを使ってアイスクャンデー、「元気まるごと棒」1本150円ということで商品化したことが新聞報道でもあったわけですが、土佐清水の場合にはこの導入された時点で、市を含める協議会メンバーですぐに第三セクターを立ち上げまして、市長を社長とし、報酬はないわけですが、それぞれ漁協、農協、余ってて利用してほしいものとかそういうものを積極的に吸い上げることによってこのアイスクャンデーもできてますし、それから、きし豆茶クッキーですか、いうものも既にこの事業進行中に開発、販売をしています。

それで、先ほど課長は、その組織を設立するんじゃなしに3年後にできる状態で民間に委託するというような話もございましたが、ちょっと甘いんじゃないかなと、そういう考えでは。本当にこの事業を成功さすという高い目的を持って推進する中で、現在の進捗状況、そして先進地を参考とした今の香美市の状況がどの段階にあるのか。1回目でも言いましたように2年半という限られた時間の中で逆算して行って、今のままでいいのかいうところをもっと細かくシビアにチェックし進めていかないと、何もできなかった、できていなかった、話し合いはしたけどこうでした、言いわけばかりにならないか非常に危惧する部分もございます。今後の対応について、なおもう一度その先進地を参考にするということも含め、これ土佐町の米粉もそうです、ほかの市町村で事業化しているところもありますので、その辺の研究、認識をどのようにお持ちかも含めてご答弁をお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

避難確認シート、自主防災組織だけでも配ってもらえないかというご要望でございます。これにつきまして、先ほど申し上げました自主防の連絡協議会で、これが発足しましたらその各団体や各組織のほうの皆さんに聞いてみたいと思います。

それから、予算のほうですが、少額でありましても事細かに組まれておりまして、全体予算枠の中でどれに優先してつけていくかということについていつも苦慮しております。総合的に考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まず、サイズが小さくなった理由といたしまして、先ほど述べました資源ごみ（袋）の大へ投入可能なものは比較的軽い物でしたが、以前もその大きい袋の中へ重たい物を入れて、収集運搬車の中へ積み込むときに作業をする人がすごい作業の効率が悪くなるということもございました。

それと、もう1点は、香南清掃組合連絡協議会のほうで袋の統一を今協議しております。その中で香美市の状況を言いますと、平成19年度までは縦が95センチ、横が95センチ、あと南国市と香南市につきましては縦が80センチ、横が65センチというふうに香美市だけずば抜けて大きい袋でやっておりましたので、その辺も話し合いの中で順番にちょっと香南市、南国市に近づけていこうということになったようでございます。

それと、もう1点のメリットですが、大きい袋を平成19年度で資源（ごみ袋）の大きさは9万枚つくりましてその費用が199万4,000円、それから平成20年度に縮小しまして、85センチの小さい袋にしましてこれも9万枚つくりまして136万円、削減額といたしまして63万円経費が削減されております。

それと、あと袋の印刷につきましては、今後連絡協議会のほうで統一に向けて話を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森議員のまちおこしの2回目のご質問にお答えいたします。

実現事業について、土佐清水市のように第三セクターを立ち上げることにはなっておりませんが、最終的に民間に事業を移管することもあり得るとの答弁は一例で、最終目標は会社組織の設立を視野に入れて事業に取り組んでいます。この点は、協議会の中でも述べてきました。地域資源を生かし商品開発を積極的に取り組んでおり、残り2年余り後に向けて日々努力しております。香美市としましても連携をいたしまして、ともに懸命に取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に核廃絶の問題についてお尋ねをします。

この間、核兵器のない世界を目指す国際政治に大きな進展がありました。2009年4月のオバマアメリカ大統領のプラハでの核兵器のない世界を目指す演説が契機となったわけであります。演説の中身は、第1に、アメリカ大統領として初めて核兵器のない世界を追求することを国家目標にすると明言したことであります。第2に、広島、長崎への核兵器の使用が人類的道義にかかわる、そういう問題だと認めて反省し、そういう

意味からも核廃絶に向けた責任を明言していることでもあります。第3に、核廃絶を世界に呼びかけている点であります。今まで戦後64年間、世界のリーダーと言われた方々が、核兵器廃絶というのを主体にして国際交渉をしようというように言われた方が今までなかったわけですから、この演説は世界を動かすきっかけになったのは事実であります。

2009年9月には、国連安全保障理事会で核軍縮、不拡散をテーマとした初の首脳級特別会合が開催されました。この会合で、核保有5カ国を含む全会一致で採択された決議は、その前文で核兵器のない世界のための条件を築くことを決意すると明記するとともに、核不拡散条約、NPT第6条に従って核軍備の削減と撤廃に向けた誠実な交渉を行うことを呼びかけるものとなりました。同時に、決議はその前文で、自国核兵器の完全廃絶を達成するという全核保有国の明確な約束を合意した2000年のNPT再検討会議について、その成果を想起することが明記されました。こうして核兵器のない世界の追求は、今や核保有国も含めた世界の圧倒的世論となっていると思われるが、市長さんの見解を伺うものであります。

2点目の平和市長会議について質問いたします。平和市長会議は、2020年までに世界の核兵器をなくすという2020年ビジョンを展開、そのための具体的な道筋を示したヒロシマ・ナガサキ議定書を来年5月に開かれる核不拡散条約（NPT）再検討会議で採択させることを目指しているのであります。

（平和）市長会議は、2008年1月までは海外都市だけが加盟対象でありました。門戸を国内にも開いた事情について、平和会議の副会長の長崎市長、田上市長は、海外には1国で20市以上の加盟している国がある。なぜ被爆国の日本は広島、長崎だけなんだという声が多くありました。海外で説得力を持つ上でも数は大切だと言われていません。国内での加盟都市数は、今年11月で366都市になっています。全市区町村の20%を占めており今もふえ続けているのが現状であります。本市としてもこの平和会議に参加をし、核廃絶への努力をするべきではないかお伺いをするものです。

3点目で、核廃絶については、原水爆禁止世界大会に向けて毎年行われている網の目平和行進や核廃絶の署名等が行われているところではありますが、全国的には行政として取り組んでいるところもあります。「非核、平和都市」宣言のまちとして、本市としても核廃絶の取り組みを考えてみるべきではないか、見解をお尋ねをします。

次に、市営住宅の問題についてお尋ねをします。

市営住宅宝町1号団地（中央1号団地）の現状はどうなっているのかを調べてみると、現在駐車をしているスペースの中にナンバープレートのない車が2台、使用されていない大型の乗用車が2台、玄関前の通路に現状では乗れない車1台が駐車しております。4年前の周辺整備についての質問に、市営住宅周辺を駐車場として整備していく方向で検討していきたいとの答弁があったのですが、その後の対応はどうなっているのかお伺いをします。

住宅入居者戸数16戸であるが、車の保有台数や駐車場としての使用しているスペース等の実測は行ったのかどうかお尋ねをします。

年に1度草刈りをしている公園がこの団地の東側に2カ所ありますけれども、夏場は雑草が生い茂りごみ捨て場となる。私は、非常にこのことを今までも指摘してきたんですけど、管理のあり方をやはり考えてみる必要があるのではないか、お答えをお願いします。

耐震対策についてお尋ねをします。

この事業の内容は、高齢者の世帯に対し地震による家具等の転倒防止のために予防金具を取りつけるものです。対象世帯については、まず1点目に満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、2点目に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が属する世帯、3点目に要支援・要介護認定を受けた者が属する世帯、4点目に母子世帯、5点目に市長が取りつけ作業が困難であると認めた世帯となっております。事業のスタートが10月からですので余り進んでいないとは思われますが、実施の現状はどんなものか。また、予防金具の取り付けの対象となる戸数は本市ではどれほどあると推定をしているのかお尋ねをします。

10月発行の広報お知らせ欄の中に、小さくこの事業の内容記事になっていますが、非常に見落とししやすいような記事と思って私は見たんですが、それ以外にも対象者に周知はされているのかどうかお尋ねをするものです。

2009年度の募集戸数は50戸を限定としているそうですけれども、これは来年3月31日のめどであろうと思われましても、今の現状、結局地域の高齢者はそういう事業がなされていることを本当に知らないという見通しの中でそのクリアできるのかどうか、今後の対応を伺います。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 片岡守春議員の核廃絶に世界が動くということで3点ご質問がございますので、大変壮大な質問でございますが私なりにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

確かに、ご質問にもございましたように核兵器のない世界を目指してということで大変国際的にも大きな流れが起こっておるということは承知をいたしております。このことの発端は、やはり先ほども片岡さんが述べられましたがオバマアメリカ大統領が今年4月にプラハで核兵器なき世界へと発したこと、宣言が大きいのではないかとというふうに思います。また同時に、核軍縮促進の決議もされましたし、またそうしたことが発端となったかと思いますが、このたびのオバマ大統領がノーベル平和賞を受賞をされたということで、大変先ほど言いましたようにそうした流れが起きております。また、先日の報道の中でもありましたが、そのノーベル賞の授賞式での演説におきまして、核兵器拡散を阻止し、核兵器のない世界を追求する取り組みが必要と訴えられております。そ

の理念は大変高く評価されておるものでございます。そうした形の中で、やはり今後保有国を初め世界各国がその理念の実現のためにやはり協調しながら進めていくことが大切でなかろうかということしております。

また、関連しまして、2020年までに核兵器廃絶を目指した2020年ビジョンということが進められているわけでありますが、そうした関連も含めて平和市長会議に本市も参加をすべきではないかというふうなご質問でございます。

このことにつきましては、再三、秋葉広島市長、平和市長会議の会長であります、平和市長会議へ参加を、加盟をということで2回ぐらいお話をいただいております。その際に来ましたヒロシマ・ナガサキ議定書に対しましては署名をさせていただきまして送付をさせていただきました。

また、この平和市長会議につきましても大変各国で広まっておりまして、2009年11月2日現在でアジアで788都市、オセアニアで95都市、アフリカで134都市、ヨーロッパで1,806都市、北アメリカで224都市、ラテンアメリカ、カリブ海等で194都市、全部で3,241都市が加盟をされたということが載っております。そういうことで、高知県におきましても現在平和市長会議には四万十市、宿毛市、土佐清水市、奈半利町、本山町の5市町が参加をいたしております。今回この参加市であります宿毛市さんのほうからも、ぜひ香美市もこの市長会議へ参加をしたらということでお話をいただいております、現在加入をする方向で検討を始めております。またそのような方向になればご報告もさせていただきますが、世界の平和のために一香美市長が何ができるのかわかりませんが、そうした思いは共有をすることが大事だというふうに思っております。

次に、「非核、平和都市」宣言の市としての核廃絶の取り組みを考えてはということでございますが、「非核、平和都市」宣言もいたしておりますし、また同時に日本非核宣言自治体協議会へも加盟をいたしております。先ほど言いましたように世界で唯一の被爆国の一自治体の市長として、今後具体的にどのようなことができるのかも含めましてそのことを考えてまいりたいというふうに思っております。具体的に今こういうふうなことをというふうな思いをお伝えはできませんがそういう考え方を持っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから、片岡議員さんの市営住宅宝町1号団地、これは多分中央1号団地のことだろうと思いますが、その周辺整備につきましてお答えを申し上げます。

片岡議員さん初め議員の皆様方につきましては、市営住宅、財政問題それから市有財産等につきましてご質問、ご意見等いただきましてまことにありがとうございます。できる限りの対応をさせていただいております、職員意識についても十二分にはできておりませんが、限られる予算の範囲内で対応していきたいというふうに財政課としては

考えておりますのでよろしく申し上げます。

なお、中央1号団地の市営住宅の周辺整備につきましては、入居者の自家用車の駐車場所については住宅のご存じのとおり東側に共有の敷地があります。そこを今現在駐車スペースとして使用しているほか、住宅の中の前庭それから玄関前に駐車されておられる方もおられます。昨年11月につきましては、これは予備的な調査アンケートでございますが、入居者に対して自家用車の使用状況や駐車場の必要性につきましてアンケート調査を実施しております。残念ながら回答率が32%と非常に悪く、全体の意見としてとらまえることが現在できておりません。まことに申しわけございません。その中には、庭もしくは玄関前に駐車しているため駐車場を整備する必要ないと、利用しませんよというご意見や、当然駐車場を整備すればお金が要りますので現状維持でお願いしたいと率直なご意見がございました。

現在、財政課としましては、周辺、黒土団地におきまして、今年最後の駐車場を今現在20台分をしております。それで、大体あの団地全体で71区画が整備される予定でございます。これは平成17年度、平成19年度、平成20年度と黒土団地の建てかえに伴いまして新たに駐車場を有する団地として整備してきておりますので、そこで駐車場代として徴収することについてもご理解得られてやってこられておる状況でございます。なお、今後こういう中央1号、もう一つ議員さんもご存じの(中央)2号団地におきましてもこういう状況でございますので、再度調査を行いまして駐車場整備が必要であるという場合が確認されれば、今現在地域住宅交付金事業というものでやっております。それで、平成23年以降の計画の素案としてまた調査を始めたいというふうな、一応担当同士の確認はされております。お手元に簡単な資料でございますが基本計画案というようなこういう駐車場案の分を、机上ではございますが課内では論議されているという状況でございます。

次に、保有台数につきましては、中央1号団地におきましては16戸でございまして、車両につきましては昨年調査した結果で約17台。それから、これはさっきも申し上げましたように玄関前や前庭にとめておる車も含みます。仮に現在入居者が車を駐車している場所を駐車場、いわゆる東側ですね、すると仮定した場合、東西方向の奥行きが少ないだけ延長が短くて、軽四自動車の駐車は可能でございますが普通車となるとスペース的に足りないという部分が出てきます。また、住宅内の、先ほど、次にお答えいたします小規模の公園がございまして。このスペースを検討すれば普通車が10台、軽四自動車が20台程度の駐車場所が可能であろうという、これがお手元の資料の1号が大体こういうのが落ちつくんじゃないろうかという検討です。これに対して、整備費用としまして概算で150万円から200万円ぐらいでいくんじゃないろうかというふうに考えております。

また、駐車場として整備した場合、現在前庭や玄関前通路、それからそういったようなスペースにとめておる車をどういう形で規制するか。今までの経過がございまして。具

体的には聞いておりませんが、その前庭へとめてもいいためにあそこに門戸の引き戸をつけたとかというような経過もあるようでございますので、一概にすべてだめですと、規制ができるかどうかといった部分も課内では検討しなければならないんじゃないかというふうに考えております。

次に、小さな公園でございますが、これはもともと建てたときに、中央2号団地も同じでございますけど住環境を向上させるためにこういった公園を設けております。建設当時は立派な公園としまして活用されておたただろうというふうに思います。ただ、こういった部分につきましては活用しないとか、幼児が遊ばなくなるとすぐに雑草が生い茂りまして継続した維持管理がなかなか難しく、年に1度の草刈り、これ経費的にいいますと小規模の事業者さんをお願いしまして1万円程度が投資されております。中にはごみの投げ入れなんかもありまして、現在のところ財政課が独自に年に1度の管理という状況でなっております。

この公園につきましても、先ほど申しました、仮に駐車場整備をやるとなると公園の縮小、また別の管理体制というような持っていき方で今後の管理方法に、駐車場整備とあわせて考えていきたいというふうに現在考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員の家具転倒予防金具取付事業についてのご質問にお答えいたします。

現在まで申請を受け付けたものは5件でございます。対象世帯につきましてですが、65歳以上の高齢者のご家庭、それから障害者の方、それから要介護者の方等ございますが、人数は調べられても世帯数のほうが一部しか把握されておりません。また、これらの世帯にありましてもご自分でできるご家庭もあると思いますし、できないご家庭に支援をさせていただく制度というふうに考えております。

それから、制度の周知につきまして、本制度は10月からスタートいたしましたが、10月1日の香美市広報、それから香美市のホームページに掲載しております。それから、12月5日に行いました自主防災組織連絡協議会設立準備会で説明をさせていただいております。それから、広報誌、字が小さくなっておりますが、どこの部署でも広報に大きく載せてもらいたいわけですが紙面の都合で小さくなっていると思います。

それから、先日の13日日曜日に1つの防災会が防災訓練をやりまして、そこへうちの課員が2名出席させていただきましたですが、このときもこの制度のPRをさせていただきます。今後も機会をとらえて周知して1件でも多く家具固定を進めていただきたいと思います、そういうふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2問目を質問させていただきます。

核廃絶の問題については、非常に市長さんの明確な答弁をいただきありがとうございます。

ます。市民会議への参加についても早急に検討していくということで、もう前向きに検討していくということです。僕は深追いした質問はしません。現状がどうなっているかということだけを発表させてもらいます。

市民会議への参加でございますけれども、被爆地では広島県が加盟率100%、長崎県は87%、県内自治体の加盟率は61%と全国で3番目に高い大分県からは宇佐市と豊後大野市が市民会議の総会に昨年参加しちよつたと。両市とも議会から積極的に平和について勉強しようという要望があり加盟したと市長さんがその総会で発表をしたそうです。千葉県一宮町の玉川町長は、これからは平和行政は国ではなく都市からやっていくもの。オバマ大統領演説で核廃絶機運も高まり、平和市長会議への加盟は町のアピールにもなるとの見解であるそうです。そういう意味で高知県については、私がきのう聞いたところでは宿毛、土佐清水、本山、奈半利、それから四万十町か四万十市も、市長さん言うたようですけど日高村も入ってるということなんで、ぜひとも6番目か7番目には香美市が県内で参加していただきますよう、これは答弁は要りません、お願いをしておくものです。よろしくお願いをします。

市営住宅の問題です。

僕は、これ一応案が三通り出て、こういうことになるということでは、今の財政課長からはるか昔の人が私のほうに答弁してくれたのは、駐車場として、あそこは共有地として整備されて出発してるので（旧土佐山田）町のほうでその駐車場としての管理はできないと。ただ、現実の問題としては駐車場に使ってるので、現実を直視して駐車場に切りかえていく気持ちはあるという答弁をいただいていたものです。今の財政課長さんもそういうことで、現状を変えるということはこれは大変なことやと思うんです。あそこの住民の方に、今もアンケートにも出てるように財政の厳しい中で料金をいただくじゃという整備はかなり厳しいし、行政のほうも汗をかかなかつたらこの問題はなかなか難しいなという気持ちは僕率直にあります。

ただ、言えるのは、やっぱり周辺整備ということでいやあ、僕は料金取る取らんは別にしても、やはり指定する置き場を住民に提供するということの基本をしなかつたら今の状態は続くと思います。特にナンバープレートのない車を置いてみたり、それからあそこの住宅に直接関係ない人がこの南側のほうに非常に混雑した状態で置き始めているというふうに地域住民の方も、この前、直接言いにくいけど非常にそういうことでは正常ではないということを私のほうにも話してくれてるんです。これはそこの入居してる人でない人が車を置くという自由もあそこは認めてるというような環境がつくられてるので、そこは非常に今後整地をしていく関係からいけばかなり意思統一しなければならぬ問題が多いと思います。しかし、私は料金を取る取らんは、それは行政の判断だと思いますけど、置くところの指定はぜひともして整備をしてあげる必要があるのではないかというように思います。これはふろつきの8戸入ってるところの住民の要求としては、公園の一部を駐車場にしてくれという要望はありましたけれども、やっぱり公園は公園

としての機能を果たすということなので、それはそうはいかんとということで、どこにどうするかということは議場の中では明確な答弁をいただけていないので、現状で黒土のほうも進んでいるんですけど、この中央団地については今こういう3つの案も出てる関係で、えい方向で住民合意を取りつけて今と違った変化を生み出すような形をつくっていく必要がありはしないかと。住民の中からも、今言ったように部外者がとめても自由なんだという観点、その姿勢だけははっきりなくしていくにはその指定の必要性もあるのではないかとというように、そこは財政課長さんが大変でしょうけど乗り切っていってもらいたい。

公園についてですけど、これは、大きな公園については入居人口の1人当たりについての面積は3平米でなければいかんと。あそこはちっちゃいから1平米でも法律上は問題ないという前回答弁をいただいて、だからちっちゃいものをその2カ所つくってるんだと。これはけんどつぶすわけにはいかんと。どうしてもこの建築の条件としてそういう面積が必要な公園としてつくってるんだからつぶすわけにはいかんとという答弁をいただいてました。私もそのとおりじゃと思うんです。

ただ、現状はもう全く使えないと。現状は子どもももう足を踏み込むこともできないというような状態なので、そこはどういうことで解決していくのか。現状としてあの公園を維持していくためには、僕の提案は、もうそれは1回子どもさんもだれも入れんように告示をして、やっぱり除草剤で草の根を殺すということを、そこから出発しなかったら手入れをするということはもうできないです。なぜ僕がそんなことを言うかと思ったら、やはり私たちは部落で自治会として南組で公園の清掃を毎月やってる者からしてもね、ああいう複雑な雑草が生い茂った中では、行ってその芽だけ摘んでももうすぐにこの6月、7月、8月とかそういう繁殖期には生えて対応できないです。だから、もう根っこをやっぱり殺すということをしなかったら、それから後はその地域の方なり行政が判断して手入れをしていけば、僕はもともとつくったときの状態まで復元させることは可能だと思うんです。その点を一つ答弁としても求めるものです。

耐震の関係ですけどね、僕はこの事業を進めていくためには、一つには広報でお知らせをしてると。あらゆる部署へ出て行って、そういうところにも話をしてるということは僕はわかります。大事なことじゃと思います。

それと、もう一つは、ちょっと答弁が欲しいのはね、やはりこの地域の民生・児童委員さんね、個人情報関係でなかなか、今5点についてその対象者の条件を上げました。だれまわりに物言えんとか、だれまわりに知らすわけにいかんとということからいったら、民生・児童委員さんは僕はかなり地域のなかでこういう条件に合うお家を知っちゃうと思うんです。だから民生・児童委員さんとの連絡をどうするかということの一つ、この事業の普及については大事なことやないかというように思います。

それから、あの宣伝のビラをこの間八王子プラザでもらったんですが、あの中に取りつけまでの流れについてという記事の中で、シルバー人材センターより後日連絡があり

ますので事前調査及び取り付け日時等の調整を行いますということで、これは希望者が審査会を通して決定された後シルバー人材センターが行ってどうするか、いつ来て取り付けるかを打ち合わせすると思いますけど、僕はこのやっぱり流れの中でまず希望者を募って審査して、あんたが取り付ける資格はあるということがわかったら、まずシルバー人材センターとかそういう防止金具取り付けのノウハウのある方に先にその家庭に送って行ってもらって、そこでやっぱり家具の調査とかお家の壁、その金具を取りつける位置とかそういうものをしっかり見ていただいて、どういう金具を買いきて準備せにゃいかんかをこの高齢者の人に、それはいろいろおるとは思いますけれども、判断基準はなかなか難しいと思います。僕らでもやっぱりたんすを持ちゅうけどそんなこと実際、一定のことはしちゅうけど金具をつけるということらあしてないし、どんなものを買ってきて準備をしていったらそのシルバー人材センターが来てくれるかの、このマニュアルを何も住民は持ってないんです。だから、そのあたりを含めて僕の言う方向でひとつやってみたらと思うんじゃないけど、そこはどんなに考えるやろ。

僕が今言ったように、もう1回言いますが、やっぱりノウハウを持った方にまず来ていただいて、そのお家の調査をして、どういう金具を買いきたらえいかの相談、それから金具はどこで売ってるんだというようなものも含めて指導を受けるということを実原則にしなければなかなか一歩足が出ないのではないかとこのように思いますけど、その点をご答弁をお願いしたい。

2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。実際のところ内情はそのとおりです。我々担当も行って調べております。実際、市営住宅に関係ない方が自由にとめられるという環境であるということについては、十分過去の方も認識しておられたと思います。

それから、現在動かない車につきましては、所有者がわかっておりますのでたびたび出してくださいと、撤去してくださいという申し入れをしまして、現在1台はどけていただいております。

基本的に、現在ここだけじゃなくって市有地等につきましても、予算不足とかいろんな部分で管理不十分な部分が多々あります。ですから、現在におきましては市の管理する姿勢をはっきり示さないかんじゃないかということで、仮に財産的価値が少ない土地につきましても市財を投資して草刈り、それから雑木を切るとかそういった部分の管理を進めておりますので、今後につきましてもこの中央1号団地の駐車場問題につきましても、置く場所の指定につきましては、あの土地につきまして市が管理するんだという姿勢で駐車場を整備すれば、多少のトラブルはあろうと思います、あっても意思表示さえすればそれはいつかは解消できるもんだと考えておりますのでよろしく申し上げます。（後に公園の管理について追加答弁あり）

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

家具転倒防止の件で、その住民の方に周知する方法の一つとして民生・児童委員の方が特に地域をよく知っておられる。こういう方たちに普及してもらう方法を考えるべきやないかというご質問であったと思います。そのとおりだと思います。民生・児童委員さんは定期に集まられて勉強会などをしておいでだと思いますので、そういう場をおかりして民生・児童委員さんのほうからもぜひ普及に一役買っていただきたいと、そういうふうに思います。

それから、高齢者の方たち一体どのような材料でどのように取りつけたらいいか、そのノウハウがわからんのではないか、これもそのとおりだと思います。申し込みがありまして審査いたしましたら、その申請者の方にシルバー人材センターの方が前もって現地を訪問させていただいて、そこで家具等の調査もさせていただいて、これはどういうふうな金具でどういうふうに取りつけたらえいとかそういうようなご相談をさせていただきます。そういう形でやっておりますので大丈夫ということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 失礼しました。公園の管理の分が抜かっておりました。

公園の管理につきましては、片岡議員さんが実際黒土周辺でいろいろやっていただいておりますので、先ほどのご意見を参考にいたしまして、今回緊急雇用でまたこれを対応するようにしておりますが、その後につきましては根こそぎ除去するという方向で検討していきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

暫時昼食のため（午後）1時まで休憩をいたします。

（午前 11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。平成21年度第8回定例会におきまして一般質問をさせていただきますが、その前にちょっと通告書の訂正を1つお願いしたいんですが、私のミスで4ページ目の災害復旧助成の1行目、「香北町美良布で総雨量348ミリ」とありましたんですが、これは「香北町川ノ内」、3本川の川ノ内でございます。おわびして訂正させていただきます。

それでは、一般質問をさせていただきます。誠意あるご答弁のほどよろしくお願いいたします。

私は、今回は個人情報とそれから農地等の災害復旧助成等についての2点についてお

伺いさせていただきます。

まず、第1点目でございますけども、個人情報についてでございますが、この件については個人情報保護法というのが国の行政機関のコンピューターに保存されている個人情報を保護し、情報化社会におけるプライバシーの保護を図る法律、正しい名前は行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律ということで、昭和63年にできたもので、1990年、平成2年10月に全面的に施行されたものでございます。個人情報のファイルの利用、提供の制限、自己情報の開示、訂正請求等取り扱いに関する基本的な手続や原則を定めているものでございます。地方自治体の個人情報については、国の施策を参考に条例などにより独自に保護対策を行うものとされていますが、1999年、10年前にはこの個人情報保護の条例を制定している自治体は約千五、六百団体で全体の50%であったようですが、現在ではもうほとんどの自治体が制定されているということをお聞きしています。また、2003年公布の個人情報の保護に関する法律、通称個人情報保護法は、2005年の平成17年4月に経過措置が終了して全面的に施行されました。以後日本の経済や国民生活に甚大な影響を及ぼしながらも現在に至っておるわけでございます。各種の名簿は次々と廃止され、地域社会は情報が滞って崩壊寸前になっていると言っても過言ではないでしょうか。

そういった中から、本市の個人情報の保護に関する必要な事項は香美市個人情報保護条例第14条及び（香美市個人情報保護）条例施行規則第11条によって守られておりますが、その条例第1条の目的には「個人情報の保護に関する必要な事項を定め、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取り扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」とありますが、余りにもその個人情報保護という名前が走り過ぎて、ある大学の先生は「個人情報の過保護ではないか。」と言われております。いろいろ条例を調べてみますと、香美市個人情報保護条例第7条には収集の制限、こういったものがございますし、また、第8条には利用及び提供の制限が規定されております。この第8条の利用及び提供の制限の中には実施機関、これは、個人情報については個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える利用、いわゆる目的外利用をし、または当該実施機関以外の者に提供、すなわち外部提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は目的外利用または外部提供することもできますよといったことが書かれてございます。その中には4点ございまして、まず本人の同意があるときとか、法令または他の条例に定めがあるとき、3点目には個人の生命、健康、身体または財産に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認めたととき、4点目には「前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聞いて、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を侵害をしないとおそれがないと認めたととき。」とあります。

調べれば調べるほどこの目的外利用、外部提供はできづらくなっておるようにも思わ

れますが、例えば厚生労働大臣、県知事、市長から委嘱されている民生・児童委員さんからも、独居老人なんかの情報、こういったものが全然市のほうからはないので自分たちで苦勞してしなきゃいけないと、もうちょっと開示してもらえないだろうかとか、それから、敬老会の対象者名簿の開示、これは75歳以上の方については一定の条件のもとで開示をしていただきましたんですが、地域によってはもう75歳以上の方ですと本当にもう高齢で参加者も少ないといった形で70歳から74歳の方も対象にしてやっている地域もございます。そういった折にその名簿をいただけないかということをお伺いしましたら、それはもう市のほうは75歳が対象だからそれ以上は出せないといったようなこと。また、農業委員会委員なんかにもその隣地の所有者等の名前がわからなくて、耕作放棄地なんかにも解除にも非常に苦勞しているしと。また、非常勤地方公務員の自治会長さんへの区長名等々も、これは自治会長名、それから会長名は何かいただけるようすけどもあと班数とか世帯数それから人口の男女別とか、そういったものはまだ開示されていただけてないといったことで、自治会長さんもぜひ何か出してもらいたいと言っております。そういった形に、行政の一役を担っている地域の方々に対しての一定の条件、また守秘義務をかけての目的外利用または外部提供の情報開示はできないものかお伺いさせていただきます。非常に、先ほどから申しましたように調べれば調べるほどなかなか何か開示しづらいような状況でございますが、何とかそのあたりをひとつご検討をお願いしたいと思いますし、また、個人情報保護審査委員会委員さんの責務等についてもあわせてお伺いします。これが第1点でございます。

次に、本定例会初日に門脇市長の諸般の報告の中で農政課の農業関係についての災害関連でございますが、去る10月10日の夜半から11日の早朝の集中豪雨は、香北町川ノ内で11日午前1時ごろのその時間雨量が80ミリと、午後3時には64ミリ、24時間の総雨量は348ミリ、また、土佐山田町繁藤では326ミリ、物部町大栃では225ミリと記録的な豪雨でありました。ちょうどこの11日の朝は、我々議会は行政視察で（福井県）あわら市のほうへ出張するということがございましたが、本当にこれは出張ができるのかなと心配しました。これに伴いまして、農地崩壊等の災害が発生しました。その点についてちょっとお伺いいたしますが、まず第1点目でございますけども今回の災害発生件数、被害状況、それから国の災害査定状況はどのようなようであったかお伺いいたします。

第2点目は、災害査定にかかわらず個人的に復旧をする場合の助成措置等はないものかお伺いいたします。災害に当たって農地の崩壊が起こり、国の災害査定採択にかかっても個人の負担は復旧費の2割が必要だということでございます。高齢化と後継者不足の山間地域の棚田は、この2割の負担が非常に重荷になっておると。話を聞いてみますと、自己負担が30万円、40万円要るのではないだろうかという話もお聞きしました。山の、山間地の棚田は反当四、五十万円程度で新しい棚田が購入できるほどの状況の中で、その大金を出しての災害の復旧をするということが本当になかなか厳しいと。

この自己資金負担の改修は厳しくなって、そのままもう、放置のまま、崩壊のまま置いておくのか。それから、もしかしたら自分で自己で直そうかと、修復したいというようなこともございますが、いずれにしても厳しい状況であります。こういった災害査定にかかわらず、個人的に復旧する場合には生コンクリート等の材料費程度でも結構だと思いますが、助成措置ができないかお伺いさせていただきまして第1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 千頭議員の個人情報に関しましてお答えをしたいと思います。

質問の通告を受けまして、担当者のほうと協議をしまして答弁書を2枚ほど用意をしたんですけれども、これを読み上げてというふうに考えておりましたが、今ご質問を聞かせていただきながら考え方をちょっと変えたといいますか、答弁書じゃなしにお答えをしたいと思います。

といいますのも、議員も言われましたように今大変難しい問題だというふうにおっしゃられました。私も大変これは難しい問題だというふうに思っています。そうした共通の認識と共感を持ってこの問題に取り組まなきゃいけないなというふうに思う立場からそのようにしたわけですが、この個人情報の問題が出てから、今、平成17年に法律が制定されたというお話でしたけれども、読売新聞で調査をして、国民の暮らしというのがこの個人情報スタートしたことによって非常に暮らしづらくなったということ、国民の6割の人が言っているというふうに言っております。きのうもこの情報についての番組がございましたけれども表札が売れなくなったと、半分ぐらいに。あるいは子どもがボランティアをやろうということで独居老人を回るための名簿集めをしようとしたら、それができなくなって子どものボランティアがもうだめになったというお話がありました。私自身も経験したんですけれども、身体障害者の市の連盟に呼ばれてお話をしたときに、やはり連盟としてしっかり組織を拡大して頑張ってもらいたいというお話をしたんですけれども、そういうあんたは一体何だと、新しい、さらにできておるその障害者の名簿なんてくれないじゃないかと、そんなことじゃ連盟が大きくなれ言ったら無理じゃないかと。障害者の相談員を市は設置をすると行って設置をしてるけれどもだれと相談すればいいんだと、そんなことでは全然前向きに進まんじゃないかというお話を受けまして大変じくじたるものを感じましたけれども、そういうこともありまして、平成19年に国民生活審議会、ここが個人情報保護に関する意見というのをまとめているわけですが、これに対しまして昨年、平成20年1月から1カ月間、内閣府が見直しをするということで国民の意見を集めました。そして、見直しをやっておるわけですが、その中にいろんな議論が出てきております。コミュニティーがなかなかない。今高齢者の敬老会のお話もされていましたが、情報提供してくれないんでなかなかコミュニティーができない、壊れていきゆうという話があります。一方で、

もともとコミュニティーは地域の人でつくられるもんじゃなかったろうかと、それを行政がお世話をした部分があった。行政に依存してきたものがあるので、今非常に困難になっていると。コミュニティーの再生をするべき時代になったのではないかというような議論もあります。

そうした中で、今さまざまな自治体の中で、でも自治体の側からのほうも考えようということで、今、（岐阜県）美濃加茂市などが新しい、大変おせっかいな条例と言われているけれどもそういうものもつくってやっている。そしてまた、国のほうでも福島大臣が主幹になって今度法律の見直しをしなきゃいけない。この過剰な反応というのが大変問題になってきているのは間違いないことです。そういう点で、ともにそういうことを共有しながら、共感しながら、全くそうだなという立場から、市の立場からとか議会の立場からということになしに、ともにこれはやっていかないと個人情報という大事な中で何もかにもががんにがらめになって、できるべきことができなくなってきたということがありますので、そこは謙虚にやっていきたいと思います。

ただ、お話がありました民生委員児童委員協議会への情報提供につきましては、これは総務省が3年ぐらい前だったと思うんですけども提言とかあるいは文書が出てまして、民生・児童委員には情報提供するべきだ、しなきゃいけないんだということが言われております。議員が言われるように、情報の守秘義務を課せているんだからそれは当然やるべきだ。積極的に民生・児童委員には情報提供するべきだというお話もあります。

それから、敬老会のことにつきましては、これは市の個人情報保護運用手引というのがありまして、この中で審議会にお諮りをして、こういうものについては情報提供してよろしいというふうなものを定めていただいておりますけれども、ここのところに依拠してやらなきゃいけないわけですけども、今のところ過去にも渡した例があるじゃないかということで住民課長のほうに出してくれということで出していただいておりますけれども、それ以上に出してほしいというふうにお話をしているところですけども、ところが、それであればきちんとこの手引に基づいて、手引の中の審議会の了解する例外的取り扱いのどこに当てはまるんだと。そのことを（私が）福祉事務所長のときでしたけども、そこをあなたは明確にしなけりゃ私は出せませんよと、こう言われておるわけですね。過去の例によって今出していただいておりますので、それをさらに拡大しようとして住民課長に理解を得ようとするならばそのところを明確にここに書いてありますということをお話しなきゃいけないんですけど、そのところがないというのが現状でして、ご理解をいただいておりますというところでもありますけども、そこから総務課長のほうに移りましたので、そこはもう今はちょっと離れておるんですけども、住民課長に対してこれ以上言うとするればしっかりとその審議会に議論をしていただいておりますので出してよろしいよという根拠を示さないと出していただけないということになっております。

ただ、今ほかにも言われておった中身について、これは当然出してもよろしいんじや

ないかというふうな感じのするものもございましたので、その今言われました中身については、戸数であるとかそういうことについては特に控える必要のないものでもありますので、そのところは当然担当課と協議をして出すべきものは出していくべきだというふうに思います。

審議会委員につきましては、同じく大変ご苦勞いただいておりますけれども、今後一層ご協力いただかなければならない大事なセクションになっていくんじゃないか、そういう役割をしていただかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 答弁の前におわびをさせていただきます。非常に午前中に携帯電話が鳴りましたこと、もう心得ない配慮のない失態をご迷惑をおかけしました。事前にお断りをさせていただきます。

千頭議員の災害復旧制度について、助成制度についてお答えをさせていただきます。災害復旧基本法、暫定法による農林水産省農村振興局が所管する補助災害と財務省所管の小災害による農地、農業用施設についてお答えをいたします。

11月10日から11日にかけての被災連絡は、総数39件、うち申請件数34件です。うち補助災害は24件、起債対象の小災害、単独災害は10件となっています。被災地区は、香北町21件、土佐山田町13件、農道、水路の施設災害は土佐山田町3件です。また、総件数でございますが、特に連絡のない件数については把握をできておりません。

農地の被災状況、また原因となるものですが、異常降雨での農地の湛水面より降雨の流出や石積みの軟弱化による畦畔崩壊が大半です。畦畔の最大高さは7メートル、延長も17メートルまでの範囲で、1件工区において数カ所が崩壊の農地もあります。

災害査定状況ですが、農林水産省による補助災の査定日程は12月21日から3日間、これも年内早く処理をしてくれるということで、休日も使った災害査定となっています。それから、暫定法の対象とならない財務省による起債対象の単独災害については、昨日10件採択となりました。

2点目の災害復旧の制度について、査定なしに個人の私権のある農地の復旧についての助成はありません。暫定法やその運用による災害制度の要旨は日本の異常な天然現象に基づくもので、効果の精査また復旧工法、いろんな制約があって採択を必須としなければ財源的にも単独復旧はできません。農地所有者が自力復旧すれば多大な費用を要し、経営投資にその活力は困難さが大きいと思いますので、申請をしていただいで軽減をお願いしたいと思います。補助率については、災害種別により普通補助から高率補助の範囲があり、年度最終まで決定しませんが補助率の下限は農地において80%、施設災害は90%となっています。一定の受益者がある農道などの施設と違って個人所有物なので支援体制は現在ありませんが、3名以上の受益とかいう形ではその他の事業も活用し

て復旧もしていくという形はとっております。

以上お答えします。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） それぞれご答弁ありがとうございます。

私は、特に個人情報につきましては非常に先ほどから言ってますように調べれば調べるほど何か難しくなって、本当にこれは質問してもどうなるかなと心配してましたけども、総務課長さんの前向きなご答弁いただきましてどうもありがとうございます。確かに本当に困っているのは、きょうの一般質問の中でも出てましたんですが、今後災害が起こったり、それから例えば地震なんかが起こった場合には本当に隣近所も助け合わなきゃいかんといった形で、ご承知のように東南海、南海地震等が今世紀の前半うんと、あと30年ですが、その間にはもう50%以上の確率で発生するではなかろうかといったときに、余りにも個人情報個人情報というのが前向きに走り過ぎてもう全然隣近所の話はろくにできないといった形ですが、本来ならばそういったその地震なんかに對しても家屋の倒壊とか、それから避難するときに、先ほどの先輩の話にもございましたが向こう3軒両隣の住民はどの部屋で寝てるか、またどの部屋でいつも居宅しているとかいったことは知っておく必要があるのではないかとといったような話もしておりますが、そういったこともある面では個人情報ということで、もう一括してそんなことはできないと言われてもそのままになってしまいますけども、何とかそういったようなことをひとつやっつけていかなければならないのではないかと考えておりますが、大変ご苦労されると思いますけども前向きにひとつご検討いただきたいというふうに考えております。

それと、農地災害の件ですが、確かに私もいろいろ勉強させていただきましたんですが、個人の私有財産についての助成はないということを言われておりますけども、現実問題として私の知ってるある地区では3カ所そのあたりが崩落をしたというような話も聞きまして現地を見させてもらいましたんですけども、その国の査定するのもいいかもわからんけども、そしたら先ほども話されたように助成が80%、ほな20%は自己負担しなきゃいかんといった形で、その自己負担した金額が、もうようそれは当然回収できない。先ほど話ししましたように、田畑を買うときにももう反当四、五十万円というような田んぼを、それをまた四、五十万円かけて補修、復旧するのかといったときにはもうそれはできないといったところで、国の査定もしないと。

そこで、どうするかといったら、もうそのまま放棄地にして崩れたところをそのままにして置いておくのか、もしくは自分でごとごと直していくかといったようなことがございまして、その方は一つのこれも稼ぎと思うて自分で直していこうというような話もされておりますが、何らかの形でこの助成がないもんだらうかといったことでございまして、そのあたりをもう一度ひとつよろしくご検討をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 千頭議員の個人情報に関する2回目の質問にお答えを

いたします。

災害等などという例を挙げられましてお話をされました。個人情報目的外使用というものがありますけれども、その個人情報につきましても例外的な取り扱いをする場合があるということがございます。それは今言われました人の生命、身体、またはその財産保護に必要な場合と、こういうことがございます。これももともとJR西日本の福地山線の事故がありまして、家族から患者の安否などを問い合わせたときに医療機関が全然情報に答えてくれなかったというようなこと、あるいは家電製品のリコールで事故が起こるといようなときに、メーカーが顧客の名簿を家電販売に提供してくれなかったということで一切前へ進まない状況があったということから、これから起こるであろうその災害、事故、緊急時についてもこれを例外的な扱いにするべきだというふうな規定がございます。そしてまた、災害を想定した名簿をつくる際につきましても、国のほうから個人情報の収集の仕方については2つの方法があるということで、情報の台帳のつくり方等についても細かなその指示があっておりますので、今後そういったところを十分に活用しながら担当課において必要な情報を整理し、また提供していくようにするべきだというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに自力復旧、その部分についての2割、この負担については、やはり一定申請者側へのお伝えする事務的な作業でございます。その中で、試算をされた状態で補助率の増嵩と申しますか補助率を軽減すると、上限を上げるという事務処理はもう香美市の職員総意の思いで努力をしております。一定農家側に負担をかける部分には補助率の上限、下限をお知らせして、これから復旧災害に入っていくわけです。それから、今までの通例で申しますと、香美市の場合は非常に全年もう継続して異常気象に遭っています。やはりその投資の部分で補助率の見直しも一定されてきます。そしてまた、激甚等の災害指定を受ければもう極端に何万円単位の範囲まで落とせます。それは、しかしながら事務処理の可能性を持って農家の方と、所有者の方と事務処理をしていかないかん状況がありますので、それはもう一定のご理解をいただきたいと思います。

それと、個人が投資をする部分については、香美市が、行政がそれへ極端に個人の財産までなかなか入っていく手だてはいろんなケースでございます。この災害復旧制度をせっかく国が提示をしてくださっておりますので、精いっぱいその財源となるものは努力をとって外からの国費を充当しての処理をしたい、そういう思いでございます。個人がまた政策金融公庫等で借入れをして資金繰りをするという、災害に遭った農地についてもそういう手だてもございます。なかなかこれも、農地の所有者の方にそれをお示しするという立場にはなかなか難しいところがございます。

以上お答えさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、今後の香美市の発展を願って市長にお伺いいたします。先ほど大石議員の質問もありましたが、私は物部の住民の思いを込めて質問をさせていただきますのでご答弁をよろしくお願いたします。

1点目に、本市は「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念に、平成18年3月1日に合併してから早いものでもうすぐ丸4年になろうとしています。合併により県下でも3番目に広い面積を有する市になりました。そして、この合併で市街地と広大な山間部をあわせ持つことにもなりました。そのため、それぞれに産業や生活環境も異なる中で3町村の均衡ある発展と融和をどのように具体化するかということが合併当初からの大きな課題であったと思います。門脇市長が香美市の初代市長として就任された際、旧香北町、旧物部村を自分の足で歩き、住民と対話する中で周辺部が取り残されはしないか、山間部が切り捨てられはしないかという声を聞き、少しでも不安を解消できるような政策を心がけねばならないと感じたと述べておられました。また、この厳しい時代をしのいでいくために、住民と行政が一体となって地域づくりを進める環境を整えることと、均衡ある発展に向けてその地域に合った政策を行うことを上げておられました。さらに、市長は、声なき声をつかみ、誠実に受けとめていきたいとも述べられていましたが、私はその市長の思いのこもった発言を聞き、山間地の厳しい現状を酌み取っていただいた本当にうれしい発言だと感動いたしました。

私が地域を回るたびに聞く声で特に多かった声が、合併して一つもえいことがないというものでした。しかし、先日地域を回ったときは違っていました。あるお年寄りが涙ぐんで、「こんな山奥に市長が来てくれた、私らあを忘れちゃあせんかった。」と言うのです。市長は、これまでも忙しい公務の時間を縫ってたびたび物部の地域に足を運び、厳しい環境の中で生活されている方々の思いを受けとめていただいた結果だと思います。物部の地域の住民性でしょうか、できるだけお国や役所に世話をかけてはいけないと、苦しくても歯を食いしばって頑張っておられます。必死で頑張っておられる方々にとって、門脇市長に訪問していただき話を聞いていただいたことは、それは私たちが想像する以上に大きな出来事であり本当に心強いものだったのではないかと思います。

そこで、門脇市長に今後の香美市発展のために大きな期待を込めてお伺いいたします。市長は、これまでの取り組みをどのように総括され、今後どのような姿勢で臨まれるのか。次期市長選挙に立候補されました門脇市長の決意と思いをお聞かせください。

2点目についてですが、地域審議会は来年4月以降も引き続き3地域に設置すること

になったとお聞きしました。その地域審議会のあり方や支所機能について、また地域担当職員制度について市長としてのお考えをお聞かせください。

次に、物部地域の福祉拠点づくりについてお伺いたします。

1点目についてですが、物部町の合併前の人口は約2,900人でしたが、合併後わずか4年足らずで300人近くが減り、高齢化率も約53%と超高齢化地域になってしまいました。急峻な山間地に点在する集落は若い人がほとんどいない状況となりましたが、お年寄りの多くは生まれ育った地域を簡単に出ていくことはできず、将来の不安を抱えながらもできる限り住みなれた家で暮らしたいと願っています。合併前の物部地域の福祉は、社会福祉協議会や民生・児童委員、保健師等が連携してきめ細かな支援を行ってきたように思います。実際に市民の方からそのような声も聞きます。

しかし、合併によって福祉業務の中心は本庁に移り、支所は窓口的な機能になりました。また、これまで物部の福祉を支えてきた社会福祉協議会は配置の職員が1人となり、地域福祉の推進という本来の活動は困難になっているのではないかと心配しているところですが、過疎、高齢化が進む地域では住民一人一人に寄り添った支援が望まれるところですが、合併によってサービスのきめ細かさが失われてしまったように思います。物部地域の福祉をどのように考えておられるのかお聞かせください。

2点目についてですが、人口の少ない地域では福祉サービスを高齢者向け、障害者向けなどと縦割りにすると事業運営が難しくなると言われています。また、民間事業者の参入も限られてきますので、多様なサービスを利用することができなくなります。

そこで、県は昨年、このような中山間地域の厳しい現状から、縦割りサービスを一体化しサービスのすき間をなくしていく高知型福祉としてあったかふれあいセンター事業の構想を行ったと聞きました。この事業は、集う、泊まる、預かる、訪ねる、働く、送る、交わる、学ぶ機能を複合化させた小規模多機能を特徴としています。そして、地域のニーズに応じたサービスを提供しながら互いに支え合う地域支え合いの拠点としての取り組みが求められています。当初は県単独で施行する計画だったようですが、国のふるさと雇用再生特別交付金事業で財源を確保できたことから、本年度より県内全域への普及を目標にしたとの説明を聞きました。先日、テレビにてこの事業を実施している四万十町、大豊町、田野町、北川村、高知市などの取り組みが紹介されていましたが、これまでに21市町村、27カ所で実施されているようで、各事業所が特色ある取り組みをしていました。私は、だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、物部地域に合った地域福祉の仕組みについて何かよい方法がないかと考えていました。これといったアイデアが浮かばず悶々としていたところにこの県の構想を知り、まさしくこのような施策が物部には必要ではないか、これが私の望んでいたことかもしれないと思いました。物部地域でも実施予定とお聞きしぜひ成功させてほしいと期待をしているところですが、計画している事業内容と今後の取り組みについて、できるだけ具体的にお聞かせください。

次に、子育て支援策についてお伺いたします。

これまでの議会で子育て支援策について何度かお尋ねしていますが、乳幼児医療費助成事業の拡大についてお聞きした際は、小学校卒業まで拡大した場合が1,178万円、中学校卒業まで拡大した場合は1,826万円になると、それぞれの試算額も示していただき、市の財政事情から対象年齢を拡大することは困難との趣旨の答弁をいただいております。そのような答弁はいただいておりますが、再度この質問をさせていただくのは、全国的に少子高齢化が進み子どもを取り巻く環境が大変厳しい状況になっていると感じるからです。全国どこであっても同じように子育てをすることができる、そういった環境を整えることがそれぞれの自治体の責任であり、香美市もその役目を果たすべきだと思います。

乳幼児医療費助成事業は、ほとんどの自治体で実施されています。住んでいる地域によって助成の対象年齢に差がありますが、最近、近隣の自治体で相次いで助成事業の拡大が広がっています。助成の対象を小学校卒業までに拡大しているのは、宿毛市、佐川町など5つの自治体です。さらに、中学校卒業まで拡大しているのは、土佐清水市、東洋町など実に13自治体に広がっています。また、お隣の香南市も来年1月1日から小学校卒業までの医療費の全額助成を行うと聞きました。決して他の市町村のまねをしろというわけではありませんが、先ほども言いましたように子育ての環境を整えることが自治体の責務ととらえ、本市もせめて小学校卒業まで医療費の無料化を図り子育て支援策を充実させていくべきではないでしょうか。これに関しては、まちづくり推進特別委員会で真剣に協議し提言書にまとめています。その提言書の中で、福祉で最も重要な施策は子育て支援策の充実であるとし、子どもを育てることの負担軽減策として保育料、給食費、医療費を無料にすることを提言しています。このことも含めて乳幼児医療費助成の拡大について見解をお聞かせください。

次に、地上デジタル放送に関してお伺いたします。

地上デジタル放送は、現在放送されているアナログ放送を2011年7月24日までに終了してデジタル放送へ移行するというところで、今テレビをつけると頻繁にその関係の放送が流れています。この切りかえによってデジタル放送に対応していない現在のアナログテレビは映らなくなります。この問題については、おとし12月議会でデジタル放送が映らない地域に対しての対策や国の積極的な取り組みを願う質問をさせていただき、担当課長からは適切な答弁をいただいております。実際に香美市では県下でも一番早い取り組みをするなど担当課の積極的な働きにより市内各地で迅速な対応ができているとも伺って、山間地に住む住民の一人として関係者のご努力に心より感謝しているところです。しかし、その一方で、政権交代直後に大々的に行われた事業仕分けなどの影響が出てくるのではないかと私の心の中には新たな心配もわいてきています。そのようなことにならないように願うばかりです。

そんな中、デジタルテレビに買いかえられた方から新しい問題も耳にしました。20

11年7月までには問題が解決するようにとの願いを込めて、本日皆さんにご紹介させていただきます。

問題が発生しているのは、整備改修された共同アンテナでデジタル放送を受信しているお宅で、そのうち数軒のお宅で一部の放送または全部の放送を受信できないという事例が発生していることです。電気屋さん等にお伺いしたところ、受信できない理由は、今まで使用していた増幅器、通常ブースターと呼ばれているものですが、このブースターの型式などによりデジタルの信号を通さないことが原因であることが多いそうです。また、ブースターだけでなく、分配器や混合器、ケーブルなどによってもこのようなことが起きる可能性があるとも聞きました。実際にNHKが共聴施設の組合員に配付した資料の中にもこのことは明記されていました。ある方のお宅では、80歳のおばあさんが病床のご主人が元気なうちにきれいな放送を見せてあげたいとの思いから相当な無理をしてテレビを買いかえて取りつけたのですが、残念なことにすべてのチャンネルが映らなかったそうです。取り付けに来た電気屋さんのアドバイスでブースターを取り外したら映るようになったとのことですが、ブースターを取り外したことで電波が弱くなったのか、原因ははっきりわかりませんが少し強目の雨が降ると全く映らなくなってしまうそうです。この場合の解決策は、新しいブースターを購入して取り付ければ改善される可能性があるそうですが、無理してテレビを買ったばかりなのでブースターの費用までは捻出できないと聞きました。また、もう1人の方の場合は、新しく購入したデジタルテレビに録画機能が内蔵されていなかったため録画ができず、2011年7月までの応急対策としてアナログ放送を従来のビデオで録画する方法を試みたそうですが、残念ながらこのお宅もブースターを外したことが原因でアナログ放送が映らなくなったので断念したとのことでした。この場合にも解決方法はあると聞きました。ブースターをアナログとデジタルの両方に対応できるものには買い換えれば良いそうです。しかし、それはさらに値段が高いので現在のところ我慢していると聞きました。

このような事例は今後ふえてくる可能性もありますが、問題が発生したときに何か負担を軽減できるようなよい方法はないのでしょうか。一自治体では個々の案件に対応するまで手が回らないかもしれませんが、もともと国民の合意もなしに一方的にデジタル化を進めている国に対し、このような現状を伝え支援策を強く要望していくなど、これまで以上の活発な働きかけをしていただければと思います。そして、全世帯とまではいかない場合でも、せめて生活保護家庭や少ない年金で暮らしているお年寄りたちのために何か対策をと願うものですが、今後の検討課題としてお考えいただければと思います。今考えられる範囲で結構ですので見解をお聞かせください。

最後に、災害時要援護者避難支援計画についてお伺いいたします。

私たち議員は、先日姉妹都市の福井県あわら市に行政視察に行ってきました。本市と（福井県）あわら市は今年3月に災害時相互応援協定を結んでいることもあり視察が実現したのですが、（福井県）あわら市はきめ細かな要援護者避難支援計画が策定されて

おり大変感心させられました。担当者の説明では、関係職員が七、八カ月かけて作成したものだということでした。この視察で災害時要援護者避難支援計画の必要性を再認識させられました。

本市の場合はどうでしょうか。私は、昨年の議会で高齢者や障害のある方などの要援護者の事前把握を行うこと、また、災害発生時にだれもが安全に確実に避難できるように避難支援プランを立てておくことなどが重要と質問しましたが、その際の課長の答弁は、要援護者台帳を基礎として各地域、個人に応じた避難、救助方法を示した香美市要援護者プランを作成に向けて準備をしているとのことでした。あれから1年以上たちましたが、その後の取り組み状況をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今後の香美市の発展のために市長としての今までの4年間の総括、また、決意、思いということをとというご質問でございます。

平成18年3月に市長に就任をさせていただきまして行政の推進を進めてきたわけですが、先ほどご質問にもございましたように大変広い面積の中で、私の想像していた以上に大変広い面積の中で、それと同時に、それぞれ地域を取り巻く環境というものが大変大きな違いがあるわけですが、そうした中でいかに均衡ある発展と同時に合併後の地域間の融和、そうしたものに対して配慮をし心を傾けてきたつもりでございますが、十分でなかった点が多々あるというふうに認識をいたしておりまして反省をいたしております。そういう意味では、大変市長就任時の私の思いを、考え方を述べたことが、今、山崎議員から紹介をいただきましたが、大変面映ゆく恥ずかしいことを言っていたなというふうに思っております。しかし、そうしたことを踏まえてやはり足らなかった部分、そうしたものを補いながら、この任期終了まで最善を尽くしていかなければならないというふうな思いをいたしております。

また同時に、次期市長選にどうした考えで臨むかというふうなことでございますが、大石議員にも述べさせていただきました、そうした思いは変わっておりませんが、4年間の自覚の中で私なりに感じてきました香美市の状況を踏まえて、実態に即した行政運営を目指して市民生活を重視した市政を進めていかなければならない、そんなふうに思っております。私、性格上、大言壮語といいましょうか、あんまり太いこともえい言いませんし太いこともようしません、しかしながら、そうしたこと、市民の思い、そうしたものをきちっと受けとめて、そしてやっていかなければならない、そんな思いをいたしております。

特に物部地区につきましては、大変広い面積の中で山間部が占めておるわけですが、集落も点在をする中で特に高齢者、ひとり暮らしの家庭も多いわけですが、そうした中で、以前副市長と一緒に地域を回らせていただきましたが、いろいろ

な思いをしながら回ってきました。なかなか大変な課題を持っておりますけれども、しかし、感じたのは、やはり地域で人々がその地域を愛し、そしてその地域の中で生きていこうという自分たちの思いが強いということを感じてきました。先般も小松神社の大祭にお伺いをいたしました。ちょうど山崎議員もおいででしたが、あのときにも、あの別役地域には恐らく余り人はいないと思っておりますけれどもあの小松神社に対しての思い、あこな出身の方を含めたくさんの方々が本当においでしておられましてびっくりいたしました。ああいう本当に昔から残っておる文化、伝統、そうしたものが脈々と地域の中で息づいておる、そんなことを肌に感じました。やはりそうしたことも大切にしながら、人々の心も大切にしながら生きた行政をしていくことがこれから山間地域を含めたこの香美市の行政には大事ではなかろうかなということを感じながら振る舞い酒をたくさんいただきまして、ちょうど家内も連れていっておいりましたので飲酒運転にはなりませんでしたが、家内に積んでもろうてえい気持ちで帰った思いでございました。

そういうことからして、この2番目の地域審議会の意義につきましても、やはり地域の中で組織をしてくださっておる皆さん方に地域の考え方、地域としての今の状況、そうしたものをいただけるいい審議会でございます。先日も3町、3地区になりますが、合同の審議会を香北町のほうでさせていただきました。多くの意見をいただき、今後の行政を進めていく上での大変重要な示唆をいただいたというふうに思っております。継続をしてすべきというご意見をいただきましたので来年4月には新しい地域審議会を発足をさせて、そして、これからも地域の状況をつないでいただき、また、行政の仕事をおつなぎをさせていただける、いいパイプ役になっていただけるのではないかとこのこと思っております。

また、支所機能と地域担当職員制度につきましても、これも大変重要であるというふうに感じております。支所機能につきましても、合併前からですが支所機能の充実というものは大変大事だというふうな認識を持っておりますので、これにつきましても十分考えていかなければならないと思っております。また同時に、地域担当職員制度につきましても、現在物部支所管内に勤務する職員によりまして、人口の密集地の大栃、山崎の一部を除く地域を健康づくり推進課の保健師、看護師、香美警察署の協力を得ながら職員3人を1組として10班体制で月1回の訪問をめぐり、また、自治会長のいない2集落につきましても、専従者を指名し実施をいたしております。今後ますます高齢化が進む中で、日常業務の円滑な運営と住民が安全で安心して住める地域づくりを図るためには、社会福祉協議会あるいはまた民生・児童委員さんなどの関係者との連絡を図らせていただきまして、職員が地域に足を運び地域の実情を把握し、住民とのコミュニケーションをとることが大事だというふうに思っております。

ここに、物部支所長から見せていただいておりますが地域担当の記録簿がございます。これは、こういうのが11冊ございますが、すべての地域へ行った職員がきちっと内容を、その訪問したご家庭が、また、おばあさん、おじいさんがどういう状況であったの

かということ報告して支所長が見ているわけです。これを読んでみますと本当に、病院へ行ってきたとか子どもさんはちょいちょい来てくれるとか、そういうふうな日常的な会話を載せております。そうした会話の中でやはり安心感というものが抱けるのであろうと思ひまして、大変これをずっと読まさせていただきます、物部の職員は大変ご苦勞ではあるかと思ひますが、やはりこうした日常の住民との接する姿勢、そうしたものが行政の大きな仕事でもありましようし、また同時に、そうしたことを努めていくことが大事であるというふう認識をしておりますので、今後も地域担当職員制度につきましましては、新たなどういふ取り組みをしていくのか、進化をどう進めていくのかということにつきましても検討しながらやはり充実をしていくことが地域の方に安心感を持っていただくためにも大事ではないかなというふう思っております。

それから、次に子育て支援につきましましてお答えをさせていただきますが、この9月1日にまちづくり推進特別委員会のほうから提言書として人口定住策を提言をいただきました。この中に福祉の充実策の一環として子どもを育てることの負担の軽減策ということで、保育料、給食費、医療費、この3件は無料化することが望まれるということでご提言をいただいております。しかしながら、これら全部を無料化をするということにつきましましては、なかなか想像以上のものがあるかというふう思ひます。

一つ一つ少し述べさせていただきますが、幼保支援課の中では現在新しい保育園を建設中でありまして、そうした中に子育て支援センターであるとか、あるいは一時保育、なかよし広場など、そうした今の保育ニーズに合ったやはり対応ができるように施設の充実を強めてきておりまして、そういう面から子育て支援にもなっていたらというふう思ひます。

また、いろいろなご要望もあります。出産手当や児童手当の増額であるとか、あるいは教育費、住宅費、衣食住費などの補助、保育料の減額というふうなことがございますが、本市としましては、この幼保支援課の中では保育料の多子の軽減、新型インフルエンザによる長期休園をした保育所の保育料を軽減する措置など可能な限りの現在措置を行ってきておりまして、そうした中で少しでも支援をしてまいりたいというふう思ひます。

また、給食費の無料化につきましましては、これもなかなか全額、全部をとというわけにいきません。経済的理由によりまして就学が困難な準要保護児童・生徒に対しましては、給食費の2分の1を助成いたしております。現在、要保護児童・生徒につきましましては、全額援助をいたしておるような状況でございます。

また、医療費につきましましては、先ほど議員からも質問の中でございましたが、現在就学前までの無料化を図っております。近隣町村では、小学校卒業までであるとかあるいはまた中学校（卒業）までというふうなところが出てきておりますが、本市はまだそこに至っておりません。ただ、今後国のほうが子育て支援の一環として子ども手当の支給を始めるというふうなことも聞いておりますが、トータル的にこれがどのような方向に

なるのかまだ皆目ちょっと見当つきませんが、そうしたことを含め国も子育て支援に大変力を入れておるわけですので、そうした国の動きなどを注視しながらどのような経済支援ができるのかということも考えなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。物部地域の福祉についてお答えします。

香美市全体での高齢化率は、平成20年度で33.7%、平成26年度の将来予測値では35.6%の高齢化率と推定されております。平成20年度に高知女子大学社会福祉学部の田中きよむ教授を中心としまして物部町3集落の高齢者生活実態調査が実施され、その報告から山間地域の高齢者の日常生活課題が明らかにされております。また、先般、「元気・安心で暮らすために必要とするものは何ですか」をテーマに開催されました物部町地区福祉座談会でも、地区民生・児童委員や地区長（自治会長）の皆さんが日ごろ高齢者と接する中で、高齢者の地区内での交流会の希望や、道路、水道を含めた生活施設の管理などが負担になってきております。これらの課題を自助、共助、公助と整理して、本市では未策定であります地域福祉計画策定に向けて準備を進め、公助として行政の取り組む諸施策を関連課と連携しながら、ともに支え合い、生き生きとした暮らしをはぐくむまちづくりを構築しなければなりません。先ほど手前でちょっと述べましたが、物部地区福祉座談会の中で出ておりました中では、人と話す場所や集いの場など交流をしたいといったことがワークショップ形式の中では多かったように思います。また、そのほかに自助、共助、公助とさび分けをした中で、公助を求める内容としまして福祉関連のことにつきましては、体操や研修会それから保健師等に定期的に来てほしい、見守りや緊急時の連絡網、移動手段の確保といったようなものが上げられておりました。次のご質問でもありますがあったかふれあいセンター事業、これは県の事業ですけれど、来年度要望している事業ではあります。こういった中で新たに必要な制度の調査研究なんかを事業として展開していくという項目も組んでおりますので、こういった中で地域福祉のあり方なども検討していきたいと思っております。

また、あったかふれあいセンター事業につきましてですが、平成21年度より高知県が国のふるさと雇用再生特別基金事業として創設されましたあったかふれあいセンター事業は、福祉サービス事業所がサービスを十分に提供できない山間地域の解消を目指した事業です。香美市では、これも予定ですが来年度より2カ年ということで要望しております。社会福祉法人の香美市の社協に委託をして、香美市内全域において高齢者が集える場所を整備し、おためしデイ、緊急ヘルプ、見守り支援、緊急預かりなど、介護保険制度、高齢者福祉一般施策で対応できない問題対応の事業を実施し、同時に新たに必要な制度の調査研究をする事業展開を予定しております。物部地区では、高齢者の集

いを中心として見守り活動を兼ねた配食サービス事業なども計画しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の地上デジタル放送に関してのご質問についてお答えをいたします。

山崎晃子議員からは、個別具体の事案を例に引きながらこれへの対策についてのご質問が趣旨であるかとお受けしたところでございますけれども、この際あわせて現段階におけます地上デジタル放送に係る難視聴対策についておつなぎをさせていただきます。

言うまでもなく香美市では、テレビ放送は市民生活に欠かせない情報入手の手段であることから、デジタル放送の難視聴地域においても共聴施設など何らかの補完的手段によって受信を確保し、すべての市民が何らかの方法で視聴可能な環境づくりが必要であるとの判断によりまして、危機感を持って先駆的に共聴施設のデジタル化改修を推進してまいったところでございます。

まず、NHK共聴と呼ばれる共聴施設は、香美市内には14施設あり、本年度中にすべての共聴施設がNHKによりましてデジタル化改修を完了する予定となっております。次に、自主共聴施設につきましては、香美市内には36施設ほどございまして、平成21年度末現在で25施設のデジタル化改修を終える見通しとなっております。平成22年度事業としましては、施設の新設、組合の解散等を勘案しまして、残り10施設ほどの改修を実施する予定となっております。

また、政権交代に伴います行政刷新会議におけます事業仕分けでは、現在国の制度に基づく共聴施設のデジタル化改修を進めている電波遮へい対策事業については、予算要求の縮減がワーキンググループの評価結果として結論づけられており、今後の予算編成時の見直しにおいてどのような結論が下されることになるか、そういったことを注視してまいりたいと考えております。

そこで、山崎議員よりご報告いただきましたデジタル難視聴の事例につきましては、各戸において電波状態が良好であると仮定いたしますと難視聴の原因は宅内設備等に起因するものと思われれます。国によりましてデジタル化改修に係る支援施策では、個人施設、宅内整備などですけれども、こういったものにつきましてはすべての国民がデジタル放送を受信するために必要となる経費として自己負担が基本とされております。このため現状では、個人設備については自己負担で対応いただくしかないという状況になっております。以前からも地デジに関する質問に対する答弁に際して再三申し上げてきたことですけれども、都市部国民の電波帯需要確保のために地方部の国民と自治体に負担を押しつけた政策であると思っております。2011年7月24日以降は強制的に選択肢を奪われることとなります。少なくともこれまで視聴することができてきた国民には国の責任で補償すべきであると考えておりますし、今後とも機会をとらえて地方の現状とこれまでの難視聴対策に加えて高齢者や経済弱者に対するより一層の支援策の創設などの働き

かけを行っていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎晃子議員の災害時要援護者避難支援計画の取り組み状況のご質問にお答えいたします。

昨年度の9月議会でご質問を山崎議員からいただきまして、その時点から後滞っておりましたが、今再び帆を進め始めております。社会福祉協議会を初め庁内関係各課によりまして災害時要援護者避難支援計画の全体計画というのを作成するよう協議を進めております。

この全体計画は、平成21年度中に、今年度中に作成いたしまして、この計画に基づいて平成22年度中に、全部できずに残れば平成23年度までに個別避難支援プランを作成していく予定です。一応全部作成しました後は、その後は更新をしました新規の方のプランを作成していくということになります。個別避難支援プランを作成するに当たりましては、ご本人の同意を得る方式といたしましてそれぞれの情報を持っている関係部署から対象者の方の情報を集約して作成していくというような大まかな方針になります。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後 2時17分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

初めに、今後の香美市の発展のためにとということで、市長さんには大変物部の思いを十分受け取っていただいた温かいご答弁をいただいたところなんですけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、先ほどそういった地域の思いを受けとめてってということでお話をいただいたんですが、またこれをどういうふうな政策として考えていかれるのか。何か私自身もこういうふうにしたらっていう考えが浮かんでこないんですけれども、何か起爆剤というか、物部の地域、その地域の中で生きていこうとしている方々に対してどういった施策が必要なのかっていうところ、ひょっとお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それと、先日、高知工科大学で「地域の再生とその将来像」と題して前鳥取県知事の片山善博慶応大学教授の特別講演があったんですけれども、その際に、政治家の考える力や教育の重要性を説いた内容でしたけれども、特に地域再生には考えるリーダーが必要だということはかなり力説されてたんですけれども、この講演を市長も聞かれていたかと思いましたがどのように感じられたのか、その点をお聞かせください。

それから、地域審議会についてですけれども、市長のほうも地域審議会は重要である

っていうこととお話しされたんですが、私、以前物部のほうの地域審議会のほうをちょっと傍聴させていただいたんですけれども、その中で審議会の中から意見を出す、そういった審議会の中で議論をして要望や意見を出していくっていうことが大事なんじゃないかっていうふうな委員さんからの発言もあったんですけれども、やはり地域づくりを進めていくためには住民の力が必要っていうことを市長も言われてましたので、そういったところで地域審議会っていうものをよりそういった住民の声を反映できる、そういった住民の声を届けていけるようなそういった場、そういったものも地域審議会の中でも必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりをもう少しお考えをお聞かせください。

それから、支所機能と地域担当職員制度っていうことで、これ先日新庁舎建設後における新行政組織編成案っていうのが、これあくまでも案ですけれども、そういうのが出されてたんですけれども、一番やはり気になるのは支所の機能がどうなるのか。支所の人員配置によっては、先ほど3人体制で月1回訪問しているっていうことでしたけれども、そういったことが今後できていくのかっていうところすごく心配になるわけですけれども、昨年視察研修をした（兵庫県）朝来市なんかは、あそこは専任の地域支援職員って言ってたかと思うんですけれども、地域支援職員を配置して地域のさまざまな課題を住民と一緒に解決するような仕組みをとってたかと思うんですけれども、そういった対応に専任で当たるということも今後必要になってくるのではないかと思うんですけれども、そのあたりをどういうふうにお考えになっておられるのかお聞かせください。

それから、物部地域の福祉に関しては、私も座談会のほうに、研修会に参加させていただきましたので内容のことはわかります。このあったかふれあいセンター事業、一応ここ手を挙げてるということで、まだ決まってはないうことですね。もし、これ決まりましたらふるさと雇用の交付金のほうでいきますので、あれ3年間だったと思うんですけれども、県のほうは、そういったものが切れたとしても県独自でどうしても必要だから取り組んでいきたいというふうなことを知事が言われてたかと思うんですけれども、そういうことがなくてもやはりこういった取り組みは必要だと思うんですけれども、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、子育て支援策についてですけれども、このことに関しては毎回なかなかいいお返事がいただけないわけですけれども、やはり子どもを取り巻く環境っていうのは非常に厳しいし、それから子どもを持たなくてもいいという考えの人が多くなったっていうことで新聞にも出てましたけれども、その背景にはやはり子育てをする環境が整っていないっていうことが上げられていると思います。ですので、子育ての環境を整えるっていうことは非常に大事なことだと思うんですけれども、先日人事院勧告による給与の改定の話が出てまして、それで約5,000万円ぐらいでしたかね、削減されるというふうなこともありました。それから、午前中にも指定管理して削減っていうような話も出てたんですけれども、やはりそうした削減とかした分を住民サービスに生かしてい

くってということが大事だと思うんですけども、そのあたりも含めましてなお検討できないものか、もう一度ご見解をお願いします。

それから、地上デジタル放送に関しては、大変詳しいご答弁をいただきましてありがとうございました。私は、個人的なことでまだ地上デジタル放送が見れるような対策をとってないんですけども、このお話を聞いてこれは大変だなと、安易にテレビを買い換えたりチューナーをつけ直したりしたらそれで済むものだと思ってたんですけども、住んでいる場所によってかなりっていうか個々に違ってくると、そうしたときに対策をするのに負担が伴ってくるってということがわかりまして、これ、まだこれからどんどんそういったことが出てくるかと思うんですけども、物部の地域でそういったような話は届いていないのか、支所長のほうにお伺いしたいと思います。済みません。

それから、災害時要援護者避難支援計画のほうですけれども、先ほど課長の答弁の中で滞っていたが今再び進めているっていうことでしたけども、どうして滞ってたのかなというふうに思ったわけですが、災害時のことを考えたらなるべく早く対策を整えておくべきだと思うんですけども、どうしてこう時間がかかっているのか。（福井県）あわら市では七、八カ月でできたということでしたけれども、そのあたりのことをもう一度お聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目の山崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

物部の現実の中でいかにこれからの政策、施策を施していくのかということでございます。大変厳しい状況の中でどうすれば地域が活性化し、また、住んでいる中での豊かさが求められるか、また持てるかということが大変大事だと思います。それは、具体的にどうすればいいのかというのが大変難しい問題であろうかというふうに思いますが、しかし、香美市の中でも大変広い面積の中で物部が存在をするわけでございますし、また、大変厳しい環境にあることには変わりはないわけでありますので、英知を集めた中での政策を推進をしていかなければならないというふうに思っております。具体的な方策を今ここで述べることはできませんが、そのことについてはいうふうにせいぜい頭を傾けてまいりたいというふうに思います。

また同時に、片山元（鳥取県）知事のお話にもございました地域再生につきましては、その中での政治家また首長の役割が大変大きいということも発言をされましたし、私、聞いておった半面、やっぱり元知事であるのに、なぜほいたらそうしちよかざったろうというふうに。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君） 思ったことでしたが、評論家になるのはしよいにゃあというふうに思いました。しかしながら、それはそれとして、当時のその場の首長のやっぱり資質によってその地域が大きく異なってくるということも指摘をされましたので、大変

私にとりましては荷の重たいことだなというふうな思いをしましたが、いずれにしましても、先ほどと同じように施策、政策につきましては、そういうことで全職員また地域の声、議員の皆さん方の声、そうしたものを結集をして生きていける策、福祉を含めましてそうしたものに道筋をつけていかなければならないというふうに思っております。

また、地域審議会につきましてもそうしたアドバイスもいただけたらと思っておりますし、また、諮問機関ではございますが、やはり地域の現実、現状、そうしたものをじかに聞きをできるし、また、我々の思いを伝える機関でございますので、第1回目のお答えで申させていただきましたが今後も地域審議会には存続していただいて、ともに私どもの思いを共有をしていただきながらやっていただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、子育て支援につきましては、十分なお答えになっておりません、だったと思います。やはり議員の思いもわかるわけでございまして、今各町村が取り組んでおります、特に小学校までの医療費無料化などにつきましてはそうした考えを考えているということもございますが、今後の検討材料として財政課とも検討も含めながら、将来のことを含めて検討していかなければならないというふうに思っております。特に少子化対策についての医療費の無料化につきましては、今後の重要な検討課題というふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

このような、あったかふれあい事業のような事業を行ってほしいということですが。この事業は県が積極的に推し進めておりました事業ですので、採択にはなるんじゃないかとは思いますが。平成22年度、平成23年度にかけての10割の補助事業ですけど、その後それらの取り組みをどうするかっていったことも考えていかなければならないと思います。現在行っております、保険課の包括支援センターなんかの行ってる事業等とも大変関連があります。そういったところともいろいろ協議をしながら、事業費がかからないような方策を検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） 山崎議員さんの地上デジタル放送についてお答え申し上げます。

総体的な答えにつきましては企画課長より答弁をしたとおりでございますが、（物部町）管内の状況を申し上げますと、現在NHKの共聴組合地区が4カ所で130戸ございます。そのうち3カ所については既に改修済みでございまして、あとの1カ所につきましては現在12月までに改修するというふうに聞いております。また、自主組合につきましては、管内に18ございまして、これはどういうのか、集落単位的な組合でございまして、それが大体約200戸あると承知しております。そうした中で組合に加入して

おる方々につきますと、物部町の戸数からいいますと約二十五、六%、1,300戸弱でございますので、その程度の加入率という格好になろうかと思えます。

そうした中で、先ほど共聴組合で改修したけれど映らないというご質問がありました。いろんな原因があろうかと思えます。現在地デジ用テレビを購入しておる方々につきましては、少数というふうに認識をしております。今後このテレビを購入しますとそういう問題も多々出てくるというふうに考えておりますし、私も映らないという事例については三、四件、ご質問があったように承知しております。ただ、現在の制度上につきましては、先ほど企画課長がお答えしたとおりでございますので、今後支所といたしまして、どういまいしょうか、事情聴取といまいしょうか、そういう情報を密にとっていって今後につなげていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

どうして滞っていたかのご質問をいただきまして、ちょっと考えよったところです。

（笑い声あり）

○防災対策課長（吉村泰典君） この計画の関係、幾つかの各部署が関係しているわけですが、どの部署もそれぞれ大事な仕事を持っておって一生懸命やっていると、そしてうちの防災対策課も同様でございます。しかし、防災対策課がイニシアチブをとらなければ進まないということは頭にありまして、やらないかんということで、うちも定期的に課内会もやっていますが、この避難支援プランは常にやらないかん重要なことやと、そのように上げながら、しかし、ほかも重要でないという仕事はなくて常にあれもやらないかん、これもやらないかんけど、一回にはできんにやあと言いながら進めてきておるわけですが、去年9月にご質問をいただいて後ですが、うちの職員も人事異動で激しく入れかわりまして、そのときの防災担当は自分しかいないというふうな中でうちへ移動してきていただいた職員も一生懸命うちの仕事を覚えてくれるわけですが、経常的にやっている仕事を、これをこなすことにまず精いっぱいになって次の新たに打ち出す仕事と踏み出す仕事、なかなか、やらないかんと思いつながらほかにもあります。議会で言われれば、済みません、これもできておりません、これもできてませんというのはたくさんございます。そういう中でやらないかん意識は常に持っておりました。今回全体計画をつくるということで、この前の会は県のほうもおいでいただいておりましたが、そういうことで一応見通しを立てて着実にやるという段階に入りましたのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の答弁、それぞれにありがとうございました。

それで、3回目の質問をさせていただきますけれども、災害時要援護者避難支援計画

ですけれども、なかなか業務が忙しくてっていうことでしたけれども、そしたら防災対策課のほうの人員配置っていうのはどうなのかな、そういったことができにくいような状況になってるのか、人員配置が足りてるのでしょうか、その辺はどうでしょう、お聞きしたいと思います。

それから、あつたかふれあいセンター事業のことですけれども、これからということで、保険課とか関連の事業もあるということと言われてまして、やはり前に私、前回でしたか質問したときに、はつらつ教室なんかも1人の利用者に対して四、五人のスタッフっていうことがありまして、お話を市民の方に聞くと、それやったらもっと何か違う方法があるんじゃないか、これは特定高齢者向けの施策ですのでそういうことになってるかと思うんですけど、本当にこの一つの施策が有効なのか、そしたらもっといい利用方法があるんじゃないかっていう、横のつながりですね、縦でいってるからそういうことになると思うんですけども、そうした関連の横のつながりでもって効率よく、また成果が上がるようなそういった取り組みをしていくべきだと思いますので、そういった点を十分考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 3回目のご質問にお答えいたします。

人が足りているのかというご質問ですが、どこの課におきましてもこれこれの仕事をやろうと思えば足りてるという課はないと思います。うちの課も、仮に50年間は南海地震は来ませんという保障があればそんな慌てんでもえいですが、あした来るとわかっていればどっさり人をもらわんとはいけませんですが、そこらあたりが限られた人員の中でやむを得ない。ほんで、南海地震とかを考えるとそれこそやらないかんことが物すごくありまして、けんど、そう一回にできるとかそんなことはできませんので最善の努力を尽くしながらできるところからやっていくと、そういうことですので、このプランも進めますのでよろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

横のつながりをもって成果を上げるようにということです。山崎議員ご指摘のとおりだと思います。保険課、また社会福祉協議会にも委託します、こういったところと連携をとりながら取り組んでいきたいと思っています。またよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。通告に従って質問させていただきます。午後の大変眠たくなってお疲れのことと思いますが、どうぞ最後までおつき合ってくださいませ。端的に済ませたいと思いますので。

私は、今回は体力が低下している子どもたちを何とか向上させたいとの思いで質問を

いたします。

皆さんもご存じのように、高知県の子どもたちの体力は学力に続き全国最低レベルでした。以前から県内の子どもたちの体格、運動能力は全国平均を下回っていると指摘をされておりました。今年1月21日の調査結果発表でそれは明らかとなり、県内の児童・生徒の体力は、小学5年生の男女ともに最下位の47位、中学2年男子が45位、女子46位で全国最低レベルと新聞報道がありました。香美市の児童・生徒の結果は、一部の学年あるいは種目については全国や県を上回っているものもありましたが、全体として全国平均を下回っているという状況でした。子どもたちの生きる力をはぐくむためにもこの体力は重要で、健康な生活を営む上でも体力、学力、精神力は基本的な力です。この体力低下が学力低下にもつながっていると考えます。体力がなければ物事に取り組む意欲や気力もわきません。意欲や気力がなければ、集中力もなく聞く力もないので学力もつかないという悪循環を起こします。

今回の結果を踏まえ、学校教育の中で体力向上の取り組みを進めていると思います。特にどのようなことに力を入れていますか。3月議会でも同僚議員2名からこの体力について質問がありました。その中で教育長さんがいろんな思いを述べられたかと思いません。また、その取り組みを進める中で見えてくるものや何か新たな発見などがありましたか。この子どもたちの体力低下の原因をどのようにとらえておられますか。教育長にお尋ねをいたします。

続いて、私は、この体力低下は学校教育の中だけで考えるのではなく幼児期からの対策を考えるべきだと思います。私たちの子どもころは、思いっきり体を使い自然の中で走り回り、四季折々を感じながら木の実を集めたり虫を捕まえたりしながら危険をキャッチし、そんな体験が子どもをたくましく育て体力も自然についていたと思います。しかし、近年外遊びをする子どもたちの姿はめっきり減りました。これは大人たちが過度に安全を求める余り、子どもがわくわくドキドキしてリスクにチャレンジできる環境がなくなり体を使った遊びの魅力がなくなってしまったからではないでしょうか。幼児期の自然体験活動は五感を育て、心身の発達により影響を与えていると言われております。3月議会答弁でも教育長は、外遊びの少ない現状では体力や運動能力は向上しないと心配をしておりました。本市では自然環境に大変恵まれております。自然の中でのさまざまな遊びを通じて体力、想像力、危険予知能力やコミュニケーション力などが自然に養われる森の幼稚園を幼児教育に取り入れてはどうかと考えます。

この森の幼稚園について少し説明をさせていただきます。

この森の幼稚園は1950年代半ばにデンマークで誕生し、1993年にドイツで公認の森の幼稚園が誕生しております。日本でも森の幼稚園として普及しており、全国フォーラムも開催されております。高知県では、20年前より若草幼稚園が近くの雑木林を購入し、週1度は森に出かけ子どもたちを遊ばせております。その森には果樹園や畑、原っぱがあり、竹林、うっそうとした林、小鳥の来る池や大きな岩山もあり小川も流れ

ています。雨が多く降った後には滝もできます。そんな森へ少々の雨や雪でも出かけ、子どもたちはそのときそのときの山の表情を興味深く楽しみます。森には危険がつきものです。森に着くと最初に必ず先生は、子どもたちにまず山で楽しく遊ぶためのルール、森の中での約束事、10の約束を毎回20分程度お話をします。その約束事ですけれど、子どもたちが、こちらでもそうだと思います、保育なんかでも危険なことに対してはいろんな注意ごとを子どもさんたちに話して、これこれで危険だからしてはいけないよというお話をなさると思います。ここでは必ずそのことは危険、そのことは子どもたちにとってどうなのか、家族にとってどうなのか、そんなお話をなさいます。

幾つか例を少し挙げて説明させていただきます。この10の約束というのは、山へ行ったら必ず皆、子どもたちを集めて最初にお話をするんです。1つ、山の水は飲みません。おなかが痛くなります。2つ、木の実を勝手にとって食べません。毒の実がありません。食べたら死んでしまいます。お父さんにもお母さんにも二度と会えなくなります。3つ、先生が見えなくなるところへは子ども同士では行きません。覚えちゅうきかまんは絶対いけません。木や岩を覚えておこうと思っても同じようなものがいっぱいです。先生も迷子になりそうになったときがあります。園長先生のお友達は、小さいとき山に入ったまま帰れなくなりました、本当のお話です。だから、その日からそのお友達には会っていませんというような形で、これはこうこうだからしてはいけないんですとか、危険な、それはあなたたちにとってこうですよ、お母さん、ご家族にとってこうですよっていうことを子どもにわかりやすく、ただしてはいけないというのではなくてお話をなさいます。それが、その3歳の子どもたちが約20分間ずっと前を見てじっとして静かに聞くんですよね。その集中力には本当に驚かされました。そして、そのお話を聞いた最後には先生と一緒に10の約束事を復唱するそうです。どの子も大きな声で復唱をするそうです。私の友人2人が視察に行き、子どもたちの姿を見て驚いておりました。私もちょうど行くようにしてましたが、急に予定が入り行けなくて現地視察へは行けませんでした。後日お伺いして園長先生から直接お話を聞かせていただき、また園で子どもたちの様子も見させていただきました。子どもたちが、小さい3歳の子どもが20分間じっとして聞いているってすごいことです。日ごろから園では、3歳児に対しては机に向かってする作業を10分から20分、4歳児では20分から30分、5歳児では30分から40分、集中して机の上へ向かってすることをやっています。そしたらそれが、入ったときからそういう自然にやってるから机の上にも、学校に上がっても子どもたちの聞くっていう姿勢が自然に備わってるんです。だから、何かがあって集合って集めてもお話を聞くっていう姿勢ができて、とても大事ななことかということを感じました。その小さな子どもたちが真剣に聞く集中力にはとっても驚きました。山に入ってから、山の斜面や道なき道を縦横無尽に走って遊ぶ姿やルールを守る姿、譲り合う姿、教え合う姿には驚かされたそうです。そして、森で見つけたものを園に持ち帰り図鑑で調べるそうです。各教室には最低800冊の本があります。森そのものの環境もさることなが

ら、何よりも子どもたちの様子に驚きです。

若草幼稚園では高知大学と連携して調査を進めておりますが、子どもたちの体力向上には、入園したときから調査をしておりますがぐんと伸びてる、目覚ましいものがあるそうです。この体力は学力にも大きく影響しており、学校に上がっても若草幼稚園の子どもたちは集中力もあり聞くということができるそうです。おのずと学力もついてきています。この森の幼稚園を取り入れることが、自然の中でさまざまな遊びを通じ体力が向上して、想像力、危険予知能力やコミュニケーション力などが自然に養われます。幼児教育にぜひ取り入れてはどうかと考えますが、幼保支援課長にお尋ねをいたします。

2つ目に、消防についてお尋ねをいたします。

今年火事への消防車の出動回数もふえております。また、これからは空気が乾燥する季節ですので火災への注意が必要です。先日も高知市で、高層建築物の工事中に火事が発生し大変でした。香美市でも、近年3階以上の中層建築物がふえてきております。高層建築物はまだ数棟ですが、あつてはならないのですがこれからの火災時を心配します。火災時にすぐ対応するためにも、中層以上の建築物がどこに建築しているのかなど把握はできておりますか。また、消火活動は現在の消防車で対応はできますか。将来的にはしご車が必要となるのではないかと考えますが、どのような対処を考えているのか、消防長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 依光議員さんの子どもたちの体力低下の原因は何と考えるかのご質問にお答えをします。ただ、その原因を一つ二つに限定するということはできないと思っております。さまざまな要因が原因として考えられると思っておりますので、その中の幾つかをお話しさせていただきます。

依光議員さんがご指摘されましたように、全国体力・運動能力、あるいは運動習慣の調査の結果を見ましたが、子どもたちの体力低下が明らかになっております。そして、香美市の児童・生徒につきましても全国平均を下回るものが多く、特に持久力や瞬発力等に課題が大きいということがわかりました。

原因としていろんなことが考えられますが、学校の体育の授業を除いて運動を全くしない児童・生徒の割合、小学5年生で6.4%、香美市です、全国は4.9%となっております。中学2年生では13.2%、全国は8.9%であります。また、運動部やスポーツクラブに入って活動している児童・生徒の割合が、全国と比較をして13%から17%低くなっております。こういったことも体力低下の原因と考えられると思っております。

また、生活習慣も子どもたちの体力低下に大きくかかわってきていると考えられます。例えば、テレビやゲームの時間が占める割合が多くテレビを3時間以上見ている児童・生徒が小学6年生で37%、中学3年生で34%。さらにゲームを2時間以上している児童・生徒、小学6年生で21%、中学3年生で26%となっております。これらのこと

から、運動時間による体力差ということが明らかになっており、運動をほとんどしない児童・生徒が多数いることもわかっております。また、そのほか体力合計点と朝食の摂取状況、この間に相関関係が見られ、毎日朝食を食べる集団は体力合計点が高い傾向にあることもわかっております。

先ほど依光議員さんも言われましたように、子どもたちが戸外で遊ぶ、そんな姿を見かけることがほとんどなくなっていると思います。遊びを通して学んだことは、私たちにはたくさんあるように思います。人を思いやる心、あるいは遊びを通してルールを守ることの大切さ、弱い立場のものを守っていく、そういったことが自然に遊びを通して学ばれたというふうに思います。また、遊び切った満足感、次また頑張ろう、そういう意欲もわいてきたことが思い出されます。そういったことすべてをひっくるめて子どもたちの体力に大きく影響してきているのではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、依光美代子議員の森の幼稚園についてお答えをさせていただきます。

公益社団法人高知県森と緑の会発行のチラシによりますと、依光議員のおっしゃったように森の幼稚園とはデンマークで始まった、森の中で幼児の教育や保育を行い、子どもの自主性、思いを尊重し、子どもが本来持っている好奇心や感性を引き出す取り組みで、ゼロ歳から7歳ごろまでの乳幼児、少年期に川、野山、里山、土手、畑、都市公園など自然の中でさまざまな遊びを通じて豊かな感性と好奇心をはぐくみ、学ぶ力、生きる力の土台をつくることに有効であると示されております。

香美市の保育園では、既に心身ともに健康な子どもを育てるを重点目標に園外保育や戸外遊び、散歩に出かけ、四季折々の変化に触れさせ木の実やドングリ等を使った遊びを体験するなど似たような取り組みをしており、森の幼稚園は幼児教育の健康や環境面で一定の教育効果が期待できるものと思われまます。各保育園にこの取り組みを紹介するとともに、取り入れていけるものがあれば参考にしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 15番、依光議員の消防についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の中層建築物についてでございますが、3階以上5階以下というふうに定義づけをしておりますのが国土交通省でございますが、消防のほうでは中層というのは定義づけはしておりませんで高さが31メートル以上を高層というふうにしております。31メートル以下が中層ということになるかと思ひますが、消防のほうでは中層と高層との間の中高層というのが15メートル以上というふうに定義づけをしておりますが、この中高層というのが消防力の整備指針という中でははしご車の配置基準を定めるものになっております。

そこで、香美市の現在の中層また以上ということで、中高層また高層の建築物の状況をご報告いたしますと、3階建て以上の建築物につきましては全部で179棟ございます。そのうち3階建てが119棟、4階建てが38棟、5階建て以上が22棟というふうになっております。3階、4階で87%ということで、非常に高層につきましてはまだ少ないということでございます。5階建て以上の建物が高さでいいますとおおむね15メートル以上ということになりまして、先ほど申し上げました中高層ということになるわけでございます。

ご質問の火災時の対応と対処ということでございますが、中高層以上の建物で火災が発生した場合、当然のことながら消防隊員が現場に向かいまして内部にあります連結送水管や屋内の消火栓等を使用し、また消火器などを使用して消火活動に当たるわけでございます。それとまた、中層以下、3階から5階以下の場合ですと、ホースを延長して水を送って消火活動を行うという方法で対処するということがあります。5階以上になりますと、やはり階段を使ってということになりますと中で大変でございますが、はしご車があればということになるかと思えます。はしご車の配置基準につきましては、先ほど申し上げましたように15メートル以上ということになっておりまして、一消防署の管轄区域内に中高層、いわゆる15メートル以上の建物が10棟以上云々ということになっております。本市の場合、申し上げましたように22棟ございますが、ここにはただし書きがございます。密集地にそういう建築物がそれほどない場合には消火、延焼の防止のための消防活動に支障がないということで、そういう場合には90棟未満であればはしご車の配置は構わないというような基準になっておりますので、香美市の場合には現在のはしご車の配置はしておりません。ちなみに、はしご車の値段というのは、調べてみたら1億2,000万円から5,000万円、毎年はしご等々の点検と検査の管理費用として五、六百万円は毎年要するというので、なかなか経費的なものも大変であります。

また、5階建て以上につきましては、いわゆる中高層以上につきましては、建築基準法の施行令でも耐火性能に対する技術的な基準というのが定められております。また、自動火災警報器や消火器、それから屋内消火栓、連結送水管、スプリンクラーのほか避難器具等も設置されておまして、先ほど申し上げましたように5階以上22棟につきましては、そのうち20棟が耐火構造、2棟が準耐火構造となっておりますので、このようなことから、もし火災が発生した場合でも中高層の建築物につきましては、一般木造の建築物より延焼しにくい構造、また、内装におきましても難燃性の材質の使用など高い防火上の安全性を備えております。そして、自動火災警報器もすべて設置されておりますので、速やかな通報によりまして最小限の被害で鎮圧できるものというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。2回目の質問をさせていただ

きます。

教育長さん、ご答弁ありがとうございます。私はたびたび教育長に答弁をお願いしたいと思って、書いても書いても振られてほかの課長さんになって、初めてご答弁いただきましてありがとうございます。

それで、済みません、答弁の中でちょっと抜かってたんですけれど、3月議会でもいろんな思いを、こんなことが足らんだらうということで、こんなことをできたらなっていうような思いを述べられたんですよね。それで、今回この春から、新年度から体力向上に向けてどのようなことに特に力を入れて取り組んでいるのでしょうか、その辺をお願いいたします。でまた、取り組んで半年以上たちましたけど、何かこう新しい発見とか見えてくるものがあったり、何かありましたらその辺ご答弁をお願いをいたします。

先ほど教育長も言われたとおり体を使って遊ぶ、遊び切った満足感って、このことが今の子どもたちないと思うんですよね、ここではないかと私は思います、今の子どもたち。だから、ご家庭でいうてもなかなか、共稼ぎの家庭も多いし、それから十分な遊び場がないというようなこともあって子どもたちが体を十分に使って遊んでないというのが大きな原因の1つである。教育長もおっしゃったように1つだけではない、いろんな課題条件があり、問題点、原因があるんだと思うけど、ここを解決するだけで随分違ってくるんじゃないかいうことを思いました。

それで、香美市の保育は本当に園外保育などを取り入れてやって、子どもたちを少しでも自然にっていう取り組みをなさって、あれはすばらしいことだと思います。ただ、やってる中で、私も何度か一緒に、楠目保育所が近くにあったり明治から来たりということで、子どもたちを近くに見たり一緒に入ったこともあるんですけれど、どちらかいうと大人たちが、先生たちが構えて、大人たちに与えられてるっていう取り組みが多いんです。この森の幼稚園、すくすくの森って若草では言う、若草幼稚園がなぜこれをしようかと思ったか、理事長さんが、遠足に子どもたちと行ったときに坂道を上がれないっていう子どもがたくさんおって、えっ、今の子どもこんなになってる、これは大変だと。自分たちが子どものときには思い切り遊んだ、これぐらいのこと何ともない、これではいかん、園だけでは遊んだり駆け上がったたりいうことは限られるということで、園の中に小山をつくって、それと山を、ちょうど近くで売りに出たからそれを買って整地をされて入るようになったんですよね。今それがすばらしいことに、年少さん、3歳の子どもたちがその坂道をよたよたして最初は上がってたのに今はもう全然平気で駆け上がるし、こういう絶壁のようなところへも上がるんですよね。それをお友達がひよっと突けば絶壁へ落ちるんです。だれもそんな子どもさんおりません。皆さんが順番に待っておりてきたらまた次が、それが先生が何も、先生はひよっと何かあったらいかんしっていうことでそばでは見てるけど、先生が注意しなくてもそれが自然の中でできるんです。それは何かというと、最初にきちっとしたルールを、子どもたちは遊びたい、あな

たたち遊びたいよねって、けがしたらまた二回と遊びに来れないよっていうことをきちっと言って、ずっとここで遊べるようにしようね、そのためには約束をしようねっていうこと。だから、子どもたちも遊びたいから一生懸命話を聞いてるんですよ。ぜひ一度視察に行ってみてください。もうそれは目をみはるもんがあります。ここ二、三年ながです。私も今年初めて、春でしたこのことを知ったの。一度行きたいと思いながらなかなか行けなくて、ちょうど誘ってくれたとき会が入って行けなくて、それで園長先生のお話を聞かせてもらい、それから森と緑の会なんかも行っているいろんな資料いただいたりお話聞いたり、今これはすばらしいということで高知市のほうで取り上げて、（高知市）鏡の吉原地区へ稚児守の森っていうのをつくって、かがみ幼稚園が行くように、ほかも、そこは全部へ開放してるからいろんな人が来始めたということで、本当に子どもたちが生き生きとするんですよ。ただ遊ぶんやけど、遊ぶだけじゃない。そこで先ほど教育長さんが言われたけど、その中で遊びながら自然にルール、それから危険予知能力、今の子どもさん、現場の先生からも聞いたんですけど、子どもがこけたときに手をつかず頭から落ちたり額を打ったり顔で受けとめるっていう子どもがふえてるって、もうどうしたことやろうって言うがですよ。それで何かそこに石があったかなと思えば、石もないのにくきっとひっくり返ったり、それは十分遊びができてないんですよ。

3月のときも教育長さんがおっしゃった、送迎を保護者がしてる、そのことも大変危険するって言いましたよね。子どもたちのせっかくの能力をそいでるんですよ。その辺なんかも教育長さん、それを感じておいででご答弁もあったんですけど、この春からそのことに対して、学校に対して何か指示というかされたんでしょうか、どういう対処をされたんでしょうか、お聞かせをください。

それと、その保育のほうですが、ぜひ一度視察に行ってもらいたいし、それから、園の中でもできるんですよ、なかよし保育園にあの小山はどうしてなくなったんだろう、今までありましたよね、旧保育園のときには土の山が。あれって子どものいろんなところを育てる、あるんですよ、それがどうしてなくなったんでしょうか、お聞かせください。

それで、また園の中で園庭の中にお花、例えばスイセンなんかを植えると、今ごろが来ると芽吹いて葉っぱが出、花があせ、また枯れてなくなっていく、芽吹くとか1年間のお花の動きとか見えますよね。そういうものを植えたり、木であったら広葉樹とか落葉樹とか変化のある木を植えて子どもにそこで四季を感じさす、わざわざ外へ出かけなくてもそういう取り組みもできるんじゃないかと思います。こういうことは身近ですぐ取り組めることと思います。子どもたちのやっぱり体力を向上さすことが学力の向上にもつながると思います。根本的に取り組まねば改善はしないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

それと、消防についてですが、消防法では中層というのはない、中高層ということで

15メートル以上を対象にしているということで、今の消防車で対応は十分、心配ないということをおっしゃられました。私もそうあってもらいたいですが、3階、4階になったときに今の建築物で火事が発生すると、やはりあれですよ、煙が発生しますよね、その辺の対策、そういうような対策とか訓練なんかもなさっているんでしょうか、お聞かせください。

そして、はしご車、驚きました、こんなにするんですね、1億5,000万円って。まだまだ我が町（香美市）には高層住宅っていうのが少ないんですけど、一つの市でこれを準備をするというのは大変ですけど広域で、この近隣の市町村でこれを持ってる場所があるんでしょうか。防災計画を見ると、応援体制を見たときに高知県内の広域消防相互応援協定とか他町村との相互応援協定を結んで応援をしていただくようなことを書いてましたけど、これはどことしてらるんでしょうか、まだこれからなのでしょうか、お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、小・中学校で取り組んでいることの1つとして、子どもたちに運動の楽しさを体感してもらえようという授業をしていこうということでいろんな工夫をして取り組みをしているところであります。例えば準備運動も以前はラジオ体操のようなものをするにとばかりであったように思いますけれども、教職員が、子どもたちが喜んでできるような、楽しんでできるような準備運動を工夫してやっているという、そういう取り組みもあっております。

また、先ほどの全国の調査の中で、運動が嫌いとかやや嫌いという児童が小学5年生の男女で香美市で11.6%、また中学2年生の男女で13.2%もいる、そういった実態もあるわけですので、運動量を確保するとともにその運動をすることの楽しさを実感してもらえようという、そういった授業を工夫していこうということでの取り組みをしております。

また、授業だけではなかなか十分なことができません。先ほど遊びの大切さということも言わせていただきましたが、休み時間、この休み時間にまず、ほとんどの学校で取り組んでおりますが15分あるいは20分の、すべての休み時間を10分という形ではなかなか外へ出て思い切り遊ぼうという気持ちになれない部分もありますので、ある時間は5分くらいに、もうトイレに行くだけくらいの休み時間にして、2時間目の休み時間を20分とかいうふうな形で確保することによって、そして教職員が子どもたちにこの時間は外でしっかり遊びましょうというふうに働きかけて、外で元気に遊ぼうということ呼びかけている部分もございます。

また、保護者の子どもを車で送迎したりという実態もかなりありまして、学校だより

であるとか学年だより等で保護者の方への呼びかけ、さらに学校によっては門の中へ入ってこれないように、申しわけないですけどもコーンを置いて、そういったことも取り組んでいるところもございます。

また、さらに積極的な取り組みとして学校が継続的な取り組み、例えば持久走大会であるとか縄跳び大会であるとか、そういった体育行事的なものを継続して実施することによって子どもたちの運動に対する意欲を呼び起こしていくというふうな取り組みもしております。そういったことが学校時代だけでなく生涯を通してスポーツや運動を親しむ、そういった基礎になっていくのではないかというふうなことも考えて取り組んでいるところです。なかなかすぐに成果が出てくるとは言えませんが、地道に継続して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、近年子どもたちの体力が低下をされていると言われております。効果があるのであれば、参考とするために機会を見て若草幼稚園のほうにも視察に行ってみたいというふうに思います。

また、なかよし保育園に小山がどうしてなくなったか、それからまた、変化のある木を植えてはどうかというご提言ですけれども、まず、経過としまして、なかよし保育園につきましては、遊具等の設置に関しまして園庭の広さや予算の関係で設置を見送ったという経過がございます。また、植栽につきましても、予算や管理のことも含めて今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

3階、4階、中層の火災の場合の煙ということでございますが、煙対策的な防火扉とかそういう構造上でやっておられるところもあります。それから、こちらの消防の消火活動という面におきましては、ガスマスクではないですけども面体という、いわゆるマスクをして空気を供給しながら対応しますので、煙に対してのそういう面での対応はすぐにはできるようには訓練をしております。

それと、はしご車につきまして広域でということ、それと相互の応援協定ということでございますが、県内の消防本部につきましてはすべて相互応援はできるようにはなっております。それと、はしご車の所有につきましては、南国市さんと、この近くでいいますと高知市の高知東という美術館通りのところのすぐ近くにありますが、あの消防署ではしご車は所有をしております。南国市さんがずっと継続して、先ほど申し上げましたように毎年の経費が相当の金がかかるので、ということでちょっと検討中ではないかというふうに思います。

それと、やはり高く中層、高層になっていきますと、先ほど申し上げましたように内

装で難燃性な材質を使うという、いわゆる不燃化ですね、それと避難階段や避難設備の設置など、そういう面につきましてはすべて義務づけられておりますので構造上の安全性と避難性が確保されていると。特に高くなるに従いましてはしご車での対応とかそういうことは全く想定をしておりませんので、そのため、やはり建築設備のほうでさらに高い防火上の安全性を十分備えているということで、香美市の場合には、一番高いのは工科大ですかね、あそこにドミトリーが2棟ありますけど、あそこなんかは当然のことながらはしご車で対応するというような想定はせずに、中で仮にもし火が部屋の中で起こっても延焼とかいうのは、ほとんどそういうところには火が移らないというような構造になっておりますのでそういう点、それと、中に先ほど申し上げましたように消火する機能もございますので、大火になるということは想定はしてないです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。3回目の質問をさせていただきます。

教育長さんにですけれど、学校の送迎のほうですけれど、学校だよりや学年だよりでお知らせをしたり、いろんなそれぞれ学校でやってくさってるだろうということですが、それを月に1度でも送迎をしない日っていうような取り組みをなさってはどうでしょうか。本当にあれ、送迎をしてきてるご父兄を見たら、私たちも交通安全で立ってたときにすごく危険ながですよ、歩いてきてる子どもさんにとっても。子どもの体力をそいでるのもあるし危険性っていうのもあるから、そら体調を崩してるとかなんとかであればそれはやむを得んでしょうけど、月に1度でも、1学期に1回でも全くそれをしない日っていうことを取り組んではどうでしょうかと思います。いかがでしょうか。

それと、先ほどの教育長さんのご答弁の中を聞かせてもらって、私もよくわかりました。実は、ある学校で休み時間に先生みずから出て長期の休み時間に遊んでたんです。そしたら子どもたちが物すごく先生を頼って遊んでるんですよ。たくさん出て、先生、先生言いもって。先生も何ぼかお疲れで、「先生大変ですね、お疲れさまです。」、「いやいや子どもが喜んでくれてうれしいです。」っていうことで。だけど、子どもたちは本当に思い切り体を使って遊んでる、あれはとてもいい取り組みではないかなということを感じました。

それから、幼稚園のほうですが、ぜひ一度視察に行ってみてください。

それと、園庭での予算がなくてそういうものになったということですが、この次B保育園ができますが、そこには当初から予定すればさほど費用もかからずに組み込めるのではないかと思います。やはり子どもが園庭の中で自然を、四季を感じるっていうことは、すごく何でもないことやけど大事なことはないかと思っています。

それと、森の幼稚園ですが、これは新たにつくらなくとも、山田町内ですけれどそこに森林総合センターがありますよね、あの森なんかを使われたら本当にいいかと思

ます。若草で実際にやってるんですけど、若草の子どもたち、驚きました、年齢の2倍は歩ける、3歳の子どもは6キロ歩けるんです。それを本当に歩いてるんですよ。私の友人2人はその様子も見らせていただきました。本当にそれが今の子ども、小学生でも先生、しんどい、ある小学校では、ここからここへ移動するのにもう歩けんもんって座り込んで送迎を出さないかんようになったというお話も聞いてます。それは、やはり小さいときに思い切り体を使って遊ぶ、これが一番大事ではないかと思imasるので、取り入れる方向でぜひお願いをいたしまして3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えします。

子どもの送迎について、全くそういったことをしない日を設定するということにつきましては、検討はしてみたいと思imasけれども、子どもたちの中にはどうしてもけがをしていて途中まででも送ってこなければいけない状況にある子どもさんがいたりというふうなこともありますので、そういったことも含めて検討をしなければいけないというふうに思imasるので、その辺を含めて検討したいと思imas。

また、余りこのことについて強制をするというふうなことはできない部分もあろうかと思imas。そして、実際問題としてやっぱり納得をしていただいて、心からそのことに協力していただくということが大事だと思imasるので、そういったことで検討をしてみたいと思imas。

それから、子どもたちと一緒に教職員、先生と一緒に遊ぶということも大変望ましい姿だと思imas。しかし、毎時間遊ぶとか毎日のようにということはなかなか難しい部分もござimasるので、またそのあたりも呼びかけながら、できる範囲でということを取り組んでいきたいと思imas。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、依光議員の3回目のご質問にお答えします。

森の幼稚園については、その幼稚園、保育所の環境によっても取り入れ方は違ってくると思imas。視察をすることによりまして、どういうふうに取り入れたらよいかということも研究してみたいと思imas。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思imas。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定をしました。

本日の会議はこれで延会します。

(午後 3時48分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 水曜日

平成21年第8回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成21年12月9日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月16日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

19番 前田泰祐

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	建設都計課長	中井 潤
副市長	石川 晴雄	下水道課長	佐々木 寿幸
収入役	明石 猛	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	岡本 博臣
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	竹内 敬
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦	地域振興課長	西村 博之
商工観光課長	高橋 千恵		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成21年12月16日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 3番 山 崎 龍太郎 君
- ② 23番 坂 本 節 君
- ③ 2番 矢 野 公 昭 君
- ④ 8番 小 松 紀 夫 君
- ⑤ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑥ 17番 竹 内 俊 夫 君
- ⑦ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑧ 4番 大 岸 眞 弓 君
- ⑨ 13番 竹 平 豊 久 君

会議録署名議員

18番、山本芳男君、20番、大石綏子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎、通告順に従い順次質問をいたします。

最初に、融資全般につき関連してお尋ねいたします。

まず、生活福祉資金についてお尋ねします。

国の低所得者向け融資である生活福祉資金は、本年10月より大幅に改正されました。主な改正点は、1点目、貸し付けの理由や用途を限定しない総合支援資金の新設。2点目、月最大20万円で最長1年間貸し付けるほか、敷金など一時金も貸し付ける。3点目、原則必要だった連帯保証人が不要になった。4点目、これまで原則3%の金利が1.5%に、連帯保証人があれば無利子となりました。背景には、今までの本融資利用は制度の周知不足、連帯保証人の確保の問題等もあり、2008年3月末時点で2,065億円の原資のうち貸付額は半分以下の967億円にとどまっておりました。また、2006年に成立した（改正）貸金業法に基づき総量規制が施行され、生活困窮者の借入先がヤミ金に頼るなどとならないために大幅に改正されたと考えます。しかし、窓口の社会福祉協議会の体制等も気にかかる点は多いとのことであります。私の調査では、本市の社会福祉協議会は、さきの9月議会での質問でも明らかになった緊急小口資金のほか総合支援資金、福祉資金においても積極的に展開しております。10月以降の相談件数は41件、申請件数6件、貸付実績6件で、制度改正後1年分の相談が一気に寄せられているとのことであります。その傾向は今月に入っても続いているとのことであります。

そこで伺います。本市の支援策として、生活福祉資金申請に際して必要な申請者及び連帯保証人の住民票、印鑑証明、所得証明等の交付に必要な手数料については免除措置をとっており大変評価するところでありますが、本年度の実績をお尋ねします。

2点目に、前後の質問にも関連してきますのでこの際伺います。各種証明書交付申請時には使用目的、提出先の記入を義務づけているものもあります。融資関連、破産関連で交付申請の実績をお尋ねするものです。

3点目に、厚生労働省は、本制度改正は自立を支えるセーフティーネットの役割を担っている。また、生業を営むための費用についての従来の制限も基本的にはないとの見

解も示しており、個人の生活支援が目的であり、自立できるか、償還できるかがポイントとも語っております。しかし、現場の社会福祉協議会では、現在までの結果を見る限り多くの相談は寄せられても融資については慎重な状況で、相談者にとっては厳しい結果であることが多く多重債務者の問題解決などに大きな役割を果たすまでには至っていないと考えますが、市における生活に困窮している人の窓口である福祉事務所や多重債務問題の窓口の商工観光課、滞納問題等で情報の集中する収納管理課等、横のつながりを生かして、生活福祉資金制度が市民の生き抜くための制度となるために連携すべきと考えますが見解を求めます。

4点目に、社会福祉協議会では融資相談で大幅に事務量がふえ、県社協も委託事務費を3倍に増額したとのことであります。しかし、金額的には少額であり、市としての支援策として人員や予算措置も今後検討しなければ、制度はあっても中身がないということになるのではと危惧するわけであります。その点について見解をお尋ねします。

次に、ワンストップサービスについて伺います。

新政権になり、ハローワークにおけるワンストップサービスが試行実施されているところですが、職業相談だけでなく住居、生活支援の相談、手続に今後市としていかにかかわっていくのか。また、現在高知市大津のハローワークにおいても弁護士会等が早期実施を模索しているとも伺いますが、今後本市での実施の可能性は。また、ワンストップサービスには福祉事務所や社会福祉協議会の協力が不可欠と考えますが、現在の検討状況を伺います。

あわせて、緊急人材育成支援事業として、訓練・生活支援給付金制度や同貸付制度が創設され制度利用者が増加することを期待するものでありますが、必要な支援にたどりつくためには市としても力を注ぐ必要があると考えます。見解を伺います。

続きまして、昨年12月議会で取り上げた国の安心実現のための緊急総合対策の一環として創設された、原材料価格高騰対応等緊急保証制度を活用した融資メニュー、安心実現のための高知県緊急融資についてお尋ねします。

本制度は、平成22年3月末までの実施期限でありましたが、せんだって県保証協会と懇談するところ、国の1年延長についての意思決定はなされたとのことであります。当然県も追随し、予算措置の方向であります。県保証協会実績では、本年度4月以降11月まで保証承諾603億円のうち356億円が安心実現のための県緊急融資であり、借りかえ融資等も増加しているとのことであります。

そこでお尋ねします。1点目に、本市における認定状況も含めた現状の総括を伺います。

2点目に、本市は、財政等の問題を上げ保証料補給を結果、実施しなかったところではありますが、制度開始時から取り組んだ高知市、南国市、四万十町等の事業所からは行政の中小企業支援の姿勢を評価する声も大きいと聞いております。本市の本年度の4月から11月までの保証協会における融資全体での実績は保証承諾98件、8億1,00

0万円であります。この実績も踏まえ、保証料補給についての見解を求めます。

3点目に、本臨時国会で成立した中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案、いわゆる金融円滑化法では、「中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とうたわれております。実施期限は平成23年3月末までであり、本法案の趣旨が生かされ多くの中小企業等の経営改善、経営安定が図られることを期待するものであります。本法第4条では、中小企業者から債務の弁済にかかる負担の軽減の申し込みがあった場合の対応として、金融機関はできる限り当該貸し付けの条件の変更、旧債の借りかえ等にて負担軽減に資する措置をとるよう努めることになっており、今まで以上に経営が深刻な業者に対しても柔軟な対応をなさいと解釈できると考えております。

そこでお尋ねします。安心実現の県緊急融資も1年延長が確実となり、また金融円滑化法の成立により一層の金融需要が生まれる可能性もあります。この際、市として保証料補給の実現は図れないものか。

また、融資申し込みには住民票、印鑑証明、所得証明等が必要であります。私は、生活福祉資金同様、手数料免除の措置をとるべきと考えます。見解を求めます。

続きまして、公共施設のトイレについて伺います。

1点目に、市民グラウンドや八王子公園内のトイレは、イベントやシーズンにより多くの人々が訪れ利用もされております。しかし、下水道供用開始区域となった今も、いまだに水洗化されておられません。私は、特に市民グラウンドについては同僚議員も以前より質問されていたことで、通常でできない事業を取り組んだ地域活性化関連の臨時交付金でも事業化されるかと思っていたところですが、現実何ら進展がございません。市民グラウンドを訪れるご婦人は近くの量販店までトイレを借りに行っております。双方とも子どもたちには危険も伴い、八王子のトイレには過去便槽にスリッパも浮いておりました。また、高齢者に対しても優しい施設とは言いがたい。あわせて、市外から来られるかたにもすこぶる評判が悪いとの意見も伺ったところです。極めて要望の高いトイレ水洗化は早急に取り組むべきと考えます。見通しを伺います。

2点目に、公共施設、特に公園トイレの管理清掃についてであります。不特定多数が使用するトイレで、器具等が傷んだり日常管理を怠るとすぐに汚れてしまいます。具体的に申せば、宝町児童公園は事情は伺っておりますが使用不可能な状態、宝町児童遊園地、旭町公園、黒土児童遊園地等はよい状態とは言えません。もっと申せば公園トイレとしての機能を果たしていない、公園トイレ管理放棄地といえる状態であります。ただ、黒土児童公園は良好でした。日常的に担当課はいかにチェックを行っているのか、また改善策は考えておられるのかお尋ねします。関連して、公園管理一元化の話は現在どうなっているのかお尋ねします。

3点目に、本市ではオストメイト対応トイレも7カ所設置され評価もするところであ

りますが、公共施設、観光施設においてはバリアフリーはもとより高齢者のために洋式化は必然であり、障害者用にはウォシュレット機能などは不可欠と考えます。今後の事業に取り入れるお考えをお持ちなのか、計画等があればお伺いします。諸般の報告では、景観整備事業の申請も説明を受けました。観光客の満足度を高める景観と観光施設等におけるトイレの整備は、観光に力点を入れる本市としては最初にクリアすべき問題であります。お尋ねいたします。

続きまして、個人住民税の特別徴収についてお尋ねします。

本年11月27日付で個人住民税の特別徴収の実施についての予告書が各事業所に送付されてまいりました。法律も条例も変更されていない中、なぜ義務があるとの一点で強行をしたのか。納税者となる事業所も担税者となる市民も理解に苦しむのは当然であります。50件ほど問い合わせもあったと聞いておりますが、反発の声はいかがであったでしょう。給与所得者である市民の声として、給料は下がる、ボーナスはカット、社会保険料は上がる一方、手取りは減る一方で、家計として余裕のある状況ならまだしも税負担の大きくなった住民税を天引きされたらやりくりのしようがなくなる。また、特別徴収義務者の声として、源泉所得税、社会保険料の支払いも大変で、あわせて住民税まで特別徴収となったら事務負担も大きいし、従業員を外注化しようかなどと冗談ともとれない話も伺ったところであります。

そこでお尋ねします。私の理解では、地方税法第321条の3のただし書き以降の「特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収によらないことができる。」、この点を適用して現在まで普通徴収希望でよかったものがなぜ義務化となったのか、その背景、理由を伺います。

2点目に、他市と比較した場合、税条例や地方税法の条文も資料提示している点は評価いたしますが、根拠を示そうとするだけで到底各事業所の理解を深めるものとはなっておりません。償却資産税の課税時には行政の事務怠慢が基本にありましたが、今回の場合は行政の線引き次第で弾力的運用が可能であると考えます。説明会も設定しているところですが、納得を得られるとお考えか、見解を伺います。また、運用については経過措置をとるべきと考えますが、あわせてお尋ねします。義務者が現状の普通徴収にこだわり給与支払報告書の提出がない場合はどうなるのか。また、特別徴収を怠った場合のペナルティーはどうか、お尋ねします。

3点目に、先述した地方税法第321条の3の特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村の基準が明確であって、どうしても特別徴収に移行せざるを得ない本市となったというのであれば一定理解も深まると考えますが、その基準を問うものであります。

4点目に、事業所に送付したQアンドAについて伺います。課長は出したほうですのでもちろんお持ちでしょうから、まず2番目のやりとり、少し読ませてまいります。

「特別徴収は最近できた制度なのか。今まで普通徴収だったのに、なぜ今特別徴収義務

者に指定されるのか」、回答として、「特別徴収制度は以前からの制度であり最近になってできたものではありません。本来は、普通徴収ではなく特別徴収をしていなければならなかったところですが、できていませんでした。したがって、今回の指定は、正しい措置となりますことから取り消すことはできません。なお、今後（平成22年度以降）は、法令遵守と税収確保をしていくため、すべての事業所を指定することとしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。」となっております。ここでは、今まで市が正しい措置をとってなかったと書いております。事業所感情として、どうして市が正しいことをしてなくて急に変わったからといって押しつけてくるのか、その点伺います。

前後しますが、ちょっと1のやりとりを少し読んでみます。「なぜ香美市だけが指定してくるのか。A町の従業員もおり、香美市の従業員のみ給与天引きなどは、煩雑もありできない。」、回答として、「住民税を給与天引きする特別徴収制度は、地方税法第321条の3及び市税条例に基づいた制度であり、正当な理由なく普通徴収とすることはできません。A町が普通徴収の理由は不明ですが、この際A町に申し立て、届け出（申し出）を行い、特別徴収に切りかえられるようお勧めします。」。このやりとりでも、従業員の居住地により別制度であるのは本当に煩雑な手間のかかる事務であります。そして、余分な事務、他市に申し立てを行えということを事業所に押しつけているわけであります。住民税の特別徴収については、金融機関での引き落としができないため基本的に毎月納付書を持って翌月10日に支払いに出向く必要があります。また、支払いがおくれたら延滞金がかかるという事業所にとっては負担の重いものであります。

もう1点、そして、7番目のQアンドAに至っては、「納得できないので異議申し立てをする。」という質問に対して、回答は、「ご説明したとおり法定の制度であり、源泉徴収の取り扱いをされていることから、企業の社会的責務としてご理解いただきたいのですが、残念ながら納得できないようであれば（異議申し立ての）「用紙と記入例」を送付します。」と、私は出向いて話をさせてくださいぐらいの姿勢を示すべきと考えております。根拠を持たない制度変更を行う場合は粘りよく経過措置または事業所の負担増に対して何らかの配慮があつてしかるべきと思いますが、お尋ねします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。山崎議員のご質問にお答えします。

まず、1点目、生活福祉資金についてです。

生活福祉資金の中の1点目として免除措置の件数ですけど、今年9月中旬ごろから実施しておりますのでそれ以降の実績になりますけど、住民票5件、印鑑証明6件、所得、課税、納税証明それぞれ2件です。

2点目の融資関連及び破産関連の申請実績ですが、関係課で確認しましたが融資関連、

破産関連の申請件数は把握をしてないということです。

3点目ですが、貸し付けの審査、決定につきましては県の社会福祉協議会の判断になりますが、あくまでも融資ですので返還の見通しがあるのかといった判断は出てくると思います。また、多重債務解決としての貸しかえには適用できないと聞いております。これは弁護士等への多重債務の整理等の依頼などで対応することになってきます。

この生活福祉資金貸付制度は、10月の改正以降利用しやすくなったことは確かで、2カ月ぐらいしかたっておりませんが、相談、貸付件数とも大幅に増加しております。この制度の役割は大きいと思います。また、商工観光課や社会福祉協議会などと連絡をとり合ってお互いにつないでいくことは大切、必要だと思っております。

4点目、社会福祉協議会への支援策ということですが、貸付制度の相談件数は制度改正のあった10月以降大幅に増加しております。昨年度までは1年間で三、四件であったものが10月の相談件数が16件、11月の相談件数は23件となっております。業務がふえて大変だとは思いますが、これらの人件費は市が負担をしております。市の職員も削減されている状態ですので、当面は現在の人員体制で継続をお願いしたいと考えております。

ワンストップサービスについてですが、ワンストップサービスにつきましては、今年11月に東京都、大阪府、愛知県等で試行的に実施され、高知県では今年の年末に数日間高知市大津のハローワークで実施する予定になっております。このサービスは、ハローワークにおいてハローワークが実施します職業相談などの相談窓口のほかに、自治体の職員と社協の職員がセットでハローワークに相談窓口を設置して、1カ所のその施設で生活保護の相談、住宅手当の相談、生活福祉資金貸付等の相談も一緒に行うというものです。ハローワークに毎日職員を派遣して相談業務を行うこととなりますので、香美市ぐらいの規模の自治体ですとハローワークにおける相談は余り多くは見込めないと思います。その上、当然福祉事務所での相談、申請等の事務も行いますので、不足ぎみの職員を1名派遣することは現状のままでは困難だと考えております。これは社協についても同様ではないかと思えます。福祉事務所、社協、ハローワークがお互いに連携をとり必要な支援が適切に行われていくようにしていくことは必要だと考えております。

緊急人材育成支援事業についてです。

この事業は、雇用保険を受給できない方がハローワークのあっせんにより基金訓練または公共職業訓練を受講する場合に、一定の条件を満たせば訓練期間中の生活保障として訓練・生活支援給付金が支給されるものですが、福祉事務所としては生活困窮者などの相談者が来た際、生活保護や住宅手当緊急特別措置事業、そしてこの緊急人材育成支援事業や就職安定資金融資についての説明、相談をしながら、本人の希望等によりこの事業を受けたい方をハローワークに紹介していくということになります。また、給付や融資を受けるまでの当面の生活費がない方には、臨時特例つなぎ資金など社会福祉協議会の貸付制度の説明とあわせまして社会福祉協議会と連携を図っていくこととなります。

公共施設のトイレについてです。

2点目の管理が不届きと思われる箇所があるということでご指摘をいただきましたとおり、管理が行き届いていない点、利用者の方とかには大変ご迷惑をおかけしております。管理委託等を行っておりませんので職員で対応しておりますが、定期的な清掃等はできておりません。住民の方などが知らせてくださったときに清掃等の対応をしているのが現状です。委託等をできればよいですが、極力定期的に清掃等管理を行っていきたいと考えております。

3点目の公共施設の便器の洋式化やウォッシュレット機能などの装備の件につきましては、児童遊園地の利用者等を考えますと、維持管理等も含め総合的に考えますとまだ優先度の高い事業があるのではと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

まず、最初に融資関連の中にございました住民票、印鑑証明、所得証明の、証明で（提出先の記入での）融資関連及び破産関連の本年度の申請実績はということですが、この内容を書いていただくのは多分所得証明のことをおっしゃってるのだと思います。この証明書に書いていただくという目的でございますけれども、まず何をとっていかかわからないという方がよくおいでになります。所得証明が要るといっても何に使うとかということがわからないという方がかなりおいでます。それを確かめるために何に使うかということを書いてもらっておりますので、この件につきまして、申請件数の統計等はとっておりません。ただ、内容的に多いものは扶養申請、年金受給、時期的なものであれば保育園入所また融資関連、その他というものもございます。当然何も言わなくても本人であればとれますので、その他という項目、それが割合的には多い件数ということになります。

続きまして、ちょっとあとの質問でございますけれども、特別徴収につきましてお答えをさせていただきます。

まず、地方税法第321条（の3）のただし書きの適用を受けて今までしていなかったのに今回なぜ義務化になったのかというご質問でございます。給与特別徴収につきましては、ご承知のように所得税法、地方税法、香美市税条例の規定により対象事業所は特別徴収する義務を負うということになっておりまして、現在特別徴収している事業所としていない事業所があります。この状況を是正するために行うものでございます。今回、近隣市町村と足並みをそろえ、県下でも高知県住民税特別徴収連絡協議会を立ち上げ県下の的にもその取り組みを進めてきたところでございます。今回お送りをした文章をお持ちやと思いますが、中央東県税（事務所）管内では足並みをそろえ同じ文章で出していこうということで、県税事務所、その管内の市町村の連名でお出しをいたしました。

続きまして、経過措置をとるべきではないか、あるいは（給与支払報告書の）提出が

ない場合、特別徴収を怠った場合どうなるかということをございますけれども、まず説明会、今度18日に行うようにしております。きょう、あす、あさってと香美市、香南市、ちょっと順番は忘れましたが香美市は18日に行います。きょうから3市で行うようにしております。その3市で行う説明会にはどの事業所の方がどこへ行っても、その3会場のところであればどこへ行っても構わない。別に香美市の事業所であれば香美市へ来いというわけではございません、どの説明会に行っても結構でございます。その説明会あるいは問い合わせ、先ほど議員が申しましたように約50件ぐらいの問い合わせがあります。問い合わせの内容につきましては、大体事務処理の方法等のお問い合わせでありました。そういったことによって理解を得たいというふうに考えております。

(給与) 支払報告書の提出義務については、これは法律的に言えば地方税法第317条の6、提出義務違反に関する罪としては地方税法第317条の7、特別徴収を怠った場合はまず滞納処分となるわけですが、罰則規定としては地方税法第21条、第324条ということになります。

第321条の3の(特別徴収によらないことができる)特別な事情の基準ということをございますけれども、特別な事情の基準はございません。地方税法で特別な場合という場合は、まず自然災害等により物理的にできない場合が適当でない認められるというふうに考えております。

それと、QアンドAについてでございますが、先ほど申しましたようにこれは本当にやらないかんことをしてない事業所としている事業所があるということで、その是正を行うためのものであります。おっしゃられるように、新たに特別徴収していただく事業所につきましては説明会、その問い合わせ等につきましてお伺いをして、できる限り事務処理等のサポートをしていきたいというふうに考えております。それで理解を得たいというふうに考えております。

それと、この特別徴収につきましては、普通徴収は年4回でございます。特別徴収は12回、つまり特別徴収になっても増税になるわけではございません。1年間の税額を4回に分けるか12回に分けるかということをございますので、端的に言えば12万円の税額があれば、4回に分ければ1回に3万円でございますが12回に分ければ月に1万円ということになります。これは決して納税者にとっては負担増になるものではないというふうに考えております。事業所につきましては、できる限りのサポートをいたしまして、事務処理等についてサポートをしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 山崎龍太郎議員の融資関連についてお答えいたします。

まず、原材料価格高騰対応等緊急保証制度による融資メニューについての1点目です。安心実現のための県緊急融資ですが、市町村は申請により認定を行うだけであり認定者が県の融資を実際受けたかどうか確認することはありませんが、貸付利息が低く魅力ある融資として活用していただけるものと思います。当該融資を借りることのできる条件である認定件数ですが、香美市におきましては、本年度11月末までにセーフティネット保証（5号）を84件認定しております。山崎議員の述べられた件数と差があるのは、香美市が3月までに認定した件数も含まれているものと思われるので、昨年同様にこの融資制度の需要は高いと思いますし、今後も厳しい経済状況が続くと思われるので、このような制度は中小企業対策として必要だと認識しております。

2点目の保証料補給について、昨年12月議会でご質問がございました。財政上の理由から0.1%の保証料の補給はできませんでした。南国市は、県信用保証協会に算定してもらい平成20年度440万円、平成21年度400万円の予算化をし、本年12月上旬の段階で400万円に既に達する状況であると聞いております。高知県の中で取り組みを行っているのは高知市と南国市、四万十町の3市町であることから、ほかのそれぞれの市町村も財政的な面から見合わせているものと思われるので、したがって、見解といたしましては、ご理解くださいの言葉に尽きます。

3点目の中小企業に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が12月4日に施行されました。あわせて施行令の関係法令も施行されました。都道府県に対し技術的助言としての通知があるようです。これらは、山崎議員も述べられましたように法律に基づく金融監督に関する指針の策定並びに系統金融機関向けの総合的な監督指針、漁協系統信用事業における総合的な監督指針、預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル、また保険会社向けの総合的な監督指針等の内容であるかと思えます。借りかえなど指定業種も拡大し貸付の件数が多くなるかもしれませんが、保証料補給については財政上の理由で難しいと思います。

4点目の緊急融資の申請時に必要な住民票等の取得に対し（手数料）減免適用をとのご意見でございますが、手数料は特定のものに対する行政サービスの対価であり、基本的には徴収すべきものであると考えております。金銭面だけでなく、きょうの食事にも困り命の危険すらある生活困窮者に対する生活福祉資金と、厳しい経済状況とはいえ経営者の経営資金調達とを同列に見ることはできないと考えております。

次に、公共施設のトイレについて、商工観光課が担当しているトイレについてお答えいたします。

1点目の八王子公園のトイレにつきましては、平成17年度に公共下水道工事が行われていることから、下水道法第11条の3の水洗便所への改造義務等の3年以内に改造しなければならないの連結の期限が過ぎました。八王子公園は桜の名所として親しまれていることでもあります。トイレの所在する地権者や周辺建物の所有者等の承諾を得ることができたら水洗化への改修を検討したいと考えております。

2点目の商工観光課が担当しているトイレにつきましては、これは土佐山田駅と八王子公園でございますが、管理ができているものと考えております。

3点目の公共施設、観光施設等のバリアフリー化や便器の洋式化、ウォシュレット機能の装備をとのご質問でございますが、管理が行き届く施設内は洋式を備えております。ウォシュレット機能は、ついでとるところと予算の面で整備ができなかった施設もございます。公園等施設外にあるトイレにつきましては、管理が行き届かないためウォシュレット機能等を装備することは難しいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。建設都計課の管理しております公園についてお答えをいたします。

トイレを設置をしております都市公園は、秦山公園のほか旭町公園、宝町公園、黒土公園の4カ所がございます。そのうちの秦山公園と旭町公園は水洗化をされておりますけれども、宝町公園と黒土公園にはくみ取り式となっております。議員ご指摘のとおり、現在宝町公園のトイレは小便器2器と水道が壊され、小便器は撤去、水道は止水栓でとめて使用ができない状況になっております。管理不十分であることをお断り申し上げますが、同公園のトイレにつきましては、落書き、大便器への石、がらくたの投入、手洗い器、便器の損壊、ドアの損壊等たびたびの被害がっております。特に大便器への投入につきましては、のけてはほうり込み、のけてはほうり込みの繰り返しということになっております。この大便器への投入以外の損壊につきましては、香美署への被害届を出し調書作成に時間を取られているという状況ではあります。今まで1回だけ修理代の弁償をいただいたことがございます。これは、犯人の方が未成年だった関係で保護者の方から問い合わせがあったもので、被害者のほうには通知がないのかもしれないけれども問い合わせがあったという状況になっております。使用不能のままではしばらくたっておりますが、苦情らしいものが届いてはおりません。利用率も高くないというふうに判断をしておりますことから、廃止も選択肢の1つに入れてございます。存続する場合には水洗化が必要であろうというふうに考えております。

それから、清掃等の維持管理につきましては、秦山公園は毎日点検、清掃をいたしてございます。それから、黒土公園は地元自治会に委託をしておりますのでいつもきれいに管理をされております。旭町公園と宝町公園は月1回の遊具点検と一緒に職員が点検、清掃しておりますけれども、なかなか行き届かないというのが実情でありますので、できれば地元の自治会に管理をお願いできたらというふうには考えております。

それから、3番目の件でございますが、便器の洋式化あるいはウォシュレット機能のことにつきましては、管理者のいない公園には必ずしも必要とは考えていないということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） おはようございます。山崎龍太郎議員さんの公共施設のトイレについての、特に市民グラウンドのトイレについてということでお答えいたします。

市民グラウンドにつきましては、本年、平成21年度から下水道処理区域として供用が始まっております。先ほど商工観光課長も申しましたが、この下水道処理区域として開始となりますと3年以内に公共下水道に連結されました水洗トイレに改造が必要となっております。したがって、平成23年度までの改造が必要となっております。現在のグラウンドの北側にあります中学校のプールですが、こちらのほうの移転計画もちょっと計画に上がっておりまして、そのプールの移転後の撤去によりましてまたグラウンド全体が北側に広がることにもなってきます。そうなりますと、ナイター設備またネットの配置というふうなことを含めまして、この建物も含めましてグラウンド全体の施設配置等も検討が必要になってくるというふうに思っております。このような状況がありますので、平成23年度までの水洗化について検討が必要となっております。この建物のつきましては昭和54年に学校施設として建てられております。今後改修することになりますと学校教育課のほうでということになりますので、今後学校教育課とも相談しながらやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目に、融資関連の生活福祉資金についてですけれども、本市の場合、所得基準として1人世帯で月額11万円、2人世帯で17万円、3人（世帯）で24万円、4人（世帯）で31万円、あわせて高齢者加算が2万円、母子加算が2万5,000円となっており、一定所得があっても対象となり低所得者層の資金要求にこたえることが可能であります。また、償還期間が最大20年でありまして、生活再建には効果的な融資となり得ると考えます。福祉資金の貸付限度額は580万円であります。福祉事務所としても、制度内容を所長だけでなくやっぱりケースワーカーも含めて熟知しておく必要があると思っておりますがいかがでしょうか。あわせて、市として市民への周知も大切であります、見解を伺います。

免除については一定報告を受けたわけですが、多いのはやっぱり緊急小口資金の部分だと思うんですけれども、実際ほかの制度ですわね、生業費とか総合支援とか、そこら辺の内訳がわかればお願いします。

それと、2点目の（各種証明書交付）申請実績についてですが、わからないという部分と、それから税務課長のほうから補足的に話があったわけですが、実際使用目的等を書いていただく理由は（本人が）何をっていいのかわからないので書いてもらってるみたいなことを言われたという、別にそれであるのなら口頭でのやりとりでも済

むと思いますので、私は、使用目的や提出先等を市民にお願いしてるのは統計的に調べて何かに利用するとかそういうこととばかり思っておりました。義務づけされていないのであれば即刻やめたらいかがでしょう。市民も記入に対して一定ためらいを持たれてる方もおられるということも伺ったことがあります。それについて伺います。

それと、少し関連して住民課長にお尋ねしますけれども、生活保護受給者が手数料条例の免除規定を認識して交付申請されてるとお考えでしょうか。私は、生活保護受給者でも、やはり被保護者であっても、さまざまあられる場合でも、さまざまやはり住民票を必要とするとか印鑑証明必要とするということはあると思うんですが、私はそれが無料になるということ認識されてる方はごく少数というふうに考えます。対応策として、リスト等をパソコンで入力さえしておけば交付申請があれば手数料無料になる旨、窓口義務で伝えることが可能と考えますが、その点について関連して伺います。

社会福祉協議会への支援策ですけれども、もちろん市も社会福祉協議会も大変ということで、ただ、昨日、山崎晃子議員の質問に対しても、また新たな事業も県の関係でやっていくということも言われてたわけですけど、やはり社会福祉協議会からの申請にもよるかもしれませんけど、要望によるかもしれませんけど、やはり予算等は確実につけていかなければ、なかなかこれは福祉事務所の本来の範疇のことも社協にもお願いしてるというふうに私も考えるところがあります。福祉事務所も大変です、確かに。ただ、そこら辺で連携していく中でやはりさまざま予算措置等を含めた対応はと考えますが、再度見解を伺います。

ワンストップサービスについてですが、結論から言えば現状では人員も含めて全く不可能ということでしょうが、都市であろうが田舎であろうが失業者はおられるわけで、国が方向性を示している以上ワンストップサービスの一員を担う必要はあると私は考えます。毎日ということを所長のほうは言われたわけですが、実際そういうふうになっていくでしょうかね。やはりモデルケース、試行実施を踏まえて、日を設定してやられるという方向性であるのなら何らかの協力をしていかねばならないのではないかと考えますが、その点再度伺います。

続きまして、事業融資関連についてですけれども、前回と同じく厳しい答弁をいただきましたが、実際保証料補給はやっぱり課長、難しいでしょうか。南国市の場合で400万円、450万円ということ言われたんですが、私のほうでの融資実績からおける推測では粗計算で本市においたら200万円ぐらいあれば、予算あればオーケーというふうに考えます。財政状況のことを言われたが、そうしましたら南国市、高知市が財政状況がすばらしいのか。要は中小商工業者、中小のその支援の姿勢というふうに考えるわけです。これからますます国の法律改正も、金融安定化法の関連ではありましたわね。その方向性で行くのなら、より経営的に大変な方が県の安心実現の県緊急融資にまた申し込みと、また制度始まった当初でもやっぱり大変だった方、また借りかえたりしたいという要求はあると思うんですわ。そこら辺でやはり、商工業者支援の立場はやはり市

としても持っていて、この際保証料補給をすべきと私は思います。

あわせて、課長の答弁では生活福祉資金とこの緊急融資の部分では違うのだという事を言われたんですけど、私は、融資額で言っても生活福祉資金は最大580万円まで生業費等でも受けれるわけですね。中小の零細企業は、ほいたらどんだけ、500万円も借りるとい方ははっきり言ったらまれなんですよね。もちろん大きなすごく金額の方もおられますよ、何億円借る人もおりますけど、実際やはりそこら辺は一定今大変だから、つないでつないで事業を継続している事業者の立場ももう少し研究されて行くべきと私は考えます。再度答弁をお願いします。

それから、手数料についてですが、基本的には考えてない旨のことは言われたと思うんですけども、実際それも同じ発想で言わせてもらうのなら、認定証を持っていけば所得証明含めた、住民票も要すると思いますが、そういう部分の手数料が免除されるという方向性の妥当性について私は再度お尋ねします。

公共施設のトイレについて伺います。

まず、八王子公園のほうはもう期限を過ぎているので、早急に検討するという事でよろしいでしょうか、再度。早急に市民に対しては、3年間過ぎたらということで下水道課長が常々案内文も送付しながら接触してるわけですけど、市がそういう、ていたらくとは言いませんが、いろんな事情はあろうかと思いますが3年以内には基本的にやると、それも早急にやるというのが基本姿勢だと思います。これ市民グラウンドも同じだと思います。生涯学習課長、プールのことなんかも言われたけど、計画はまだできてないわけですよ、絵もできてないわけですよ、そしたら絵をすぐかきましょう。やはりそれで、私、土佐山田中央公園ですね、すごく名前に言ったらトイレに名前負け完全にしていますね。やはり本来で言えば、あれぐらい一大イベントをするところであるのなら、男女別で水洗化されて今の倍の規模があってもおかしくないというふうには思います。だから、新設が妥当だというふうにも私は考えるところであります。それと、現実鏡野中学校からの汚水幹線につなげることも、前から、過去から中学校からは流れてましたのでそういうことも。だから、今まで何してたのかなというがは思いますので、これも早急に、市民の要求も大変大きなもんがあります。やはりすべきというふうに考えます。再度答弁を求めます。

続きまして、公園のトイレについてですけども、さまざま大変なご苦労をかけてる部分もあるかとも思いますが、公園自体も大変な状況であるということは各課長さんは認識されてるといふ答弁もいただきました。状況がよろしいところもありますが、一つ答弁として聞いたんです。管理を一元化するみたいな話をどっかの場で私、聞いたようなのがあるんですが、各課が、そういう話は出てませんでしたかね。なければいいんですが、この公園は建設都計課、この公園は生涯学習課、この公園は商工観光課、この公園は福祉事務所という、こういうこと自体がいかげんなもんかということ何かの場で、私、ごめんなさい、聞いたような記憶がありますが、その話の進捗があれば再度尋ねま

す。

公園は憩いの場であり遊びの場でもあります。環境のよい公園では、市民が昼食をとられて懇談もされておりました。昨日の片岡議員の質問に対しての答弁で、市として駐車場とか、あの（中央1号団地にある）公園はちょっと違うかもしれませんが、やはり公園には間違いがない。市として管理して汗をかく姿勢については言及されていたわけですが、先ほど来、答弁でも出てきました都市公園条例第12条、管理委託は公共的団体となっております。それができない場合は直営ということで、月に一遍行っておられるところもあれば管理ができてないというところもあったと思います。建設都計課長のほうからは廃止も含めた選択ということも言われたわけですが、やはり利用状況や必要性の検証を行い、市有財産を有効利用を考える必要というのはやはり追求していかなければならないということを思います。答弁をよろしくお願いします。

3点目の特に洋式化やウォシュレット化機能についてですけれども、もちろん公園のトイレまでウォシュレット化とか洋式化というがはなかなか言いづらい部分もあるんですけど、私は特に観光施設については、障害者用のトイレについてはウォシュレット化というのは大変重要だと思います。ついてるところとついてないところがあるというふうに言われたんですが、現実どれぐらいの状況で完備されているのか、今後それは順次推進していく方向なのか、お尋ねします。

最後に、特別徴収についてお尋ねします。

憲法第30条、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」、納税の義務を負うのは国民でございます。そこに源泉徴収制度なるもので本来の納税と別方法で、税金に対しての国民の意識を育てさせない手法を国はとってきたわけでありまして。地方も総じて同様の手法をとるということは、納税者の主権を否定することにつながると危惧するものであります。私は、みずからの支払った税金がいかに市民生活に生かされているのかの意識を持つには、みずからの手で納税を行い、現状の税制に対し、税金の負担に対し痛税感を持つことから始まると考えております。新政権は子ども手当の財源として扶養控除の廃止を検討しております。住民税においても2万円から3万円は増税となる方々も少なくありません。高齢者は年金から何もかも天引きであります。給与所得者もすべて天引きとなっていきます。この方向が決してよいとは私は思わないのであります。

昨日の高知新聞から、少し読まさせてもらいます。先ほど、課長が言われた特別徴収連絡協議会を結成されたということも含めて載っておりますけれども、下のほうに、一方県内最大の1万6,000の事業所を抱える高知市は約半数の事業所で特別徴収を実施、市民税課は、未実施の事業所は小規模経営が多く説明に時間が必要。7市町村で足並みをそろえろとし、来年度からの完全移行を見送ったということで、高知市とか吾川郡いの町など7市町村は今回の中央東の関係から言ったらのいてると、来年度からということでありまして。前段に書いてるのは香川県が全県的に実施したと。高知県の場合は足並

みそろわなかったわけですね。ただ、事業所は高知市に集中していると。香美市の市民も高知市で働いている。逆のパターンもあるんですけど、特別徴収義務者は本当に大変と思いませんか。やはり片一方は普通徴収でよかったり片一方の市町村は特別徴収でよかったりということになって、高知市が今後どういう方向性を示すかはわかりませんが、実際問題こういうことについては、やっぱり県下的にやるのであれば足並みをそろえていうのが大前提であったというふうに思います。説明会のことについては、3市で行うのでどこへ行ってもオーケーであったということでありましたけれども、私はやはり説明会の中身で事務的なことに話になるのかもしれませんが、この部分ではやはり、課長の話では3番目の特別な事情により特別徴収を行うのが適当でないとする市町村の基準はってということについては明確な答弁はありませんでした。逆に、特別な事情といったら災害等ということでは言われたんですけど、実際問題ですけども、ほいたら市が災害を受けたので特別徴収をやめて普通徴収になるかと。そういうレベルの問題やなくて、今まで普通徴収を行っていたのが、何も、法も条例も変わっていないのに特別徴収ということで広域で進めていくと。この変更について理解ができるかと、理解をしていただけるのかということを知りたいところでもあります。再度答弁を求めます。

もう1点、地方税法第321条の3第2項で、税務課から送付されたものには第321条の3第1項の部分が書かれてましたが、第2項には給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の2項には、「ただし第317条の2第1項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。」ということ。平たく言えば、実際問題、給与所得以外に事業所得があつたりする場合にはその旨を申し出て普通徴収にしたいと。私なんかそうですよね、給与所得と事業所得とがあつた場合は普通徴収をしたい旨をこちらから言わねばならないと、申請しなければならぬというふうになってると。議員さんたくさんおられますけど、安芸の市会議員さんはすべて住民税特別徴収されてるそうです。本市の場合は議員さんどうなるでしょう、普通徴収の方向でしょうか。まだ議会事務局に特別徴収をしない旨の予告をしてるとは聞いたことはないんですが、実際のところそういうところまで担当課として今後の方向性をどう持ってるのかということをお尋ねしまして2回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

ケースワーカーを含めてこういった制度の周知をしておく必要や熟知しておく必要があるのではないかとということですが、これはご指摘のとおり当然知っておかなければなりませんし、説明、相談なんかのときにこういったこともあわせて相談に乗っていかねばなりませんので、そこは徹底させたいと思います。また、市民への周知も必要だということです。これは当然そのとおりです。社協だよりも載せて配布してると思います。定期的にこういった広報は必要だと思います。

それから、その他の融資の内訳ということ、詳しい内容ですけど、10月と11月、2カ月の実績ですが、総合支援資金が、電話相談、来所相談合わせて相談件数7件に対して申請件数、貸付件数とも1件です。それから、緊急小口資金は、相談件数13件に対して申請、貸付件数とも4件です。教育支援資金につきましては、相談件数が9件ですが申請、貸付件数はありません。それから、不動産担保型生活資金につきましては、相談件数2件ですがこれも申請、貸し付けはありません。臨時特例つなぎ資金につきましては、相談件数2件に対して申請、貸付件数が1件です。あと、その他の制度全般の問い合わせとその他の問い合わせが6件あります。

それと、社協への支援策についてということですが、これはご指摘のとおり、あったかふれあいセンター事業です。これが採択になれば社協への委託ということになって、職員等は雇う、雇用するようにはなりません。当然この事業のための職員にはなりますが、ほかの事業、業務なんかを行っている職員の職務なんかをあわせて総合的に社協内でも検討していくべきと思います。

それから、ワンストップサービスについてですが、日を設定してどうかというようなお話です。今、国のほうから来てるのは、毎日実施するような内容です。試験的に行うっていうのはあれなんですけど、その場合も自治体職員と社協職員がセットですので、ここのハローワークですと香美市と香南市が範囲です。それぞれそこから職員が来るのかといったところもあります。それから、多重債務の相談やこころの健康相談の必要な方ということで、そういったコーナーもありまして、それには保健所、それから精神保健福祉士協会または臨床心理士会等、それから弁護士会等の関係者の相談窓口もあわせて開くというような内容ですので、それほど毎日この規模で相談があるのかといったところは出てくると思います。それから、定期的に日を設定して行うっていう場合も、確実にこの日とこの日と違って何かないと、そこへ行ったけどそういう窓口がなかったというようなこともありますので、これは、どの辺まであるかっていうのは国からの動向とかを見ながら考えていきたいと思います。

それと、トイレの一元化管理っていうところは余りちょっと検討したことはないです。以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、手数料の申請（免除）の件でございますが、使用目的（の記入）をもう外したらどうかということでございますけれども、先ほど申しましたように使用目的を明確にこちらが把握するために書いていただいております。中には何もわからなく、これが欲しいということで来られる場合もございます。その場合、何に要するのか、どこへ出すのかというのをはっきり明確にさせていただくということでございますので、外す予定はございません。使用についてこれが要するというので、提出機関はここということであらなくてもちょっとそれは適切ではないのではないかということで、その提出機関にこちら

が実際何が要るのかということをお願い合わせて出した事例も幾つかございます。そのために必要と考えておりますので、使用目的についてはできるだけ書いていただいたら適切にこちらが証明書を出せるというふうに考えております。

それと、特別徴収につきまして、憲法第30条の関係で納税者が直接納めるべきではないかということでございますが、憲法第30条、これ納税の義務でございますが、第30条の条文は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」というふうになっております。この法律の定めによりというのは、法律の定めというのは特別徴収も当然法律の定めでございますので、その法律の定めによって納税義務を負っていたかということになろうかと思えます。

それと、足並みのそろいでございますが、少なくとも中央東区税事務所管内の足並みはそろっております。そこから幾つか波及をしていって県下にまで波及していったという状況というふうに認識しております。これは、先ほど申しましたようにしているところとしていないところがあるという状況の是正を行うということでございますので、実施をしていくということになります。

それと、特別徴収の理解を求められるか。先ほど申しましたように説明等によって理解をしていただきたいと思えます。サポートについては、こちらが申しましたようにできる限りのサポートをしたいというふうに考えております。

それと、議会の特別徴収ということでございますが、その山崎議員は文書をお持ちやと思うんですが、QアンドAのところを見ていただきたいんですが、QアンドAの16のところを見ていただきたいんですが、お持ちでしょうか。16、QアンドAの16のところ、今度特別徴収をしていただくのは、今回構わない事業所として、普通対象徴収者として、当然退職者について入っていきますよね。あと、乙欄記入者、給料明細には甲欄、乙欄いうふうでございます。議会については乙欄で出されております。乙欄というのは、ほかに主な所得がある方については乙欄でございます。乙欄については今回外させていただいております。あと、短期雇用、数カ月雇用とかいう場合については、当然給与特徴っていうのは難しいですので今回は見送らせていただきますというようにQアンドAの16番に書いております。議会については当然まだ何も、問い合わせもしておりません。乙欄で給与明細が出て、見ていただければ乙欄で出ているはずで、甲、乙という給与明細のところがありますので乙欄で出てると思えます。その乙欄については、今回は普通徴収ということでQアンドAでお知らせをいたしております。安芸市がやっておられるということですが、給与についての考え方というのもいろいろあると思えます。乙欄の方についての給与特徴が適当であるかどうかという問題もございませぬ。それについてはちょっと個人的にはいかなものかとは思っております、はい。それで、特別徴収について、議会についてはまだ何も申し上げておりませぬ。

以上です。

○議長（中澤愛水君）

住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

生活保護受給者が手数料の免除のことを承知しているかということでございますけれども、全員の方がわかっているとはちょっと思っておりません。それと、パソコン上で管理をして、受給者が請求に来たときにそれに応じるべきではないかということでございますけれども、パソコンの管理というのは多分住民票システムのことをおっしゃっているんだと思いますが、住民票システムの中には生活保護受給の可否というものを入れる法的な定めがございます。それで、もしそれをするとすれば目的外利用ということになると思いますので、それに合うシステムの改修等もありますけれども、今のところその考えはございません。本人が生活保護を受給しておりますと窓口で言われましても、私たちは本人に対して、それでは福祉事務所のほうで確認してよろしいでしょうかとご本人の了解を得て確認をしておりますので、今のままの状態で行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

融資関連でございますが、経済的に厳しい状況下の中で頑張っておられます中小企業の皆様にエールを送るものです。認定手数料を取っている市町村もある中で香美市は取っておりません。山崎議員のご意見は真摯に受けとめておりますが、厳しい市の財政事情を踏まえましてちゅうちょせざるを得なくご理解をいただきたいと思っております。これらは予算を伴う政策的なものとなりますので、課内でも協議し検討課題とさせていただきたいと考えます。

また、八王子公園（のトイレ）は、地権者や同場所に建つ建物の所有者の同意も必要となりますし、予算が伴いますのでそれらを含めて検討するものです。

また、観光施設のウォシュレットについてでございますが、ピースフルセレネの施設につきましてはついております。それ以外については、洋式トイレはありますが機能はついておりません。今後、観光施設の障害者トイレにウォシュレット機能をつけることは研究していきたくて思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 2回目のご質問にお答えいたします。

市民グラウンドのトイレの件でございますが、おっしゃられますようにいろいろお話も聞いております。そして、絵をかいてるかということですが、絵は当然まだかいておりません。新築するとしましたら、先ほど申し上げましたようにプールの撤去を前提としたやはり施設配置と。今現在トイレのある建物だけでなく卓球場等北側にも建物があるという並んでおります。そちらの建物も含めましたグラウンド全体の施設の配置という

もんも慎重に検討が必要となってくると思われます。一度学校教育課ともお話もしたわけですが、今現在小・中学校等耐震工事を行っておりますので、鏡野中学校のほうも順次耐震工事が入ってくるわけですが、そちらのほうで耐震工事に含めた補助事業として改修の可能性もあるのではないかというような検討も若干はしておりますが、まだ全体的に検討をしておりますので、今後学校教育課とまた相談をしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。最後の質問をさせていただきます。

融資についてですが、課長が政策判断が必要と述べたのですが、政策判断をする方はどなたでしょう。市長に答弁を求めるものですが、中小業者支援、私打ち刃物をやってますし、中小業者の議員さんも結構多いんですが、零細のね。実際のところ、そのところにもやはり私は市としても力を入れていただきたいというふうには考えるところです。課長の話では検討ということと言われてたんですが、実際問題1年延長されたといえども、平成22年3月末のものが平成23年3月末に1年延長されたということを行いながらも、制度が始まってからかなり経過もされているわけです。これからの方はかなり、やはり大変な方々が融資要求で来られると、事業資金獲得に来られるというふうに思いますので、ぜひ市長の保証料補給に対する見解を求めます。手数料のほう減免ちゅうのはなかなか難しいという課長の話もありましたが、まず保証料補給について1点絞って市長にお尋ねします。

トイレの関係で一元化管理については、福祉事務所長の話ではされてないということですがけれども、私はやはりそういうことについても、いろいろやはり管理委託に対しても、料金が違ったり、その状況も違ったりということも前いろいろ伺ったことがあります。そうであるのならやっぱり一元化管理ということも踏まえて検討を進めていくべきだと思いますので答弁を求めます。あわせまして、昨日の片岡議員の話では、緊急雇用で中央1号（団地）のほうの公園の（管理の）ほうはやれるということの後藤財政課長のほうがお話になられたと思いますが、公園の部分に対する管理、清掃等については緊急雇用でやるような答弁がされたというように思いますけど、トイレの清掃また草刈り、実際ごみ捨て場になってるような状況のような公園もございます。実際それを緊急雇用で行っていくという発想はお持ちなのか伺います。

それと、八王子公園は早急にその同意のこと踏まえて地元合意を得られるような努力はなされると思いますが、市民グラウンドのほうですけれども、課長の一步踏み込んだ積極性をお願いして、そして早急にということが市民要求であるということ再度申し上げたいのと、プールをということで前提にしておられますけど、実際行おうとすれば、国、県の助成も踏まえて行おうとすれば、私は早急にできる案件じゃないかというふうに考えてます。やはり市の顔でもある土佐山田中央公園（市民グラウンド）のトイレがあのような状況のままで放置されるということに関して、やはり課のほうとしても頑張

っていただきたい、答弁を求めます。

最後に特別徴収についてですが、私は経過措置も含めて、課長のほうでは事務処理のサポートは十二分にするという事は言われてたわけですが、サポートといってもわからざったら聞いてくださいということでやるぐらいのところかなとも思うんですが、実際出向いてやるのか、そこら辺のところはちょっとわからない部分もあるんですけども、一、二回ぐらい延滞、もしおくれた場合の延滞金等は免除するとか、何かこう特別徴収義務者の負担軽減についての検討はないのか、その点をお尋ねしましてすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎議員の3回目の質問、私に参りましたのでお答えをさせていただきます。

山崎議員はこの間ずっと生活資金であるとか、あるいはまた融資関連についてのご質問をいただいたわけですが。大変世情的に厳しい環境情勢でございますので、そうした中で、山崎議員は民商という組織の中で相談活動などを大変受けられておられまして、詳しい状況というものをつかまれておられるというふうに認識をいたしております。また、そのご質問の中でも大変そうした思いを持ってお聞かせをいただきました。

そこで、保証料補給について政策的な判断をとというお話をいただいたわけですが。昨日も山崎晃子議員から子育て支援策につきまして、保育料また給食費、医療費の無料化など、これらもやはり政策的な判断になってこようというふうに思います。国のこの間のセーフティーネットも大変いろいろな意味で使われてはきておりますが、そうしたセーフティーネットからまだ漏れてくる部分をどうするのかという部分になろうかと思いません。限られた財源の中で、これも保証料補給については200万円程度でというふうな、ございましたが、昨日の晃子議員のことにつきまして十分に考えさせていただくということで苦しい答弁をさせていただきます。このことも現実には大変厳しい対応であるということはおわかりしておりますが、財政上から今までの判断をしてきておりますのでこれからもそういう、きょうのご質問をお伺いをしてさらに突っ込んだ話をしてまいらなければならないというふうに思っておりますので、ここでわかりましたというお返事はできませんが、まずもう一度検討をさせていただくことにしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

緊急雇用を公園の清掃に使えないかということです。今まで宝町公園と旭町公園につきましては、直営ですべてやってきておりました。地元の方の協力もいただきながらではありますが直営でやってきておりました。また、緊急雇用の利用も考えたいと思いません。

それから、トイレの管理の一元化についての協議ということにはなかったように思いま

す。ただ、全体の委託料の管理の中に、例えば黒土公園の管理委託あるいは秦山公園の管理委託というような管理の中にトイレの清掃も含まれておりますことから、全く考慮に入っていないとは言えませんが、トイレだけの一元化ということについては検討には至っておりません。トイレだけの管理の一元化について検討はしてなかったというふうに思います。

○3番（山崎龍太郎君） 公園を一元管理する予定は？一元管理について。

○議長（中澤愛水君） 今後の予定。

○建設都計課長（中井 潤君） 今後につきましては、その公園について、旭町公園につきましても宝町公園につきましてもできればその地元の自治会に、黒土公園のように委託できたというふうには考えておりますが、その金額等については今後検討していかなきやいけないものであるというふうに考えています。あと、秦山公園につきましては管理人も置かないかということになっておりますことから、ちょっとその3つの公園とは別に考えていかなきやいけないんじゃないかというふうには考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 3回目のご質問にお答えいたします。

一歩踏み込んだ気持ちをとということでございますが、新築するというごことと、やはり位置的には、現在自分が思っておりますには今あります位置のほうが西のほうへ持って行くよりはよいかと思っております。やはり道路を通行する方も利用できますし、グラウンドのトイレということも含めて、公衆用トイレというかあわせた形で利用ができるんじゃないかというふうにも思っております。そうしますと、やはり東側となりますと、今のスペースではなかなか新築の位置はとれないという面もございます。と、今のあるトイレを、これは学校施設ですので耐用年数もありますので、即やぶすというような話にもまだ現在ならないところもありますので、なお検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

特別納税義務者についての減免ということですかね？

○3番（山崎龍太郎君） 延滞金免除。

○税務課長（高橋 功君） 現在、香美市ではその免除とかということは考えておりません。通常どおり行いたいと思います。いろんな問題といいますか説明会をした段階で何か出てくることもあろうかとは思っています。そのときには中央東県税事務所管内でも会議を持って進めてまいっておりますので、そのときに何かこういうふうな対応をしようということが出てくることはあるかもしれません。ただ、現在のところでは特に免除については考えておりません。ただ、ほかのどういうふうに理解を得られるかということについて、説明会によっては会を持って何かしら対応策を練るといことはあるかも

しれません、それはわかりません。ただ、流れといたしましては、あとはもう所得税は事業所が計算をみずからしなければならぬという事務になりますけれども、住民税のほうは確定した住民税を送りますのでもう計算する必要はございません。事務的には確かに多くはなりますけれども、所得税に比べて煩雑かといえばそうではないんではないかなというふうにも考えてはおりますので、現在のところ出向いての説明等については考えておりません。当然ケース・バイ・ケースの対応というのは出てくることはあるかとは思いますが、現在のところは、おっしゃるように出向いての説明ということは、個々には数的にもできないというふうには考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。私は、今回5点の事項について質問したいと思ひまして通告してありましたので、順次お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、第1点目として、高齢者入院患者の転院強要について。

最近の情報で、高齢者入院患者の方に、何カ月かたてば転院先の準備をしてくれと病院側から一方的に転院を強要され他の病院へ移転しなければならないことになるということです。本人はもとよりある程度病院の状況にもなれて不安もなくってきたと思うころに転院となる、家族も大変なことであるということですが、このような事態への対応策を何とか考えないと当事者としては大変なことであろうと思われませんが、対策がないものかについてお聞きしたいと思います。

次に、第2点目として、市民生活の条件整備と安全施設整備について。

市民生活で一日も欠くことができないのが飲料水であります。現在このことについて小規模人数小集落で自力で、あるいは材料代程度の助成を受けてつくった給水施設で生活をしている集落がありますが、前にも同様の質問をしたこともあります。今回はその地域数が多くなっていることもあわせて申しますが、いずれの地区もこれまでは自主管理で利用していたようで、地区によっては水源地は遠く利用者のほとんどが高齢で、大雨の後など特に通常の管理も遠距離であるので困難ということですが、それと、市内全域を見まして、似通った小規模の飲料水給水施設で利用者だけで管理、利用しているところもあるのではないかと思います。市としてこれまでどのような対応をしてきたか。また、今後はどのような対応策を考えておられるかについてお尋ねしたいと思います。

います。

次に、市民が生活道として利用している農道、林道で危険箇所がかなり多くあると思います。これについてはその地区の区長（自治会長）さんから要望が出ていると思いますが、それらの対応について、現在施工中のところについてはわかっているので、そのほかで今後の計画等の見通しについて、今年度もあと3カ月ありますので、ある程度の事業はまだ実施できるのではないかと思いますがお尋ねしたいと思います。

次に、第3点目、パッケージ事業について。これは、昨日、比与森議員からも関連する質問もありましたけれども、ちょっと角度を変えてお尋ねしたいと思います。

パッケージ事業というのは地域雇用を創造、推進する事業ですが、スタートから約半年がたったところですが、実質、事業のスタートからです、関係する業種別雇用の人数を、今後この事業期間中、雇用人数等の全体の事業費等、当初の計画のとおりで継続できるか、見通しについてであります。

次に、市民の雇用確保について。

香美市には農業、林業、建設業とあるが、それに特殊な技術を要する鍛造業など、現状はどのような業種も厳しく不安の中で事業の経営、生活をしております。現業種の進展、発展が当然商業、観光業をも押し上げていくことになると思いますし、定住策進展にもつながるわけでありまして。第一には、現在在住の香美市民の生活の安定のために雇用の確保は重要な課題であります。対策についてお尋ねします。

次に、第5点目、ヘリポート設置について。

香美市内で遠隔の地域へヘリポート設置の計画がありましたが、その地域の周辺状況、条件などによって計画が中止になったようでありまして、計画されていたところは各地区とも緊急時には非常に重要な地域、地点であると思いますが、今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 坂本議員の高齢者入院患者の転院強要についてお答えをさせていただきます。

医療機関に入院する場合、一つの医療機関で入院の最初から退院の最後まで入院するということもあるでしょうが、本人の状況に応じて転院ということにもなると考えます。その場合は、最初の医療機関が患者の状態に応じて、本人や家族の希望も聞きながら転院先の病院を決めたりすることになるとと思いますが、基本的には患者の病状に応じて医師の判断によって転院となると考えます。なお、県には、医療に関する患者、家族などからの相談や苦情に対して県の医療薬務課内に医療相談窓口を設置をしております。また、市としては、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置しておりますので相談していただけたらと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 坂本 節議員の市民生活の条件整備と安全施設整備についてのご質問にお答えいたします。

水と道と両方にかかってくる部分についてご説明をいたしますけれども、住民が生活を営む上での安心あるいは安全、安定の確保ということは、まさにまちづくりの基本理念とも言えるものでございまして、これを基底に香美市の総合計画が策定をされたところですが、議員の言われますように市民生活の条件整備と安全施設整備については、現状ではこれが満たされたものではなく、ご指摘のとおり特に飲料水あるいは道路等の整備については、今日の行財政事情の中ではなかなか思うに任せない状況にございます。が、しかし、そうはいいまして日々の生活をしていく上である程度の手だてを迫られている現実もあるわけですし、こうしたことから、とりあえずではあっても何とかそれをしのぐことができる程度の手だて、改善への支援制度として、本年3月議会で議会のご理解をいただき、予算を伴う議案でしたけれども本年度より元気な集落づくり支援事業を創設いたしました。これ自治会の組とか班組織、独自も含めてですけども、自治会の行う事業として限定はしておりますが、飲料水供給施設の改修とか、ろ過、浄化も当然対象になりますし、道の補修等につきましても、地域が自力でできない場合は人件費も対象とした制度でございます。根本的な対応策ではございませんが、計画が実現するまでの手だてといたしまして、要望しつつもなかなか実現が図られない場合への対応策としてこれをご活用いただければ幸いに存じますところですが、本年度開始をした事業でございまして、周知もまだなかなか徹底してないということもあって現段階では数字も余り芳しいものではございませんけれども、12月の広報でもこの事業については紹介をさせていただいております。これまで、たしか9件ほどだったと思っておりますけれども、事業を実施してる分については、こんな事業が実施されておりますよということもあわせて例示的に紹介をさせていただいて周知を図っておるところでございます。ぜひ、今も申し上げましたように、こういった制度もご活用いただけたらというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、パッケージ事業の現在の進捗状況についてでございます。パッケージ事業につきましては昨日の今議会でも説明いたしましたので、ご質問の関係する業種別人数と現況、今後の見通しについてお答えいたします。

本年スタートに至ったところですが、事業に従事する労働者の体制は、推進事業2名、実現事業6名の総数8名で事業を行っております。推進事業2名のうち1名が事務局長、また実現事業6名のうち観光まちづくり事業が3名、農作業受託作業が3名でございます。このうち観光、農業、それぞれに部門長として1名が、また、実現事業全体の管理

者は、重複となりますが1名でございます。当面はこの体制で実施してまいります。推進事業は1月以降も順次、研修、講座を実施してまいります。実現事業も、事業を推進するための異業種交流会の開催や、地場産品を刃物まつりやふるさと祭り等のイベントでもPR、出展するなどしております。また、東京での出展も視野に入れております。商品開発では、塩の道ユズマーマレード（「しおゆず」）を奥物部を楽しむ会と連携して商品化をしました。また、ユズのお菓子、シカ肉の新製品の開発にも取り組んでおります。2月には、香美市の地域を回るモニターツアーの実施、商船三井の寄港による田植え、稲刈り体験ツアー、土佐打ち刃物の高知工科大学と連携した商品開発や販路拡大など多岐にわたって取り組んでおります。また、農作業受託作業につきましては、昨日もお答えいたしました。ユズの雇用労働システムづくりを行っております。受託期間終了後は、受託作業で培ったノウハウを活用して企業への就職や会社組織の設立、就農などが考えられます。

次に、市民の雇用の場確保についてですが、市民の雇用の場を確保することが定住策につながることは周知の事実ですが、その対応策となりますと大変難しい課題でございます。現在の経済不況の中ではなおさらで、企業といえども暗たん、できない状況でございます。香美市の主産業である農業、林業、鍛造業を含む製造業、建設業なども厳しい状況下に置かれております。

その中で、政府の緊急対策本部で早急に雇用の確保に取り組むよう緊急雇用対策もとられておまして、緊急雇用、ふるさと雇用事業も進めております。また、香美市も先ほどご説明をいたしました地域雇用創造計画を作成し、協議会において事業を行っておるところでございます。研修を主体とした人材育成、雇用拡大、就職促進メニューを進めU・J・Iターンを促進しておりますが、今後も県の産業振興計画と連携し、各課やハローワークとも連絡をとりながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 坂本議員のヘリポートに関するご質問にお答えいたします。

香美市は山間部が大半を占めており、南海地震など発生した場合にはあちこちで孤立する地域が出てくることが予想されます。市内9カ所にヘリコプター臨時離着陸場がありますが、別府など市街地から大きく離れた山間地域にヘリポートがありません。そこで、本年度、経済危機対策臨時交付金事業が国から示されたことに伴いまして、市内2カ所にヘリポートを整備する計画を上げておりました。それとともに、実際にヘリポートとしてその候補地が可能かどうか、県の地震・防災課を通じまして消防政策課の消防航空隊に調査をしてもらうよう依頼をしてありました。ところが、調査していただいた結果2カ所とも、これは別府のテニスコートの跡地と繁藤、哀悼の広場でございますが、2カ所とも谷の底にあり谷を流れる気流の影響を受ける、また、山が迫っているので離

着陸に危険であり不可であるとの結果をもらいました。予定が狂いまして、その後、新たな候補地を探し、現地を調査するなどしてから再度航空隊に調査してもらいましたが、やはり山間部は谷であることが多く、周囲の民家や建築物等が障害になるなど選定するところ選定するところ没となりまして、やっと一つだけ物部町神池に可能なところが出てまいりました。しかしながら、別府や久保などの市街地から遠隔の地域には適地が見つかりませんでした。別府方面などで交通事故とか急病者発生とかで傷病者の搬送の必要が生じたとき、防災ヘリコプターが空中停止、ホバリングというのをしてヘリに引き上げて搬送するという手段が現在とられておりますが、仮に現状の状況で南海地震等起こって地域が孤立した場合、傷病者の搬送、物資の輸送などはこの方法で行われるということになります。それから、同じ物部地区でも久保方面ではヘリコプターがホバリングして作業できる場所がないということで、傷病者は大栃にありますヘリコプターの臨時離着陸場まで運んできて、そこからヘリで搬送するというふうなことに現在なっております。年度が押し迫ってきたため、やはり地震等で孤立の可能性のありますこの物部地区の神池、諸条件がクリアできれば、ここにひとつヘリポートを設置したいと今考えておるところです。

そして、今後ですが、集落のある周辺で、なかなか今まで調整した結果ヘリポートとしての適地がないと。しかし、山のほうへ上がって行って山頂になっているところとか、それから尾根とか、そういうところでヘリポート用に山を切り崩して整備してアクセス道をつけるとか、そういうようにすればヘリポートの整備は可能ということがあります。しかし、それには予算とかいろいろ用地の関係とか簡単にはいかないところもあると思うんですが、今後の全体的な防災対策の中で何かできないかということは検討していかないかと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本です。2回目の質問をいたします。

高齢者入院患者の転院強要についてのご答弁をいただきましたが、課長の答弁の内容とは少し実態が変わる状況があるというように私は承っております。質問をしたわけがあります。どうも患者の状態によって、それが完全に治療できる準備のできた、対応のできる病院のほうへ転院ということになっていくかのようなご答弁であったと思えますけれども、実際に私も3人の患者から聞いたわけです。ところが、どうも患者としては今おられる病院でおるほうがやっぱり精神的な落ちつき、体の状況からいうても他の病院へ、行った先の病院の状況から判断しましてどうもあんまり適当でなかったと。どうもこれは、患者の病状といいますかそういう状態に適合させるための転院ではなくして、これは失礼な発言になるかもしれませんが、ちょっと病院のためにあいたところがあるので持っていかれたんじゃないかと、こういうことも実際言われたんです。ですので、そういうことはあるまいということも私もはっきり言えなかったわけですが、こ

これは随分もう前からもそういう話があって、山田の病院から南国の病院へも行かれたと、そうしたところが今度は野市のほうへも回されたとかいう、転々と回されるということもあったという話も聞いたんですがね。これは、2カ所転院したというのは1件だけ聞いたんですが、そのほかもないとも確認できんし、実際それがあるとしたらどうもかなり患者の精神的な負担、それから実際家族も大変じゃといいます、転院するということについては。ですので、いま一度その辺はご確認をいただきまして、そういうことがあるとするならば、患者にとって家族にとっていい方向での対応策というのを考えていただきたいものであるというように考えますので、なお今後のことについてどのような対応をしていくかということについてももう一度お尋ねをしたいと思います。

次に、パッケージ事業についてですが、これは現在の状況についてはもう理解をしましたが、雇用の確保についてであります、これは農業、林業、建設業それに鍛造業も申しましたが、これが今の状態で静かに流していく、なったようにしていくという程度では、これはどうもいかんのじゃないかというふうに思います。一つには、一番可能性があるのは、やっぱり非常に政府のほうでも言われております林業の関係で、間伐の問題も非常に補助事業もかなり組んでやっておりますが、これは、この前の工科大の永野先生の話にもありましたんですが、この香美市は間伐を、特に林地も広いし、やればこれが一つの事業につながる可能性があるような話もされたわけですが、やっぱりヨーロッパのほうでは4,000人そこらの市民でそれが結構出稼ぎもせずほとんどが生活ができるシステムができておると。いわゆる今一番言われるその事業で、研究していく可能性によると、これだけの林地を持っておれば、これをやっぱり市民の生活に結びつける工夫をするべきであるということと言われたんですが、これは可能性が一番あるんじゃないかと私も思います。ですので、差し当たってはその作業に入る道路の整備、それから運搬する施設、そういうことをやればそれが即雇用の場につながっていくと思いますので、そういう方面でこれからかなり積極策を考えていくべきじゃないかというように思います、これは簡単に、話のようにそうすらすらといくとも思えませんけれども、何をやるにしても楽々どできるものはないわけですので、ある程度の見込みがあればとにかくやってみるということではないかというように思いますので、そのあたりのことについて、ひとつご答弁ができればお願いしたいと思います。

それから、ヘリポートの件ですが、まだ検討をされるということですが、やはり非常に物部川の上流域は、とにかく急病人でもあそこから救急車で搬送していたんではとても間に合わん。それから、けが人でもそうですが、山林労働、建設業労働それから交通事故等も課長の答弁の中にもありましたように当然ないとは言えないことでもありますので、今までもそういう事例はあったのですが、そういうことを考えますと、どうしてもホバリングということをやれば方法もあるとはいうことですがけれども、ヘリポートがきたらそれにこしたことはないと思いますので、それはまた、全然、開発をすれば適当な基地がないではないという話もあったように聞きましたので、いま一度その辺のこと

について課長のご答弁をいただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 坂本議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、参考ですけれども、診療報酬制度の仕組みについてお話をさせていただきますと、診療報酬上では、原則として入院期間が長くなれば入院基本料等は低くなります。また、老人一般病棟に入院している患者であって、同一の保険医療機関に90日を超える期間入院していると、患者の傷病名や状態にもよりますが入院基本料は低くなるというのが診療報酬制度上の仕組みです。

1回目にお答えをさせていただいたんですが、基本的には転院する場合の判断は、医師が専門的知識により患者の病状を踏まえて判断するというように考えております。それで、3カ月で転院するよう医療機関から言われる場合があるかと思えます。急性期の治療が終了した場合など、患者の状態でよりよい診療を受けさせるために環境が整った医療機関に転院させるケースと、医療上の必要性があるにもかかわらず医療機関が経費的にマイナスになるとの理由で入院期間3カ月程度で転院させるケースがあるというように考えます。前者の場合には、最初にお答えさせていただいたとおり本人と家族、患者、医療機関、ソーシャルワーカー等と相談しながら適切な医療機関に転院ということになるかと思えますが、後者の場合には、ご質問の内容が後者の場合のように考えられますが、後者の場合であると問題だと思えます。そういった場合には、明らかに経営上の理由によって転院というように思われる場合には医療機関に事情を確認して必要な指導を行わなければならないというように考えますが、医療機関の指導については県が管理、監督を行っておりますので県に言わなければならないというようには考えます。いろんなそういった相談事ですけれども、市としては高齢者に対する総合相談窓口を地域包括支援センターが担っておりますので、相談をしていただければと思います。また、県に直接言っていただいてもいいわけですが、高知県では医療薬務課が医療相談窓口というのを、1回目にお答えをさせていただいたんですが、そういった窓口を設置しておりますので利用をしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 坂本議員の雇用の場の確保について、2回目のご質問にお答えいたします。

坂本議員からは、例えば林業の間伐事業について作業道や施設を整備し、雇用の場が生めるのではとの提案もいただきました。具体的にはこれらについて詳しい発案を所持していませんが、それぞれの担当課と連携しながら雇用につながる事業がないのか情報交換をしながら取り組みたいと考えておりますので、今後とも助言をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 坂本議員の2回目のご質問にお答えいたします。

市内山間部でのヘリポートの設置につきましては、その可能性を今後も探っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） 物部地域のヘリポートの設置ですが、ただいま防災課長がお答えしましたとおり各地域を、かなりの地域を調査いたしました。ただ、いろいろな原因で、要因をもとにヘリが着陸できないというふうなことは、これはもういたし方ないところでございます。ただ、そうした点で、特に大きく分けて上菲生川流域、槇山川流域の中で、どうしてもうちに1カ所ずつは欲しいということはもう現実の問題でございます。そうした中で、現在別府地域においては、落合地区において国道からのホバリングにより落合地区でつり上げておると。また、上菲生川地区におきましては、久保影地区から七、八キロ入った昔の村営の牧場であります光石放牧場からつり上げる、離陸しておるというふうな状況です。それをいつまでも待っておるわけにもいきません。そうした中で別府地区につきましては、ちょうどべふ峡温泉から約1.5キロぐらい林道を上りましたところに中尾地区というのがございます。そこに治山工事をいたしまして離陸が可能ではないかというような土地がございます。これは所有者の方が約2名ほどおると思いますが、今後正式なヘリポートでなくて緊急時におきましてはそこを利用させていただくというようなお話を申し上げ、また、それについては警察、消防、関係者がそこにヘリがおりるといようなことも正式に話し合っていて、そこに搬送するといようなことも考えられます。また、久保地区については、直接おりなくても上久保地区、また久保高井地区なんかも田んぼがございますのでそういう安心なところを、やはり正式でないところとしても指定をして、そちらのほうで対応をするという方向も考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 1点だけちょっと質問を、2回目の質問でちょっと漏らしましたので。

今回の質問で、私は地域的なことを主体に質問をするという考えではなかったわけです。飲料水の問題でも香美市内全域、不便なところがあれば、当然市のほうで地域の方々の意見を聞きながらそれが満たされるような計画をやってほしいということであったわけですが、ただ、1点、生活道としている林道、農道での危険箇所という点では、箇所を今ちょっと申し上げておきたいと思うんですが、これは地区からも非常に熱心な話があるわけです。これは、岡ノ内別府線の一番危険箇所と言われるところは、これは林道ではない、もともとは山村振興事業で開設した3メートルから3メートル50ぐら

いの幅員が主体になる道路であると思いますが、それが国道と重なっておるわけですね。去年かおとしは早速に3カ所ぐらいガードレールの設置をしていただきました。それは、11トンのダンプがほとんど転落しかけておったようで、リアのダブルのタイヤが1本しかかかってなかったです、通った跡を見ると。フロントもほとんど落ちておったのですが、草むらの路側をやっと上がって転落は免れて上がったようですが、それはちょうど小型の自動車と対向したためにそういうことが起こったようでして、それはすぐさま物部支所のほうで現地も確認していただいてガードレールの設置をしてもらったんですが。それと、そのほかの箇所等2カ所、これはもう45度以上の急勾配ですぐ下が国道なんで、もし転落とか物が落ちると二重事故と、国道を走る車は当たるまでわからんというふうな場所がありますので特に危険があるわけです。ですので、特にここは、できることならガードレールの設置は早急にやっていただくことがえいのじゃないかということで、なお現地は確認をしていただきたいと思います。特に危険だという3カ所はかなりの延長をやっていただきましたが、地域の住民の方の話では、まだまだほとんどは、国道と重なったところは全域やらしてもらわんと、事故を起こした者でない、何にも過失のない人が大きな事故に遭う可能性があるという話がありますので、その対応策はひとつ早急に検討していただいたらということを一言、質問ではない形になるかもしれませんが発言させていただいて一般質問を終わることにします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 坂本議員、答弁は要りますか、答弁。

○23番（坂本 節君） はい。答弁は、できたらお願いします。答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 坂本議員の3回目の質問にお答えをします。

岡ノ内別府線につきましては、今年、去年とガードレール工事を施工してまいりましたが、本年につきましては予算の関係上これ以上施工する余裕がありません。今後集中的に予算配分をいたしまして、全面改修を単年度にというわけにもいきませんが、徐々に危険箇所の解消をしてまいりたいと思いますのでご理解よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 坂本 節君の質問は終わりました。

暫時昼食のため（午後）1時まで休憩をいたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（石川彰宏君） 正場に復します。

議長が交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番、矢野公昭君。

○ 2 番（矢野公昭君） 2 番、矢野公昭でございます。

通告に従いまして順次質問をさせていただきますけれども、その前に文字の訂正をお願いいたします。3 番目の「太陽光発電住宅」と書いてありますけれども、その「住宅」を「家屋」に訂正をお願いいたします。

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、本市の防災についてお伺いをいたします。

香美市地域防災計画で、災害は、地震、集中豪雨による土砂崩れ、河川のはんらんによる田畑、家屋への浸水の危険性が高いとあります。今議会初日の諸般の報告でも農政課より少し触れておりましたが、今年7月の九州、中国地方の集中豪雨から8月の台風9号に至る死者39名のうち7割が高齢者であり、また、2004年、10個の台風が日本に上陸をしたときの死者200人のうち、これも7割が高齢者であったとの実例報告がございます。そして、本市もまた高齢者の多い現状にありますけれども、そのような状況下で災害時の避難についてお聞きをいたします。

本市の地域防災計画、これは香美市防災会議が作成をし、平成20年3月に発行をしております。これの中で、避難には準備、勧告、指示の三通りあるのはご承知と思われまます。準備とは、高齢者、障害者等早目の避難を要するときに発令をするものであります。勧告とは、避難を拘束するものではないけれども、避難を促すものとあります。指示とは、被害の危険が切迫している場合に発令し、勧告よりも拘束力が強いとあります。今、本市でもこの状況を見きわめる避難勧告などの判断・伝達マニュアルの作成を行っていると思われる、これの進捗状況を問うものであります。昨日の山崎晃子議員の質問にもこの要援護支援計画がございましたけれども、その答弁はいただきました。しかし、これは第17節でございます。今言いますところの避難勧告等の判断・伝達マニュアル、これは地域防災計画第9節でございますので、別物と認識をして質問をさせていただきます。

次に、災害時要援護者対策についてお聞きをいたします。先ほど申しましたように昨日同様の質問がありましたので簡単にお聞きをいたします。本市の防災計画では災害時要援護者の優先避難がうたわれており、同時に日ごろから災害時要援護者の掌握に努めるとあります。さきに述べました2004年の200人の死者を出した10個の台風上陸の際には、雨の音で防災無線が聞こえなかった、老いた夫婦だけで移動が思うようにできなかった、移動中に災害に遭ったと、このような報告事例があります。これは早目の避難勧告ができなかったのが主な原因でもあります。昨日、山崎晃子議員の質問に対する答弁の中で、この計画推進の滞った数多くの理由の中で1つだけ、災害があす来るとわかっていたらすぐにやれるけれどもと言ったように記憶をしておりますけれども、いつ来るのかわからないのが災害であります。その災害に対して被害を最小限に抑えるのが各種計画であり、また対策でもあると、このように考えております。大変な作業であろうとは思いますが、関連各課と連携をとりながらこれに取り組むべきだと考

えております。課長の決意のほどをお伺いをいたします。

次に、水防倉庫でありますけれども、戸板島に水防倉庫がありますけれども、さきに本市全戸に配布をされております防災マップ、洪水災害版の国分川、物部川浸水想定区域図を見ますと、水防倉庫周辺は水深2メートルないし5メートルの浸水範囲になっております。水防倉庫がそのような位置で果たして大丈夫かを問うものであります。

次に、耕作放棄地についてお伺いをいたします。

まず、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金についてであります。これは平成23年をめぐりに農用地区域を中心に耕作放棄地を解消するための交付金であります。高知県でいえば2億2,000万円が基金として積まれており、今年11月末時点で平成21年度要望額5,500万円で、支払い額はゼロとなっております。これは、要望はありながら全然実施をされなかった、使われなかったと、こういうことでもありますけれども、本市ではこの交付金制度について協議をされたことがあるのかどうか、これをお伺いするものであります。

次に、耕作放棄地の土地把握調査について伺います。平成19年6月議会におきまして、本市の耕作（放棄）地の場所は把握できているのかとの私の質問に対しまして、場所は把握はしていない。しかし、放棄地解消策については、推進体制の中でもその農地を把握することはまず重要な点である。解消策として本年度から見直し予定の農業振興地域整備計画により放棄地の選択の考慮を推し進めていきたい。また、本年度、これは平成19年度でありますけれども、各地域の放棄地の土地把握調査を農業委員会の予定する農地パトロールとの連携により進め、それを整理し農地情報として生かしていくとの答えをいただいておりますけれども、これの進捗状況をお聞きをするとともに、農業委員会の行っております農地パトロールの具体的内容説明を求めるものであります。

続きまして、消防長にお聞きをいたします。太陽光発電家屋の災害時消火活動について伺います。

太陽光発電家屋では、火災の場合、電力会社が電気をとめましても電気が残っているとお聞きをしております。消火活動への影響を問うものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（石川彰宏君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 矢野議員のご質問にお答えいたします。

本市の防災対策のご質問でございますが、まず避難、大雨等、近年大きな犠牲者があちこちで出ておりますですが、その避難勧告、その手前に準備というのがありますが、避難勧告、指示等の発令するに当たっての基準づくり、そういう発令基準ができていくかというご質問でございます。

これも防災計画の中に一応載ってはおりますが、非常にそういう危険性があるときに発令するというふうな基準でありまして、具体的にどこそこがこういう数値を示しているときとか、こういう箇所でこういうときというその具体的な、本来基準として災害

が起こったときに即実効性がある、そういう基準をつくってないと、抽象的な危険があるときとかいうことでは実際に役に立たないのが現実だと思います。そこで、つくらないかんわけですが、これもいろいろできてないことの1つで申しわけないところなんです、これをつくらんといきません。その1つの要素といいますか、土砂災害防止法という法が、1つの例であります法がありまして、その中で土砂災害警戒区域、こういうふうな指定をされているところが全国で順次進んできております。先日、(兵庫県)佐用町で高齢者施設でしたか、流されたとき、そこもこの指定警戒区域に入っていたようでございますが、大雨、そういうときにまず避難とかを考えなければいけない、そういうふうな指定警戒区域でございますが、香美市におきまして今年と来年度、高知県がその調査を始めております、2年度の事業で。今年度は香北町と物部町で今現地のほうへ入っていったんじゃないかと思っておりますが、来年度は土佐山田町のほうで実施されるようになっております。そういう警戒区域が指定されますと、それも避難勧告、避難指示、そういうふうな発令を出すときの具体的な資料になりまして、そういうものをもとに避難勧告、避難指示等の基準をつくるというふうに考えております。それだけやのうていろんな要素を加味して、かなりこれはその地域を分けたりして、この地域はこうこう、この地域はこうこうと判断基準をつくらなければならないというふうに国のほうからも言うてきております。そういう判断基準をこれからつくっていかねばなりません、今の段階でできておりません。まことに申しわけないと思っております。

次に、避難の場合の災害時要援護者の避難支援計画の件でございますが、山崎晃子議員にお答えいたしましたとおりですが、もう一度言わせていただきますと、関係各課によりまして、社会福祉協議会も一緒に入っておりますですが、災害時要援護者避難支援計画の全体計画というのがを原案をつくって今進めております。そして、今年度じゅうにこれを策定して県のほうへも提出いたします。それから、平成21年度に入りますと、この全体計画に基づきまして個別避難支援プランを個々の方に対してつくっていく作業に入ります。平成22年度で終了できなかつたら平成23年度までかかるかもしれませんが、個別支援プランを作成しまして、できたら、そのままではいけませんのでその後は更新をしていくということになります、また新規の方もできてきますのでまた新たに個別支援をつくってまいります。本人の同意を得る方式ということで進めていくようにしております。

それから、戸板島の水防倉庫のご質問でございますが、この水防倉庫がなぜ今の位置に設置されているかという理由はちょっとわかりませんが、考えられることとしまして、すぐ近くに物部川があるわけですが、大雨で物部川がはんらんする危険が生じたとき、堤を超えるという危険が生じたとき、土のうほか水防資材を持ってそういう箇所に行くというのに近い位置にあるとか、それから明治消防分団が近くにありますが、その屯所に近いというふうなことで、またその倉庫を建てるような土地が、そこにそういう使える土地があったとかそんな条件があったかもしれません。これは実際にわからな

いですが、推測で言っているところです。そして、議員が言われました洪水ハザードマップ、昨年度つくりましたが、その土砂と洪水がありますが、洪水のほうで100年に一度の大雨というのを想定しまして、かつ越水もありますが、それ以上に物部川の堤防が決壊した最悪の状態を想定したものがあのハザードマップの水深何メートルというふうになっているものでございます。物部川が決壊するとそれは大変なことになりまして、多くの家とか田畑、それからこの水防倉庫も水につかり、また流されるというふうな状況が想定されるわけですが、しかし、そのようにならないように、物部川につきまして河口から10キロまでは一級河川でございまして、国土交通省におきまして堤防とか河床の改良とかを順々に進めております。時間もかかりますですが、物部川が決壊とかそんなことがないような手だてをされております。

それで、今の位置がよいのかということですが、実際に物部川の堤がはんらんしそうとかいうようなときには即（水防物資を）持っていけるところにあるというようなことで、今の位置でもよいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（石川彰宏君） 農政課長兼農業委員会事務局長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 矢野議員の耕作放棄地についてお答えをいたします。

指摘の耕作放棄地再生利用推進交付金、この背景には、全国的に最も基礎的な生産基盤である農地が農業者の高齢化、転用などにより減少を続けていく中で耕作放棄地はふえていると。国は、食料供給力を強化していくため耕作放棄地の再生、利用を図るため、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消するための事業として創設をしました。所有者以外の者が耕作する場合のみにより耕作放棄地を再生、利用する取り組みや、これらに附帯する施設の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップなどの地域の取り組みを総合的に支援するものです。実施要件として、具体的には耕作を再開するために必要な障害物の除去、土壌改良、営農定着に対する支援などの再生、利用活動と用排水施設などの整備に対し補助を受けるものです。実施要件として、農振農用地区域内の農地で再生後長期間、農作物の栽培が見込まれることとなっています。

協議されたか、また事業計画を議論されたかのご質問でございますが、平成20年度よりその実施計画について検討を重ねてきました。農業委員会を含む担い手支援協の中で協議をいたしました。今耕作放棄地の所有者による意向調査を実施していますが、この結果を持ち長期耕作希望者があれば、市担い手育成総合支援協議会において平成22年度から耕作再開に向けた支援ができればと考えています。また、香美市においては、農地所有者のアンケート調査また意向調査そして農地パトロール、これにより耕作放棄地の解消ができたこともご報告をいたします。

2点目の耕作放棄地の土地把握調査の進捗状況でございますが、香美市の2005年農林業センサスにおいて耕作放棄地は93ヘクタール、平成21年度9月の調査では、

人力、農業用機械で草刈りなどを行うことにより直ちに耕作することが可能な土地は6.8ヘクタール、草刈り等で直ちに耕作することができないが基盤整備などを実施して農業利用すべき土地は5.6ヘクタール、森林原野化しているなど農地に復元して利用することができない、不可能な土地は残りの面積となっています。このうち復元不可能な土地を除く12.4ヘクタールの所有者に、今後の利用について意向調査を現在まで実施しています。104名の所有者、229筆の対象農地について実施し、現在回答は58名、127筆となっております。回答の結果を持ち次年度への担い手支援協による解消計画へとつなげるよう準備をしています。

3点目の農地パトロールとはどのようなものか。農業委員会では毎年10月ごろを基準として農地パトロールを実施し、地域ごとに農地利用状況について農業委員による点検を行っています。また、農業委員の随時のパトロールにより、違反転用など発生させないような活動計画としています。その結果、耕作放棄地を発見した場合は、耕作の再開や適正な管理について指導を行っています。また、農地の現状を耕作可能か不可能かの判断の上区分し、耕作放棄地解消計画の取り組み資料として活用するよう進めています。新農地法改正に伴い農業委員会活動の責務はますます大きくなり、農地パトロールによる遊休、荒廃農地、耕作放棄地の実態把握とその是正指導は重要な位置づけとなっております。

以上、お答えいたします。

○副議長（石川彰宏君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 2番、矢野議員さんの太陽光発電家屋での火災時の消火活動についてのご質問にお答えを申し上げます。

太陽光発電システムにつきましては、環境面、経済面、安全面などのメリットを掲げまして、また、最近では設置の補助金と余剰電力が売電できるということで、最近特に増加の傾向にあると思います。太陽の光から電気をつくるという根本的なことはもう既にご存じかと思しますので省略させていただきます。その電気の流れに沿って申し上げますと、まず、屋根の上に設置されておりますパネル、太陽電池モジュールと言いますが、そこから結束ユニットへつなぎまして太陽電池モジュールからの配線をそこで1つにまとめ、その次に、低圧系統連系用パワーコンディショナーという非常に長い名前ですけれど、通称パワコンと言いますけれど、そこでいわゆる変圧、変換器でございますので、このパワコンで太陽光で発電されました直流の電力を一般家庭で使えるように交流電気に変換をいたします。そして、そこから分電盤に送られまして、外から、電力会社から引き込みをした交流電気と合流して各部屋の明かりやテレビなど電化製品に供給されるという仕組みになっております。

もしこの太陽光発電を設置した家屋で火災が発生した場合、ご質問にもございますように、電力会社から引き込まれました電気は電工さんが通電を遮断いたしますが、太陽光発電によりつくられました電気はそれより内側で合流しているため、パワコンのブレ

ブレーカーを落として遮断しなければ災害時等の非常時の電力に切りかわり特定の器具への電力供給ができるようになっております。このためパワコンのブレーカーを落として家屋内の交流の電気をすべて遮断するということとなります。ところが、太陽光発電モジュールというのは夜間以外は常に電気がつくられておりますので、パワコンまでは夜間以外は直流電力が常に流れているという状況にあります。このため消火活動への影響につきましては、火災の延焼の状況、場所また火災現場の状況によりまして多少の影響はあるということになります。住宅火災を含めまして建物火災の場合には、消防の職員そして消防団員の方々にとりましても、消火活動を行う上で少なからず危険なようなものがございます。電気そしてまたガスそれから割れたガラスとか刃物、農薬などの薬品類など数多くございます。このため火災現場に到着したら、まず可能な限り延焼場所や危険物などの状況についてご家族の方から聞き取りや建物の周囲の状況を目視によって確認し、消火活動に当たる職員や団員の方々の安全管理には十分注意するようしております。

太陽光発電システムにつきましては、冒頭でも申し上げましたように今後も増加の傾向にあると思いますので、引き続き注意を喚起していくようにしていきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（石川彰宏君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。2回目、質問をさせていただきます。

まず、本市の防災についてお聞きをいたします。これは市長かもしれませんが、お願いをいたします。

先ほども少し1回目の質問で触れましたけれども、香美市には防災会議というものがございます。この防災会議の会長は市長でありまして、以下委員23名、うち17名くらいが本市関係者だと記憶をしておりますけれども、この香美市防災会議条例が平成18年3月1日に制定をされてありまして、平成19年3月23日に条例第23号として改正をされております。そして、同年4月1日より施行されております。この条例第2条第1項に、香美市地域防災計画を防災会議は作成をし、及びその実施を推進することとございます。この内容から見ますと、防災会議は防災計画全体の進捗状況を把握しながらこの計画を推進していくと、このように私は理解をしております。となりますと、本市防災を束ねるものだと考えておりますけれども、今までこの防災会議、何回くらい会議を行ったのでしょうか。それとまた、防災会議の位置づけを問うものであります。

次に、これも市長になっておりますが、市長、要援護者対策について市長に伺います。要援護者対策につきましては、昨日、きょうと質問がございました。取り組みが遅いようにも感じますけれども、ただ、一つだけ救いもございます。（福井県）あわら市におきましては昨年6月に要援護者支援計画を策定されておりますので、それと比べてみま

すとかかなり取り組みがおくれています。しかし、消防庁、これは竹村消防長ではございませんが、消防庁の調査では、今年3月現在、要援護者支援計画を立てているのは全国の市区町村で576と全体の3割強となっております。言い換えれば7割の自治体がこれがまだ策定されておらないと、こういうこととなりますのでその点でいえば安心ではありましようけれども、台風、大雨、集中豪雨そして地震と多くの災害が予想される中、高齢者の多い本市では、特に要援護者対策につきましては行政担当課のより一層の努力によりまして早急に策定をし充実させていかなければならない、このように私は考えております。これをぜひ行政に求めるものでありますけれども、市長の見解を伺うものであります。

そして、次に、耕作放棄地についてお聞きをいたします。

先ほど言いました緊急対策交付金、これは今年度は予算計上は見送りとなっておりますけれども、先ほど言いましたように高知県に対しましての2億2,000万円、これは基金として積まれておりますので、来年度からも市が要望すれば、そして実施をすればそのまま使えると、このようになっております。今言いましたようにいろいろ使い勝手の悪い交付金ではございますけれども、香美市におきましても放棄地は今後ますますふえていくわけでございます。そして、重機を入れなければ再生できない、このような放棄地が現実にあるのもご承知のとおりだと思います。この交付金は国からでありますけれども、2分の1の補助がございます。2分の1といえども重機を入れるとなりますと1反当たり何百万円とか、荒廃の程度にもよりますけれどもそのような費用がかかります。それに市が補助をとということも大変だとは思いますが、今全国の放棄地が39万ヘクタール、このうちの10万ヘクタールを国は再生、利用する、新規需要米として再生、利用する必要があるとっております。雑草などの生い茂っております放棄地、これをそのまま放置をいたしますと5年程度で原野化あるいは森林化をすると、そもそも農地として利用ができない、このようなことも言われております。

私は、平成19年6月議会におきまして、先ほども言いましたけれども今後増加していくであろうこの放棄地対策として公共管理も今後視野に入れていくべきではないかと、このような質問をいたしましたけれども、その答えはまだいただいておりません。放棄地把握調査が終わった後の重機を入れなければならない土地、それらも含めましたところの公共管理、このことに対しましてどのようなお考えをお持ちかお聞きをいたします。

そして、もう1点、放棄地は2つの理由から発生すると思えます。1つ目には、今日の農業生産活動上、条件的に採算のとれない農地、2つ目には、その所有者、耕作者の事情により発生する農地、この2つがあると、そのように思われますが、放棄地把握調査を今行っておりますけれども、先ほど課長のほうから説明がありました、耕作放棄地を把握をし、そしてそれが耕作不可能かどうかとの判断も行っていると、このような説明がありましたけれども、私の言いますこの2つ、それを勘案しながら、考慮に入れながら放棄地把握調査を行っているというふうに考えてもよろしいでしょうか、これをお

聞きをいたします。

以上、2回目の質問終わります。

○副議長（石川彰宏君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 矢野議員の2回目のご質問があった中での防災会議について、私のほうからお答えさせていただきます。

平成19年度に香美市地域防災計画を作成したわけですが、そのときに言われましたとおり、この防災会議で諮り、その地域防災計画の案を知事に送って承認をもらって計画ができています。そして、その防災会議の役割としまして、この防災計画をつくり、また変更等にかかれば会を開いてそれを改正するというようなことが大きな一つの役割でございますが、そのほかに、この計画はつくっただけでは当然いきませんので、それを実施、実行していかないかんわけですが、その進行ぐあいを検証していく、そういう役割を香美市防災会議は持っております。この防災計画をつくって以来まだよう開催しておりません。これは、今言いましたような防災計画を検証していく上からも、香美市の防災行政を監視していく上からも必要なことだと思います。開催するタイミングを図って開催をしなければならないと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（石川彰宏君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

防災会議の件につきましては、先ほど防災対策課長のほうから説明をさせていただきました。そうした中で防災計画を立て、また、今、矢野議員からご質問がございましたように、災害時要援護者対策につきまして今作成をしておる。これはおくれておると、全国的には7割くらいしかできてないので今つくりゆうほうが早いというふうなニュアンスをいただきましたが…。

○2番（矢野公昭君） 市長、3割しかできてない？

○市長（門脇槇夫君） 7割ができていないということでございますので、早急に作成をすることにつきましてはその中で進めさすようにしたいというふうに思います。大変防災につきましては昨日も質問がございました。本当にいつ災害が起きるのかわからないのが現実でありまして、やはりこうしたマニュアルなりプランなりを作成しておくということも大変大事であります。同時に、日常的にこうした災害時にはその危機管理をきちっとでき得るやはり意識づけをしておくことも大事ではないかというふうに思います。

余談になりますが、よく思い出しますが、'98豪雨、もう10年ぐらい前になります。私の住んでおります新改地区が大変大きな災害を受けました。その際に、今でしたら避難指示、勧告ぐらいは出るような状況であったかと思えますけれども、そうしたままだきちとしたマニュアルが、できておったとは思いますが、やっぱり連絡の不十分な中でなかなかそれはできない状況でございました。ちょうど私もこうした（旧土佐山田

町議会) 議員という立場でございましたので、何軒か回って独居の老人、またお年寄りばかりの家族の方を避難場所に誘導をしました。そして同時に消防団も誘導をし、避難場所にもう何組か避難をしてきたわけです。そして、ずっと新改の北部から入野までの間が三、四カ所崩壊がありまして孤立状態になっておりましたので、最終的には私は避難場所に帰れずに、消防団員でもございませんでしたが消防団員とともに消防車の中で一夜を明かしました。朝見てその惨状にびっくりしたわけですが、なかなかこの(旧土佐山田町) 役場へ連絡がつけられないということで、前のお店で自転車を借って、自転車に乗ってその崩壊した現場の山を3カ所ぐらい乗り越えてこの(旧土佐山田町) 役場へ連絡に来た思いがございします。その後で思ったことは、やっぱり地域の中で災害の、今はゲリラ的な豪雨もありますので、山田のここが降りよらざっても新改の北部とか物部が降りゆうとかいう部分があります。そうしたときに、その地域の中で消防団なり、また地域の民生・児童委員さんを含めさまざまな方々が危機管理、危機意識を持った中で臨機応変にやはりそうした対応をすることによって生命が助かり、また被害を少なくできるのではないかということをおもいました。ちょうどあの土讃線の崩壊があった現場の直下では、消防団員が避難を勧めた家が全壊をする状況になっておりましたので、もしあそこに人が最後までいたら命がどうなっておただろうなというふうに思います。

そういうことで、やっぱり日常的に防災、災害につきましても、お互いが危機管理を持って臨む、常におるということが大事だと思います。いつしか高知市では、市長がたしか自分の命は自分で守らなければいけないというふうな、非常警報ですか、ああいうものを発令したことがございしますが、そうしたことも含めて行政は市民の方々に、そうしたときの態度といたしまししょうか、そうしたときの処置というものをやはり日常的にも啓蒙、啓発をしていくことが大事だというふうに思っております。まずは、先ほどご質問がございしました災害時要援護者対策につきましても、速やかに作成をするように指示をいたしたいというふうに思います。

○副議長(石川彰宏君) 農政課長兼農業委員会事務局長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長(宮地和彦君) 矢野議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

確かに基金事業、国の仕分け事業の中でも、基金のある間また使用の頻度そして採択率、状況、いろんな部分を評価して基金の積み増しが必要であればという事業の位置づけになっております。平成21年度は県も同じ基金事業の中で活用していくわけですので、平成21年度のスタートが、やはり県下全域においてもスタートがちょっと鈍かったということで事業の採択率は落ちてます。香美市においてもその準備をしつつあり、最終的に農家の意向調査、これをもって利用したいということで若干ずれてきたということもございします。

そして、さきの質問でもお答えをされましたように、公共管理という視点については、香美市の耕作放棄地の発生の実情、やはり中山間地域から早く点在して発生して、今ま

た平場でも若干見受けるようになってきました。やはり周辺の営農計画への支障がないような解消計画はこれからも重要な課題とっております。なかなか、前回にも市民農園とかの検討もしましたが、やはり農地は地域の担い手の生産農地として使われるが一番の理想でございますので、まだその判断には至っておりません。

それから、もう1点目の判断のもとということでございますが、基本的には農地法に係る農地として判断できるものという位置づけの中で判断をしておりますので、既に十数年たった時点で耕作のできないような土地で農地に戻すことができないという判断は、農業委員さんの視点、そして農業委員会の中で判断を一緒にしていくという形をとっております。今回解消計画にのせた12.4ヘクタールについては、ここ近年やはり耕作者、土地所有者、管理者から見放されたと申しますかいろいろな実情があるわけで、その実情の原因を所有者の意向を聞いて、やはり一番先には地域の担い手という形をとるように考えております。

以上2点です。

○議長（中澤愛水君） 議長を交代いたしました。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 3回目の質問をさせていただきます。1点だけお願いをいたします。

さきの防災対策課長の答弁では、この防災会議、進行ぐあいを見ていくとか計画のでございますけれども、会は開いていないと、そしてこの防災会議を開かなければならないと思っていると、このような答弁でありましたけれども、私2回目の質問では、この防災会議は本市防災を束ねるものだと考えておりますがどうですかという質問をしたわけなんです、先ほどの答弁ですと束ねていないというふうにもとれます。この会議を開催しなければならないと思うということは、この防災会議を開くのは防災対策課ということよろしいでしょうか、そのように解釈をしてよろしいでしょうか。例えば市長が会長でございますので、そういつて県関係も大分入っておりますが、それであるからして、先ほどはこの防災会議の位置づけはどのようなものかと含めて尋ねたところでありまして、会議を開かなければならないということは、この位置関係はどのようなになっておりましたでしょうか、お聞きをいたします。

以上ですべて質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 3回目のご質問にお答えします。

ちょっと考えながらここまで来ましたが、その位置関係、議員のご質問は、香美市の防災行政の頂点にこの防災会議が立つもので、それでこの会議によって何か束ねていくというふうな、そういうふうなご質問だったのでしょうか？防災会議の長は市長でございます、やはりこの防災対策は市長が一番の頂点にあって防災行政を進めていくものという認識をしております、その一環で防災会議というものを組織してやっている

と、そういうふうに認識をしております。

答えになってるかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） もう明確にお答えしますが、災害対策のこの香美市防災会議条例にあるとおりでございます。防災会議は次に掲げる事務をつかさどるということで香美市地域防災計画を作成するという任務を背負っております。その中で防災計画を立ち上げておりますので、この中で生きておる、進んでおるといふことであるといふふうに認識をいたしております。

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松紀夫でございます。眠い時間帯になってきましたですけれども、ご答弁のほうどうぞよろしくお願いを申し上げまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、政権交代また新政権に対する市長のお考えをお伺いをいたします。

さきの衆議院選挙におきまして政権政党が交代をしましてから、はや3カ月が経過をいたしましたところでございます。そこで、市長にお伺いをする前に自分の政権交代に対する考えも少し述べさせていただきます。その後市長にご見解をお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

日本におきましては、本格的な政権交代は半世紀以上なかったことでございます。先進国の民主主義国家では政権交代というのは当たり前のことでございますけれども、多くの日本人にとって、自分もそうですけれども初めての体験であるわけですので、期待と不安が錯綜するというきょうこのごろではないかと、そういうふうに思うところでございます。今年1月、アメリカではオバマ政権が誕生しまして8年ぶりの政権交代があったところでございます。すると政権交代と同時に過去8年間アメリカが推進をしてきた政策というのはことごとく転換をされて、まるで違う国になったかのような変化をいたしました。このような劇的な変化というのがまさに政権交代であると、そういうふうに思っております。日本におきまして、いずれまた次の政権交代が起きることとは思いますが、国を治める仕事を、国民の意思によりまして、選挙によりまして一方の政治勢力にゆだねてみて、うまくいけばそれでよしと、そうでなければ別の政治勢力にやらせてみる、この政権交代を繰り返していくことによって透明性や健全性を維持して、なおかつ国民目線の政治が行われる、このことが民主主義の本来の姿であるのではないかと思っております。今回日本でも新しい政治勢力である民主党が政権の座についたことにより、この国は大きく変わってくることと思われまます。国が変われば地方も変わるし、地方自治体の役割も変わってまいります。国の形や仕組みがこれまでとはまるで違うものになるわけでございますから、地方自治体としてはしっかりと準備をしておかなければならないというふうにも思っております。

以上、簡単ですけども、自分の政権交代に対しての考え方でございます。門脇市長のご認識、ご見解をお伺いをいたします。

また、前回9月議会でございますけれども、各議員の質問に対する市長の答弁につきましては、発足間もない新政権に対しましてやや批判的な発言が多かったような、そういうふう感じたことございました。中には質問にないことまで取り上げられて批判をされていたんじゃないかなというふうに、そんな記憶がございます。市長の個人的な主義主張や信条はもちろんあると思いますけれども、香美市のトップとして市民の生活向上、福祉の増進を推し進める、そういう立場にあることを考えますと、余りあからさまに政権政党を批判する発言には一抹の不安を感じたところでございました。今後香美市のトップとしまして政権政党にどのようなスタンスで向き合っていくお考えなのかをお伺いをいたします。

最後に、もう1点ですが、地方分権が叫ばれ出してから随分久しいところでございますけれども、香美市が誕生いたしました平成の市町村合併につきましても、地方分権の受け皿になれる自治体を、そういう側面もたしかあったと思います。ただ、現状では地方分権は余り進んではいないというのが私の認識でございます。しかし、このたびの新政権のもとでは地方分権が大きく前進をして、地域主権に向けてのさまざまな政策が実現するのではないかと思います。そこで、この機会をとらえて新政権の政策をしっかりと把握をして本市のまちづくりの準備をしておく必要があるのではないかと、そういうふうに考えますが、市長のご見解をお伺いをいたします。

続きまして、保育現場についてお尋ねをいたします。

私は、6月議会におきまして保育の現状について質問をさせていただきました。その内容としましては、一部の保育士の中には自分たちの行ってきた保育がすべて正しいからそれに従いなさいというような考え方があるのではないですかと、それはちょっと問題ではないですかという質問をさせていただきました。また、紫外線対策等個別の件につきましてもお尋ねをしたところでございました。その際、今後は園長会等においてよりよい保育のための議論を尽くしていきたいとのご答弁があったわけでございます。そこで、その後園長会でどのような議論がなされたのか、内容をお伺いをいたします。また、前回の質問で指摘をいたしました件につきまして、改善された点等がございましたらお伺いをするところでございます。

続きまして、8月10日付の高知新聞の声ひろばに掲載をされておりました投書についてお伺いをいたします。読まれてご存じの方もおられるでしょうけれども、全文を読み上げさせていただきます。タイトルは、「なぜパンツでプール」と書いておるんですけども、香美市土佐山田町の保育園に子どもを通わす保護者です。「土佐山田町の保育園は、プールのときには水着ではなくパンツを持ってくるようにお便りに書いてきます。なぜこの時代にパンツなのかを尋ねると、伸び伸びと泳げるから、水着は高価で買えない家庭があるから」という返答を繰り返します。パンツでプールをさせるのがいかにこの

時代に合っていないか、性犯罪にもつながるといふこちらの言い分を全く聞き入れません。納得できずに水着を持たせると、保護者には言わずに、みんなパンツだからパンツを持ってこないかんよと子どもに話していました。先日、市役所の幼保支援課に苦情を言いました。すると課長の返答は、以前より同様の苦情がある、水着でもパンツでも自由というスタンスをとってはいるが、現場である保育園の考えに任せているという消極的なものでした。知人の情報では、市が指導をしても保育士が全く言うことを聞かないとのことだったので、保育園任せにせず幼保支援課として水着の着用は自由というお便りを早急に出すべきですと何度も話しましたが、あいまいな返事を繰り返すばかり」と、こういう投書でございました。

そこで、まずこの投書の内容につきまして、事実なんでしょうか。また、事実であるのなら、その後どのような対応をされたのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員のご質問にお答えをいたします。

新政権に対する市長の政治姿勢についてということで3点ばかりご質問がございました。私の考えは率直にいつも述べさせていただいております。このまちの首長がゆえに、首長の立場として、やはりそれは感じたことを率直に申し上げていくのが私の思いでありますし私の生き方でございますので、大変失礼な部分があるとすればまことに申しわけないとは思いますが、そうしたことから、今回も率直に述べさせていただきたいというふうに思います。

この夏の総選挙によりまして政権交代が行われました。そして現在3カ月が経過をいたしました。この政権に対しての市長の見解ということでございます。ご承知のとおり連日報道をされておりますが、新政権の政策の方向性が今の段階ではなかなか定まっていないうちに私、見受けられます。また、このことが先日の、これは1つのことをとらえておりませんが、全体の政権の今の姿でございますが、新聞でも報道されておりましたが、この状態を鳩山政権の政策決定へのプロセスの迷走と見るのか、それとも政権移行後間もないことからの試行錯誤の期間でありもう少し様子を見るべきなのか、そのような状態ではないだろうかというふうに思いがいたしておりますが、しかし、よく言いますように、3カ月間はアメリカではハネムーン期間と言われるようでございます。9月16日でございますので、本日12月16日、3カ月経過するわけでありまして、大変重要な国の方向性を決める政策もなかなか方向性が定まっていないうことであります。また、アメリカのオバマ大統領のいわゆる政権交代のお話もされましたが、きょうのニュースで言うておりました、そのオバマの政策によりまして支持率が今や50%に落ちたということで、大変厳しい世論のやっぱり評価を受けているわけでありまして、そうした現実に今政権があるということは率直に私自身感じております。

また、先ほど9月議会で私の発言が新政権に対して批判的な発言が多かったというこ

とでございますが、おこがましくも、この日本国を背負って立つ政権政党に対しまして、それを批判するほどの私には力はございません。そのことは百も承知でございますが、その発言がそのように受けとめられたとすれば、先ほど申し上げましたように思ったことをつい言ったということでお許しをいただきたい、また失礼なことを申し上げたというふうに率直に申し上げさせていただきます。しかし、そういうことを引きましても、今の状態はまことに残念なことであるというふうに思います。せっかく国民が期待をして政権交代が起きたわけでありますので、その期待にこたえられるやはり政策、施策を遂行をしていかなければならないと思いますが、先ほど申しましたように、まことにすべてが今不透明な状況にあるという感じを受けております。しかしながら、この政権政党に、じゃあどういふふうに向き合っていくのかということでございます。そのような不透明性はございますが、新政権が掲げております基礎自治体を重視した地方主権を確立するという政権公約を信じて、今後もその政策を注視をしていきたい、そういうふうにご考えております。

また、3番目の、新政権の地方分権が大きく前進をしということでございます。地方分権、先ほど言いましたように基礎自治体を重視し、地方主権を確立するという大きな民主党の公約があるわけでございます。それを進める上には、やはり国と地方の協議の場がきちっと定まり、そしてその中で地方の状況等をおかんがみたりやはり政策をしていたかなければ、ただ地方分権だけせられても、財源的な裏づけがない中で地方に事務移行、移管をされてもなかなかこれはできない。例えば子ども手当にしろ、やはり高校の授業料無料化にしろ、そのツケを地方にもゆだねるというふうな話も出てきておりますけれども、そうしたことにつきましても、やはりきちっと国と地方が協議をした中でその方向性を定めていただかなければならないというふうに思います。

例えば、先日行われました仕分けの作業でございますが、大変ニュースといえますか中継もしながら、大変大きなドラマチックな仕分け作業がされました。これは評価をされる部分もあると思います。この仕分けによって公開をされる中で、財政、財源の中身、そうしたものが、また同時に事業への張りつけの中身がわかった、明確になったということも大変大きなメリットもあったと思いますが、一部では、やはり地域の地方の声が反映をされない中での仕分けが行われたということでございます。私も香美市の中で、この仕分け作業の影響がどれくらいあるのかということをお各課に調査をしました。これはまだ見直しであるとか、あるいはまた縮減であるとか、そうしたことで影響額については明確になっておりませんが、さまざまな事業名では19ぐらいの事業名が上がってきております。これが間接的にどういふふうになっていくのかはまだはっきりわからない状況ですが、やはり仕分け作業の中でも地方に対してもこれくらい影響があるというのが出てきておるわけでございます、やはり今後こうした行き方も注視しなければなりませんし、また、先般新聞で出ていましたように、今まで要望、陳情につきましてもは国に対しまして直接お話をさせていただいておりましたが、今回政権交代によって戦

略局というものが設定をされて、県は県連の戦略局に県の要望、市町村の要望を提出をして、そこで仕分けがせられて、そして国の幹事長が中心になり幹事長室でもう一度仕分けをせられて初めて国へ上がっていくということで、大変これまた今までとは全然違ったやり方、明確になるといえばなろうかと思いますが、これらをどういうふうに私たちは今後その形を運用していくのかということに苦心をしなければならないと思いますので、ご指摘のとおり新政権の政策の方向性をやはり見きわめる重要性はあるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 小松議員さんの保育現場についてのご質問にお答えをしたいと思います。少し声がかすれておりまして聞き取りにくいかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、6月議会で小松議員さんが指摘されました事項につきましては、すぐに園長会で報告もし、各保育園の状況、どういう話し合いを経て保育園で今現在どういうふうに行っているのかというふうな各保育園の状況を聞き、現在に至っている理由あるいはそのことに対する意見も出しました。そういったことで、もちろんその1回だけの園長会ではなくて、職場で話し合ってもらってそれを園長会の中で聞かさせていただくというふうなことも含めて、ここまで何回か話し合いをしてきました。そして、名前の呼び切りであるとか帽子の着用等についても、一部できていない点については改めるように話し合いもし、各保育園でも改めて話し合ってもらうようにしました。そして、たとえば子ども同士であっても、呼び切りをしているのであればしないように声かけや指導の徹底も図り、帽子の着用についてはお便りに書いて周知をするとともに、忘れてきた子どもに対しては保育園に置いてあるものを貸すというふうな対応も話し合ってきました。

また、8月10日付の高知新聞への投書の件につきまして、これが事実であるかというご質問ですが、もちろん投書された方は実際に聞いたことに基づいて書かれているとは思いますが、表現とかニュアンスとかいうことについては若干、私が今まで見てきた、聞いてきた、あるいは園長会で話し合ってきたことと若干ずれているように思います。そういった部分があるわけですが、このことにつきましても各保育園の状況を聞き、その理由や意見も出しました。その中で、私もなぜパンツなのだろうかと思っていたのが事実でした。そして、話し合いの中でパンツがよいという理由もわかってきました。例えば、これは皆さん方はご存じなのかもしれませんが、私も知りませんでしたので、パンツというのは、今まで履いていたパンツをそのまま水着のかわりにして泳ぐということではもちろんありません。新しいというか洗濯をしたきれいなパンツを持ってきて自分で履きかえるということでもあります。また、なぜそうするのかということにつきましては、子どもが自分でぱっぱと履きかえてさっとプールへ入ることができる、つまり、子どもたちを自立に向けて育てていく上でパンツのよさがあると

いう意見が出されておりました。また、プールに入る前にシャワーを浴びるわけですが、おしりを洗ったりするのに、水着であれば（水着の）パンツの上から洗うのが精いっぱいであろうというふうに思います。しかし、パンツであれば若干緩めて直接おしりを洗うこともできると、そういったことを含めてパンツのよさというのも私自身再認識をしたことでした。しかし、もちろんあの投書にもありましたように、パンツでは年長になってくると恥ずかしい、そういった思いを持つ子どももいることは事実だと思いますし、不審者といいますかね、また別の目で子どもを見る者もいることも事実だというふうに思います。さらに、パンツであれば泳いでいて脱げそうになってしまうというふうなこともあるわけですので、そういったことを出し合い、しっかり話し合った結果として、水着着用の自由化ということをしかり案内として各園、保護者に対して出していこうという方向で、各園で検討をしてもらっているところでもあります。

そういった経緯を経てきておまして、私が見ても園長会の雰囲気も随分変わってきたと、みんなで意見を出し合いながら改めるべきところは改め、そしてよいところもありますので、よいところはやっぱりしっかり守っていくということもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 2回目の質問をさせていただきます。それぞれご答弁を丁寧にあいさしてありがとうございました。

ただ、市長さんへのご質問の1問目ですけれども、自分の書き方がちょっと通告の悪かったかもしれませんですけど、政権が交代すると、そういうことに対する市長さんの見解を知りたかったわけで、どうも市長さんは、政権交代して新しい新政権に対するどうも見解を述べられたみたいな感じがいたしました。自分は政権が交代するということはどういうことなのかと思われてるか、ということをお聞きをしたかったところまでございまして、自分も持論を述べさせていただいたんですけど、政権が交代するということは、その国が形が変わっていくぐらいのことだということと言いたかったんですが、市長さん言われてた、地域主権を期待をしているとか仕分け作業のことであるとか陳情、全然これまでと変わった、それは国の形が変わる、政権が交代したというのはそういうことということ市長さんにもご認識をしていただきたいと思います。政権交代をどう考えてますかと質問をしたところでした。もしよろしければご答弁をお願いしたいと思います。

また、市長さんも言われておりました期待をしているという地方分権、地域主権でございましてけれども、現在の内閣総理大臣であります鳩山由紀夫さん、民主党の代表に今年5月に就任をしたときの記者会見でございまして、政権をとったとき最も優先的に実現したい政策は何かと、こういうふうに聞かれたときに、地域主権の実現と、このように答えているところまでございまして、さらに、これまでの中央集権における中央政

府の役割を大きく限定的にしまして、残りは財源も権限もすべて地方自治体に移管をすると、特に国からの補助金を廃止をしてこれを自由に使える一括交付金にかえると、こういうふうに明言をしているところでございます。どこまでそうなるかはその政権の力でございますけども、もしそうなりますと個別補助金がなくなることで国のひもつきの公共事業というものはなくなります。地方自治体が自分たちの判断で自由にお金を使える、そういう状況になるわけでございます。個人的にはそういう政治状況を待ち望んでおったところでございますけども、ただし、そのような状況になってまいりますと、もちろん議会も含めてですが地方自治体の責任はこれまでと比べて飛躍的に大きなものになってくるというふうに思っています。やはりそういうふうな地方自治体が自由に自分たちの裁量でお金を使うことができる施策を抱えることができる、教育に使おうと福祉であろうと公共事業であろうと、それは自治体の裁量でほかのことができる、そういうふうになってきた場合には、やはり明確なまちづくりのビジョンを持って具体的な施策を実施をしていくと、そういうことが求められてくるのではないかと考えております。

昨日からの市長のご答弁では、今は具体的な施策はないということですが、今後に向けては具体的な施策を私自身期待をしているところでございます。また、市民も同様にそういう期待感を持っているのではないかと、そういうふうに感じているところでございます。ご答弁をお願いいたします。

保育現場のことでお聞きをしたいと思います。

自分の6月議会の質問以降、いろいろな調査、話し合い、園長会等で随分と園長会自体も変わってきたということで、これはいい方向であろうと思います。今後ともよろしく、そういう方向でお願いをしたいと思います。

ただ、投書の件ですけど、パンツか水着かということはここで議論する気は全然ないわけでございますけども、この方が幼保支援課に以前より同様の苦情がありますと、幼保支援課は水着でもパンツでもどっちでも自由ですよと多分現場にも言ってるんですけども、現場である保育園のほうがパンツと。ということは、その後段にもありますけども、市が指導しても保育士が全く言うことを聞かないという一文もあるんですが、自分が前回6月議会で指摘をさせていただいたのも同じようなそういう風潮が一部、全部じゃないです、一部にあるのではないですかと、そういう指摘をしたんで、言ってることは一緒というふうに自分は思っております。保育ですからもともとは教育委員会じゃなくて福祉の管轄かなと思いますけども、前回教育長さんがおっしゃられておりましたように、香美市としては就学前の教育に力を入れると、そして小・中学校へつなげる教育を就学前に行う、このことが大切であるから教育委員会の中に幼保支援課を置いてやっていきますよということで、それはもう本当にいいと思うんですけども、ただ、幼保支援課の言うことを保育現場が聞かないというんでしたら、かなり変わってきたというのはそういうところも含めて保育現場も変わってきましたよと、そういうことでしょうか、そのことも伺いをしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

1番目の質問に私の取り違いがあったと思います。政権交代というものは、やはり今民主党が打ち出しておりますように、また同時に、今までの旧政権と違った形の中で変わってきておりますので、政権交代というものはやはりそうしたものだというように思います。同じようなことが続いておったら政党がかわっても政権交代にはならないと思いますので、それは率直に認めます。

同時に、この地方分権の中で確かに地域主権を重視をするということで明確にうたわれてきたわけですが、しかしながら、この中におきましても明確にうたった割には明確でないと、きちっと移譲がどうなるのかということが明確にされない、その工程が明確にされないということで、地方六団体がこの鳩山新政権に対しまして施策運営に対する特別決議を行いまして、12月1日にも要請をするなど、大変地方は、この地方主権というのは大変いいけどそれをどのようにしてやっていくのか、地方分権も含めまして、大変、先般の高知新聞にも、道筋が見えず地方に不満ということで書かれておりました。私きれいにこう分析はようしませんけれども、やはり地方に対して一括補助金の交付金化であるとかさまざまなおことは言われておりますが、じゃあどうしますか、国と地方の協議の場をどうしますかということにおきましても、2013年の夏ごろにようやく地域主権推進大綱をつくるというふうな、大変、今までやってきた、新しゅうなったのでそれくらいのスパンは必要かと思いますが、やはり道筋はきちっと立てていかないと、地方は毎日のように動いて毎日のことに労力を要しているわけでありまして、政権がかわったら政権がかわったで責任ある姿勢をやっぱりまず示していくということが、私、素人ながら必要ではないかなというふうに感じて、そういう思いを述べさせていただきますとおるところであります。しかし、これはただ一概に言えないと思います。国と地方の立場は違えども同じ責任のある私自身立場を持たさせていただきますので、おんしゃは言う割には何ちゃあせんじゃいかいいうて言われよりもですが、それと同じとは言いませんけれども、それくらい産みの苦しみはあるだろうということは私自身感じております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

保育内容につきましては、保育士と保護者が十分に話し合っってしっかり信頼関係を築きながら保育内容は決定をしていくべきであるというふうに思っております。また、教育の現場というのは保育園も小・中学校も基本的には同じであって、上から教え込むということよりも、やはり意見を出し合っって、ともに考えながら話し合っって納得をして進めていくということが大事ではないかというふうに思っております。例えば小・中学校

においても自分の今までやってきたこの方法がよかったと、それを強く主張する者もいることは事実です。若干、小松議員さんが言われましたように、そういった事実があったかもしれません。しかしながら、私も一人一人の保育士さんの言動をすべて把握しているわけではありませんけれども、園長会を通して、そして園長先生から保育士さんへしっかりこう伝えてもらいながら、私たちも保育現場をできる限り実際の目で見て感じながら指導をしていきたいというふうに思っています。例えば、呼び捨て等につきましても、時と場合によって、だれだれちゃんとかだれだれさんとか言っている間は合わないような事態もあるかもしれません。ただ、大事なことは、相手を大切に思う心をしっかり育てていくこと、あるいはおもちゃや本、靴の片づけ等についても自分の力で行う、そういった活動を大切に見守りながら適切に援助していくということが保育においては大切になってくるというふうに思います。そういった視点といいますか、基本的なことをしっかり押さえながら指導すべきことは指導し、ともに考えながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後 2時35分 休憩）

（午後 2時46分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。9番、門脇二三夫でございます。

質問要旨の訂正を一部お願いをしたいのですが、8ページ目の「地域野菜や山菜の活用について」という下から2段目、「また、山野にはウド、タラ、イタドリ、ヤマブドウ、サルナシ等が」で終わっていますが、「あるが」と加えてください。「サルナシ等が」になっていますが、「あるが、これらの地域野菜や」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

今回は3点ほどお聞きをいたしたいと思います。

まず、1番目に、山間地域への定住策についてお伺いをいたします。

市内に点在する山間地域の集落は、高齢化や人口減少から定住が困難になりつつありますが、その主な原因は飲料水と生鮮食料品などの入手の方法についてであります。飲料水は植林の増加や手入れの行き届かない森林、さらに近年は有害鳥獣の増加などによって水量の減少や飲料水として適さない水が増加をしていますし、水がとまっても高齢化のため水源まで行けない方が増加をしていますのであります。物部町市宇の野々内では、水源を同集落の程野、通称月谷に求めています。飲料水の供給がとまって自分たちで行けないために、送水パイプを布設をした物部森林組合に助けを求めたとのことであり

ます。この水源の直下は何十メートルもの絶壁となっていて、雨や雪の日は危険で我々でも行くことが困難であります。安定した水を得るために、そして各戸に分水をするためにはほかに水源はないのであります。これは極端な事例であります。このように水源管理ができない集落が増加をしているのであります。また、生鮮食料品を販売する店舗も減少していて、公共交通機関もなく車を運転できない高齢者の方たちは移動販売かタクシーを利用しなければならないのであります。物部町内には大栃以外に生鮮食料品を扱う店舗はなく、大栃に4店ですが、そのうちの1店舗が店を閉じるとのうわさがあり、私はそれ以降、可能な限り町内で必要なものは購入するようにしていますのであります。特にその店舗は総合店であり、ここが営業を中止すると大栃を含めた物部町内の高齢者の方たちが不便を来すからであります。公共交通機関のない香北町猪野々地区の柚ノ木、大久保、大奈呂や物部町百尾、市宇、別役、笹、久保中内、和久保などには区長（自治会長）、民生・児童委員の方も買い物の手伝いをしたりしていますが、他の仕事もあって、移動販売によって生活が守られているのであります。移動販売車は食料品のほかに電球、電池、雨具、ほうきなどの日用品を積み込んで、巡回する集落の曜日と時間を決め、来たことを知らせる演歌を流しながら各集落を回っているのであります。

この移動販売については、五、六年前の高知新聞によって高知県中央部の山間集落の取材がされていて、その取材記事に集落の声として、私ら兄さんが来てくれるきここにおれるがよ、その兄さんは70歳とあったように記憶をしています。また、このことについては香美市社協だより14号でも、「山間地域の助っ人」とのタイトルで香北町内で移動販売を行っている中古味さんの記事があって、内容は、「取材のきっかけは地域の声。わしらは年をとって車によろ乗らんきなかなか買い物に行けん、週に3回来る行商が生活の源、うんと助かっちゃう、あの人らあが来んなったら生活ができんなる。感謝の思いと顧客減少による行商中止の心配が伝わってきました。」と記されていたのであります。香美市内には、中古味さんのほかに移動販売を行っているのは小松、信崎、味壺、農協物部支所などがありますが、ある集落は10年前8戸11名が住んでおりましたが、現在は2戸3名となっています。物部町内の業者の方は、移動販売では利益にはならんけど、みんなあが待ってくれゆうきやめるわけにいかんとのことでしたが、去年の燃料高騰時には大変だったとのことでもあります。

本年11月26日の高知新聞に、「移動販売車で買い物を」とのタイトルで鳥取県江府町の取り組みが記事となっておりますので、ごらんになった方もおられるかと思いますが少し紹介をさせていただきます。鳥取県江府町山間の集落で車のスピーカーから演歌が響いた。移動販売車の到着を知らせる合図だ。待ちかねたようにもんぺ姿のお年寄りたちがゆっくりとした足取りで集まってきた。86歳でひとり暮らしという新見美屋子さんは、これがなければタクシーで買い物に行くしかない。年金も少ないので本当に助かると笑顔だ。同町は人口3,600人、65歳以上の高齢化率は38%。冬は雪深く過疎が進む。移動販売車を走らせているのは、町で唯一のスーパー「あいきょう」

社長の安達享司さんが1993年に移動販売を始めた。車で郊外の大型店に行く人がふえ店舗に人が来なくなったためにこちらから地域に出ていくことにした。一番大きな車、ひまわり号は大型の冷凍冷蔵庫を持ち、魚や野菜など生鮮食料品も含め700から800品目を積む動くコンビニだ。弁当は提携するローソンが供給、一日約十数カ所を回り、品薄を防ぐため途中で2度商品を補充する。お年寄りには宅配もあるが、自分の目で見て買い物ができるなどと好評だ。重い荷物はサービスで玄関先まで運ぶ。4台の車で同町などを回り、今では会社の売上げの4分の1を移動販売が占める。2009年度からは県や町も車の整備費やガソリン代の一部を補助。経営的には何とかやっていると、地元の雇用確保にもなると安達さん。県や町と協定を結び、販売エリアのお年寄りに異変がないか見回る役目も担う。

こうした移動販売は各地に広がりつつある。だが、「買物難民」の著書がある杉田聡帯広畜産大学教授、社会学は、お年寄りの買い物の金額は多くなく、事業として成り立たせるのはかなり難しいと指摘する。今年7月から佐賀県唐津市など移動販売を始めたJAコープさがも車両購入費だけで2,000万円、売上げは当初を下回っていると苦戦中だ。国もモデル事業として助成を始めたが、移動販売事業の成功には行政の支援は不可欠なようだ。杉田教授の全国調査では、一人や夫婦だけで暮らす高齢者の約半数が買い物の行き帰りに苦労があると回答したという。同教授は、スーパーなどが撤退した都市部でも同じ問題が起きている。買い物は死活問題、今困ってない人も将来自分の問題として、地域の店や移動販売などを支える意識が必要だと話している。

本県でも移動販売を目的に自動車を購入する場合に4分の3から3分の2を補助する制度を創設していますが、現在の山間地域の実情から、自動車を購入し5年間事業を継続できるのか心配もされるところであります。利用している高齢者の方は、年金加入期間が少ないことや早くから支給を受けている方が多く、支給額は月3万円強、その上、後期高齢者医療制度に伴う保険料の支払いなどがあって苦しい生活を強いられているのであります。ある集落の高齢者の方は私にこう言いました。「兄さん、私らあ病院へ行くにもタクシーを使わんといかん、タクシー代が往復6,000円かかるき、ちっと体の調子が悪うても病院へはよう行かん。」。また別の方は、タクシーの運転手さんが「おばあさん、せっかく大栃へ来たき、おいしいもんでも食べて帰ったら。」と言ったけんど、「おいしいもんを食べたら後の生活ができんようなるき、おいしいもんも食べれん。」。また別の方は、「兄さん、めいの婚礼の案内が来たけんど、お包みのお金がないきによう出席せぎった。」。こうした声は以前もありましたが、近年特に多くなっているのであります。これは、一部生活に充てていた木材の販売価格が低迷し、(木材を)切れば赤字の状態が続いて年金以外の収入の道が閉ざされたことも原因として上げられるのではないかと思われるのであります。移動販売問題については、杉田教授が言っておられるように都市部でも発生する可能性は極めて高いと言えます。高知市内でも宝永町では2店のスーパーが撤退したため、地域の高齢者の買い物をするとところが

なくなった。また、五台山地区でも店舗が閉店をしたため買い物をすることができなくなって、移動販売車の要請があったことは記憶に新しいのであります。人口の比較的多いところや道路沿いに集落がある場合は移動販売車を運行しやすいのですが、本市のように面積が広く集落が点在し人口も少ない場合、近い将来事業を中止する商店も出るのではと心配をしているのであります。山間地域の高齢者の生活を守るためには、商工会などを通じ市内移動販売を行っている商店に対し鳥取県江府町のような取り組みが大切だと考えるところであります。

そこでお伺いをいたします。車両購入については、県制度を利用して、そして市としては高齢者の安否確認の役目をお願いすることも含め、燃料の一部を補助する制度を創設する考えはないか。また、このことが地域の雇用にもつながると思いますが、所信についてお聞かせをください。

次に、地域野菜や山菜の活用についてお伺いをいたします。

東京で3店の居酒屋を経営するチェーン店では、土佐の田舎料理をテーマにしていて、チェーン店をさらに拡大していくとされていますが、これは、全国うまいものコンテストで本県が毎回トップかそれに準ずる成績を残していることが評価をされたのだろうと考えているところであります。現在では他県でも多少食べられるようになりましたが、以前は余り食べられていない食材にイタドリがあります。学生時代に三重県の青山高原でとったイタドリは下宿のおばさんによってごみ箱に直行しましたし、徳島県でも最近までは食べる習慣はなく、物部のほうから採取に行く方が多くなってからであります。これは、イタドリを食べる場合、さっと湯通しするか皮をはいでから塩で水分を抜くなどの前処理が必要だからであります。たまたまここでイタドリの例を出したのは、土佐の田舎料理の典型であることと、高南食品がこの居酒屋チェーンの代理店となっていて、この電話のやりとりの中で在庫がないとの話が出たからであります。物部町や香北町にはイタドリやワラビが多くありましたが、最近ではイタドリはニホンジカの食害、根にでん粉の多いワラビはイノシシによって掘り返され、自生のものはほとんど見られなくなっているのが現状であります。

また、最近しゅんの野菜という言葉が聞かれるようになってきましたが、本年7月26日の日本経済新聞に、女子栄養大学の辻村教授が次のように述べておられるのであります。カロテンについては、トマトは7月が12月の約2倍、ブロッコリーは3月が8月の4倍、ビタミンCでは、ハウレンソウは12月が最も少なかった9月の5から6倍、ブロッコリーは2月が8月の約2倍、ジャガイモは7月が4月の約5倍。分析を通じてわかったのは、時季によって野菜は外見は同じでもそれぞれの本来のしゅんがあり、一般的にしゅんの時期は3カ月ほどにすぎない。例外はあるものの、しゅん以外の季節にはしゅんの時期の数分の1の栄養価しか持たない。私は農業団体で育ちましたので施設栽培を否定するものではありませんし、野菜の持つ効用については承知をしているところでもあります。現在栽培されている品種は経済面から収量の多い、そして食味のいい

ことを目的に育種をされていて、このことが野菜が本来持っている耐虫、耐病性を弱め、農薬による補完が必要なのであります。このことは、白菜を調理する場合、葉をたたくと食味がよくなると言われていて、まず通常ありませんが、キャベツを大量に食べると甲状腺がんの原因になる物質をつくると言われています。このことは虫や鳥の食害によって種が全滅するのを防ぐ植物本来の機能であります。昭和30年代から昭和40年代に栽培されていたキュウリは独特の味と香りがあり、夏には料理をするキュウリの香りが家の外までしたものです。しかし、その後、見た目や生食用に方向転換、黒イボから白イボキュウリへ、以前は鮮度の目安になっていたブルームが嫌われ、ブルームレス（接ぎ木の）台木の導入によって煮炊きや漬物ができない消費の狭い品種となってしまったのであります。全国各地で地域の品種や山菜など、収量や品質だけでなく耐虫、耐病性も含めた見直しがされており、その代表格が京野菜、加賀野菜などでありますが、本市内でも一部の方によって地域独特の品種が栽培をされているのであります。香りのあるキュウリ、もとは祖谷地方から導入されたと言われる煮崩れしないジャガイモなどでありますが、絶滅が危惧されているのであります。今月7日には料理研究家の方から、昔の資料で神池の大豆栽培を見たが、今栽培している大豆の品種は何か、昔の品種があれば分けてほしいとのことで、現在探索中でありまして。

先ほど申しました居酒屋チェーンで、県西部で栽培されてる地域野菜を独特の調理方法で提供するとのことでありました。こうした地域独特の品種や山菜の持つあくは、うまみのもとであると同時に人の免疫力や抵抗力を高めることが知られており、山菜やしゅんの野菜を食べたころはアトピーや花粉症の方が少なかったように思います。そして、山菜は農山村にとって貴重な資源であると同時に経済的な効果ももたらし、農山村の食文化を支えてきたものであります。3月3日に放映された高知放送を見られた方もおられるかと思いますが、大柘小学校に隣接する学校給食センターの取り組みが紹介をされました。そのうちで栄養教諭は、できるだけ地元のもの、しゅんの野菜や山菜など家庭で普通に出ている料理を基本に栄養バランスを考えて提供しているとのことでありました。中山間地域の農業は、経営規模が零細で経済は疲弊をし切っていますが、農業振興センター等関係機関の協力を得て、導入について研究、検討をすべきと考えております。本市の山野には、ウコギ科であるウド、タラ、セン、コシアブラやフキなどが自生しています。イタドリやフキは栽培可能で、昨年行政視察を実施をした（京都府）綾部市でも取り組んでいるのであります。また、果実類としても多くありますが、マツブシ、ヤマブドウ、サルナシなどがあって、サルナシはキウイフルーツ独特の舌を刺すびりびり感がなく、毛もないのでそのまま食べれますし、食味の評判も上々でした。また、ヤマブドウの酒類は禁じられておりますが、特区の認可が必要ですが、この2種類は挿し木で増殖が可能でありますし、実が大きく実つきのよい系統が確認をできています。そして、このサルナシやヤマブドウは棚仕立てが可能でありますし、サルナシの場合は追熟も可能であり、有害鳥獣対策もとりにやすいのであります。徳島県神山町が取り組ん

できるように、地域の自然条件を生かし、地域の資源を利用した生産が山間地域が生き残れる条件だと考えますが、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、天然記念物の保護対策についてであります。

本市と徳島県三好市、那賀町の境界に位置する三嶺から躰（いざり）峠、躰峠から天狗塚にかけては日本でも有数のコメツツジやミヤマクマザサの群生地、国の天然記念物に指定されているのであります。そして、三嶺から天狗塚にかけては本県で最も人気のあるルートで、四季を通じ登山者も多く、秋の紅葉シーズンには四国島外の方も多く来られております。人気の理由は、四国はもちろん西日本でも自然が多く残された山域だからであります。四、五年前からニホンジカの食害によってモミやトガの樹皮ははがれ、ササは枯れが発生しているのであります。このため本年10月末、被害確認と登山ルート確認のため友人と2人で白髪山、カヤハゲ、三嶺、西熊山を縦走し、おかめ岩避難小屋で1泊、翌日、天狗塚に登り帰ったのであります。三嶺から躰峠までの高知県側は、山が急峻なことと三嶺山頂付近は登山者も多いこともあってか食害は比較的少ないと認められました。しかし、西熊山登山道や躰峠から天狗塚に向かう登山道は、わかりやすく言うと、旧東祖谷山村庁舎のあった京上側がかなりの食害を受け、大部分のコメツツジの葉がなくなっていたのであります。

この山系は、森林管理は林野庁、鳥獣保護は環境省、天然記念物は文科省と3省庁にまたがっており、それぞれがばらばらに動いているとしか思えないところがあります。また、徳島県も本年から駆除するとしていますが、有害鳥獣対策についておこなっているとは思えないのであります。その結果、本年度、更新、拡大された鳥獣保護区は、高知県側は本県や本市または猟友会の強い反対によって拡大は中止をされましたが、徳島側の高ノ瀬、丸石、次郎笈の南側が拡大をされたのであります。三嶺の森をまもるみんなの会では、来年1月24日、徳島県でシンポジウムを開催することとしています。有害鳥獣駆除は、本市では林政課で前向きに取り組んでおりますが、まだ結果が見えてないのが実情であり、被害の拡大が心配をされる場所でもあります。もし、コメツツジやミヤマクマザサの食害が拡大をすれば、本市の貴重な財産を失うだけでなく16災のような災害が起きる心配がされる場所でもあります。対策について考えておられるか、所信についてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門協議員の山間地域への定住策についてというご質問についてお答えを申し上げます。

地域の実情につきましては、私も門協議員が話されたとおりで承知をしておるところでございますし、また、地域におけます民間事業者さんの果たされている役割も認識をしておるところでございます。一方で、お話にもございましたように、こうした実態は実は山間地だけでなく、市街地というか平場にもある問題でございます。郊外

型の量販店等の立地もありましてか、中心部からスーパーや商店が店じまいをし、特に近隣に住まわれる高齢者の方々にとってはとても不便をかこっているというような状況もあるところです。

こうした状況は本市だけの問題ではないことから、実は県において、高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業を創設をしております、これも過日11日の高知新聞でも紹介をされたところでございますが、この事業につきましては、先ほどお話にもございましたように5年間の事業継続を前提条件に、生活物資の販売とあわせて地域の見守り活動を実施するために必要な車両の購入または改造及び付随する備品の購入等を行う事業に対して、大きく2つに分けて同一市町村内、これは広域ルートで組む場合はそのエリアということになっておりますけれども、こういったところを販売エリアとする事業者を、これ一般事業者と区分をしております、次に複数の市町村を販売エリアとする事業者、これはその他事業ということで区分をしております。こういった事業者に対してそれぞれ4分の3以内と3分の2以内の補助によりまして、補助対象費としては、マイクロバスタイプの場合が1台当たり1,300万円以内、その他の場合は1台当たり450万円以内の事業設定となっております。ちなみに、その他事業にありましては市町村の財政負担は要しないこととなっておりますが、一般事業については市町村の財政負担が必要となっております。この事業の仕組みづくりに当たっては、本市に対して県のほうから意見聴取が行われましたけれども、その際に意見として、1つは、初期投資の負担の軽減によりましてリスク負担が軽減される分、業者が参入しやすくなる、特に資本力との関係で、これは特に市外の資本力を有する業者の参入等が容易になり、こういったことから懸念されること。また、投資の軽減によりまして車両の大型化と増車、車をふやすと、こうしたことによりまして、結果として、ますます固定店舗での営業をしておる方々への影響が懸念をされるということが想定をされます。こうしたことから、地域密着の自治体としては二の足を踏まざるを得ないといった2点について指摘をさせていただきました。生活者にとってみますれば、さまざまな選択肢を持つことは喜ばしいことではあると思いますが、他方で両立しないことが問題、課題として想定される点については、行政としての思料が求められるのではと考えます。むしろ本市としましては、買い物だけではなく医療も含めた生活の足としての市営バスの利用を促すことに軸足を置く必要があるのではと考えております。そのために利用しやすい条件整備、あるいは乗りやすくするためのハードル下げなどの工夫について努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 門協議員の地域野菜、また山菜についてのご質問にお答えをします。

まず、活用についてお聞きをしました。地域資源、この活用からも重要な視点で提案

と質問をいただいたと思っております。消費者が求める安全、安心の1つに、しゅんの野菜、また、まれ、少ない在来の野菜、また山菜があります。本市の農業振興の基本的方向の中で、特産物のブランド維持向上、多様な販路確保は重要な課題であります。今まで市場の信頼向上のため安定した出荷量を図るとともに、あわせて収益性の高い営農への誘導、新規就農者への支援を含めた担い手の育成、確保、地域の園芸作物の産地形成の確立に一定の効果を上げてきました。また、少量多品目の農産物の販売機会やその確保、加工品の生産研究、流通改善につながるよう直販所、加工所との連携も図ってきました。そのためにも生産者部会や団体、各関係機関との営農推進の場で協議し、提案や実行、検証を行っております。今、慣行農業から環境保全型農業や有機農業などの取り組みも見られ、消費者への選択幅や付加価値を増しているのも実情です。議員もご存じのとおり、雇用創造協議会の作業受委託での研究、また、営農推進協議会のもと特産部会ではユズの補完作物、またそのような提案もあり、個別の提案でなく産地づくりを進めるためにも栽培農家や集落単位の動向として協議をしていきたいと考えております。議員にも、そのときにはさらなるご協力をお願いしたいと思います。今ユズの苗木補助などを行う特産物育成事業等もこの事業の活用が十分できると思いますので、試験栽培等もし提案がございましたら、その場で協議をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 門脇二三夫議員の天然記念物の保護政策についてのご質問にお答えいたします。

門脇議員ご指摘のとおり、三嶺周辺には国の天然記念物でありますコメツツジ、ミヤマクマザサなど貴重な植物が多数群生しておりますが、ニホンジカによる食害が深刻な状況になっています。昨年環境省より、国指定剣山山系鳥獣保護区拡大についての協議がございましたが、物部地区自治会長会、また多数の方より拡大反対の意見をいただき、香美市分については現状の面積での更新となったところです。三嶺周辺の植生保存、植生回復への取り組みとして、三嶺の森をまもるみんなの会などと連携しネット牧さくの設置を行っているところですが、設置箇所は広大な面積の一部にすぎず、自然植生を守っていくということには限界があります。このため昨年度は高知県が剣山山系鳥獣保護区内においてシカ個体数調整事業を実施しましたが、今年度からは香美市が事業実施主体となって捕獲を進めており、徳島県側では環境省が事業実施主体となり、徳島県猟友会に業務委託をし事業を行っています。香美市側では捕獲期間を3月31日までとして、狩猟者55名の協力を得てこれまでに2回実施し、雄3頭、雌7頭の捕獲を行いました。しかし、両日とも県境沿いでの捕獲作業となったため徳島県側に逃げ込まれる状況となっておりますので、徳島県の東祖谷地区猟友会と共同での捕獲作業を考えておりますが、現地は今後相当量の積雪が予想されますので、2月末での実施を念頭に置いて調整を進めているところです。

今後につきましては、2月に予定しております共同捕獲作業を手始めとして、お互いの地区の情報交換を密にし、食害を食い止めるべく対策をとるとともに、天然記念物繁殖地は国有地でもありますので、植物保護については門協議員の知恵もおかりし、管理者である森林管理局への申し入れも行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきますが、その前に、丁寧なそれぞれご答弁をありがとうございました。

濱田課長は特に、石原裕次郎の歌詞にあるような、つれないそぶりしたけれどというような歌詞がありますよね、そのようなお返事をいただきまして、実態はね、我々もわかるんですが、この移動販売をする物部のほうを中心に行っている商店は、大栃にある商店の方がされてるんですよ。既にここ四、五年の間に岡ノ内にあった商店が店を閉めました、五王堂にあった店が閉めました、久保にあった店が閉めました。これは支所長なり物部の出身の職員の方ご存じやと思いますが、そういうふうに、もう大栃だけしか基点がないんですよ。きのうの山崎晃子議員の質問に対して市長が、小松神社にお伺いしたという答弁をされました。私が先ほど1回目の質問である集落というのは、まさに別役のことです。10年前に8戸11名の住民の方がおられましたけれども、今2戸3名にまで落ちています。これ私、途中でうんと心配したのは、その業者の方がもう廃業というかやめられるんじゃないかと、移動販売を。ところが、先ほど言いましたように岡ノ内にあった店屋の方がやめられたし、上菲生川では2件の店が閉鎖というかやめました。それで、例えば信崎さんが行きゆうのはその別役へ行ってます、3名のために。ということ、何でそれ中止にせずに移動販売が継続可能かということ、岡ノ内の奈呂あるいは西谷というところが対象として加わったから継続事業としてできているんですよ。一番大事なことは、そのことを理解をいただかんと、他の店がつぶれるとかなんとかって言うよりか、特に物部の場合は大栃を基点に奥へ広いわけですので、実際の購入する方にとっては本当に大変です。3万円ちょっとのお金を、年金をいただいて、先ほど言いましたようにタクシーで買い物に来よったら5,000円、6,000円というお金が要るんですよ。買い物せずに帰らないかんになりますよね。後期高齢者のもちろん保険料も要りますし、そういったタクシーも要ります。それから、これは市のほうには関係がないことですが、郵政民営化によって郵便局の職員の方が、外務員の方が年金を持って行けなくなったという非常に悲惨な状態になりつつあります。そして、今度、おかずの足しにするためにつくった野菜はシカやイノシシに食べられてしまう。

このことは多分、きのう市長が答弁の中で言われた地域担当職員制度の日誌の中にもそういう発言は見られとるんです。買い物に不自由しておると。これ我々ではまだ買いに行けますきえいですが、移動販売が来んなったら本当に八十、九十歳の方は行けません。私が言うた高知市の宝永町、課長の答弁にもありましたけれども、宝永町には高知

スーパーと、あれはもう1カ所中のほうにスーパーがあって、その2店が閉まったために手押し車みたいなので移動せんといかん人は大変な苦勞をされてました。五台山地区も同じように、多分サンプルザさんが入ってると思いますけれども、そういうふうにもちろん都市部でもそういうことがあります、特に田舎の場合は先ほど申しましたように購買力が非常に弱いということもありまして、さっき言った3人やとか4人やとかいう単位ではなかなか移動販売、スーパーみたいなもんは来てくれんのかなとか。ですから今地域にある移動販売を大切にしていきたい。ぜひそれをお願いしたいと思いますが、支所長、この実態はご存じですね、あんたは一番。うそ言うわけじゃないですよ、本当でしょ。中津尾集落があって、3軒4人です。そのうちの3人は堂平いうところにいます。その1人の年のいったおばあさんは学校のあった川沿いのところに住んでおられますけど、この前、水がとまって、水をあてに行行ってこけて顔面を打ったと話も上がってます。ほんで、これ水を言うわけでなしに、私はそういったいろんな疲弊をしたお年寄りの高齢者の集落を巡回をするやっぱり移動販売は必要やと、それに対して市のほうからの幾らかの、例えばガソリン代とかいうものの一部が補助ができませんかと、それは直接商店にやるのじゃなしに商工会などを通じてやっていくということが大切やないかなというふうに。支所長、ちょっとあんたの考え方も聞かせてください。

(笑い声あり)

○9番(門脇二三夫君) 現状は一番わかちゅうはずですのでお願いをします。

それから、続きまして、地域野菜あるいは山菜の活用ですけれども、これは宮地課長にお願いは、スピード感を持ってやっていただきたいなと思ってます。これは、といいますのも、先ほど少し申しましたけれども去年行政視察に(京都府)綾部市へ行きました。水源の里条例というのがありまして、そこで指定をされちゅうある集落ではフキを中心にいろんな品目を入れて、販売額が年間500万円やということです。

従来、山間地域の農業というのは、特産林産も含めて複合経営で成り立ってきたんですね。例えば春から秋にかけては蚕を飼います。蚕のえさになる桑畑の中にはコンニャク玉を植えた、あるいは田んぼのあぜには大豆を植えていったと。しかし、ユズ栽培になってから専業経営になって、非常に、逆に言うと不安定な経営になってるんじゃないかというふうに思います。特に本年のユズは豊作で消費量以上のものが生産をされた。冬至用としては30玉、40玉、50玉を箱詰めをしておりますけれども、1玉が十二、三円という価格まで低落をしています。前のときも一度お聞きをしたと思いますが、これ大事なのは何かといいますと、一部には楽観論してる人もいます。来年は多分玉が少ないろうと、値段が上がるろうというふうな。私はね、ちょっと危険やなと思うのは、宮崎県の米良地方ですね、それから愛媛県の鬼北地方、県内では津野山、それから新聞によりますと三原村では30ヘクタールを100ヘクタールにするという計画がされていきますので、その幼木が実をつけ出すとなかなか減る要因はないなというふうに思います。これから香美市のユズ、物部町のユズと言ってもえいですが、これ今から体力の競

争になってくると思いますので、できるだけ、先ほど言いましたように早い機会にそういった複合的な経営ができるような組み立てが大事じゃないかなと。一方、果汁はどうかといいますと、ユズの果汁は韓国から日本の生産量より以上に入ってます。これは何でかといいますと、韓国の場合は果汁は使いません。皮の甘皮部分、白い部分だけを小さい短冊切りにして、砂糖漬けにして風邪の対策としてお茶がわりに飲んでいく、そういう習慣ですので、これ今後減るような要因というのはいないです。ですから、基本的にはどういった対策をしていくのかというのは、今後ユズ対策は必要になってくるというふうに考えていますが、当面、先ほど言いましたように5月、6月、7月の比較的ユズの作業の暇な時期にとれる作物を入れる。他市のほうでは花木研究協議会というのをつくっていますが、その中では、例えばアジサイやとかいうもんを入れて労力分散をしながら、そこである程度補完的なお金をとる。宮地課長ご承知のとおり、もう名前はこれ個人情報になります、言いませんが、大体90万円ぐらいの収益を上げてましたよね、この期間、6月に。ほんで、そういったもんをできるだけ早い機会に確立をして体力をつけていくということが産地を守っていくということにつながるんじゃないかなというふうに思います。

それから、3番目の鳥獣対策、ほぼわかりましたが、私がちょっと、これやれとかできるとかいう話じゃないんですが、大台ヶ原ですね、三重県、奈良県、和歌山県のほうにまたがってます大台ヶ原ではネット張りをしてます、山全体を。それから、奥日光では15キロ延長のネットを張ってます。それから、三本杭も、これは四国で一番先に被害を受けたところですが、ただの土の塊になってしまって、そこもネットを張ってます。日本農業新聞やったと思いますが、ある東日本の地区では、囲むじゃなしに直線的にネットを張って、それにシカがかかるやつを狩猟するというような話もやっています。

それから、もう一つは、調整事業でやってる時期ですね、冬に三嶺の上へ行ったらもうシカはおらんですよ、おりて。時期の選択もやっぱりある程度決めて春先やとか本当の秋口に実施をせんと、冬の寒い時期に行ったら、もうそれはえさもないですしシカ自体もおりてきてますので、その時期を選定をしていただきたいなという気がします。特に、前質問させてもらいましたけども、シカは豪雪によって死亡する。50センチ雪があれば足をよう抜かんで凍死をするか餓死をするというふうに言われてまして、30センチやったら移動ができて木の皮をはぐ。そういうような状況ですので、ぜひもっと夏じゃとか春やとか秋やとかいう季節を選んでやっぱり調整作業、特に市のほうがやるということであれば、その時期を選択していただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） 門協議員の移動販売車の援助についてお答え申し上げます。

内容につきましては、ただいま門協議員が申し上げたとおり、もうそのとおりでございます。また、市の執行部といたしましても、今年に入りまして市長を初め中津尾地区へ参りまして、3軒の方々とお話をさせていただきました。また、奥地のほうも、市営バスが出ないところにつきましても市長も訪問いたしました。また、区長（自治会長）さんを初め方々といろんな協議をさせていただいたわけでございます。住み慣れた地域で安心をして暮らしていくためには、どうしても現在の状況でございますと移動販売車の依存度は非常に高いということでございますが、村内のお二人の個人の方の車を見てみましてもかなり老朽化がしまして、お話をお伺いいたしますと、もう新車を買うてまではよせんというふうなお話も伺っております。

ただ、そうした中で、先ほど企画課長が申し上げました、今年度から高知県において高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業というのが創設されました。これについて、私のほうにもこのことについて相談も受けております。先ほど申し上げましたように、どうしても移動販売車がなければ生活ができていけないという実情を踏まえ、今後担当課であります企画課とも調整を図っていきたいというふうに私は思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 門協議員の2度目のスピード感、これについて、明確なお答えにはなりません、今までも門協議員にはたびたびいろんな補完作物の点をいただきました。そしてまた、部会の中で議論もさせていただいて、アジサイの件もある集落でも定着しつつございます。そしてウルイの研究もまだ継続をされております。それから以前にもシキミの提案をいただきました。いろんな補完作物の模索も必要です。しかしながら、やはり農繁期、ユズの部分の補完作物については、夏までの間やっぱり一定の期間に収穫ができて、市場評価、消費者評価がもらえるものをやっぱりつくっていかねばならないと思っております。スピード感以上に、将来続けて継続の部分もやっぱり重要視していかねばならないと思っております。これもやはり部会の中で議論をして、やっぱり栽培農家がこれから広がりの可能性を見つけていただく、さらに見つけるためにも議員さんのまたお力をおかりしたいと思っておりますのでよろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） ネットの設置をしてニホンジカの効率的な捕獲ができないかということですが、これにつきましては、今年度環境省のほうから200万円をいただける予定で、それで三嶺のほうで個体数調整事業を香美市のほうでやっておりますが、移動制限をして捕獲をしたら効率的な捕獲ができるのではないかということで環境省ともちょっと話をしまして、補助金をいただけるということで取り組んでおりましたが、ただ、森林管理署のほうに話をしましたところが、ネットを張った場合にはツキノワグマまたニホンカモシカの移動が制限されるので、それをすると非常に困るというこ

とでその話は取りやめになっております。

もう一つの件ですが、個体数調整事業の実施の期間を長くできないかということですが、これにつきましては現在11月中旬から3月下旬ごろまでを予定しておりますが、ただ、春とか夏場の時期は非常に登山者が多くおいでますので、猟犬を放して銃を撃つということにつきましては一般の方に非常に抵抗がございますので、登山者の少ない時期に個体数調整事業を実施しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会をします。

（午後 3時37分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 木曜日

平成21年第8回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成21年12月9日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月17日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

19番 前田泰祐

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	建設都計課長	中井 潤
副市長	石川 晴雄	下水道課長	佐々木 寿幸
収入役	明石 猛	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	岡本 博臣
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	竹内 敬
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦	地域振興課長	西村 博之
商工観光課長	高橋 千恵		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼 保 支 援 課 長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生 涯 学 習 課 長 九 内 一 秀
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン ター 所 長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成21年12月17日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 17番 竹内俊夫君
- ② 14番 島岡信彦君
- ③ 4番 大岸真弓君
- ④ 13番 竹平豊久君

会議録署名議員

18番、山本芳男君、20番、大石綏子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） おはようございます。議長の許可をいただきまして、一般質問を行います。昨日の質問の中にもありました、重複をする点があるかと思えますけれども、私なりに見た質問をさせていただきますのでどうぞよろしくお伺いをいたします。

まず、質問事項の第1点目といたしまして、市内各地にある耕作放棄地の今後の対応について質問をいたします。

香美市の基幹産業の一つである農業を取り巻く状況は年々厳しくなり、特に数年前から厳しさが目に見えてわかるようになってきました。中山間地域の農業は以前はほとんどが稲作中心でありましたが、稲作より少しでも所得が上がる作物としてショウガ、オクラなどの栽培がされていましたが、最近生産者の高齢化、後継者問題などの関係から農地を放棄する農家がふえてきました。農業委員会の許可をとり農地を農地とせず杉、ヒノキを植え山林にした土地、また、隣接地の所有者の許可もとらずにそのまま放棄をしている水田が今中山間地で多く見られるようになってきました。持ち主が毎年草刈り、また水路の管理などを行っている水田もありますが、5年もそのまま放棄をした水田は、草は生え雑木は大きくなり手のつけられない状態にもなっておりますし、雑草の中は、虫、野鳥、イノシシ、ウサギなどの格好の隠れ場所となり、また繁殖地にもなっている。隣接地の水田には雑草がはびこり虫は飛んでくるし、中でもイノシシの隠れ家となっている関係から出没をするイノシシの被害が大きいように思います。周囲の耕作地に大きな迷惑をかけている放棄地に今後市としてどのような対応をするのかをまず第1点目としてお伺いをいたします。

次に、県道日ノ御子土佐山田線の改良についてをお伺いをいたします。

国道195号線の迂回路として位置づけられている県道日ノ御子土佐山田線のうち改良ができてないところがまだ約3キロメートルぐらいあります。以前の道幅、石積み、山側は切り取りの状態のまま舗装がされている状態であります。日ノ御子土佐山田線は今まで私が知っている限り3回の、国道195号線の迂回路として通ったことがあります。そのときには、旧香北町、旧物部村から旧土佐山田町に、また高知市に出る車は、場所は橋川野から北岸を通り山田町に出たところでありました。危険箇所の多い狭い道路を多くの車が通り、行き違いのときの事故、待避所探しに大変なことで苦労をしたと

ころでありました。今後いつまた迂回路として利用することになるかもしれない日ノ御子土佐山田線の改良について、どのように対応していくかお考えをお伺いをするところでもあります。

次に、これからのシカの対策についてをお伺いをいたします。

物部町の山林に、また果樹に大きな被害を出しているシカ、今まで多くの人役と大きな投資をして駆除また被害防止を行ってきたところではありますが、それでも被害は今まだ続いておる状態です。頭数は以前より少なくなったのではないかという見方もあると思いますが、ただ生息範囲が広がっているのではないかと思います。現に今年に入ってから香北町の中腹の山にはシカの姿が見られるようになりました。稲刈りの時期には里山の水田にまで出るようになって、稲に被害が出るようになってきております。また、ユズの定植2年目の木の枝をかみ切る被害も出ており、その近くにあるヒノキの林の幹の皮もはぎ、ヒノキは枯れる寸前になっておる状態も出てきております。そのようなことから、シカはだんだん香北町の中にも入り込み被害を出すようになってきています。今のうちに、頭数の少ないうちに何らかの方法で駆除しないと大きな問題となってくると思いますが、市として今後の対応についてをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） おはようございます。竹内俊夫議員の耕作放棄地についてお答えをいたします。

ご質問も若干違う視点、中山間、山間地を中心にしてのご質問と思います。重複する部分もお答えの中に出てくるかと思いますがお願いをいたします。

ご指摘の営農への支障、中山間地域また山間地での耕作放棄地の課題について、現在隣地とか周辺の営農、環境に影響のある場合は耕作の再開や保全管理、農地法に基づく申請事務への個別の指導をしておりますが、現実には周辺で営農される方への直接の被害がある場合には、また農業委員会としても指導もさせていただかないけないと思っております。まずは、その耕作放棄地を解消して耕作か保全管理ができるということが一番重要でございます。今回、さきの質問でもお答えさせていただいたように、耕作を必要とする土地の取り扱いを解消計画へのせてます。その土地が解消すべき土地という位置づけをする部分はまた農業委員さんのほうにご協力をいただきたいと思います。そしてまた、今までやってきた中山間直接支払制度等、その取り組みへもできるような方法があれば取り組んでいただきたいと思います、そういうようなお願いをしたいと思っております。中山間直接支払制度も平成12年から2期実施をしまして、全国的な評価、また同様に本市も大きな成果があったと考えております。この活動も耕作放棄地解消には至らずでも耕作放棄地を歯どめをし、次の営農耕作への準備地ということで地域の方が頑張ってくださいますので、何とかこの制度も活用していただきたいと思います。確かにもう本当に高齢化、少ない耕作者の中でその土地を守れることは非常に困難な部分がございますが、いろん

な地域に合った有利な事業をこれからも導入していきたいと思っておりますのでその点
よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） おはようございます。竹内議員の日ノ御子土佐山田
線の改良についてお答えを申し上げます。

県道日ノ御子土佐山田線は、ご承知のとおり香北町を起点としまして物部川の右岸側
を通過して香美市土佐山田町神母ノ木で国道195号に接合をいたしております。地域住
民に欠かせない生活道路ではありますが、本路線の現況は3メートル程度と幅員の狭い
ところがございまして、普通車のすれ違いも困難な状況となっております。こうしたこ
とから、地域住民の生活道として、また児童・生徒の通学路としての安全性の確保だけ
でなく、中山間地域での医療、福祉や地域の基幹産業である農林業の発展に欠かせない
道路であるため、今後はより一層の整備が必要と考えております。本路線は、平成20
年度から香北町白川地区から土佐山田町本村地区までの3.2キロメートル区間につき
まして、先ほど議員の言われた箇所だと思ひますが1.5車線的な整備手法を用いまし
て事業に着手をいたしております。そのうち特に狭隘な区間を選んで10カ所の区間整
備を推進、計画をいたしております。平成21年度につきましては、事業費3,000
万円で橋川野の香麗橋付近に近い1工区と中間部の4工区の用地買収と工事、それから
佐竹地区になります9工区の測量設計を現在進めております。

政権が民主党にかわり、「コンクリートより人へ」と言われるように今後の道路整備
費の減少が考えられておりますが、さきにも述べましたとおり地域にとって欠かせない
路線ですので、予定箇所の早期完成と整備の継続を県当局に訴えていきたいというふう
に考えております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） おはようございます。竹内俊夫議員のこれからのシカの
対策についてのご質問にお答えいたします。

現在香美市内におけるニホンジカによる被害面積は2.1ヘクタール、被害金額は8
15万円となっております。これは駆除申請に基づく数値であり、実際はこの数値の数倍
の被害があるものと推測をしております。現在のところ市内には約4,600頭が生息し
ているものと推定しており、適正頭数である1,000頭に近づけるべく積極的な捕獲
と被害防止さくの普及に努めておりますが、被害のほうは一向に減る気配がありません。
このため、市としましては、ニホンジカを適正頭数に近づけるべく、今後とも予察捕獲
の継続実施と三嶺周辺におけるシカ個体数調整事業を通じより積極的な捕獲を行って
いくとともに、平成19年度から行っている周辺市町村と連携した一斉捕獲を行って
いきたいと考えております。

また、被害防止さくの設置に関しては、広報活動を積極的に行うとともに、国、県が実施している補助事業の積極的な活用と香美市有害獣被害防止事業の実施で普及を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） それぞれのご答弁をありがとうございました。

まず、荒廃地のことでお伺いいたします。

被害ということになりますと、やっぱり被害は隣の水田、また一生懸命に耕作をしている水田に対しましては雑草の中から虫が入ってきます。今農業、稲作をつくっておる方につきまして一番大きな被害は、虫でいいますとカメムシという虫がおります。それは本当に収穫間際になってからの被害でありまして、農協のほうに出荷しましても、そのカメムシで何分の1かの粒に被害がありますと絶対に等級は下がる、また等級が下がってもまだ買い取ってくれないというようなものになります。そんなことから大きな被害となっております。

管理につきましては、それぞれ先ほど言いましたように、中山間地域等直接支払いでその水田を管理をするということで話もしましたところもありますが、つくり主が町内（市内）の人でなかったりもう年がいたりしてようつくらなくなった人でありますので、その中山間地域直接支払いの枠の中によろ入らないというようなことでありまして、もうそのままの放棄をした状態が今も続いております。そのようなことから、あの土地につきましては、私も自分のほうからこういうことを言ってもいけないかもわかりませんが、何かこうその土地を有効に使うようなことはないろうかというようなことで自分なりに考えてもみました。というのは、1つ5反も、またそれ以上にまとまった面積で、割合こう日当たりもえい場所、また日当たりが悪い場所でもそのまま放置をされているところもあります。そんなところは何かこうえい利用方法はないろうかというようなことで見たところが、どうもこうひょっとして果樹園にでもして、だれか当たるとか買うとかして、買い受けるとかして、そういうふうな使い道にはならないものかというように思っておりましたけれども、やはりそれは何ぼ放棄地であっても持ち主がおるわけですので、持ち主にやっぱり相談をせないかん。個人的にその相談するということはなかなかこう話しにくいというようなこともありましたから、ひょっとして農業委員会とか市のほうでそのような方法で何とかやっていったら荒廃地が少しでも解消ができるんじゃないだろうかというようなことも思いまして、そういうことはどうじゃろかというようなことでご質問もさせていただきます。

県道日ノ御子土佐山田線ですが、大変こう前向きな答弁をいただきました。今もまた、3年前から香北町五百蔵のところで約20メートルずつ、1年に20メートルぐらいですが、2年続けて同じ場所を続けて拡幅をしていただきました。また、今年は、先ほど課長が言ったように市川の香麗橋のところで、今型枠を打って工事がけさもやられてお

ります。大変その周囲の人にとりましてはよい工事ができるということで楽しみにしておると、また使い道もよくなるというようなことで喜んでおるところであると思いますが、それから西にまだ200メートルぐらい行ったところまでが旧香北町と旧土佐山田町の境であります。そこまでは点在ではありますけども家があり、そこまでは側溝もU字溝を入れて、その上にセメントのふたをして道が広がったわけなんですけども、側溝が道路として使えるような状態になっておるわけですので割合スムーズに行けるというようなところではありますが、昔の町境から、西のいわゆる杉田から来たかわせみ橋という橋がありますが、そこまでがなかなか今までの旧態依然の道であるということであり、そこは側溝もそのままあり、昔の狭い道の上に舗装したもんですからさらに狭くなったような感じがします。昭和の後半、昭和40年ごろまでは昔の国鉄バスというバスが通っておりまして。そのバスを今通らせてみたらなかなかこれはよう通らんような幅になっておるような感じがします。そんなことからして本当にこう危険なところが多い、カーブがよけあるところがある道でありますので、さっき課長さんが言っていただきましたように、より積極的に北岸の改良をまたしていってくれるということであり、なおさらに進めていただきますように、お願いではないですけども、やってくれるということですのでまた続けてくれるものなりと思っております。

シカの対策のことですが、先ほど言いましたように物部町のほうでは大きな被害も出ておりますし、大きな人役、投資もしておるわけですが、今現在香北町のほうでなかなかシカの被害が大きくなっております。例えばですけども、物部のほうは本当に大事です、大きな広い山林が被害が大きいというわけですけども、シカもだんだんだんだんと範囲が広がってきます。その範囲を広げないように頭数が少ないうちに何か対策をとっていただきましてやったらどうじゃおかと思えます。網を張るとか木を物で巻くとか防護さくをすとかいうだけでは、これはどうしても頭数が少なくなることはないと、思います。例えば1つ、この間もちょっとこういうことがあるので見に行ってくれまいかということで僕は見に行きました。ちょうど約1反ぐらいですが、ユズの木を植えてあります。昨年植えたということでユズの木を見たところが、高さでいいますと40センチぐらいの高さじゃろうか、それから上へもう春の芽が出て、去年の芽が出ておるのを大方7割から8割までの木まではその新芽を摘むというか、かみ切られております。枝はまだ傾いたなり半分枯れたり全部ないなったりした枝もありますが、そんなことでありまして、そこにはもう既に防護さくはしております。仮にそこへは入らなくても次から次へと移動するというようなことで、被害は、ますます面積は広がってくると思えます。そのようなことからして、どうしてもシカを抑えなければ、抑えて数を少なくしなければ被害はなかなか少なくならないと思えます。そのような点からして、ひとつどのような考えがあるかお伺いをいたします。

2 遍目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをします。

荒廃地ということの再度のご質問でございます。まさにその部分が今回要活用農地として位置づけをする土地のようにお聞きをします。今までの中山間直接支払い制度の中にも耕作放棄地を解消するという施策は新たな取り組みの部分の10割単価の部分に該当する部分でございます。そういう区域が協定をされておる区域の周辺にあるのであれば、なおさらこの制度を活用していただいで新対策を導入していただきたい。なかなか本人の意向という部分が課題となりますが、今回調査をさせていただいて、所有者の意識調査、意向を調査させてもろうた部分もこの部分に関連をします。やはり地域にはなかなかそれを今の直接支払いの協定者の代表者が話がしづらいかという部分も、行政のほうでそういう所有者の意向もとっていきたくて思っておりますので、次対策に何とかできるような準備を地域でお願いしたいと思っております。今後も耕作放棄地の発生の原因とか課題も農業委員会とともに熟知しながら、土地利用を含めた地域ぐるみの取り組みができるようにこれからも進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをします。

五百蔵からかわせみ橋までということでございます。1.5車線的な整備でございますが、狭いところあるいはカーブの是正、待避所の設置というようなことではございますが、先ほど申しましたように特に狭い区間10カ所について計画、実行をいたしております。地元の協力も非常に前向きでございますが、2回佐竹の地元説明会に参加をいたしましたけども、建設的な意見が出されたようなこともありまして、担当の（中央東）土木事務所の職員も非常に喜んでおりました。今後の整備についても地元の協力をいただきながら進めなければなりませんので、竹内議員にもまたご協力いただけたらというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど説明しました生息頭数の4,600頭、綿密な推計頭数ですが、これは林政課の推計ですが4,596頭です。その内訳としましては、物部町が2,676頭、香北町が1,107頭、土佐山田町が813頭、適正頭数の内訳として、物部町が600頭、香北町が247頭、土佐山田町が182頭と推定しております。

まず、捕獲につきましては、平成20年度から被害を未然に防ぐために予察捕獲を開始しております。4月1日から10月31日、狩猟期間を挟んで3月16日から3月31日まで、ほぼ1年間捕獲ができる体制を敷いております。その結果、狩猟者の方々の協力により平成19年度は705頭、平成20年度は1,129頭、平成21年度は現在809頭と捕獲のほうは順調に伸びております。ただ、捕獲数の8割以上を物部町

内で占めております。香北町内におきましては、平成19年度が22頭、平成20年度は74頭、平成21年度は現在96頭と確実に捕獲頭数が伸びております。ただ、香北町におけます生息頭数は1,107頭となっておりますので、割合としては余り捕獲が進んでないというふうに考えております。香北町内におけます狩猟免許取得者は、現在銃が59名、わなが19名、合計78名となっております、平均年齢は約65歳ぐらいとなっております。物部町の狩猟者の方に香北町内に入って捕獲をしていただくということも考えられますが、猟友会におきましても多少旧町村的な考えが残っておりまして、物部町の狩猟者の方が香北町内に入って捕獲をすると香北町の狩猟者の方から若干苦情が来るということも聞いておりますので、猟友会の意見も聞き、そして柔軟な捕獲ができないものか調整をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、教育関係の生涯学習についてでございます。

人にとっての生きがいとは、それぞれの状態や思いは異なっているが、すべての人が個々の生活の中で生きる張り合いを持ち、生きている喜びを感じながら豊かな気持ちで日々を過ごすことであると思います。時間の余裕がある人や暮らしに余裕がある人だけではなく、すべての人にとってなくてはならないもので、だれもが生きがいを持ち続けていくことが大切であるのではと思います。

ある施設で、デイサービスと思われませんが、70歳を超えたボランティアの方々が80歳、90歳の方を援助する光景を見ました。高齢者が高齢者を支え、お互いが輝きを持つ姿を目の当たりにし、これからの地域社会にとってとても重みのあることだと感じました。高齢者白書によると、65歳以上の高齢者の割合は2008年に22%を超え、5人に1人が75歳以上、また平均寿命も世界一といったことから、活力に満ちた高齢者を導くために高齢者の生きがいづくりにおいて生涯学習の果たす役割は重要であると考えます。そういったことから、生涯学習における高齢者の生きがいづくりについての今までの取り組みと今後についてはどのように進めていかれるかお尋ねいたします。

次に、林政関係についてですが、森林の持つ地球温暖化や自然災害の防止作用、水質浄化などの水資源の涵養、保健、休養、レクリエーションなど森林に対する国民の関心が高まっている状況にあります。国においてはCO₂削減目標の達成に向けて今後の森林資源の整備、利用促進に取り組んでおり、環境問題での循環型社会の構築に向けた重要な施策であると考えます。高知県の面積の84%は森林であることから、県においては協働の森事業、森林吸収量取引モデル事業などがありますが、その中でこうち安心木の住まいづくり助成事業を実施しています。県産材の需要拡大等を図る目的でつくられた助成制度です。県民が家を建てるときに木のぬくもりや温かさを感じながらこだわ

りを持って県産の乾燥材を使用し木造住宅を建築して、県産材を使用することで低迷する林業を活性化させることができ、また森林資源の活用を推進しながら安心して生活できる木造住宅に住むことができ、人口定住につなげていくこともできると考えます。本市においても市産材の需要の拡大、地域経済の活性化、定住促進を図るために必要な施策だと考えます。本市においても県と同様にこういった助成制度を独自に設けることができないかどうかお尋ねして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） おはようございます。島岡議員さんの高齢者の生きがいづくりについてということでお答えいたします。

高齢者の生きがいづくりにつきましては、社会教育、社会体育等を通じましてさまざまな取り組みを提供しておるところですが、まず、高齢者を対象としました高齢者学級というのが山田地区、楠目地区、片地地区の3地区の公民館活動において開催をされております。年間10回程度の講座等の開催で、ごみ問題とかまた交通安全など身近な問題、また小学生との交流体験とか健康づくり教室などを開催しておりまして、日ごろの生きがいづくりの一つとしてもらっていただいております。このほか公民館活動としましては、年齢を問わない講座をそれぞれ12の地区公民館、また中央公民館等で開催をいたしておりまして、これらにも多くの高齢者の方々が参加をいただいております。

文化活動のほうでは、こちらのほうも高齢者だけではありませんが、香美市の文化協会に現在約100のサークルが加入し活発に自主的な活動を行っております。このサークルの発表の場としまして香美市芸術祭等を開催いたしまして、発表の場として取り組んでいただいております。

また、社会体育のほうでは、高齢者中心のスポーツとしましてはグラウンドゴルフ、マレットゴルフまたゲートボール等がありますが、こちらのほうもそれぞれ自主的な活動をされ、またそれぞれ自分たちで定例大会等も開催をしております。これらのスポーツで香美市として軽スポーツ大会等を開催し応援をさせていただいているところです。

今後におきましてもこれらの事業を継続をしていきますとともに、高齢者だけでなく市民のニーズに合った施策を今後も関連団体との協力のもとで進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 島岡信彦議員の多くの森林資源、材を有する本市として地産地消、定住促進といった視点から独自の助成事業を設けることについてのご質問にお答えいたします。

高知県では、県産材の消費拡大、優良木造住宅の推進を図るため、こうち安心木の住まいづくり助成事業を実施しております。高知県木材産業課の資料によりますと、平成20年度における香美市の事業内容につきましては、事業実施件数7件、助成額は22

9万3,000円、1戸当たりの平均助成額は約32万7,000円となっております。こうした事業以外に単独で助成事業を設けてはとのご提案であります。現段階ではいろいろな課題もあろうかと思われ。しかしながら、間伐を推進し、環境保全を保ち地産地消を図っていくことは重要であると認識しておりますので、どういうふうになれば実施できるかについて調査研究をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、2回目質問します。

生涯学習課長に、単なる僕は長生きとか人生を、いろんなサークル活動をやっておられるというお答えでしたが、これから高齢者がもっと社会参加とか地域に貢献するとか、そういうふうな中で自分を生かす場とか人に役立つこととか役割を持つこととか、そういう形の中で進むべき生涯学習へ導いていくことが重要ではないかと思ひます。学校へ出向いて子どもとの触れ合いをする場所とか保育とか幼稚園と連携を持って高齢者がまだまだ地域にとって自分が子どもらのために何とかなるような生涯学習のあり方といいますか、マレットゴルフとかグラウンドゴルフやられちゅうところへ子どもらが出向くとかいう高齢者の社会参加とか地域貢献とか、そういうことへ導いていくような学習の仕方ということの中で中央公民館とか山田地区公民館と言われました。地域の公民館の館長さんとかの連携について、話し合いとかそういうのは今後どういうふうにとられておられるのかということ、もう1回だけ。

それと、林政課長、研究、検討なされるということですが、国もそういうふうな形で、森林資源とか利用の促進という形の中で国も進んでいって、県も助成制度を設けて、土佐市、仁淀川町、梶原町といったところではどんどんそういう事例の中で内需で拡大して行って県産材を売り込むという中で、香美市もそれだけの広大な面積持ちちゅうがですきよね、研究、検討の流れでそういうところの、どういう枠組みでやちゅうのかやられて、また課長会とかそういう中で課長が企画されて、プレゼンテーションしてというような形のほうが、そういうことについてはどうか、もう1回。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

おっしゃられますように確かに生きがいづくりにつきましては、参加するといった受動的な形の活動だけでなく、やはり自主的な活動というもんが大事になってくると思ひます。現在におきましてシルバー人材センターまた給食配食サービス等にも高齢者の方も、これは地域づくりの一端ではないかと思ひますが、やはりこういったことにも参加をしていただいております。また、小学校のほうにも世代間交流事業というふうな形で講師的な形で参加もしていただいておりますが、なお今後地域にかかわる課題等に参加がいただけるような形の公民館等との連携も図っていきたいというふうに思ひます。またよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

木材の使用拡大に関しましては、高知県産業振興計画におきましても住宅のほかに建築関係での使用拡大を図るため協議を重ねておりますが、現在公共事業の減少等によりまして、使用料につきましても増加をしておりません。香美市としましては、約2万6,000ヘクタールの民有林がございます。そして880万立方の材積を有しておりますので十分な森林資源がございます。こうした資源の利用促進また地産地消、定住促進を図る意味からも、助成事業を設けることにつきましても非常に重要ではないかというふうには考えております。ただ、議員が申しましたように、他の市町村でも取り組みをされておるところがございますので、そういうところも参考にして前向きに調査研究から取り組んでいきたいというふうには考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は、住民こそが主人公の立場で一般質問を行います。

一般質問に先立ちまして、通告の訂正をお願いします。通告10ページの生活保護のところですが、その本文の出だしの「今年4月」とあるのは「昨年」の間違いですので「昨年」に変えてください。

それでは、市長の政治姿勢からについてお伺いをいたします。

さきの衆議院議員選挙において新政権が誕生し、国民はともかく投票行動で変えることができるという政治体験をしました。しかし、本当に政治があるべき姿に変わるのはいずれからの世論と運動にかかっていますし、地方からの発信がかなめになると考えます。新政権発足後は、原爆症基金法や肝炎基本法が成立するなどの前進面もありながら、地方住民に大きく影響する住民税扶養控除の廃止や中小企業減税も先送りとかいう議論が進んでおります。一方で、政府・与党の政策決定一元化とか官僚の答弁禁止などの強引な手法が目立ち、地方の声が十分に反映されるのかといった心配も出てきているところではあります。

今マイケル・ムーア監督の映画「キャピタリズム～マネーは踊る～」というのが話題になっております。これはドキュメンタリーで、もうけさえすれば何をしていてもよいという強欲な資本主義を暴いたものですが、日本も同じ路線を歩いてきて、国民との矛盾が深まり行き詰まったのがこの夏の総選挙ではなかったでしょうか。これからの地方政治は財界主導の構造改革路線から抜け出し、住民福祉の向上のためにという本来の地方自治体の姿を取り戻すことが今求められていると思います。地方が元気であってこそ都市も国も元気になるという点で、市長と私は認識がこの点では一致をしていると思いますが、市長は今度の選挙において何を住民に訴えられるのでしょうか。市長のこれだけは譲らないというこだわりがあればお聞かせいただきたいと思います。

次に、定住自立圏構想についてお聞きします。国による定住自立圏構想により、中心市である高知市と協定を結ぶための条例が本議会に提案されています。議員協議会等で説明は受けましたが、総務省の言うようにこの構想が人口流出を防ぐために本当に有効な手段となり得るか、またこの事業の見通しについてお聞きをいたします。

総務省は、昨年5月定住自立圏構想の提言を発表しました。提言は冒頭で、もはやすべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難であるとして、均衡ある国土の発展という地方交付税に反映されてきた概念は否定し、大都市への人口流出の防止に向けた自治のあり方を検討するというものです。人口5万人以上の中心市に都市機能を重点的に集積させ、周辺市町村との連携で自立可能な圏域の形成を目指していますが、人口流出に関して見立てと処方が違うのではないのでしょうか。地方の人口減は地方を衰退させる悩ましい問題ですが、その原因は都市機能がないからではなく、1次産業の衰退と社会保障の切り捨てに尽きます。この間、それに地方交付税の削減や合併の強制が拍車をかけました。1次産業が元気であれば、それに付随して製造業もサービス業も栄え、医療、介護などを手厚くすれば、少しぐらい不便でも高齢者は安心して暮らせ、雇用効果も大きく若者も定着します。人口流出を防ぐためにはこうした方向に政治を転換させることが重要で、自治体を集めて大きな圏域をつくり事務を分担することではないと思います。総務省の構想は地方に住む人たちの実感や悩みと乖離しているのではないのでしょうか。

そこで、1点目にお聞きをいたします。この定住自立圏構想をどのように分析し、受けとめられているのでしょうか。

次に、今回協定締結の議案が提案されていますので、総務省の工程どおりほぼ進んでいると思われます。具体的にどこまで話が煮詰まっているかをお聞きします。また、着手する事業の概要についてもお願いします。次に、中心市の高知市が主導する形になっていると思われます。本市の現状がどこまで反映されたものになるかについてお聞きをします。

次に、新政権の事業仕分け等で交付金や起債等の財源に変化が起きているのではないのでしょうか。2009年補正予算の見直しで、総務省が定住自立圏構想の民間事業者向けの交付金550億円のうち300億円を執行停止する方針を決めたということをお聞きをいたします。

国保についてです。国民皆保険制度により日本人の寿命は延びました。しかし、旧政権によって続いてきた社会保障抑制政策により、保険料滞納者からの保険証取り上げや医師不足、また保険証があっても窓口負担を気にして病院にかかるのをためらうなど、今国民皆保険制度が崩れてきています。医療の問題は命の問題です。貧困と格差が広がる中で、市民の健康と生命を守る立場で国保の質問を行います。

まず、1点目です。国保法第44条は、国保に加入する低所得者に対し窓口負担を軽減、免除する制度をつくるよう市町村に対して義務づけています。しかし、制度が余り

活用されておらず、本市においても、規則で定められておるものの、例規集のここに定められておりますが、（香美市国民健康保険規則）第18条、市長は、世帯主がその申請がある場合は、著しく生活が困難になったと認めたときは、その者に対して一部負担金を減額し、またその支払いもしくは納付を免除するものとする。（国保法）第44条の関係につきましての市の定めはこの例規集に定められてる規則だけでございます。こういうふうに定められてはおりますが、実績がありません。全国的に実績がなく、政府も国保法第44条の活用を進めるということで、資料には今回たくさんになりますのでつけてませんでしたけど、一番新しい、国保医療指導室というところからこういう指導が来ております。これによりますと、生活困窮者に対する救済措置であるから、その一部負担金の減免または執行猶予については専ら市町村長の判断によって処理されるべきものであるとして、そして周知をするように、また所得の判定に当たっては生活保護基準を目安とする、こういうふうなものを活用しなさいということで指導室から来ております。そして、ただ、これには市町村の持ち出しも要りますので、なかなかそういうことで進まないということで、舛添前厚生労働大臣が国会の質疑を受けまして、特別調整交付金を使って負担分の半分を国が見ることができないかどうかを検討しているということで、国も支援の方向というのが打ち出されております。

そこでお聞きをいたします。保険証はあっても医療にかかれない状況をつくらないため、例えば保険証の交付、送られてきますけれども、その案内書の中にそれ（一部負担金の減額、免除）も、案内も入れて周知に努め、必要な人の窓口負担の軽減に積極的に市は取り組むべきと思いますが見解をお伺いします。

2点目です。従来から指摘をしておりますが、資格証発行に関して事務に改善の必要がややありはしないでしょうか。資格証明書は、1986年に国保法の改定により国保料滞納者に資格証明書に交付することができるとされました。さらに、2000年から実施をされました介護保険制度によって国保料に介護保険料が上乘せされ、滞納者が増加することが予想されるため、国保法をさらに改定して、資格者証並びに短期証の発行を自治体に義務づけました。これにより、医療が手おくれになって死亡するなどの事例が相次ぎまして全国的な批判があり、国も子どもには短期証を発行するとかいうふうな措置がこの夏にとられたばかりです。

私は、昨年12月の一般質問において、ほかの市の状況と比較をしましても本市の資格証発行率が多いことから、事務の改善を求めた経過があります。資料をつけておりますが、データで見ますと、平成19年6月には（香美市の）短期証発行世帯が243、資格者証が295となっております。きょうお手元にあります資料の1枚目を見ただけですと、二重丸がついているところですが、香美市と香南市がこれで比較を一目瞭然でできるわけですが、香美市の場合、短期証発行が357、資格者証が249、資格者証と短期証の割合が平成19年度からいいますと逆転はしておりますが、香南市と比べると依然資格者証の発行率が高いままです。そして、滞納世帯はふえております。

本市の場合、平成20年10月30日付の厚生労働省よりの通知のあった事項についての確な事務が行われておりますでしょうか。資料の2枚目につけておりますが、米印のところを読んでいただきたいと思うんですが、資格証明書につきましては、事業の休廃止とか病気など、保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず長期にわたり保険料を滞納している方について納付相談の機会を確保するために交付をしている、納付相談の機会の確保のためというふうになっております。であるから、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無を把握し適切に行うこと。そして、その下のほうの(2)のところですけども、短期被保険者証の活用についてですが、「短期被保険者証を発行を経ずに、資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会に努めること。」、こうなっております、この1枚目の数字の資料から見ましたら香南市がこの短期証を活用している、この事務の指導に沿ってやっている状況がこの数字に出ているのではないかというふうに思うわけです。その点で香美市のこの事務はどうでしょうか、お聞きをします。

また、次の質問ですが、今年1月には国会論戦を受けまして、資料の3ですが、これは質問趣意書に対する答弁書のコピーですが、二重線を引いてるところをお読みになっていただきたいと思うんですが、「世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期(被保険者)証を交付することができるとするものであり、世帯主がこのような状況にあるのであれば、市町村の判断により、当該世帯に属する被保険者に対して短期証を交付することができる」と、こういうふうに答弁書が国会でなっております。これが閣議決定をされ各市町村にも通達が出されております。ごらんになっておるかどうか、この件に関しましても実績があるかどうか、そしてこの閣議決定の方向でいくかどうかお聞きをしたいと思います。

次に、3点目です。負担能力を超えた国保税が加入者の生計を圧迫しています。1984年に国保に対する国庫負担率が45%から38.5%に引き下げされたことにより、削減分が国保加入者の保険料に転嫁され、払いたくても払えない被保険者が急増しました。日本は国民皆保険の国であり、全国民を公的医療保険に加入させ、必要な医療を給付をするというのが原則です。世帯収入の所得の格差によって医療給付に差がつくのは正しくありません。経済状況がデフレとする政府見解が発表されまして、滞納者が今後増加することが予測をされます。本市の緊急策として、国保の基金を取り崩して国保税を引き下げることがを要望します。それにつきましては、資料の4をごらんください。その左側の下段のほうですが、国保会計として2つの囲み枠があります。これの説明をしますけども、国保会計というのは法定減額等の裏打ち分、平等割、均等割には法定減額があるんですが、その裏打ち分、これには国が5割、県が25%、市町村が25%、この25%が一般会計から出る、大体一般会計から出るのはこれぐらいです。で

すから、それから国保会計の歳入の中身は、あと国庫、県支出金と国保加入者の支払う国保税で成り立っています。水道会計とかほかの特別会計のように一般会計からどんどん補てんしてというふうな会計になっておりません。上の療養給付の図で見てもわかるように、いわば国保加入者の割り勘方式で運営をされています。昨年会計は黒字で、積み上げた基金は平成20年度決算で6億9,800万円と県内のどの市よりも多くため込んでいます。

資料右側の下の表をごらんになってください。これはちょっと調査をしまして、これだけしか集まらなかったんですけれども、高知市の国保の基金額、南国市、ずっとありまして、基金額も多いことは多いんですけれども、総額で見るとわかりませんので1世帯当たりの基金額を出してみました。そうすると、高知市の香美市は10倍、9倍強ですか、南国市の6倍、香南市の3倍、こういうふうになっているわけです。これらは国保加入者が一生懸命ためたお金といいますか高い国保税の上に成り立っている基金と思うのですが、次に、厚生労働省は、この件に関してですが、2000年度までは自治体に対しまして過去3年間の平均保険給付の5%以上を積み立てるという指導をしておりましたけれども、不況等によって滞納者がふえることによって国保会計も大変になったということで、2001年からは5%以上の記述はなくなっております。私たちは従来から基金を取り崩して国保加入者の負担軽減をと主張してきていますが、歴代課長は疫病が流行したときのためにとっているとか、今回それですので、インフルエンザが猛威を振るっていますから基金を使って低所得者対策をというふうに言いますと、今度は南海地震に備えてというふうに言われます。しかし、これも私言いたいんですが、災害時の医療等は災害救助法というのがあるんですが、これも資料につけておりませんがこれの中に、医療に関しましても災害発生から14日以内であれば災害のために医療の途を失った者に対する応急処置とか救護班が使った薬とか機材等の費用は全部国から出るというふうなのがここにあります。それですので、災害のときも基金を置いちょかいても心配ありませんので、どうぞ心置きなくというふうに私は申し上げたいわけです。そして、後期高齢者医療制度の影響もありまして、国保税の収納率が悪化して、平成20年度は調整交付金が約2,000万円減らされるなどのペナルティーを受けたところです。

以上のことから、国保の基金は今の状況下でためておくのではなく、国保加入者の負担を軽減するために使うべきだと思うところです。国保税を軽減して払いやすい国保税になれば収納率が上がります。収納率が上がれば調整交付金は全額受けることができます。また、資格者証の発行率が減りまして、低所得者の不安が取り除かれ病院にかかりやすくなります。逆にこのまま放置をしまして収納率を下げると国のペナルティーを受ける、滞納者はふえてきておりますので、国保会計がもたなくなると考えて税率を上げたくなる、そうするとますます払えない人をふやし病院にかかりにくくなります。重症化して緊急時になりますと短期証は発行しなければなりませんので、結局医療給付費が

上がるといった悪循環を招くだけです。低所得や失業で必要な医療が受けられない人がふえる一方で、国保の基金を有価証券化して運用を図るなど邪道ではないでしょうか。

以上を述べてお聞きをいたします。国に対して国庫負担割合を1984年以前に戻すことを強く求めていくとともに、基金を活用して国保税を引き下げるべきではないか、お聞きをいたします。

次に、4点目です。高齢者が多いところなどに、全国1,000億円規模で国保財政安定化支援事業交付金が交付税の中に算入されています。特別会計、平成20年度決算では、算入額6,853万円で、実際に繰り入れられたのが4,000万円という説明がありました。質問をしようと思っていまして、課長のほうから答弁の数字資料を既にきのういただいております。合併前の、そのお手元にひょっと皆さん、きのうもう持って帰られてないかもしれませんが、あれば見ていただきたいですが、合併前の平成16年から旧町村別に出していただきましてありがとうございました。算定額、算入額、繰入額について、これについては額の違いなど仕組みを課長のほうから後でご説明いただくようお願いしたいと思います。私のほうでは、いただきました資料を合併後3年間の合計金額で見ってみました。算定額なら2億9,790万円、これが交付税にきているよということなんですね。それで、算入額が2億3,800万円、この額は本来国保会計に入るべき額ですが、合計見ていただくと1億円しか繰り入れられておりません。いろいろ指摘によりまして3,000万円が4,000万円に上がったんですけれども、それにしてもこれはいかなものかと。このことは、厚生労働省からも予算編成に当たって一般会計からきちんと繰り入れるようにとの指導があっているはずです。国保加入者の負担軽減のためにルールを守って、来年度の予算編成には反映されるよう求めるものであります、見解をお聞きをいたします。これは、課長とは私はこれだけは意見が一致していますので、予算編成者の市長にお伺いをしたいと思います。財政課長でも構いません。

次に、5点目です。リストラ等で仕事を失うと同時に社会保険から脱退し、国保税が高いために国保にも加入できていない状態の無保険者は多いのではないのでしょうか。また、仕事についている人でも、不況の折から保険料負担を逃れるため使用者が保険に加入させず無保険状態になっている、しかも非正規雇用の方などに多いということがあります。こうした無保険者を放置せず、生活保護の適用や減免制度の紹介などをして無保険状態をなくすことが求められています。歴代政権は申請減免の対象を限定するよう指導してきました。しかし、今年5月、失業によって健保から国保に移った人に対し市町村が減免措置をとった場合に国が財政支援する措置が定められておりますので、保険課や福祉事務所、収納管理課また社会福祉協議会等々と連携すれば相当範囲把握できるのではないかと思います。適切な対策を講じられるよう求めるものであります。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

今年10月に厚生労働省より、現内閣においては高齢者が必要な医療を受ける機会が

損なわれることのないよう原則として資格証明書を交付しないことを基本的な方針としているので厳格な運用の徹底を求める通知が出されています。本市においてもこのように取り計らわれているのでしょうか、お聞きします。

次に、来年初めて保険料の見直しがありますが、試算がどうなっているか。広域連合のほう等でわかっておればお聞きをしたいと思います。

インフルエンザ対策です。

市長の諸般の報告によりますと、ワクチンの接種対象者のうち生活保護世帯及び世帯全員が非課税の低所得者世帯について全額公費助成されるとのことでした。新聞報道によりますと、こうした国の措置以外に単独で手当てしている自治体が出てきています。例えばいの町では、妊婦と1歳から就学前までの乳幼児については1回1,000円の支援を決めており、大川村では全村民に無料で実施とのこと。芸西村では優先接種対象者に初回に限り2,600円定額で実施とのこと。本市でも国の支援策に上乘せをして、例えば妊婦や乳児等に限定してでも対策ができないでしょうか。半額助成でも負担感は随分違い、接種を促しますので重症化を防ぎます。新型インフルエンザはいつ終息するかもわからない、これから季節性のインフルエンザの心配等もあります。危機管理の問題としてとらえられ、ぜひとも考慮すべきでないかお伺いをするものです。

次に、新型インフルエンザの流行によりまして、市内保育園は10月下旬から休園が相次ぎ、12月1日現在で11の園が休園、罹患率8.49%という諸般の報告がありました。休業に伴い保育料減額の措置をとったとのことですが、幾つか心配な点についてお聞きします。まず、学校の場合は休校とか学級閉鎖になりますと罹患してない子どもさんも登校はしてきませんので問題はそれほどないと思いますが、保育園の場合は、親御さんが余り仕事も休めないということになりますと、どうしてもおこまり保育ということになりますね。おこまり保育をやって、その中で潜伏期がインフルエンザありますので症状が出ていない子どもさんでも知らず知らずのうちに罹患をしている場合があります。それで子どもさんくっついて遊びますし、乳児はうがいなどできませんし、マスクを常時つけているとかいうふうなことも不可能です。休ませるのが一番安心とわかっておりまして、仕事も続けて休めない親はやっぱりおこまり保育に連れてくるしかありません。現場ではそうした保護者や子どもさんにどういう対応をしていますでしょうか。休園が相次いでいるということで、現場に混乱は起きていないでしょうか。また、保育士さんがしっかり健康でないと子どもさんを預かる上で支障が出てきます。どんなに気をつけていても感染しないとは限りませんし、そうした場合は代替を含め人の手配はすぐできる状態でしょうか。通常のローテーションでいなくなる場合も出てくるのではないのでしょうか。

以上のことからお聞きします。インフルエンザ対策として園にはどのような指示がされておりますか。ガイドラインやマニュアルが示されているのでしょうか。また、現場からの声によりますと、おこまりで預かっているお子さんにぜんそくなどの基礎疾患があ

ったりすると重症化をしないかと不安で、自分たちは医療の専門家ではないのでこうしたときに看護師さんとか保健師さんに聞けるとありがたい、巡回でも派遣をしていただいたら助かるというふうなこともあっております。こうした対応が可能かどうか、また、園によって状況はそれぞれと思いますがその他対策は万全か、お伺いをするところ
です。

生活保護の通院移送費の問題でお聞きをいたします。

昨年2月、北海道滝川市で発覚しました元暴力団員がタクシー代などの交通費として通院移送費約2億円を不正受給していたという特異な問題を引き合いに出して、厚生労働省は移送費支給の範囲を厳格化する内容の社会・援護局長通知を出しました。内容は、それまでは生活保護受給者の通院に必要な交通費、つまり移送費は該当者が事前に申請して福祉事務所が認めれば支給されてきました。ところが、厚生労働省は通院交通費の支給自体を例外としまして、身体障害の方が通院する際に使う交通費、そしてまた僻地等により最寄りの医療機関に電車、バス等で通院する場合であっても費用が著しく高額になる場合に限定し、しかもこれらの通院先は原則として福祉事務所管内に限るとの改悪案をまとめました。しかし、これについては関係者らの強い批判があり、また東京、埼玉などの7都市の担当課長が連名で異例の見直しを求める意見書を厚生労働省に出しています。国会でもこの通院交通費削減撤回を求める質問がされまして、当時の舛添前大臣がすべてを精査して対応を決定すると答弁をいたしました。その結果、今年6月に保護課長通知が出されまして、今回の取り扱いの趣旨として、移送に必要な最小限度の額を支給というこれまでの基準を変更するものではないとして、受給者個々の個別事情に配慮しながら適切な手続にのっとり審査することが重要、画一的な取り扱いによって必要な医療が受けられなくなることがあってはならないとしました。舛添前大臣は事実上撤回と会見をしましたが、原則不支給としたもともとの局長通知もまだ破棄されていない状態ですので、自治体が混乱をしまして対応にばらつきがあります。本市の移送費の基準はどこに置かれているのでしょうか、お伺いをいたします。

敬老会についてお聞きします。

敬老会が市の主催でなく自治会長さんにゆだねられて数年が経過しました。福祉事務所より敬老会の参加者に対し1人1,500円の補助が出る以外は、企画から案内、当日のお世話まで地区長（自治会長）さんや地域の方々に任されています。このため、地域によって取り組みに温度差が出ています。この形式になって近くになって行きやすくなっていいという声や、座ってごちそういただいて余興を見て楽しむという従来の形から招待をされた参加者自身が余興を披露するといったところも出てきているようです。私たちの地域でも、今年も地区長（自治会長）さんを中心に準備をして、子どもたちも交えて祝いもちをつき参加できない高齢者宅にも配りました。後はごちそうをいただいて楽しく交流をしたところです。福祉事務所長のおいでます船谷地域におきましても、お聞きしますと、参加された高齢者がハンドベルを演奏して、また詩吟を披露されたり

とか大変楽しかった、来年もまた来たい、こういう敬老会を催されたとお聞きをしております。そして、その一方で、ある地域では敬老会の案内が来ないで忘れられたようで寂しい、ここ何年もどこからも声がかからないので、敬老会の日には一人自分でスーパーでお酒を買ってきて祝う、こういう声も聞きました。その方は自治会に加入をしておりますが、市がやっているところは案内が来ないということはなかったそうです。このように独自に取り組みができるよさを生かして、より発展させて敬老会ができ出したところと、敬老会を開くこと自体が困難、また案内があるところやないところ、そして住民票にはあっても居所のわからないお年寄りなど取りこぼれている部分が出てきています。福祉事務所では、自治会に加入しなくても声をかける場合には名簿の提出はできるということですが、地域の取り組み待ちでいいでしょうか。主催する自治会では、自治会に加入していない方にも声をかけたけれども、敬老会を開くに当たっては自治会費の中から持ち出しているために入っていない方には招待をしにくい、入っている方に気兼ねをしてという面があるようです。

ここでお聞きをいたします。敬老会のこういうことを通じまして、ある意味地域力が問われております。地域づくりの課題や悩みが見えてきました。福祉事務所においては、補助金を出して終わりではなく、地区長（自治会長）さんや民生・児童委員さんらと意見交換を行いまして、検証して改善策を一緒に考えていくなどの手だてを講じる必要があるのではないのでしょうか。また、そうしてほしいという地区長（自治会長）さんからのご要望も私に届いております。

最後に、学校給食センターの問題です。

土佐山田学校給食センターの老朽化に伴い、土佐山田学校給食センター建設等検討委員会が設置され検討がなされているようです。設置の経過と検討状況についてお聞きします。新聞報道等でありましたように、香南市では大規模な給食センター建設計画をめぐり、保護者らから計画の白紙化を求める運動が起こっています。香南市側は説明不足だったとして説明会を開いているようですが、新聞報道では、きのうでしたか、きょうでしたか、白紙化はしないという議会答弁もあったようですが、いずれにしても保護者や学校関係者の理解なしに進めていい話ではありません。本市においてはどのような検討がなされているか、また、今後の計画についてお聞きをいたしまして、早口で済みません、以上で1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の市長の政治姿勢についてということで、続投を表

明をされているが来年の市長選挙に臨む政治姿勢を問うということでご質問をいただきました。

この質問をお受けするのが今議会3人目だというふうに思います。まだ先のことじゃと思いましたが、そんな時期が来たのかなというふうに、つくづく我が事ながら心配をいたしております。しかし、この6月議会で、残りの任期を最後まで努力することが私の最大の責務であるということを前提にさせていただきますと、市民の皆さんのご理解とご支持を得られ、許されるとするならばいま一度市長としての仕事の責任を果たすための、その覚悟をもって市長選挙に立候補させていただくというふうな表明をさせていただきました。その思いには変わりはありませんが、ここでご質問でございますので、私の考え方を述べてそのお答えにさせていただきたいというふうに思います。

香美市合併後の最初の市長を務めさせていただきましたが、この間は、今までも言ってきましたように合併協議事項の円滑な推進と、それぞれの地域間の均衡を図りながら、香美市としての一体化を醸成することに心を砕いてきたつもりであります。おかげさまで市民の皆さんの深いご理解と議員各位のご指導、また、職員の努力の中で、多くの問題、課題は残しながらも順調なスタートが切れたというふうに認識をいたしております。しかし、合併後、この間、世界的な不況のあらしの吹く中、我が国も少子高齢化問題や社会保障問題また財政危機問題など大きな課題が山積をしております、そうした状況下で国民は政権交代を求めるなど、社会情勢は一変いたしました。まさしく激動の時代であったのではないかとこのように振り返るものであります。

まさに香美市はこの激動する大波の中に船を乗り出したばかりであります、しかし、その波に翻弄されながらも着実に前を向いて、前を見据えて航海を続けていかなければなりません。幾ら厳しい時代であっても、また厳しい環境下にあっても、香美市にはその時代を乗り切っていくだけの魅力はたくさんあるということがわかり合えました。議員の皆さん方もそれには気づいていただいておりますというふうに理解をいたしております。それがこれから目指す香美市の航路であるというふうに私は信じております。人を大切に、自然を大切に、そして文化を大切にするを基本に、香美市ならではのまちづくりを目指すことが大切であるというふうに考えます。もとより浅学非才の身でその任にあらずという自覚をしながらも、もし自分が再度市長の重責を担うということになれば、今日までの期間において足らざることを反省をし、さらに多くの皆さんの協力を得てその責任を果たしていかなければならないという覚悟を胸に臨みたいと思っております。どのようなときにも自分を見失わないように、そして飾らず、そしておごらず、そしてひるまずに、熱い思いと強い使命感を持って誠心誠意務めてまいりたいと願っておりますので、今後とものご指導をお願いをしたいと思います。

国保関係につきましては、ご指名をいただきましたが、まず担当課長のほうからお答えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君）

大岸眞弓議員の定住自立圏構想についてお答えをいたします。

まず、1点目についてですけれども、定住自立圏構想をどのように分析し受けとめているかということですが、その地域の中核をなす自治体と経済、社会、文化などで密接に関係をいたします近接自治体同士が協定に基づき連携し、生活機能の強化とか結びつきネットワークの強化を図るための具体的取り組みによって圏域を活性化させ、そこから人口の定住につなげようというのが本構想の理念であると受けとめております。本市につきましては、今回中心市宣言をされました高知市とはこれまで中央広域市町村圏事務組合としての枠組みで連携をしてきましたが、今後は役割を明確にしながら、高知市の機能と周辺自治体との機能の相互の共同補完により圏域の発展を希求しなければならないと考えております。本市の場合には、中心市、高知市のスピルオーバー効果を潜在的に期待するのではなくて、協定によって明確につながることが期待できるものと考えております。

次に、具体的にどこまで話が煮詰められているか、また着手する事業の概要は、そして本市の現状がどこまで反映されるかというお尋ねですけれども、まず今議会に上程しております議決条例制定に係る議案が可決をされますと、次に高知市との1対1の協定締結、これは定住自立圏形成協定と申しますけれども、この協定締結に係る議案をお諮りすることになります。現段階では来年3月議会にと想定をしております。この形成協定に規定する事項につきましては、要綱におきまして、1つ目には市町村の名称、2つ目にはその目的、3つ目には基本方針、4つ目に連携する具体的事項、5つ目としてこの連携する具体的事項の事務執行に係る基本的な事項、6つ目には協定の期間及び廃止の手續についてが規定をされております。特に今申し上げました3つ目から5つ目につきましては、どこまで具体的に書き込むかということでありまして、形式的には当該協定締結の後に中心市において策定する共生ビジョン、これは実質的にはその実施計画になるわけですが、この共生ビジョンに定住自立圏の将来像とか協定に基づき推進する具体的取り組みについての記載をするということ規定をされておりますが、その裏づけを持った上で形成協定にある程度盛り込む必要がございますことから、共生ビジョンにつきましてもある程度見通しながら形成協定議案上程に向けて、すなわち来年3月の議案上程に向けての作業と並行いたしまして進めることが必要であります。現在は事務レベルにおきまして、それぞれの自治体の総合計画におけます洗い出しと整理をしている段階です。すなわち高知市と香美市とがどういった連携ができるかということと並べ立てて見比べる必要があるということでの洗い出し作業を行っておるということでございます。したがって、着手する事業及び本市の現状の反映に関しても具体にお示しをできる状況には至っておりません。

次に、3点目の新政権のもとでの今後の事業見通しについてのお尋ねですけれども、既に報道等でご承知のとおり民間投資促進交付金につきましては、国の補正予算見直しの

中で医療分野に限定をされたため、本市に係ります福祉分野事業は対象とされないことになりました。これは、先ほどおっしゃっておられました550億円のうち300億円が切られたというところから影響してくるものでございます。そういうこととございますけれども、制度全体としては今後も積極的に推進をしていくという姿勢が大臣以下の方々から発言もされておりますので、現段階では肯定的に受けとめておるところでございます。なお、本市といたしましては、これまでも申し上げてきましたように、基本的に協定締結と共生ビジョンにおいて経費負担を伴うことを想定をしてございません。また、協定については廃止も可能であることから、現段階ではデメリットの発生も想定をいたしておりませんので、この点申し添えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員のご質問にお答えします。

まず、国保についてですが、まず、窓口負担の軽減についての質問にお答えします。

医療機関での窓口負担金の減免についてですが、担当課としては積極的に進める考えはありません。

次に、資格証明書の発行についてですが、資格証明書の発行についての事務手続の変更の必要性についてですが、変更の必要性はないというように考えております。滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、短期被保険者証をまず活用して最終的に資格証明書の発行に至っております。大岸議員の資料の1ページの表ですけれども、香南市と比較をされておりますが、香美市とお隣の南国市と比較をしてみた場合に、南国市、世帯数、滞納者数とも多いわけですので、短期証、資格証明書の数もうちは多くなっておりまして、南国市と比べたら、香美市と南国市はさほど変わりはないのではないかとこのように考えます。市町村によってその発行の仕方が違っておりまして、高知市などは短期被保険者証発行が6,838ということで、右のほうへ行きますと窓口交付のところに6,838ということで、窓口で来てもらって交付するというような形になっておりますので、実際の滞納者世帯数が大方9,000ですけれども行き渡ってない、保険証も実際に資格者証もない、いわゆる我々で言う無保険、保険証が全然ない世帯が相当数あるというように考えております。香美市の場合には、短期の保険証も資格証明書も発行しておりまして、国保に入っている世帯については全員何らかの証が発行されているというように考えております。高知市はそういった発行の仕方をしておりますし、お隣の香南市も無保険の方がいるというようなことを聞いておりますので、この表だけでは一概には言えないというように思います。

それから、（資料）3枚目の必要な医療の確保に関する質問への答弁書、参議院で答弁してありますが、この答弁については、香美市としては窓口において申請があれば資格証明書の発行世帯であっても医療を受ける必要があるということで短期証を発行しており

ますので、この答弁のとおり実施をしているというようには考えております。

次に、4枚目の資料の左の表ですが、大体のイメージとしてはこういう感じですが。まだ細かいことがいっぱいあるんですけども保険税のところ、給付費の50%、形としてはこういうようにはなっておりますが、実質は30%をちょっと超えるぐらいの負担割合になっておりますので、50%いうたらかなり、相当多いように感じますが、調整交付金等が多く来ておりますので、保険税の割合は3割をちょっと超えているというように思っていたきたいと思います。

次に、基金の活用についてですが、国保の財政運営を第一に考えなければならないと考えております。平成19年度決算において、実質単年度収支は約3,900万円の赤字でした。平成20年度においても約1億3,000万円の赤字となりました。こういった赤字が続いておりますが、経済情勢が悪いということから、市長の判断によって今年度、平成21年度は税率を上げておりません。やっぱり税率を上げておりませんので、今年度も1億円ぐらいの赤字が出るのが予想されております。この赤字を埋めるのは基金で対応してきていますので、結果として基金を使っていることとなります。大岸議員の4ページ目の資料にもありますが、近隣の市から比べれば基金残高は多いほうですが、このような赤字続きという状況であるなら、基金がなくなるのも時間の問題だというように考えております。

次に、財政安定化支援事業についてですが、資料についてちょっと説明をということですので、きのうお配りしました資料を簡単に説明させていただきます。きのうお配りした資料を見ていただきたいと思います。算定額があって、算入額があって、繰入額というようになっております。この算定額についてですが、国保の財政安定化支援事業というものでして、保険者、これは市ですが、保険者の責めに帰することができない次の理由による影響額を措置するものということで、被保険者の応能割（所得比例）保険料の負担能力が低いことにより国保財政が受ける影響、低所得者が多いということですね。それから病床数が特に多いことによる医療費の増加により国保財政が受ける影響、それから被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることにより国保財政が受ける影響ということで、これらの影響額を試算したものが算定額ということになっております。算定額に8割を掛けたもの、算入額ですが、この8割掛けた算入額が厚生労働省から一般会計、地方交付税に繰り入れてますよという金額が算入額です。右の端の繰入額というのが、一般会計から国保の会計へ繰り入れてもらっている実際のお金が繰入額ということになっております。旧町村でいうと3町村あるわけですが、それぞれの考え方によって繰入額を入れております。そういうことで、合併前はそれぞれの旧町村の判断で繰り入れておましてまちまちの判断基準があったということですが、合併後は香美市となりまして、旧土佐山田町の繰り入れの方法により行っております。繰入金額については、県の事務打ち合わせでも適正な繰り入れをするよう指導をされております。担当課の保険課としては算入額の繰り入れを要望しておりますが、財政的判断によって一般会計から国

保会計に繰り入れているのが現状です。

次に、健康保険からの脱退の方についてのご質問ですが、健康保険脱退者の通知が市町村に連絡等があるわけではありませんので把握はできません。届け出をしていただくしか方法はないと考えます。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

資格証明書の発行について、まずお答えをいたします。厚生労働省からの通知では、現内閣においては高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針としております。保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って資格証明書が交付されることとなります。資格証明書の交付には、3カ月前から手続に入ります。短期証の交付対象者であって特別の事情がないと思われる場合に資格証明書の交付手続に入ります。まず、市町村が調査をし、特別の事情に該当しないと判断した場合、被保険者証の返還及び資格証明書の交付の予告を市町村経由で本人に通知し、証の返還が適当と認められる場合、厚生労働省に交付検討事案の報告を行います。厚生労働省において不適切と考えられる事案であれば交付しないよう要請があり、そうでなければ資格証明書の交付となります。その事案の概要について、厚生労働省において公表されません。香美市においては、短期証の発行までにとどまっており、資格証明書の交付手続に入る対象の方はいません。なお、現在短期証の発行は25件です。

次に、保険料の試算についてですが、来年度以降2年間の保険料について、11月の市町村担当課長、担当者説明会で保険料率改定作業の状況について報告がありました。検討会を立ち上げ検討中であり、保険料は上昇の見込みであるとのことです。何らの抑制策を講じない場合には、保険料は平成21年度と比較し全国ベースで約13.8%増加することが見込まれています。要因としては、医療給付費の増加、後期高齢者負担率の上昇、医療給付費の算定期間の満年度化、これは、最初の年度は2年間は23カ月でしたが、もう丸みましたので24カ月になるということで一月分多くなる。それから所得の減少などです。一方、今期の医療給付費の実績額が見込み額を下回っておりますので、こういったことから剰余金が生じることが見込まれております。保険料額の上昇の抑制に活用することが可能となっています。また、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことにより保険料額の増加を抑制することが可能、こういった抑制策の検討をされています。今月国において保険料軽減策の決定、診療報酬改定率等の決定や新保険料率の算定に使用する確定数値が提示されて、新保険料率の試算が高知県広域連合において行われ、2月の広域連合議会で条例改正の議決により保険料が決定されると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大岸眞弓議員さんの新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

新型インフルエンザ予防接種の公費助成対象枠の拡大については、財政上拡大はできないと考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸眞弓議員のインフルエンザ対策、休園の相次いでいる保育所の対策は万全かというご質問にお答えいたします。

まず、保育園での新型インフルエンザ対策について、予防対策といたしましては、インフルエンザの症状や注意点、予防に関する内容を掲載した「ほけんだより」や園だよりの配布による啓発、うがい、手洗いの励行、出入り口やおもちゃのアルコール消毒、乳児の登園時の検温を行っているほか、基礎疾患のある児童を把握するために9月に事前調査を実施いたしました。インフルエンザ発生後の対策といたしましては、各保育園で統一的な措置を行っております。それは、感染者が判明した時点で保育園から幼保支援課に報告するとともに、保護者に対し、2名感染者が出た場合休園措置をとる旨を文書で連絡をいたします。休園の現在の目安では、感染者が1週間に2名以上出た場合は1週間の休園措置をとりますが、休園が決定した時点で保護者には電話で緊急連絡し、迎えの際に休園についての文書を配付しております。また、休園中にはどうしても保育が必要な方に対して、感染リスクのあることを周知した上でおこまり保育を実施しておりますが、利用している児童については全員登園時に検温を実施するとともに、乳児、幼児と分離して保育を行っております。園児の健康面での相談については、現在子育てセンターの保健師に電話で相談をしております。状況によっては派遣することも考えております。職員につきましては、まだ罹患者は少なく、現在のところ確保はできております。

以上のように現在考えられる対策はとっておりますが、今後におきましても高知県教育委員会のインフルエンザ対策本部や保健所の情報を得ながら万全を期すように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員のご質問にお答えします。

生活保護受給者の通院移送費についてですが、生活保護受給者の通院移送費については、厚生省社会（・援護）局長通知、生活保護法による医療扶助運営要領に基づき運用しております。そして、一般世帯の通院手段と被保護者の病状、障害者等の状況等に照らし、当該被保護者に必要な医療を受けることができる最寄りの医療機関への通院が阻害されないように適切に給付決定を行っております。給付については、国民健康保険の例による一般的給付と、その範囲で対応が困難な場合に個別にその内容を審査

し、次に掲げる事項に該当する場合に例外的に給付する例外的給付があり、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて最も経済的な経路及び交通手段によって行います。1点目としまして、身体障害者等により電車、バス等の利用が著しく困難な者であって当該者が最寄りの医療機関に受診する際の交通費が必要な場合。2点目としまして、僻地等により最寄りの医療機関に電車、バス等により受診する場合であっても当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合。3点目としまして、検診命令により検診を受ける際に交通費が必要になる場合。4点目としまして、医師の往診等に係る交通費または燃料費が必要となる場合。これらの場合でも受診する医療機関については、原則として福祉事務所管内の医療機関となっております。以上の基準に基づいて運用しております。

敬老会につきましては、合併前旧3町村で実施形態が違っていたため、メリット、デメリット等いろいろ検討しまして、現在の自治会が実施する敬老会に対して補助金を出す形態になったと聞いております。この目的としまして、地域の方に高齢者を知ってもらい、高齢者の生きがいづくりや見守り、防災など老人福祉の向上を図っていただきたい、また地域のコミュニティーを推進してもらいたいということで補助をしようというものです。この目的等を考えますと、自治会の役員さんには大変ご負担やご苦勞をおかけしますが、現在の形態で続けていきたいと考えております。また、自治会に加入していない高齢者には声もかからないといった問題も出てきてるとのことですが、自治会に加入していない方でも敬老会に参加しておればその人数に応じて補助金は出ますので、そういったこともPRしながら、またいろいろの工夫をして敬老会を行っております自治会もありますので、そういったところも紹介していけたらと思います。自治会長や民生・児童委員の方々のご意見等もお聞きもしております。地域の中で考えていただいて、地区の結びつきや地域の支え合いをより一層強めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

土佐山田学校給食センターの建設等検討委員会の設置の経過と検討状況についてであります。

土佐山田学校給食センターは昭和56年に開設され、28年を経過しています。建物、施設、設備等老朽化が進んでおり、故障箇所等によっては稼働不能になるおそれもあります。給食業務を継続していくためには、建物の改修、施設、設備の修繕、買い替え等に加え、衛生面でも食中毒防止対策として設備の改修、ドライ化に対応するための空調設備の設置等センター機能の充実を図る必要があります。しかし、施設の改修等には多額の費用を要するため、現施設の改修か新施設を建設するのか、また、これにあわせて運営経費の削減のため香北及び物部学校給食センターの統廃合も含めた検討をすること

になり、土佐山田学校給食センター建設等検討委員会が設置されました。5月に設置以来3回の委員会の開催、土佐山田、香北、物部学校給食センターの現地視察、そして四万十市と四万十町への給食センター先進地視察を実施してきました。現在これらのことを踏まえて提言書を作成しているところであり、12月末の定例教育委員会へ報告する予定です。

山田学校給食センターの改修等には多額の費用を必要とすることが見込まれること、また、将来的に香北、物部学校給食センター機能も統合し1施設で給食業務を運営することも見据え、土佐山田学校給食センターは現在の業務が実施できるよう維持しながら新施設の建設実施に向けて取り組むということが費用対効果の面でも適当であろうと集約されるのではないかと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。2回目の質問を行います。少し相前後するかもわかりませんが、お聞きをいただきたいと思います。

まず、市長の政治姿勢について、何人もの議員が今回お伺いをしたわけですが、私は次の市政に臨まれる決意を今お聞きをいたしました。そこで、どうしても欠かせないと思いますのは、香美市も3町村合併をいたしましたけれども、平成合併の総括が出直しには欠かせないと思います。なぜ合併に至ったのか、それでしてどうだったのか、財政面が本当に好転したのか、また住民サービスがどうなったのか、市民の思いはどうなのか、その上で課を挙げて総括をして明らかにした上で次のステップに踏み出しませんと、今、市長もおっしゃいましたように国の構造改革路線にいや応なく波にのみ込まれてやってきた面があるわけですね。それですので、今後の国の動向もありますけれども総括した上できちっとした軸足とか立脚点を持たないと、また場合によっては違う方向に行ったりとかいうふうなこともあるのではないかと思いますので、合併の総括をぜひとも明らかにしていただきたいと思うところです。

そして、今人を大切に、自然文化を大切に、香美市ならではの強み、よさを生かしたまちづくり、おごらず、ひるまず、飾らず、これは本当に市長のお人柄だと思いますけれども、こういうことでやっていくということをお聞きをいたしました。もう1点私が申したいのは、その人を大切に、自然文化を大切にということに加えて、通じるとは思うんですけども何よりも今命を大切に、それから今議会では核廃絶の問題の質問もありまして、市長から大変いいご答弁をいただいておりますので、ぜひともそれに加えて平和を大切にするというのを加えていただきたいと思います。その命の行政ということですけれども、岩手県旧沢内村、これは現在合併して西和賀町というところになっているようですが、ここが豪雪地帯で本当に豪雪、貧乏、多病多死、そういう3つの問題を抱える閉塞感にさいなまれるような村だったそうですけれども、ここの村長がまずそれを見て何をしたかといいますと、ブルドーザーを購入して雪をかいて、雪の間は閉ざされ

ていた道を通行できるようにして、それまでぐあいが悪くても病院にかかれずに雪のため亡くなっていたというのがそれが改善をされまして、乳幼児死亡率日本一の村が死亡率ゼロになったということが記事に載っております。それで、同時に、そうやって進めていきます上で65歳以上の医療費を無料化をした。これには国の妨害もあったけれどもはねつけて実施をしたところ、子どもさんの死亡率がゼロになると同時に、結局医療費が無料になりますとかかりやすいですから、予防医療といいますか、軽症のうちにかかるわけですので死亡率も低くなって、それから国保会計も黒字になった。本当にこの村長さんは何よりも命の行政を大切にしたいということでこういうふうに記事がありますけれども、これからのキーワードはやはり本当に命、そして平和、これを大切にする行政が大事ではないかと思いますが、私の持論になりましたけれども、再度これについてありましたら何か見解をお願いします。

定住自立圏構想ですけれども、課長のご答弁ですが、ちょっと不満足なのは総務省の言ってることと全く同じご答弁なんですね。私はそれに対して問題を投げかけました、今の第1回の質問で。思いますのに、では私はこういう自立圏構想というものを手にとったときに、課長の自立圏構想はないのかと思ったんです。人口流出という地方の悩みの解決のためのこの自立圏構想ということになっておりますけれども、下から積み上げたもんじゃないゆえに大変もどかしい。今回この背景に何があるかということで考えましたけれども、合併は一区切りをしたというものの、今まだあります地方制度調査会で、合併がピリオドを打ったなら特例法はなくしたらどうかという意見に対しまして、特例法は合併の障害になるものを取り除くためのものでこれを外すわけにはいかないと委員が述べているんですね。ですから、総務省はさらなる合併はまだあきらめておりません。ただ、現実には強引な平成合併は行き詰まりました。それで、それにかわるやり方ということで、この分権という名前を使いまして、国、県の事務を権限移譲するための基礎自治体の拡大をということがこの定住自立圏構想であります。これの遠くにあるゴールは道州制ではないかと思っています。道州制は今現在も水面下で進んでおります。こうしたやはりその背景等も見た上でこの定住自立圏構想をどうするかという判断力を養っていかないといけないのではないかと思います。メリットがある場合もあるかもしれませんが、私はつきりさせておかないといけないことは、基礎自治体という言葉が出てき出しました。本来は基礎的自治体です。総務省のいう基礎自治体というのは、規模を問題にしております。自治体の規模、国、県の事務を受け皿するのに大丈夫な規模かということがまず頭にあるんですね。基礎的自治体というのは自治体の仕事の質のことだと私は思います。基礎自治体という言葉には、そこの地方に暮らす生身の人間の、そういう暮らしがあるという想像力がないのではないかと考えております。

西土佐村でしたか、大変高齢化して地域が衰退して困っているということで、JAのガソリンスタンドを市民が出資して買い取りまして、そこに日用品なんかを運んできてやっていると、これこそが定住自立圏じゃないでしょうかね。そういうふうに思うわ

けですが、課長の思われる定住自立圏があればお聞かせをいただきたいと思います。

それですので、事業も具体的に煮詰まってないということですのでまだはっきりするのは大分かかるのではないかと思います。逐一もう一つ問題点を言いますと、先に協定を結んでおいて何をやるかは後よと、それは中心市が主導権を持って決めると。でも、その議決が要るのは協定を結ぶときですよね。でも、事業内容については、議決は要らないので全然議会が黙っていたらそのまま決まってしまうわけですよね、高知市の構想、高知市が中心市でこれをやるんだというものが決まってしまうえば。それで、これに関しましては、ぜひとも推移を議会に逐一報告して諮っていただきたいと思います。また、必要ならば住民に対しても広く説明する必要があると思います。中心市に都市機能を集中させ補完し合う。言葉はいいんですけども、じゃあ高知市に都市機能が集中して物部の方がそれを便利に使えるかというのはとても疑問が多いと思うんですね。事業内容にかかっていると思いますので、このあたりのことをよろしくお願いいたします。

国保法第44条の問題ですが、積極的に進める考えはないと課長おっしゃいました。積極的に周知をなささい、窓口にも申請の用紙も置きまして周知の努力をなささいというのが今第1回目で言いました国の指導なんです。なぜ周知を積極的にしないのか、逆にお聞きをしたい思います。

それから、資格証発行事務についてですが、事務の改善は今のところ今のままで必要ないというふうに課長おっしゃったかと思うんですけども、窓口に来た人には対応するけれどもあとはこぼれていくという、このやり方に対する国からの指導がそんなことじゃいかんよと、きちんと訪宅、電話、そのための短期証や資格証なんだから、資格証を発行するのが目的やなくて、滞納者の市民の生活の様子をよくつかんだ上でというのが国の指導なんですよね、そこのところが抜けているんじゃないでしょうか。それは、私はなぜかといいますと、被保険者の立場に立つという姿勢が欠けているんじゃないか。その保険課という窓口は何より市民の医療を保障する課なんですよね、満遍なく。その社会保障の概念が忘れられがちなのではないでしょうか。一番市民に近い保険課の窓口が市民の医療を守るという立場に立たなかったら、基礎的自治体のそれこそ役割は果たせません。そういう意味から再度見解をお尋ねをいたします。南国市と同じようなもんや、南国市のほうも多いから、ところによって違うんやというふうにおっしゃったんですが、それは南国市の事務にも私は問題があると思います。

それから、何らかの証が発行されているのでうちの場合はまだましというふうにおっしゃったんですけども、資格者証というのは無保険と同じなんですよね。10割窓口で払わんとはいけません、保険料を滞納する方が10割の医療費が窓口で払えるでしょうか。それですので、資格証の発行というのは大問題なんです。こういうことを決めた、本来国のやり方が一番根本原因にあるんですけども、その資格者証発行の事務について、ですから、国はもうちょっとこうやってこうやってやりなさいよというのが来てますので再考をお願いをします。

基金の取り崩しに関してですが、課長、目的はその財政運営の安定を第一に考えないかんというふうにおっしゃったんですが、さっき言いましたように、第一は市民の医療をどう保障するかに軸足を置いていただきたい。それで、取り崩したので基金がなくなるのも時間の問題とおっしゃいましたけれども、じゃあ課長、年間1億円ぐらい仮にそういうふうになったとして、国保の広域化ということが今言われてますよね。民主党の公約で健康保険と国保を一本化するというのがもう来年の通常国会に出るというふうな記事がありますけれども、そうなった場合に、この本市の基金は3億円か4億円残ったとしたらどうなるんでしょうか。今まで耐えがたい負担をして払ってきた国保加入者にとって、これを全部持っていかれて一緒になって、県下一本でとやられるのはとても受け入れがたいことです。そういうことでするので、そういうこともありますから基金を有効に使って払いやすい国保税にしたらどうかという提案でするので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、国保財政安定化支援事業交付金についてですが、課長は繰り入れてもらいたいと、でも市長は答弁したくないということですが、この支援事業の比較表を見まして、こういう不正常的な形というのをじゃあどういうふうに受けとめられるでしょうか。これでも問題ないから今後もこうだよということでしょうか。これに問題意識を持たんということが私は財政運営上問題じゃないかと思うんですが、課長、よかったらご答弁をお願いします。

それから、生活保護の移送費の問題です。

所長の私ご答弁をお聞きしまして、結局わかりにくかったんですけど、こういうことやというのはわかりました、旧の撤回前の局長の通知どおりの運用をされていると。通院のためのバス代は、少額であれば生活保護を受けている方が扶助費の中から出しなさいと、だから別に交通費は出ませんよと。少額でないという額はそれなら幾らなのか、幾らなら出るのか、また原則福祉事務所管内というのが通院のもう前提条件のようにいつでも出てきます。ただ、その生活保護受給者が自分の持っている病気によって専門治療のできる、例えば高知市内の病院を希望しても、生活費を圧迫するからとりあえず管内の病院に行きなさいと言われるということは、交通費が少額でない場合も移送費は出す気がないと、最初の撤回前の通知を優先させた対応に見えます、それでいいでしょうか。そもそも生活保護法の中では扶助費と医療費は別です。医療にかかった移送費を扶助費の中から出せというほうがおかしいと思いませんか、どうでしょうか。

それから、今回のこの局長通知は特異な、2億円という異常な移送費を出してしまった（北海道）滝川市の事件をきっかけに起きていますが、（北海道）滝川市のようなこういう事件をすべてに当てはめて全国の生活保護受給者の移送費を抑制するというやり方は、生活保護法の趣旨からも外れているんじゃないでしょうか、所長はどう思われますか。

それからまた、6月10日に出了た課長通知、局長通知を撤退すると言うた課長通

知のほうですね。移送に必要な最小限度の額は支給するよと、医学上正当な通院なら移送費は認める、こういうことで通院を規制されることがないようにという、この課長通知のほうはより生活保護法に近いというか、それをきちんとやるべきではないでしょうか、取り計らうべきではないでしょうか。福祉事務所は生活保護法のちゃんとした理念に立って生活保護者の人権と生活を守る立場で事務に当たっていただきたいと思います。こういうまた、国の理不尽に対して国に意見書を送った各担当課の7都市圏の担当課長、これ本当に異例のことやと思うんですけど、課長が国にこういう意見書を出すというのは。それほどよっぽどなことなんです、生活保護者にとってこの局長通知というのは。ですから、時には、国がこういうふうに言っているからではなくて、生活保護者にとってどうかという立場で国には物も言うよという姿勢を示していただきたいものですが、再度そのあたりを見解、ご答弁をお願いいたします。

敬老会ですが、地区長（自治会長）さん、メリット、デメリット検討した上で今の形になったんだと、地域の生きがい、見守り、コミュニティーの推進につながるよという非常にいい形で進んでいるところもあるわけですが、このままですと、じゃあできないところはもうそれなりなんですよね。そこをどうするか、地域力をどうするかという究極は問題だと思いますので、そのあたりのことをもう少し深くとらえて、地区長（自治会長）さんたちは本当に今自分らのことやきやらないかんろうと、地域の高齢者に対して感謝をして精いっぱいお祝いしたいという気持ちで走り回ってやっておられます、悩みも持っています。これは、例えば行政懇談会などで地区長（自治会長）さんたち同士が経験交流をする場を市も入ってやったらどうでしょうか。これだけでも私は随分不満感というか負担感は違うと思います。これをひとつ提案したいと思いますがよろしくをお願いいたします。

インフルエンザの持ち出しに関しましては、なかなかあっさりしたご答弁で、つまりそういうことやと思うんですけど、もう少し何かこう、今、市長の政治姿勢、人を大切に、命を大切にというあたりを反映できないものか。そんなに、限定すればたくさん額にならないと思うんですよ。大川村なんかは500人足らずですのでできたということもあるかもしれませんが、生活困窮者が特にふえてきておりますので、お金がないためにインフルエンザの予防注射を受けられなかったとかいうふうなことにならないような状態に香美市はしていただきたいと思いますのでなお検討をお願いします。

学校給食センターですが、統廃合も視野に入れてということですが、物部とか香北の委員さんの代表も出てると思うんですけども、どういうご意見がっておりますか。それで、最終的に統廃合ということになったときに何食希望になるのか。それで、じゃあ2時間以内の喫食はきちんと保障されるのか、今でも違法状態が一部繁藤にあるんですが、それをどうするか。単に、学校給食です、教育の一環ですので、財政面を効率よくどうするかとかいう検討だけではなくて、ぜひとも学校給食法を基本に置いた検討にして、もう提言もできかかっているということですけど、学校給食法を基本に置いた検討に

していただきたい。あちこちセンターを建てるということで視察もされたということですけども、ぜひとも学校給食のモデルで全国から視察に来ております南国市の給食を一度視察をしていただきたいと思います。それをお願いをいたしまして私の2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

政治姿勢についてのご質問があったわけでございます。私なりの思いを先ほど述べさせていただきました。そうした中で、やはり合併の総括というものがあって、その上に立脚した上で次のスタートを切るべきではないかというふうなお話がありました。当然合併をして今日まで進んできたわけでありまして。合併に至る経過もいろいろそれぞれ地域の中で思いもあつたろうと思います。先日の香北の審議会の中でも、委員さんからもそうしたことに触れられるようなご意見もございました。しかし、そうしたことを押しならべてやはり議会でも議論をし、そしてお互いが考えた末の中でルビコン川を渡ったというふうに私は思っております。

そうしたことの中で、その経過の中で、やはり何がよかったのか、何が悪かったのかということもあると思います。しかしながら、その生まれてきたひずみというものもやはり認識、確認をすることも必要でもありましょう。しかしながら、後ろ向きな姿勢をするよりも、ここへ至った以上はやはり前向きな姿勢の中で次の時代を切り開いていく、そして次のこの香美市の道を切り開いていく、その姿勢が私は大事だというふうに思っております。そういう意味では、今後、先ほど申し上げましたように、今まで足らなかった部分をやはり反省をしながら取り組んでいきたい。

そして同時に、命を、また平和ということを観点にというふうなお話をいただきました。やはりこれは当然人を大切にすることとは命を大切にすることでありまして、また、平和も当然これは我々の生きていく上での一番基本的な部分でもあるわけでありまして、そうしたことは十分認識をしてまいらなければならないというふうに思っております。

少し余談になりますが、ゆうべ、BSフジのテレビで「プライムニュース」というのをいつもやっていますが、あれを見るが好きでしてあれを見てました。ちょうど昨夜は危機克服は江戸時代に学べということで、江戸時代のあの時代のことを歴史家あるいはまた評論家の方々が話をしてましたが、ちょうどあの時代もやはり今のような、大変厳しい中でも住む人々は明るい気持ちで過ごしてきたというふうな話を総括的にお話をされてました。そして、あの時代にもさまざまな3つの改革をする中で、やはり地方がよくならなければ国は栄えないという意味をもって、いわゆる地方が栄えるような施策も打ち出してこられたということでございます。

今民主党政権になって、地方が栄える、いわゆる地方重視の政策も打ち出しておりますので、そうしたことも見据えながらやはり今の危機の中で地域が健全に生きていけれ

るように、また、そこに住む人たちが、やはり住む中で大変環境は厳しくても心が豊かな、そういう生き方ができるように、そういう行政ができればいいがなというふうな思いを持ちながら、今そういうふうにしておる次第でございます。

至らぬ点は多々あることは承知でございますので、先ほども申し上げましたが、全員の皆様方のお力をおかりしなければならない、そんなふうに思っております。

あと国保のほうは財政課長のほうで答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

私の先ほど答弁しました、その定住自立圏構想に係る受けとめ方について、まさに総務省が言うと同じことやと、こういうお話ですけれども、当然国の施策を受けて市として判断をしていくわけですから、ここと違う思いであるならばこれに乗り出すということには私はならないというふうに一つは認識し受けとめておるわけです。一つには、この構想については、前政権時代に打ち立てられた構想でありますけれども、政権が変わった、すなわち国の形を変えるといえるところであってもこのことが肯定をされて今の段階では取り組まれておるということからすれば、やはりこの構想自身が間違っるという認識は私も持っておらないところでございます。ただ、このことを大岸議員と議論をするということになりますとちょっと違う次元でお話をせないかなと思いますので、そこまでは立ち入らないようにしたいと思います。ただ、その定住自立圏につきましては、さっきも話に出てきました行政規模の拡大という認識ではございません。これ今回の構想については、その行政機能の共同補完をすることということがあくまでもたてりになっておりますので、私はその部分を希求する、すなわち望み求めていきたいというふうに思っておるわけです。すなわち、現在中心市としての宣言をいたしました高知市、ここにいろんな都市的機能があり、ここを香美市として、どう言いますか、その高知市の機能に何となく乗っかっていろんなものがつながるとという意味からもこころ辺については明確に、さっきも答弁しましたように、相互の機能を持って連携をしていくという形というものをつくり上げていきたいというふうに考えておるところです。

次に、2つ目には、具体の取り組みが後から後からついてくる話であって、そのことを追認するみたいな格好になりやせんかという趣旨のご質問だったかと思っておりますけれども、先ほども答弁をいたしましたようにこの推進要綱では、まず手順といたしまして形成協定を結んだ後にその共生ビジョンをつくり上げると、こうなっておるわけですが、現実的な話といたしましては、枠だけつくって議会にお諮りをして、後でその個々の取り組みを決めていくというのはいかがかという私も思いを持っておりますので、ここはやはり圏域の中で、その4市間の中でも調整をしておるのが並行して作業していこうと、すなわちその具体の取り組みも一定この形成協定の議案を上げるときには資料としてつけるということをしていきたいというふうに思っておりますし、ここでその具体の取り組みを上げましたことについては、その後時間的な経過の中で変化を当然していくこと

もございましょう。これについてはやはりしっかり議会にその都度おつなぎをし、説明もしていきたいというふうに思っておりますのでその点はよろしくお願いをいたしたいと思えます。

この定住自立圏構想については、議員の話にもございましたようにこれまで合併であったりとか、それから広域事務であったりとかいう幾つかの形で行政の枠組みというものがあったわけですが、今回も新たな形としてこの定住自立圏構想というものが出てきたものだろうというふうに思っておりますが、これをもって道州制につながる前提の構想じゃないかと、こういうお説ですけども、この定住自立圏を取り入れようが入れまいが、国が道州制をやるいうやったらそれはそれでそういう方向で進んでいくというふうに思えます。これが全国に向けて必ずしもせないかんという仕組みでない以上、やっぱりそういう論理としては道州制に必ずしもつながるもんやというふうにはちょっと受けとめておりませんので、その点ご理解よろしくお願いをいたします。

こういう言い方はどうかと思えますけれども、今回その定住自立圏構想が、市が目指すのはやっぱりメリットを追求し生かしていきたいがゆえにこれの枠組みに入るという考え方でして、例えばこれ今作業しておりますので、一つ一つ見てどこがメリットかというところはよう私も今の部分では出し切らんとこですけども、例えば1つは、これまでずっと問題になってきております地方公共交通会議の中で、土電バスにしても、それから北部を走っております県交のバスにしましても、高知市がかなりこのバスの運行については行政負担をしておると。このことについては非常に高知市も今日の財政事情の中でいろいろ意見を持っております。これが今度この定住自立圏構想というものの中ではお互いに補完をしようということが明確になるわけですから、ここでしっかり位置づけをして連携していくという立場をとり、このことが確認をされ協定に書き込まれますと、そういったいつ高知市が撤退したいと言うかもわからんという不安はまず1つは取り除かれるだろうと、そこに持っていききたいという思いがありますので、そういった意味でもメリットは出てくる、生まれてくるだろうという認識でこのことに取り組んでおりますので、ひとつその点ご理解をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の国保についての2回目のご質問にお答えします。

まず、医療機関での窓口負担金の件ですけども、個人負担については高額療養費の制度というのがあります。所得に応じて一定の金額で個人負担がとまるようになっております。それ以上の部分については公費で負担をすると、公費が支払うというようになっておりますので、それぞれ所得に応じて一定の金額でとまるようになっておりますので、ある程度の個人負担は必要というように考えます。そういうところから積極的に進める考えはありません。

次に、資格証明書の発行と、それから基金の活用についてですが、やっぱり全体を考えていかなければならないと思いますので、国保の運営を第一に考えていかなければならないというように考えます。国保の運営がスムーズにできることによって大岸議員の言われる市民の医療の確保というものが確保されるのではないかとこのように思います。資格証明書の発行また短期保険証の発行については、通常に国保税を支払っている方との何らかの差をつけるべきやというように考えますので、資格証明書の発行、短期保険証について現在の事務手続の変更の必要性はないというように考えます。納税相談については、収納管理課に滞納分についてはお願いをしておりますので、収納管理課も対応してくれておりますし、保険課でも納税の相談は行っております。国の通知の範囲内で市は運用していると考えております。

それと、国保の広域化の関係が2回目の質問にありましたが、なかなか国保と他の保険を一緒にというのは難しいかと思えます。すぐには制度の一本化ということにはならないと思えます。そして、まず国保の県下の一本化ということになるのかと思えますが、来年度からどういふようになるのかまだ国のほうでは示されてはおりませんが、県下で一本とするというふうな話にはなりつつあると思えます。保険者が県になるのか広域連合でやるのか、そういうところまではちょっとわかりませんが、県下一本になるような方向では進んでいると思えますが、基金の件についてですけれども、以前基金持っていくというふうなことをひよっとしたら言ったかもしれませんが、基金についてはそれぞれの市町村に残すべきやというふうには自分は考えておりますので、基金を持って県下一本にということにはならないと思えます。それで、残った基金については国保の被保険者のための何らかの保健事業とかに使っていったらいいかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 予定しておりませんでしたので答弁書をこしらえておりません。大岸議員さんの国保の中で国保財政安定化支援事業交付金の正常な繰り入れという部分でございますが、基本的に、財政サイドから申し上げますと、補助金、交付金等の一般財源化、いわゆる交付税算入というのが聞いてもう久しいこととなります。ということは、交付税そのものは考え方が一般財源の扱いなんです。ですから、ここに、繰り入れ額に0.8を乗じたものが地方交付税へ入っちゃうよというのは、それは担当課が当然要望するお金ではあろうかとは考えます。ただし、これはあくまでもその中で一般財源ですから自由に市の判断で算入するせんはできるものなんです、そういう考え方です。それは一つの通知という形で、これは国からの通知なんです、本事業の実施に当たっては次の点に留意する必要があると。本事業に対する財源措置は地方交付税により行えるものであると。ただし、一般会計繰り出しの要否及びその額については2の繰り出しの対象経費、これは先ほど申しましたように病床数が多いとか税負担が著しく

低いとかいう部分について、それぞれの市町村のそれぞれの地域の実情に即して判断しなさいと、独自に判断しなさいというようなので明確に通知が我々のほうには参って来ております。ですから、今回の分につきまして、一昨年は算入額そのままの予算要求を3,000万円という話にさせていただきました。これは財政課が一方向的にカットしたということではございません。実情に即して話をしながらの中でご理解いただいてこういうカットでなっております。昨年私が久しぶりに財政に戻ってきたときは、昨年は4,000万円の要求でした。ですから、そのままのご理解いただいたという解釈のもとでそのままおつけさせていただきました。そもそもこういった山田方式のやり方は平成10年あたり、私がおったときに初めてこういうやり方を取り入れたような記憶がございます。と申しますのは、一般会計そのもので扱うのはすべての会計を扱います。ですから、国保がいわゆる基金等を保有しておりながら十二分に機能しておるという判断のもとに予算折衝の中でこういうことにつきましてはこうですよと、それから、当然この保険の考え方でいけば、道路事業につきましても8割入ってますから全部つけてくださいということになりますと莫大な予算になります。当然交付税も今60億円ぐらいいただいておりますが、それ以上の交付税措置をさせていただかないと財源措置としては可能ではないというふうに考えております。それで、毎年毎年一般会計繰り出し含んだものを3月の議会で絶対多数か満場一致かの形で議決もいただいて運営しておりますので、今後ともそういう形でやらさせていただきたいと、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大岸議員さんのご質問にお答えします。

公費助成の対象枠を広げるつもりがないという簡単なお質問の答弁が誤解を招いたこととお断りします。この非課税扱いを公費助成にするというときに試算をしようと思ひまして、税務課のほうに非課税世帯割合が香美市で全体でどの程度かという問い合わせをしましたら、市民税については個人課税でありますので世帯全体に占める割合がわからないという返答が返ってきました。それで、ちょっと予算計上困ってありましたところが、県のほうから香美市の非課税割合の推計値というものが出てきまして、それが50%でした。50%の中には一部未申告も入っておりますけれども、香美市全体が推計で50%の非課税割合であるということは十分に市民の方々に公費に対するもので対応できると、そういう判断のもとに非課税でない方の公費助成というのは見送りました、そういうことです。

それから、未申告の方は、本質的には非課税ではないですので本当は非課税扱いをしないのですが、より一層インフルエンザ拡大防止のために申告をしていただきまして、申告をしていただいた上で非課税の申告であった場合はその取り扱いをいたしております。ですから、できるだけ住民の方に有利なような交付の仕方をしておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

平成20年6月の課長通知ですけど、これは平成20年4月の（局長）通知が、本来の周知が徹底されてなかったということで周知徹底依頼ということで来ております。これの運用につきまして、香美市なんかで内容的に変わりましたのは、お医者さんにバスとか電車で通院する場合は要否意見書とかはなかったですけど、その場合も給付の要否意見書を主治医のほうからもらうというところだけ変わりました、実際の運用自体としましては。ただ、その際も被保護者の方の負担とはならないように、今までもらってました通院したときの証明書の裏側にその意見書を書いてもらうというような形で、被保護者の方にとってはほとんど負担はない状態であります。

先ほど支給基準を話した中で、僻地等により最寄りの医療機関に電車、バス等により受診する場合であって、当該受診に係る交通費の負担が高額になる場合、この高額の場合にはどれぐらいかとかそういったところのご質問だと思いますけど、この高額がどれぐらいかという基準自体は特に定められておりません。香美市なんかですと、いろいろな疑義がある場合とかはやっぱ個別の事案ごとに移送の給付の必要性とかそういったことを検討しまして、必要な場合はケース会議なんかも開いて検討して決めております、その出す出さないという部分につきましても。それと、福祉事務所管内が原則にはなっておりますが、管外へも、疾病等の状態より管内の医療機関で対応が困難である場合というのは受診は可能です。そういったところも、最終的な受診とかにつきましては、医師の意見書とかそういったものをもらって対応をしております。生保のほうであとは何か…。

「敬老会」という声あり

○福祉事務所長（小松美公君） そしたら、敬老会についてです。

敬老会について、そしたら2回目のご質問ですが…。

○議長（中澤愛水君） ちょっととめてください。

（サイレンにより中断）

○福祉事務所長（小松美公君） 敬老会ができないところはそのままでいいのかと、地域力をどうするのかといった内容ですけど、この補助金の目的自体も敬老会をみんなで祝おうということだけではなくて、さらに地域のコミュニティーとかも推進して高めてもらいたいという目的も含んでおります。今議会でも災害時の支援計画なんかの質問も出ておりました。これなんかも要援護者台帳でそういった支援の必要な方をピックアップをした後、個々の個別にみんな支援の必要な方を個別に計画をつくっていくというものになります。これは当然本人とかもそうですし、その援助する、手助けする方なんかも含んで計画なんかもつくっていくようになります。今後地域でいろいろ取り組んでいただくようなことはますます必要になってくると思います。地域力を高めていくということは当然必要になってきますので、こういったできないところについて今後どうし

ていくかという部分につきましても研究していく必要はあると思います。

それからまた、行政懇談会でこういった交流の場を持ったらどうかというところのご質問でしたけど、それも行政懇談会全般の話ですので、個別にそういった時間が持てるかというところもありますので、そういったところはまた今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

学校給食センターの問題ですけれども、幾つかあったと思うんですけれども、香北、物部の統廃合のご意見はどうだったかというところなんですけれども、香北、物部については施設自体が平成11年に改修と改築されております。それと、小規模でありますし、地域の食材を取り入れるなど食育も進んでいるというようなこと、地域に密着しているというようなところもあります。今後は子どもの数の動きとか施設の老朽化を考えながら進めていくのが適当ではないかというようなご意見だったと思います。

それと、食数のこともお話あったと思うんですけれども、今後2,000食対応ぐらい、仮に建設する場合がありますけれども2,000食に対応できるようなということもありました。

それと、配送時間とかのお話もあったと思うんですけれども、どこにどうするのかということもまだなんですので、このことについては具体的なお話は余りなかったと思っています。

これから、先ほどもお話ししましたけれども定例の教育委員会にまずご報告をして、それからまた市長部局への報告というような作業を進めていかなければならないと思っています。基本的には学校給食法を基本として今後とも考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午後12時04分 休憩）

（午後 1時05分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 私の3回目の質問を行います。残り時間が少ないですのでさらに早口になりますがお許してください。

市長の政治姿勢の質問ですけれども、ご答弁は結構ですが、さっきのご答弁の中で後ろ向きに考えるのではなくてというふうにおっしゃったわけですが、そうではなくて、私は起きた事実を客観的に総括をして、その上で次のステップにつなげることが大事だ

という意味で言ったのですので、どうぞそのあたりをよろしくお願いいたします。

それから、国保ですけれども、課長、資格証発行の問題につきましては、通常にちゃんと払っている人と払ってない人との差は何らかの形であるべきだというふうなことをおっしゃったんですが、それがやっぱり根本的に違うんじゃないかと思います。ほとんどの方は払いたくても払えない状態にあるんですね、そここのところをちょっとわかっていたきたい、正確につかんでいただきたいと思います。なぜこういうことを言うのかといいますと、先月でしたか、市内のある男性が体のぐあいが悪くなって、見るに見かねて友人の方が福祉事務所へ電話をされました。土日を挟んだので対応が月曜日か火曜日かになってしまって、病院に救急でかつぎ込まれたんですけれども亡くなりました、間に合わなかった、無保険者の方だったんです、こういうことがあります。小泉構造改革の中でこういう方が、失業者も多いですしふえております。市役所の方々、私たちの仕事もそうですが、この方たちを救えるかどうかというのが私たちの仕事だと思うんですね。そのために、その思いで今回私はこの質問をつくったわけですが、救うという立場になお立っていただきたいと思います。そのために払いやすい国保税にしてください、減免もしなさいというふうに言ったわけですが、安芸市のように基金が全くゼロ円とかいう場合やったらこういう質問もできないかもしれないですけど、幸い香美市はそういう基金があると、さらに5億円の当面使う必要のないお金を有価証券にしていると。1億9,000万円は現金ですぐに要るお金で置いてあるわけですね。こういう状態ですので、運用できないかということで質問をしました。

まだ時間があるでしょうか？1分ぐらい。

それと、安定化支援事業の交付金ですが、今、課長からもなかなかこれはどうしようかと思うような答弁でしたが、保険課長がこれを正常に繰り入れてくれたら軽減できると、国保税がということをおっしゃっていました。それがもしそういうふうに来年度の予算編成に向けていくんでしたら、どこを減免したらいいかという一応考えがありました。それをちょっと、もう残り時間少ないんですが、④の資料で均等割、平等割というのは、これは法定減額があります、課長おっしゃったように。ただ、申請減免の所得割、資産割ですが、この資産割のほうが所得があってもなくてもかかるわけですよ、所得なくても固定資産税は引かれますので、その税額にさらに税率を掛けて二重取りのような格好になっております。ここをせめて所得割のない方の資産割は免除とか、それから均等割のほうは1人当たりの額…。

○議長（中澤愛水君） 残り30秒です。30秒。

○4番（大岸眞弓君） 本来社会が扶養すべき18歳以下の子どもさんの分は半額にするとかそういう方法も考えられないか、この今の状態の中で、それを提案いたしまして私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の国保について3回目のご質問にお答えします。

私への質問は資格証明書、短期証の発行の関係の質問だったと思うんですが、基本的に国保税については所得に応じて金額が決められておりますし、所得に応じて減免もあるわけですので、国保に入っている以上は最低の国保税は納めていただきたいというのが基本ですので、国保に入っている以上は国保税を納めていただいて、それぞれ事情もあるでしょうから滞納にもなっちゃうと思いますけれども、普通に払っている人とのやはり差はつけていくべきではないかというようには思います。答えになっちゃうかどうかみようにわからん。

資産割の関係は、安定化で使う分ですよね、それは私への質問じゃなかったと思いますので。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 3回目の質問にお答えいたします。

財政課がすべてカットしておるというわけではございません。先ほど申し上げましたように、予算折衝の中でご理解いただいた中で私どもはこういったものを今年はおつけしますということで合意形成なされておるといふ形であります。それに、これは平成21年4月24日に総務省の自治財政局調整課長のほうから、国民健康保険繰出金についてということで通知が来ております。これは保険課のほうにも来ておるとは思いますが、その中でその他の欄に、本事業の一般会計繰り出しにつきましては、累積赤字の解消、基金積み立て、保健事業の充実と中長期的な国民健康保険財政の安定化に資するための措置であると、それに充ててくださいということがあります。ですから、保険料、税の安易な引き下げに充てられては困りますよと、想定しておりませんとちゃんと明記されてます。我々はこの中でいわゆる独自の判断で、今基金も十二分にありますので、その中で予算措置をしておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平でございます。議長から発言の許可をいただきましたので順次質問させていただきますが、平成21年第8回の定例会最後の質問者ということになりますので、心を込めてお聞きしますのでよろしくお願ひします。

今回私は2項目ほど質問事項で載せさせていただきました。通告に従いまして質問させていただきますのでご回答よろしくお願ひ申し上げます。

まず、1項目めでございます。行政組織編成案に係る物部林業土木事務所についてでございます。

これがまず1点目でございますが、組織機構の編成や再編の第一義、これは住民サービスの維持、向上を頂点として、職員や課の適正配置により効率的な行政運営を果たすとともに、本支所間の相互連携を図りながら意思統一を深めると同時に、それぞれの地域特性や実情を把握し行政事務を手がけていくための手段と認識するとき、当然のこととして推進すべき政策事項であると承知をするところでございます。したがって、

本筋からいえば行政組織機構編成は専権事項であり、通常の場合その方針を示し実施することは何ら問題はないと言えますが、事林政課に限っては事情が違ってくると考えるのであります。すなわち合併という特殊事情の中で設置された林政課の事情、背景としてあるのは、従前からの森林行政環境や地域の特性、事務の合理性から物部支所に分庁として設置し現在に至っていると認識をするところでございます。そうした中で、現在の諸事情は違っているといえども相互連携がとれているとすればさほど大きな課題点は見えないと感じるところであります。また、根底にある行財政改革推進のあり方としては、事務事業の合理性や効率化も重要でございますが、行政事務上だけで遂行するのではなく、その奥底にある普遍的な要素でございます地域特性なるものを尊重し、残すべきものは残すといった、その要素に一定配慮した姿勢で臨むことも大切ではないかと思うところです。山間地に属する住民にとっては、今なお合併に対する不安や期待が交錯する意識感覚を持っており、この感覚を端的に表現をすれば、物的過疎はあっても心の過疎は避けてほしいという思いにあります。幾ら頭では行財政改革や組織再編の必要性は先々の行財政運営のためには必要であると理解をしつつも、心の隅では行革や効率化、経費削減に名をかりた一極集中を展開しているのとらえている思いも少なからずあります。特に地域住民にとってそのことを強く印象づけた事項として、支所再編の経過があります。この方針は支所内での連携体制の充実を図るということで大課制、グループ化を進め、実施し現在に至っておりますが、この現象が次に来る全体の組織再編の下地になっているのではないかという思いであり、このことが当然林政課にも波及し、結果的に課の集中化とともにますます人員削減に陥り、ただでさえ人口減少が続いている支所管内にあって、住民のよりどころとなっている支所の役割、存在意義が薄れてくるのではないかと心配をしているものであります。

こうしたことから、住民の率直な思いとしては、次の再編では分庁を主体として実施し、再編済みの支所は拡大解釈して、林政課も含めて現行のまま置くべきであるというのが偽らざる意識であります。今回の編成案で示された林政課は物部林業土木事務所として産業振興課づけとなっております。これは、現行の林政課のたてりとなれば分庁として物部支所事務室の一角を使用して業務を行っている本課であり、組織機構上では本庁の枠内に入るということで、物理的には否定しないものの、先ほど申しました地域特性を抜きにしたとき、単なる行政事務上の無機質の機械的な整理統合ではないかととらえるところです。行政の常として住民の要望に可能な限り対応すべく政策立案に腐心していることは理解するものの、大事なことは、こうした問題を単に地域エゴと片づけるのではなく、政策の一環として、また行政安定の過渡期ととらえていただき、住民意識が無気力にならないよう対応を望むものですが、そこに至った経過と考え方についてお聞きをいたします。

次に、2点目でございます。昨年9月議会でこの林政課に関して質疑、応答の経過がございます。それは、新庁舎建設と事務機構の中で、林政課の集約もさることながら事

務機構の体制を改善し、確立することが優先課題ではないのかとの問いに、広大な森林を有する本市にあつては、林業振興を見たとき、これからは林政課単独ではなく各部署との連携によることが多く、林政課も含め検証、検討することが肝要であるとの答弁でしたが、この所信はもっともなことであり、今後とも厳しくなる行政運営を堅実に進めていくためには、行財政改革を実施し、行政事務の合理性や効率化を追求するとともに、経費削減を図りながら、住民サービスの低下を来さないよう組織機構全体枠を検証し取り組まなければならないというふうに言いかえができるものであります。この問答で注目するのは、今後は林政課単独ではなく各部署との連携によることが多く、林政課も含め検証、検討する必要性を述べていることであります。まさしくこのことが今回編成案で示された農政課、商工観光課そして林政課を統合し産業振興課と改編することが出てきたわけで、ある意味、妙な納得をしたところでございますが、納得をしては質問になりませんから続けますが、この編成案により林政課が林業土木事務所に改編された後の業務形態はどのようになるかということでございます。編成案で示された内容を見ますと、「市政のかなめである産業振興施策を前進させるためには、関連業務を集約し、調整機能と指揮命令機能とを一括することにより判断速度を高めながら、産業振興をトータルとして縦横の連携と集約による振興を図る。」とあり、文言どおりこれを受けとるとき、業務上はスムーズな運営形態となりますが、気になるのは、この業務を集約化するというのが、シビアな見方をすれば現在支所では地域振興課内に主に農業や土木関係、地域の整備に係る地域振興班が設置をされておりますが、関連があるということで単なる林業土木係となり、先々ここに組み込まれて支所内に分散され縮小されるのではないかという思いがあります。そうすると、職員の削減も一層進み、支所が閑散となり、ひいては直接住民と向き合う支所機能自体が手薄になってくるのではないかと考えるものであります。

そこで、せめてもの前向きなとらえ方がないかと先ほどの提案内容の説明書を読みますと、編成案の林業部門についての説明の中に、「政策調整機能を産業振興課に配し、林業土木部門については、農林水産省高知中部森林管理署との関連性から物部支所内に物部林業土木事務所を設置する。」となっております。これを建設的に解釈すれば、物部支所管内には森林林業土木を管轄する高知中部森林管理署もあることから、市行政もその形態に沿ったような事務所を設置し、林業土木部門に独自の体制をしいていくというふうに取り扱われるものでもありますが、そここのところについて林業土木事務所の、これは大切なことですが業務範囲と役割、そしてその位置づけ、これはどうとらえどうイメージすべきものか、その点についての考え方をお聞きをいたします。

次に、2項目めでございます。集落支援制度に係る今後の取り組み姿勢についてでございます。

現在本市では、一般会計約150億円の予算を組み、住民福祉、地域福祉維持向上のため日々事業を推進中ではありますが、そのすべての事業が日々の住民生活と直結してお

り、集落支援制度もその枠内にあり、通常の場合こういった問いかけは各事業分野と関係をするところから、全体予算枠を念頭に課題点や問題点を問うのが筋ではありますが、そうすると総花的になって、私のような問うほうが質問の整理がつかなくなりますので、今回はその全体予算枠から抜き出して集落支援制度について、その考え方や今後の取り組みについてお聞きをすることでございます。

現在各集落では、簡易な事業を実施する場合、例えば車道ではない生活道、いわゆる切り図でいいます赤道それから水路の青水といいますか、そういったところの補修、それから住居周辺の石垣の補修、そして集落で管理をしております防火水槽の補修、それから飲料水施設の補修、これらが上げられますが、これらの事業には集落整備事業を活用して行われており、複雑な手続や事務処理も比較的少ないことから大変使い勝手のよい事業であると認識をしているところでございます。平成20年度の決算を見ても、予算枠150万円をほとんど活用している状況から見ても要望は多いと感じるところであります。また、地域づくり振興助成事業も同様で、決算額205万円の実績であり、地域振興に一役買っているものと思います。そして、本年度新設された元気な集落づくり支援事業も予算額200万円を計上して現在進行中ではありますが、昨日の坂本議員に対する答弁では、実績、現在のところ9件ということですが、年度末の結果も今後注目をするところです。このいずれの事業もその特性として共通するのが、身近な、また簡易な作業は地域住民みずからが主体となって自治会長を中心に共同で行い、地域集落の活動や生活環境の整備を図っていくという、いわゆる共助の精神を醸成することにもつながり、薄れゆく地域内の交流やつながりをカバーする効果もありまして、意義のある制度事業であると認識をしているところでございます。

反面、今後を見通したとき課題点も見受けられます。ご承知のとおり、山間地域では今もなお人口の減少と高齢化が進行中でございまして、今は何とか自治会が維持され活動している集落でも、ここ数年後には戸数減少や作業労働力の低下により自治会機能が崩れていくのではないかとと思われる地域も散見をされます。そうした中で、一般の感覚では時代の流れで仕方がないで済みますが、そうはいかないのが行政とそうした条件不利地に生活する住民でございます。そこにたとえ1戸でも生活者がいれば、ソフト、ハード両面から光を当てていかなければならないところに行政の苦悩があることも十分理解はするところでございます。

こうした背景や実情を踏まえ、今後とも山間地域の維持を図っていくためのすべはどうあるべきかということになりますが、やはり数戸の小自治会をも維持させることを基本に支援対策を講じていくことだと思っております。その一環として、先ほど述べました3事業について基準の仕組みや事業量の見直しを図り、一層の使い勝手のよい活用しやすい制度に進化させることも今後の手段の一つだというふうに考えます。この意味するところを申し上げますと、戸数減少に伴い労働力の低下を来している小自治会にありましては、現行の制度基準では活用しづらい点もあります。つまり、共同作業ができる労働力があ

る自治会は必要材料の支給を受け事業ができておりますが、そうでない自治会では業者請負に頼らざるを得ません。こうした場合、現行の基準ですと、主にハード事業であります集落整備事業での補助率は5分の3、元気な集落づくり支援事業では補助率2分の1、上限金額10万円、また主にソフト面の事業である地域づくり振興助成事業では補助率は2分の1から90%ということですので8分の7近くと、それと上限金額50万円というふうになっております。それぞれの事業はその制度の趣旨、目的が異なっているため要望事業により制度が限定をされてきます。

ここで事例として申し上げますと、昨年も同僚議員からも出されておりました。今山間地では、深刻な状況となりつつある飲料水の供給施設の老朽化の改修を行うとき、請負方式として業者見積もりが60万円であった場合、事業メニューとしては集落整備事業で対応することになりますが、これですと補助率5分の3が限度ですので負担金が24万円となります。5戸足らずの小自治会にあっては1戸あたり6万円ぐらいの出費となりまして、収入の少ない世帯では大きな負担となっております。谷川の奥から取水して飲料用生活用水として利用している5戸程度を賄う水道施設では、飲料水供給施設事業の対象にもならない中では、結局のところ応急的に修繕箇所を絞り込み原材料支給方式で当座をしのごとということになります。これは事例の一端を上げて申し上げたところですが、山間集落の今後を見通した場合、こうした飲料水に限らず集落道の補修や冒頭申し上げました各いろいろの事業につきまして、業者頼みをせざるを得ない事例は増してくるのでないかというふうに思うところです。行政用語や規定は行政独特の言い回しがありますので多少的外れな問いかけになるかもしれませんが、それぞれの事業の長所を生かしつつ、今後一層の支援制度とするため現行の助成基準や事業量の仕組みについて検討、検証されることを望むものでございます。

いずれの集落や地域から出てくる要望は切実な思いがあるというふうに考えております。それに対応できる制度をしくことで顔の見える行政、声の届く行政ともなるのではないかと考えます。折しも新年度後半には行政組織再編も最終調整に入ると思われますが、組織再編を機に制度基準の仕組みや見直しを図り、市の独自色を深めた活用しやすい制度に進化させることも視野に入れ、政策の一候補として検討すべきではないかというふうに考えるところであります。ことわざに、新しい革袋には新しいワインをとということもございませぬ。また、事業体運営の3要素としてよく使われる言葉に、人と物と金ということもございませぬ。新しい建物ができ組織が再編されますと、残るは予算の仕組みということになります。そうしたことをも念頭に集落支援制度に係る今後の取り組み姿勢をお聞きをいたします。

まず、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 何となくこう最後の答弁者になりそうですけども、よろしくお願ひいたします。竹平議員さんからいただいております大項目2つの質問について

てお答えいたします。

まず、行政組織再編案に係る物部林業土木事務所についてのご質問ですが、1点目の林業土木事務所設置の経過と考え方についてというところですが、このお尋ねに対してですけれども、新しい庁舎完成を機に再編を行うに当たってのコンセプトとそれに基づきます組織機構をお示しする中で申し上げましたとおり、農、林、商工観光については、合併時の事情もあり細分化された組織でございます。それはそれで旧3町村間の細部にわたる事務事業の統合、調整を図るという意味からも効果があったわけですが、一方でこれからの行政事務のあり方として香美市の産業振興というものを考えたとき、観光も産業としてとらえてのくくりですけれども、農、林、商工観光がそれぞれ一体的に絡んでのものでなければならぬと考えております。ご承知のとおり、県が策定をいたしました産業振興計画もこうした考え方を基調、前提にしておりますし、これまでのように1次産業、2次産業、3次産業というようなくくりではなく今や6次産業化、これは生産、加工、流通、販売の一貫性を総して言うわけですが、そういったことが言われている時代にマッチする政策と施策を打つためには、指揮と調整機能の一元化を図ることが肝要であること、そうしたことから今回の再編となったものです。

こうした観点での再編とするものでありまして、むしろ産業関連部門を一体化することが有機的機能の発揮につながるものと考えております。再編についての説明でも申し上げましたとおり、組織の宿命的なものでもありますが、どうしても縦割りにおけます問題、課題というものがあられるわけですし、これは、物によってはそのことが明確であることによりまして、牽制機能を果たして健全な組織運営が成り立つという面もあるわけですが、温度差とか壁があることによりまして本来の効果を発揮しにくい状況があるならば、よりよい形づくりをする必要があることは申すまでもないことでありまして、今回の再編に当たってはそういったことも踏まえての案としたところでございます。

次に、林業土木事務所が支所内に分散され縮小されるのではないかと、また事務所の業務範囲と役割、位置づけについてのお尋ねですが、ご承知のとおり、合併時からの組織機構においても、公共土木と農業土木については既に支所業務との位置づけであります。林業土木につきましても、このたびの再編に当たっては産業振興課に位置づけ支所に位置づけていないこと、そして、国政においても、先ほど質問の中でも出ましたようにこの地域に管理署を設置していることも市として認識しておく必要があると、そうした観点から明確に産業振興課に位置づけての設置でございまして、ここがまさに香美市ならではの政策であると考えておるところでございます。また、今回林政係として産業振興課に位置づけましたのは、これまで説明しておりますように政策調整業務は本課に集約することとしていますが、この業務範囲に限定しての編成案としております。したがって、事務所での業務範囲、役割としては、政策調整業務を除いた業務を担っていただくことを想定しておるところでございます。

次に、2点目のご質問の集落支援制度に係る今後の取り組み姿勢についてですけれど

も、私の所管をしております部分でとりあえずご説明させていただきますと、まず地域づくり振興助成事業を除きましては、ご指摘のとおり自治会組織を対象に制度化をしておるところですけれども、人口減少と高齢化によりまして自治機能や集落機能の維持が困難になっていくことを少しでも食い止めるために、行政が支援することによって自治会組織の活動をサポートしていきたいと考え、そのツールとしての制度であると考えております。行政運営の一端を自治会組織に担っていただいている現状からも、自治会機能が損なわれることはその地域にとっても大変なことでありましょうが、行政にとっても市民サービスへの影響が生じることにつながります。そういう観点から、自治会組織を支援することはとても重要でございまして、自治会活動支援策として、国、県はもとより市の制度で対応できない取り組みへの支援策として本年度、元気な集落づくり支援事業を創設をいたしました。まだまだ周知不足なこともありまして、きのうからも申しておりますように利用度といたしましては9件で交付額47万5,000円といった状況でありいまだの感もありますけれども、活用された自治会からは大変使い勝手がよいとの評価もいただいております。この制度につきましても、自治会組織の弱体化等によって活用しづらいので対象の拡大をとの趣旨でございまして、任意組織とはいえ行政の右腕的な存在であります自治会組織を今後も育成するための支援ツールとして活用したいと思っております。ところで、この制度につきましても、個々の自治会組織の中でも組や班組織といった単位でも利用できること、あるいは戸数減少などによりなかなか単独で取り組むことができないような自治会組織の場合であっても隣接自治会、隣接する組とか班組織での共同での事業についても対象とする仕組みとしております。この制度についてはそうした思いを持って創設したものですのでご理解をお願いをしたいと思います。

そこで、物部支所が持っておりますところの集落整備事業、このことについてもお話ございましたけれども、事ほどさように集落支援制度についてはさまざまあるわけですが、この扱いについてはどうするかというお尋ねもたしかただいまの質問にあったと思っておりますけれども、大変この制度が幾つかに分散をしておる部分がわかりにくい、使いにくいということもあるとは考えております。こうしたこともやはりご指摘のようにわかりやすい制度への再編、扱いやすい形に持っていくということはまさに必要であると思っておりますし、そういった整理を市全体として集落支援あるいはまちづくりの観点で整理をしていく必要があるというふうには考えております。

ご承知のように昭和から平成の頭でしたか、（その）ころにかけてありました県の集落整備事業、こういった制度は非常にいろいろなものに使えるという状況がございましたけど、これも県の事情によってやまりまして今日に来ておるわけですが、こういったことも想定して、1つにくくって行って市民含めて使いやすい制度に再編していくということはこの香美市にとって大きな課題であるという認識はしております。新しい革袋には新しいワインをといるまににお説でございまして、新しい組織再編に向けてまちづ

くり推進課という窓口を一元化するようなことも想定しての組織再編を考えておりますので、それとあわせて一体的にこのことも整理をしていかならんことやというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。2回目の質問を行います。

まず、1項目めの行政組織編成案に係る物部林業土木事務所、これについてお答えをいただきました。いつもながら滑らかな口調で、1点目は物の見事にこのマニュアル、これによって一蹴とまではいきませんが見事なまでの説明でございました。ここで私が特に強調して申し上げたのは、これはもちろんそのとおりです。基本コンセプトもこのとおりです。しかし、ただ余りにも優良答弁なのがゆえに機械的で事務的であると、いわゆる地域特性の尊重といったものがどのぐらいこれに、このコンセプトに反映をされているのかというところが全然お聞きできなかったのがいささか残念といいますか、ちよっと消化不良ということになっております。

それから、2点目の件でございますが、先ほどの答弁を聞いておりますと、一応イメージ的には、この再編案では産業振興課内では政策調整会議は本課でやり、その分を除いたところはこの物部林業土木事務所がやるというようなお答えと私はとらえました。そうすると、現在林政課の職員は一応8名体制でやってるということで認識をしておりますが、いわゆるそうした編成後、今お答えにあったような体制を組まれるということであれば、そういった本課の業務以外のものは林業土木事務所に持ってくるといったことで一定のそういった業務人員は確保できるというふうに理解してよろしいのか、それと同時に、政策調整会議の結果で連動して、当然これはお金の問題も出てくると思います。ある程度そういった確保した体制の中のお金の問題、いわゆる予算配分をそういったことで手当てができるのかというところを再度お聞きをいたします。

それから、2項目めでございます。これはただいまの答弁で少し安心をしたのが、今後もこの自治会組織、弱小の自治会といえども行政の一翼を担っておるというようなお答えいただきまして、今後もこれには重視をしていくというようなお答えでございました。それをもとに今後とも、先ほど言いました、当然課長もこの制度を十分熟知をしているということで私のほうが習う面が多いかと思いますが、実際のところ、特に物部支所管内で活用しております集落整備事業、これはもう非常に幅広くほとんどのことがハード面の事業ではできるということになっております。問題なのは、それに対するお金が若干少ないかなというふうに思うわけですね。使い勝手は十分いいんです、そこにもう少し手当てをしていただければかなりの部分でそこなところがいわゆる地域の生活環境面においてカバーができてくるのではないかというふうに私、実感として思っておりますので、そこの面も含めてなお一層前向いた検討をお願いをしたいというところでございます。

以上について、またお答えをよろしく申し上げます。2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

きのう門脇二三夫議員さんからいただいたお言葉ではありませんが、石原裕次郎さんの歌をとってつれないようなそぶりの答弁やというお話がございましたけども、その後にはたしかおれの胸は燃えているという歌詞が続くように記憶をしておりますけども、まさに私はそういった思いで仕事をしているという立場で答弁をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

まず、行政組織再編に係る部分ですけども、地域特性のことをもって林政あるいは林業の扱いについてお話がございましたが、私自身も合併協議会に身を置いて合併にかかわってきた中で地域の思いというものを認識してきたつもりでございますので、そうした立場に立って作業を今回もしてきております。そんなこともあって、今回林業の部分については、特にその作業の中でもある程度焦点を当てて考えてきた部分でございます。これが将来が担保されるかということまでのお話ですけども、それは少なくとも林業というものが香美市の重要課題である限り重要視されるポジションではないだろうかという認識でおります。これが今、全くその将来まで担保されるかという話はなかなかお答えいたしかねますけれども、そういったスタンスに立って組織再編してきたということですから、やっぱりこの精神があるうちはしっかり行政の中に引き継いでいかれるべきだろうという私の認識であります。

あとの部分については、人事上の問題もありますけども、全体が総数減になってきたときに今の形がそのまま引き継がれるかといったら、それはやはり行政全体として考えていく必要があるだろうと思っておりますけども、現段階で整理をいたしますと、一般的に考えた場合に人員配置については、中枢機能というものについて本課機能に組み込むという部分ですから、このあたりはまさに一般論的にご判断をいただけたら状況というものが見えてくる、すなわち言葉としても言うておりますように指揮命令系統、調整機能を除いた部分については事務所に残したいという説明をしておりますので、そういった思いを受けとめていただきたい。これは人事に絡む部分もありますので私が明確に今何人おるから何人残すかというようなお答えはちょっといたしかねますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

2つ目の集落支援制度に係るご質問についてですけれども、これはその使い勝手のいい制度にすること、あるいは活用しやすいものにするということについては、制度の整理ということもありますし、一方では片側に財政問題というものもつきまといまいますので、ここらあたりについては協議をしっかりとしながら、この制度がまさに活用されやすい、有効に生かしていけるような道というものを探っていきたいというふうに思いますし、またそのための努力をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 第3回目ということで、いよいよ最後でございます。

かなりお答えの中での的が絞られました。総じていえばまあまあのお答弁であったと、かなり頭が整理できてきました。

まず（1項目めの）1点目、先ほどちょっと歌のなに出てきました、お答えの中で。私も課長の言うとおりに思います。私も好きな歌は「熱き心に」という歌が好きでございますので、そういった気持ちでまたやっていきたいと考えておりますので、そのところ、今後とも十分にご認識をいただきたいと思います。

そして、2点目の林業土木事務所の体制でございます。確かに言われるように、これは総数の職員の定数を順次削減をしていくという中では、私も決して現状の8名体制をそのまま残せというようなことは、これはそういった組織再編の人事上のことですのでそこまでは言うべきものではないと思っております。ただ、言いたいことは、そういったかちつとした体制をつくるのであれば、せめて先ほど言いました事務部門、いわゆる政策調整会議に係る部門は本課でやり、それ以外の部門は林業土木事務所が受け持つというかちつとした体制づくり、これは当然人員が、そういった部分がのいた部分は減ります。ただ、それで心配するのが支所に分散をしていくと、そして縮小していくというのは非常に私心配しておりますので、その位置づけさえかちつとしておればある程度了承しなければいけないし、また、これはもともと専権事項でございますので、そこまでは言うあれはございません。

そして、2項目めの集落整備事業、課長も十分これはご認識をしておりますので、今後は予算面のほうから十分にその制度に見合った、また要望に耐えられる体制をご検討よろしく。最後ということになります、できれば今、後藤課長のほうからも一言、最近ちょっと振るのがはやっておりますのでひとつよろしく。

以上ですべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の竹平議員のご質問にお答えいたします。

まさに組織機構というものは生き物ですから、そのとき、その時代に見合ったものに変えていかないけませんけれども、やはり基本的なコンセプト、ここは大事にしていかないかんというふうに思っておりますので、そういった立場で作業をしてきたというふうにお答えをしてきました。その心を忘れずに今後作業をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） きょうはたびたび振られますので心の準備がなかなかできておりませんが。

一応この集落支援制度につきましては、市長も非常に気にかけておりました、財政措置につきましてもここ4年間、合併して4年になりますが、非常に今のところ健全でございます。ですから、こういった部分に十二分な配慮した予算編成をやっていきたいというふうに考えてます。他の課から財政が財政がと非常に支援をしていただきますので、我々としても非常に組みやすい予算を組まさせていただきます。またこれからもよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は12月18日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午後 1時54分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日 金曜日

平成21年第8回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成21年12月9日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月18日金曜日（会期第10日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

19番 前田泰祐

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
総務課長	法光院晶一	環境課長	横谷勝正
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	田中育夫
財政課長	後藤博明	健康づくり推進課長	片岡芳恵
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	阿部政敏	林政課長	岡本博臣
防災対策課長	吉村泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	地域振興課長	竹内敬
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松美公	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦	地域振興課長	西村博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第112号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第114号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第115号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第116号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第119号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について
議案第122号 香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について
議案第123号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第124号 土地の取得についての議決の一部変更について
議案第125号 財産の交換について
議案第126号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程

平成21年第8回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成21年12月18日（金） 午前9時開会

- 日程第1 議案第112号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第114号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第115号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第116号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第118号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第119号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第120号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第121号 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第122号 香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第123号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第124号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第13 議案第125号 財産の交換について
- 日程第14 議案第126号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

18番、山本芳男君、20番、大石綾子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。

日程第1、議案第112号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第114号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第115号、平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第116号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第117号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第118号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第119号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第120号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、議案第121号、香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第122号、香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

はい。2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。ちょっと伺います。

これは試行期間が1月から3月31日までということになっておりますけれども、普通考えますと、試行を行い、そして支障があるときには見直すといえますか、あれでありますけれども、これはもう決定、試行して後でもうそのまま決定して、人事院勧告でありますので決定ということでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時06分 休憩）

（午前 9時07分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 試行ということで3月31日までやらせていただきます。中にありますように検証を加えていくと、ぐあいの悪い場合はどうなるかということですが、中断をさせるということで、中断をした中で再度改善をしながら、限りなく実施に向けてやっていくということです。

（笑い声あり）

○総務課長（法光院晶一君） 4月1日以降の実施に向けて、限りなく努力をしていくということです。

（2番、矢野公昭君、自席から「限りなく」と発言する）

○総務課長（法光院晶一君） 平成20年の人事院勧告で実施をということで勧告されたわけでありまして、市民への影響ということも考えまして1年間延ばしてきたということでもあります。他の自治体のほうは、この1月から実施に入るといふうな、かなりの自治体が、ほとんど多いわけですが、香美市においては、この1月から3月の間を試行して検証をするということをやった上で4月からやると、他の自治体からしたら3カ月おくらせてやるというようなことになっております。

香美市のほうでは、一番昼間の時間の長い時期ですね、6月、7月、8月、これを状況を調べてみました。この3カ月間調べてみまして、利用者がどういうふうな状況になっておるかということで、（午後）5時から5時15分、5時15分から5時30分、この間を調べさせていただきましたら、約、5時15分から後は1人ないし2人、1.6（人）の利用者があるということでありますので、この1.6（人）の方々についてどうなるのかということを検証するというふうに考えてますが、この3カ月間は検証して、そして改善を図り、そして我々としては、おくれませながら4月から他の自治体と足並みをそろえて実施できるように努力をしたいというふうな考え方です。したがって、全く中止もないのかといえば、そういうことはない、中止もありますけれども、我々としては努力として、ぜひ実施できるように努力をしていきたいという考え方です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） となりますと、やはりこの15分の短縮というのは勤務時間の終わり、言うたら午後ですかね、そういうふうなことを考えての、午前中いわゆる8時半からのあれを45分にするか、そういうことは、それも含めての試行ということですか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 現在勤務時間が（午前）8時半から（午後）5時半までになっておりますけれども、これを7時間45分、終わりの5時半を5時15分に切り上げるということで、その15分間に利用されている方が、夏場の利用の多い時期が1.6（人）であるということですから、そのところを全くサービスに影響がないというようなことは言えないわけですから、そこをきちんと検証せんといかんというふうに考えてます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第123号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第124号、土地の取得についての議決の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

この議案第124号でありますけれども、ちょっと教えていただきたい部分もあるんですが、議決の一部変更という手法というかやり方ですわね、予算なんかでいいますと、不足とか多過ぎたら補正という手法とるんですけど、一たん議決しているものをまた、

理由は書いておりますのでわかりますけれども、それを破棄することもなく変更するというやり方がいいのかどうかについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えします。

この議案提案につきましてちょっと研究することで、法制担当に協力をお願いして全国の状況を確認してみました。自分もいろいろ考えた中で、追加の部分だけを新たに決定していただくということも考えたんですが、全国的には大体議決事項の一部変更という件数のほうが多かったということで、一たん6月議会で決定をいただいておりますことを全部変えるということではなくて、それも含めたものに金額をふやして買い取るという格好なものですので、そのふやした分だけの決定ということではおかしいだろうということで、内容の一部変更ということで全体のものを買取るということで変更ということにさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

法制担当とも話ししてということでもわかったと言いたいところですが、実際金額的に言って、言ってみたらもとの取得が5,200万円ということで、今度プラス七千数百万円ということで1億2,700万円ということですけど、ここら辺の変更する額が、いうたら基礎の額より多いわけですね。そういうことはまるっきり関係ないのでしょいか、その点を再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えします。

金額的なことは余り問題ではなくって、議決をされた内容が変更になるということで今回提案をさせていただいてます。裏の参考資料にもつけてありますけども、鑑定評価額よりもやっぱり簿価額のほうが多いということで、先行取得依頼をしたのが随分もう前ということになりますんで、実際の買い取り価格よりも金利のほうが随分かかっておるといふうなことで、そんな関係で金額が随分大きくなったということです。議決をいただいた内容を変えて、書いてあるものについては一緒なんです。金額が、その分が、単独費の追加の分がふえたということになりますので、そういう理解をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ聞こうと思ったら言ってくれましたが、先行取得依頼してから期間が長過ぎて利子等も含めて大変かかったということをおっしゃったわけです。これは前々から伺ってるが、こういうタイミングですね。実際その点について、やはりまちづくり交付金事業の関係でもうしまいをつけんといかんということで話も聞いたわけですけども、余りにも過去に取得して、そのときやなければだめやっ

たかかもしれませんけれども、実際のところすべてに対して、ほとんどの物件に対して利子の部分がかかなり多くかかっているという、そこら辺で担当課として反省いうたらおかしいですけどね、そこら辺はいかがお考えなのかという。簿価で買い取るにしても少ない利子であるんだったら、今回で言ったら市のほうが負担は少なくて済んだということになるんですが、その点についてお尋ねして終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員のご質問にお答えします。

先行取得したときには、予定どおりの事業ができるというつもりで土地開発公社のほうに依頼を当時の者がしたんだろうというふうには考えます。ただ、地権者さんがたくさんおいでる中で理解の得られなかった部分があって事業着手が延び延びになってきたというようなこと、それから排水関係で、国分川の改修ができてなかった関係で土生川に放流ができなかったというようなことで、その国分川の改修も、'98豪雨の激特の事業で飛躍的に改善をされて放流できるようになって秦山公園の整備も急激に進むようになったというようなことも、そういうことも全部相まって今回まちづくり交付金事業で秦山公園が完成する機会にということ、秦山公園関係の分を全部精算するというつもりで今回提案もさせていただいています。

おぐれてきた諸事情がございます。地権者との交渉の中で随分前任者が苦勞してきたというふうにも考えております。それぞれの立場、それぞれの時期に担当者は最善の努力をしてきたものというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。関連です。

これ、当初、予算審議のときもちょっとお伺いをしたところですが、若干消化不良でお聞きしますが、要するにこの議決の変更ということの意味合いのことで説明いただきましたが、今言ったような、こういった提案理由の説明どおりなら、どうしてもこれ当初で何で上げてこなかったというのがいまだに頭にこびりついております。6月議会でこうやって、いわゆるまた加えて、鑑定評価で五千二百七十何万円の議決しておるので、今回補正を組んで簿価でやったということですね、ここのところが腑に落ちないんですよ。最初から言うておりますように、これ年次計画でやっておるんだったら当然当初の4月で上げていかないかということになるのに、6月の議会で鑑定で議決をしておって、今なおまたここへ来て簿価で事業を終了させるためにやるということですが、これもうざばり言うて土地開発公社との絡みというのがあると思うんですが、そのあたりを明確に説明していただいたらわかりよいと思うんですが、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 竹平議員のご質問にお答えします。

当初予算に鑑定の分だけしかのせていなかったということにつきましては、土地開発公社のほうにその差額の分が残っていくということは承知していながらも、財政事情の厳しい折ですので、事業推進の必要最小限のお金をということで予算要求をしていったところであります。秦山公園の関係が今年で終了するということもありまして、財政課のほうと話をしましたところ、先行取得で残っておる分も一緒に買い取ったら後々金利が要らんじゃないかというお話もいただいて、予算措置もできんことはないぞというようなお話をいただきましたので、今回12月のこの議案を提案させていただいて、補正予算に上げさせていただいたということが実情であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 関連です。

まさに今言ったとおりですよ。要するにそういった、財政課でも今、課長の言うように説明もちゃんとできておったということですので、それならなぜ当初に、これ今後の課題ということになります、要するに今の説明では、最初は小出しにしておいて途中で何とか紛れ込まれてやるというような、平たく言えばそういった感じに受け取れるんですわ。ほんで、当初にこういった金額が見込まれて、財政課もある程度理解を示しておれば、そのときにちゃんと組んで十分に議会に説明したらこれまた納得いくと思うんですよ。そのいわゆる手順の違いが私はちょっと腑に落ちんから聞いておるんです。これは今後の課題としておいてください。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第125号、財産の交換について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第126号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第112号から日程第14、議案第126号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は12月20日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は12月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

（午前 9時23分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日 火曜日

平成21年第8回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成21年12月9日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月22日火曜日（会期第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

19番 前田泰祐

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
総務課長	法光院晶一	環境課長	横谷勝正
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	田中育夫
財政課長	後藤博明	健康づくり推進課長	片岡芳恵
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	阿部政敏	林政課長	岡本博臣
防災対策課長	吉村泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	地域振興課長	竹内敬
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松美公	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦	地域振興課長	西村博之

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼保支援課長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生涯学習課長	几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第112号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第114号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第115号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第116号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第117号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について
- 議案第122号 香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について
- 議案第123号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第124号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 議案第125号 財産の交換について
- 議案第126号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第10号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について

- 意見書案第 1 1 号 改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について
- 意見書案第 1 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 3 号 日米間における F T A（自由貿易協定）に関する意見書の提出について
- 意見書案第 1 4 号 安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 5 号 障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 6 号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 7 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

議事日程

平成 2 1 年第 8 回香美市議会定例会議事日程

（会期第 1 4 日目 日程第 6 号）

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日（火） 午前 9 時開会

- 日程第 1 議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 議案第 1 1 4 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 1 1 5 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 1 1 6 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 1 1 7 号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 1 8 号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 1 9 号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 1 2 0 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 2 1 号 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 1 2 2 号 香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 1 2 3 号 香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 1 2 4 号 土地の取得についての議決の一部変更について

- 日程第13 議案第125号 財産の交換について
- 日程第14 議案第126号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 意見書案第10号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第11号 改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について
- 日程第17 意見書案第12号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
- 日程第18 意見書案第13号 日米間におけるF T A（自由貿易協定）に関する意見書の提出について
- 日程第19 意見書案第14号 安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について
- 日程第20 意見書案第15号 障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第16号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第17号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

18番、山本芳男君、20番、大石綾子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日議会運営委員会を開催し、意見書案第11号、意見書案第15号について協議し、両案とも全会一致を目指して提案することに決定をいたしました。なお、意見書案は、委員会付託を省略し本会議方式で提案されます。

次に、本日閉会后に議員協議会を開催することの確認をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、議案第112号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第126号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上14件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 今期第8回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第117号、議案第118号、議案第121号、議案第122号であります。

まず、議案第117号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第117号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第118号、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におきまして、「新たな消費生活相談員の職務内容と所属部署及びいつ採用

か。」との問いに対し、「この消費生活相談員は、現在問題になっている多重債務の問題であるとか悪徳商法など、こういった消費相談などであり、これらについて相談するだけでなく、多重債務の手続等にも携わることができる。そして、所属主管は商工観光課で、採用はこれから人選し、配置は4月1日である。」との答弁がありました。また、「消費生活相談員は専門的な知識のある方と思うが。」との問いに対し、「人選については大事なところなので、幅広く当たっていろいろな人の意見を聞いて配置をしてほしいとお願いしているところで、これから工夫をしていただけるものと思っている。」との総務課長の答弁がありました。また、関連質問として、3人の委員より相次いで、「人材募集の方法及び選考基準は重要である。」との発言がありました。次に、「県の補助100%と言われたが、何年間継続されるのか。」との問いに、「2年と9カ月が現在のところ確定している。」との答弁がありました。「学校医の関係では、医師会そして学校医を担当してくださる先生とも調整がとれているのか。」との問いに対し、「医師会のほうからもこの数字が出てきており、そこでそごが生じるということはありません。」と答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第118号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第121号、香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定についてを議題とし、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑としましては、「協定に関しては3月議会とのことだが、内容について詳しくする思いはあるのか。」との問いに対し、「具体的なある程度取り組み事項についても裏づけ資料として、お示しするような形でいきたいと思っている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第121号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第122号、香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑につきましては、「本議案の議決後の住民への周知は。」との問いに対し、「試行を行うことを広報等でお知らせすることになっている。」との答弁がありました。また、「15分の短縮になるけれども、市民の皆さんへの利便性は、各課各課の工夫で市民サービスは維持していくとの議論を要すると思うが。」との問いに対し、「15分の短縮であれば、市民サービスのトータル面でももう少し工夫をすべきではとの質問と思うが、このことについては、やはり内発的にやろうという機運を高めなくてはいけないと思う。そういうことで、課長会などを通じて話をさせていただきたいと思う。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第122号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

平成21年第8回定例会におきまして教育厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第119号、議案第120号、議案第123号、議案第126号の以上7件でございます。12月18日、委員会を開催し議案審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

議案第114号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「一般被保険者療養給付費、補正額財源内訳のその他の内容説明を。」との問いに、「前期高齢者交付金から充当している。」と答弁。「財政調整基金の残高は。」との問いに、「平成20年度末で5億6,000万円から7,000万円。」と答弁。「一般被保険者延滞金の内容説明を。」との問いに、「差し押さえなどにより延滞金の収入が多くなっている。平成20年度実績で見ると、対象者世帯360世帯で延滞金448万円を徴収、平成21年度11月末現在、世帯数はまだ正確な数字が出ていないが、昨年とほぼ同じか少しはふえている。徴収額は493万4,605円。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第115号、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「居宅介護サービス給付費、補正額財源内訳のその他の内容説明を。」との問いに、「保険料が720万円、支払い基金交付金が1,350万円。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第116号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「普通徴収保険料が組まれているが、平成21年度の収納率は何%ぐらいになりそうか。」との問いに、「具体的にはまだはっきりと言えないが、昨年と比較して現状で悪くなっている。昨年特別徴収であった人が昨年後半に国の特別対策事業で減額になったために、年金からの天引きがなくなった方が今年度になり普通徴収になっている。後半からは特別徴収になっていることから、額は高くないが件数はふえている。」と答弁。

「特別徴収保険料だが、年金からの天引きなので100%の徴収であると思うが、補正で減額になっているのはなぜか。」との問いに、「納付金の調整によるものである。」と答弁。「政権交代による制度改正の情報でわかっているものがあれば。」との問いに、

「現政権が後期高齢者医療制度を廃止し4年間のうちに別の制度に変更することは聞いているが、中身については聞いていない。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第119号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「条例の文章では、一月のことを「1カ月」と書かず「1月」と書くのか。」との問いに、「準則に倣いこのようにした。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第120号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第123号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「これまで休館は火曜日ということで浸透していたが、今後は木曜日とか金曜日が休館となることも考えられるが、変更に伴う周知をどのように考えているのか。」との問いにつきましては、関連する質問が出ましたので答弁はまとめてご報告いたします。

「具体的には、財団との話はできていないが、暦の上では1年前にはその状況もわかるので、企画展のチラシなどにも記入をしたり、できる限り広い範囲で周知できる形をとっていきたい。旅行会社は前もって問い合わせ等もあるが、なお一層注意して取り組んでいく。香美市ホームページによる周知も行っていく。」などの答弁がございました。

「条例の中で指定管理者に行わせるものとするが、行わせることができた理由は。」との問いに、「条例上はどちらにも対応できるものとしなければおかしいことから、一般的な条例の形とした。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第126号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「「申込み」の送り仮名について、公用語の規定によるものか。」との問いに、「条例改正の際に校正から指摘された。名詞扱いの場合「し」を入れない。」と答弁。

「「利用料」が「使用料」に改正されている箇所があるが、使用料と利用料の違い

は。」との問いに、「指定管理者の収入は利用料で、市に入る場合は使用料である。」と答弁。「今回の改正は、日割り計算の方法と納入方法の変更で、あとはこれまで行ってきたことを明確化したとの認識でよいのか。」との問いに、「そうです。」と答弁。

「指定管理料は幾らか。」との問いに、「500万円。」と答弁。「地域密着型特老の公募が平成21年度内にあると思うが、こづみとのかかわりを明確にしなければいけないのでは。」との問いに、「保険課長と連携をとっていく。」と答弁。「第23条の「及び訪問事業利用料」を削除する理由は。」との問いに、「事業の中に、第7条で基本事業と通所事業と訪問事業をまとめてデイサービス運営事業としている。ダブっていることから削除するわけで、訪問事業がなくなるのではない。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、全員賛成をもって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） おはようございます。産業建設常任委員会委員長の報告を行います。

産業建設常任委員会は、全員出席で会議を開きました。平成21年第8回定例会において付託された議案は、議案第112号、議案第124号、議案第125号であります。

まず、最初に、議案第112号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「工事請負費の中で道路新設に伴う布設替工事で減額1,000万円になっているが、その工事そのものは行ったが見積もりよりは少なく済んだということか。」との問いに、「道路新設に伴う布設替工事で、当初予算の段階で例年1,500万円ぐらい工事が想定されていたが、今回500万円しか事業がなかったため、その分の1,000万円減額した。」との答弁。また、質疑として、「新設した場所はどこか。」との問いに対し、「今回行った場所は物部町安丸で、県道工事の待避所設置に伴い工事を行った。延長11.9メートルの水道管の布設替工事と、香北町蕨野で国道を横断している水道管の布設替工事の2件である。今後あるかもしれないということから500万円を残してある。」との答弁。次に、質疑として、「地方債の補正でそれぞれ100万円ずつ減っているが、どこか。」との問いに、「簡易水道施設整備事業債と過疎対策事業債それぞれ100万円ずつ減り、それぞれ900万円としている。内容として、神母ノ木地区で山田堰簡易水道神母ノ木地区配水管布設替工事で減った分の工事と設計の減額に伴う起債の減額である。神母ノ木地区の配水管布設替工事に簡易水道事業債と過疎対策債を半分ずつ抱き合わせて借っている。過疎債のほうが後年度の交付税措置もされるので優良起債ということで、半分は過疎債が充てるということであるので、50%ずつで神母ノ木地区配水管布設替工事に充てている。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第112号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第124号、土地の取得についての議決の一部変更についてを議題とし、まず、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「(秦山公園)歴史の森、野鳥の森、第二駐車場で買った土地はここで使われる土地か。」との問いに、「黒で塗りつぶしてある土地は、その部分がすべてである。区域外にも公園用地として買収してるところがある。その部分についても今回買い取りをする。補正予算の額とは少し違っている。」との答弁。次に、質疑として、「2カ所金額が違っているが、この土地についてどうなっているか。」との問いに対し、「この部分については、従前は市街化調整区域に属していた。都市計画の用途地域の変更のときに公園区域になるということで、市街化調整区域から市街化区域に一部編入をしたところがある。その関係で評価額が上がったということで、簿価価格よりも評価額が上がった。」との答弁。次に、質疑として、「(土地)開発公社はまだ土地を先行取得で持っている土地があるか。」との問いに対し、「先行取得しておる土地はある。新町西町線の用地などがある。」との答弁。また、質疑として、「7,500万円の金利を含めて土地を買ったということからいって、時期的にまとめて行わずに、決まっているところは財政的なことからいったら買い取ったほうが無駄な金の利用とかなくなるのではないかと。手法として今後見直す必要があるのではないかと。」との問いに対し、「先行取得依頼をして、(土地)開発公社に取得してもらっている。(土地)開発公社は金を借りてその土地を買うことになる。(土地)開発公社は金を借らなければ金利は発生しないことで、簿価額として、土地の値段と経費として金利がかかる。土地を維持管理していく事務費として簿価額の4%がのってくるということで、(土地)開発公社からの買い取り請求には、土地の価格と金利と事務費の4%がかかって買い取り請求が来る状況になっている。先行取得を依頼をした者としては、責任として簿価額で引き取るというのが本来の姿ではないかと思う。そうでなければ、(土地)開発公社はいつまでも残額の簿価の分の金利を持つことになるので、今回秦山公園が完了する、それにあわせて秦山公園関係の分を整理させていただきたいということで提案をした。」との答弁。次に、質疑として、「このようなことは今後もあるということか。」との問いに、「先行取得の依頼をして買ってもらっている分については、(土地)開発公社を将来解散するという目的があるならば、簿価で引き取らなければ(土地)開発公社としては負債を抱えたまま解散できない状態になる。」との答弁。次に、「谷秦山の墓地がある歴史の森の整備も今年で終わるか。」今後の整備の予定はとの問いに、「歴史の森については、大がかりな整備は考えていない。障害者の方が階段を上がるのが困難であると思うので、鉄工所の手前に入り口をつくり、障害者用の駐車場をつくってお墓の前にベンチなどを置くというような小さな開発整備であり、平成21年度の整備の予定である。」との答弁。次に、「墓地の移設費については(評定価格に入っているか)どう

か。」との問いに、「墓地については移転補償が付属している。今回議決いただいたら、本年度じゅうに本人と交渉し、補償費も含めて契約することになる。」との答弁。次に、「歴史の森、現在車道は入っているが、材料など運ぶとき赤道であり車が上がりにくい。駐車場のほうから新しい道はつくれないか。」との問いに、「図面を見た限りでは斜めではなく、鉄工所のほうから市有地になる部分の上のほうで真横につける形になっていたと記憶をしている。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第124号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第125号、財産の交換についてについてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「市のほうから交換をしてもらいたいと先に話をしたのか、田を市がもらって駐車場にする、相手方は田から雑種地を同じ面積でもらうことは相手方が不利になりはしないか。」との問いに対し、「現在この土地は、相手方の土地も市の土地も一枚の形になっている。相手方の土地は2カ所合わせて540平米ぐらいある。ほ場整備が完成するときには、540平米の土地を四角にして返す形で土地の換地図ができていたが、河川整備がおくれた関係で、その部分を三角に切られた状態で残っていた。今回河川整備ができるということになり、土地を売ってもらいたい話をしたが、値段等で話が合わず、土地形状が三角ではなくて等価交換でかえてもらえたらよいとの話で、今回雑種地ではあるが、実質田である相手方と相談をして、等価交換で相手方と相談はできている。」と答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第125号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 総務委員長にちょっとお尋ねしたいんですが、2点お尋ねしますが、議案第122号です。議案第122号で、これは1月1日から3月末まで試行ということですが、実施ではないわけでありますので、15分の一律の短縮でありまして、これについて現在の臨時職員は一律の6,600円で8時間で割っておるわけですが、これ、試行期間中も7.45ですかね、7.45で割るようになるのか。

また、もう一つは、試行期間中も（午後）5時15分で終わると思いますが、5時15分から仕事した場合には、残業になるのかどうか。そういうご意見がなかったかどうかお伺いしたい。

○議長（中澤愛水君） 総務委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） はい。お答えいたします。

まず、議案第122号で2点ほど質問がありました。まず、時間の単価の出し方の7.45で割るかという最初のご質問ですが、残念ながら当総務委員会ではこの論議はされませんでした。

それから、(午後)5時15分からの残業問題、これは質疑の中で出されました。ただ、残業問題ということで、私の報告ほうへは載せませんでしたけれども、残業問題はどうしても、「ほんなら時短すりゃあすぐ残業かよ。」と、総務課長のほうは、「そういう発想でいくなら、ほら本末転倒になるが。」というふうな答弁もありまして、ただ、時短の問題でそれがすべて15分間を残業にするとかいう論議はなくて、もっと各委員からの意見は、今回は時短であるけれどもトータル的なサービスを考えろというふうな質疑が多かったもので、私のきょうのご報告は、トータル面でそこらあたりは考えるというふうな論議でしたという報告にかえさせていただきました。

以上です。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第112号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第114号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号、平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議

案第 1 1 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 6 号、平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 1 1 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 7 号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 1 1 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 8 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 1 1 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 1 9 号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 1 1 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 1 2 0 号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 1 2 0 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第121号、香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第121号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第122号、香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第122号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第123号、香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第123号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第124号、土地の取得についての議決の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第124号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第125号、財産の交換についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第125号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第126号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第126号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第15、意見書案第10号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてから日程第22、意見書案第17号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出については追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、日程第15、意見書案第10号から日程第22、意見書案第17号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第15、意見書案第10号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、黒岩 徹君。

○16番(黒岩 徹君) 意見書案の朗読をもって提案理由にかえたいと思っております。よろしく申し上げます。

意見書案第10号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫

(案文朗読)

以上ご審議のほうよろしくお願いいたします。

【意見書第10号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第11号、改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、黒岩 徹君。

○16番(黒岩 徹君) 意見書案の朗読をもって提案理由にかえたいと思いますのでよろしく願いいたします。

意見書案第11号、改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫

(案文朗読)

以上であります。審議のほうよろしく願いいたします。

【意見書第11号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、意見書案第12号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、黒岩 徹君。

○16番(黒岩 徹君) 意見書案の朗読をもって提案にかえたいと思いますのでよろしく願いいたします。

意見書案第12号、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫

(案文朗読)

慎重なご審議のほうよろしく願いいたします。

【意見書第12号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第13号、日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 意見書案第13号、日米間におけるFTA（自由貿易協定）に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 同 黒岩 徹、賛成者 同 比与森光俊

朗読をもって提案理由にさせていただきます。

(案文朗読)

以上です。よろしく願いします。

【意見書第13号 巻末に掲載】

○17番（竹内俊夫君） 先ほど朗読をしました文書の中で重複する箇所がありますので訂正をさせていただきたいと思っております。

1枚目の意見書案の文で、1枚目で下から3行目です。「より農産物の増産を促すとともに所得保障の実施により」というようになっておりますが、それを「促すとともに」というところから後の行をずっとその段を抹消いただきまして、次の下から2行目

のまた「促すとともに」というところがあります。そこまでを抹消していただきたいと思います。そのようなことで訂正をよろしく願いいたします。重複しておるとお思いますので。

それから、先ほどのページで、下から6行目です。「41%にとどまっている」というのが、「とどまっている」になっておりますので、その初めのも後のも、「い」を1つ消していただきますようお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 初めの「い」じゃなくて最初の「い」じゃないと。

○17番（竹内俊夫君） 「とどまっている」ということにしていただきたらと思います。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩にします。
（午前10時05分 休憩）
（午前10時06分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、意見書案第14号、安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 意見書案第14号の説明をいたします。

意見書案第14号、安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 同 黒岩 徹、賛成者 同 比与森光俊

（案文朗読）

どうぞよろしく申し上げます。

【意見書第14号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方から討論を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第14号、安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の着実な推進を求める意見書案に反対の立場で討論を行います。

まず、本市も救急車両とのすれ違いが不可能な道や危険な通学路など、山間地に行くほど道路事情が悪いという差し迫った事情を否定するものではありません。しかし、本意見書案の要望事項は、1、2ともに四国8の字ネットワークの完成が重要視されており、本市からの意見書というより国土交通省の地方整備局や県の意向が強く反映されたものという感が否めません。一刻も早く救急車で患者を搬送するために、命の道をとよく言われますが、救急救命のためであるなら医療体制の充実のほうがむしろ急がれます。もう少し本市にとっての優先順位を整理する必要があると感じます。

また、要望事項3の地域活力基盤創造交付金は、実質は地方道路整備臨時交付金の規模と用途を拡大するもので、道路特定財源の一般財源化をほごにするものにほかなりません。

私たちは、冒頭にも述べましたが、緊急車両も通行できないような道の拡幅や落石などの道路の災害、防災や交通事故対策のような市民の安全を確保するための道路整備や暮らしに直結する維持補修などは最優先の課題と考えております。しかし、こうした市民に身近な道路の整備や維持補修はほとんど一般財源で整備しているのが現状です。地方道の維持補修には国の補助がありません。また、国から来る道路特定財源の交付金は、この間の交付税削減額の1割もありません。そのため、財政難を理由に地方自治体は生活密着型の道路整備の実施を縮小しているのが現状であります。そのことから考えても、この間、削減された地方交付税をもとに戻すこと、そして医療や福祉などの社会保障予算を拡充することが、雇用を生み、地方の活力、安心・安全を確保する道ではないでしょうか。

以上、述べましたように、地域活力基盤創造交付金の制度維持を求める内容等には賛同できない旨申し上げて、本意見書案への反対討論とします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第15号、障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。6番、比与森光俊君。

○6番(比与森光俊君) 案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

意見書案第15号、障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 黒岩 徹、賛成者 同 竹内俊夫

(案文朗読)

以上です。

【意見書第15号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、意見書案第16号、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 4番、大岸眞弓です。

意見書案第16号、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

(案文朗読)

同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

【意見書第16号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） この意見書案第16号につきましてですけれども、後期高齢者医療制度につきましては、確かに問題点があって改善をするべきところはあると思います。特にまだまだ高齢化が急ピッチで進んでいく中で、高齢者の負担はどうしてもふえていくと考えられますし、負担を抑えるんだったら医療を抑えていく、医療を受けなくなると、そういうふうなことになるので制度自体の改善が必要だと思いますけれども、この意見書案によりますと、もとの老人保健制度に戻すことという意見書案なんですけれども、現在この制度の事務システム、広域連合でもう2年近くになりましてシステム化されておりまして、もうかなりなれてきた。市町村の窓口でもその事務処理はなれてきたと、ころですけれども、このためにはかなりの予算措置もあって今のこの事務システムになってると思うんですが、これをまたもとに戻すとすると非常に無駄が出てくると思いますし、また新たな混乱っていうのも生じるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この意見書案提出するに当たりましてそういうふうな考え方はなかったんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 関連ですか。はい。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 済みません、関連して。

その場合の後期高齢者医療制度がスタートをした時点で、今後の少子高齢化に対応するということもあり後期高齢者医療制度がスタートしたというふうに自分は思ってますけど、このまま意見書案にありますように以前の制度に戻した場合、国民皆保険というこの日本のすぐれた制度は持続できるのか、どういう認識なのかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 抜かっていたらまたご指摘いただいたらいいと思うんですが、老人保健制度に戻すということは、まず、1点目に、野党4党で廃止法案を出しましたときに、民主党の議員も一たん老人保健制度に戻しなさいということは意見として述べております。それで、老人保健制度というのはもともとあった制度ですし、後期

高齢者医療というのは75歳以上の方をひっくるめてという制度ですけれども、老人保健制度というのは、これまでのように、それまであった保険に加入したままで老人医療に対する対策としていろんな軽減措置があるという制度です。それで、従来あった制度ですので、もとに戻すのにそれは時間はかかるかもしれませんがそれでもそれで2年と、それで、民主党さんはさらにその間に考えると言いながらもう2年と、合計4年というふうに言っておりますけれども、同時に一たんこの後期高齢者医療制度を廃止して、新しい制度を考えるその民主党さんの構想というのは国保と健保を窓口一本化してという、この前一般質問の質疑でもしましたけれども一本化して、それに老人保健も後期高齢医療も組み込んでいくというふうな構想で、これはなかなか意見としてたくさん意見が集中しております、4年でまとまりにくいんじゃないかというふうに、先行き不透明というふうに考えます。したがって、後期高齢者医療制度をすぐに廃止しなさい。本来野党4党で合意した提案によると、もう今年4月から廃止というふうに構想をしていたものを提案していたわけですので、これは公約ですので公約は守るべきだと思います。

それと、財源につきましては、老人保健制度のときもそれぞれ企業とか公費で負担し合ってやっていたわけですので、その公費の負担率をふやせばそれは可能ではないかと思えます。それは、老人保健医療、医療全体に対する政府の考え方によって予算の配分は決まると思えますので、老人保健制度をこのままではいけない、後期高齢者医療制度このまま（では）いけない、老人保健制度に一たん戻して、そのためにこれくらいの費用がかかるということであれば、それは国の責任において財源配分をしてきちんと実施をするべきだと思います。

何か抜けてましたら、またご指摘をください。

その老人保健制度に戻すことについて、期間がかかるのではないかと、より混乱があるのではないかとというご指摘だったのですかね。それは従来あった制度ですので問題はないと思えます。2年かかると言っておりますけれども、民主党さんは従来官僚主導の政治がいかんのかというふうに、政治主導でというふうに、意味合いは違うかもしれませんが言っておりますので、官僚、役人が2年かかると言うてそのまま引き下がるというのもちょっとこれはどうかと思うところです。それは強く政治主導でやれば可能ではないかと思えます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の討論を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第16号、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意

見書案に賛成の立場で討論を行います。

今年11月9日の参議院予算委員会での質問、答弁の論戦によると、小池 晃参議院議員の質問に対し、民主党の長妻厚生労働大臣や鳩山首相は、直ちに廃止をという昨年野党4党で廃止法案を提出したときの態度を翻す答弁を行いました。それは、法案を出したときにはすぐに廃止できると思っていたが、廃止して前の制度に戻すだけでも2年かかると言われた。それなら老人保健制度もすばらしい制度なのかつという、そこにも疑問があるので、その間に準備して新しい制度をつくりそのまま後期高齢者医療制度を新制度に移行させていくということで、直ちに廃止が4年以内にとトーンダウンしました。しかし、昨年6月の参議院厚生労働委員会において、民主党の福山哲郎議員は、後期高齢者が何で自分たちは差別されるんだと、非常に不安とそして怒りに満ちた制度になってきた。そして、この混乱は旧老人保健制度の持っている足りない部分をもってしても、とにかく一たんもとに戻すことが非常に重要な課題だというように政府を追及しています。また、廃止法案の審議のときには、自民、公明の両党は新しい制度を提案しなければ無責任だと言い、それに対しても民主党の福山議員は、我々としてはまず国民の不安をあおっている後期高齢者医療制度について一たん廃止をする、そして老健制度に戻す。今火事が起こっているのを消そうと思ってる最中に、新たな家の設計図がないから、新たな家の設計図を持ってこないが無責任という議論は成り立たないと答えています。

さきの総選挙において、こういう姿勢に期待して民主党に投票した方々もたくさんいるはずですが。今の民主党の態度はこのときの主張を覆すものにほかなりません。また、民主党の主張している新制度は、国保と社会保険を一本化してそれに高齢者医療も組み込み、市町村の運営から県全体で運営する広域の医療保険への方向で、これにもさまざまな意見が集中しており先行きは極めて不透明です。

来年は後期高齢者医療の保険料の見直しは初めてある年です。先日の香美市議会での質疑では、軽減策などが盛り込まれればどうなるかわからないけれど13.8%ほど上がるのではないかという答弁でした。政府のいう概算要求に盛られた保険料負担抑制措置や各広域連合の剰余金を活用して軽減策を打ったとしても、全部をカバーできず保険料は上がることが明らかになっています。もともと病院にかかる頻度の多い年齢の方々、年金暮らしがほとんどの方々を他の年齢層から切り離れたところに非常に無理があり、制度上の欠陥があります。また、高齢者を年齢で区切って医療に差をつけることに国民の怒りが集中しているところです。また、75歳以上の高齢者が別の保険制度に移ったことで国保の保険料の徴収率が悪くなり、平成20年度は調整交付金削減のペナルティーを受け本市の国保会計にも悪影響を及ぼしています。そして、制度導入前は市町村の実施義務であった75歳以上の健診が導入後は努力義務と後退し、しかも検査項目も特定健診に沿って減らされたことから健診受診率が急落、本県で2007年度には13.2%だった受診率が2008年度4.9%となるなど、予防医療も危機に瀕していま

す。このように後期高齢者医療制度の害悪は明らかで、制度が続けば続くほど高齢ばかりか若年層の方々にも悪影響を及ぼし、一日も早い制度廃止が望まれます。社会保障抑制路線を改め、大企業の社会的責任を明らかにして、税金の取り方、使い方を改めること、また医療制度にかかる国の負担をOECD諸国の平均負担率並みにすれば、医療制度の充実が望めます。

以上を述べて本意見書への賛成討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第16号は、否決されました。

日程第22、意見書案第17号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第17号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年12月22日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 久保信彦

（案文朗読）

本文にもありましたけれども、障害のある方ですとか失業された方などの雇用の場の確保として活用をされております。日本では1971年に地域の失業者をなくす運動として始まったことが起源となっております。現在全国で3万人の方々がこの協同労働組合のほうに自分たちで出資をし合って運営をされているということです。

ご賛同をよろしくお願いします。

【意見書第17号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第17号は、否決されました。

○16番(黒岩徹君) 議長、発言の訂正の発言を許可願います。

○議長(中澤愛水君) はい。16番、黒岩徹君。

○16番(黒岩徹君) 先ほど意見書案第11号を私が読み上げますに際し、内容は改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書案でありましたが、その中に「施行」という言葉が9カ所出てきます。そのうち3カ所が「実行」と聞こえたそうでありまして、そういうご指摘を受けました。この意見書案には「実行」という言葉はございません。「実行」と聞こえた部分は「施行」でありますのでよろしく訂正をお願いします。

○議長(中澤愛水君) 日程第23、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された議案はすべて議了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、継続審査となっておりました決算の認定案件11件、専決処分事項の報告1件と議案15件、意見書案8件、追加議案1件が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。また、一般質問では、香美市全般を見据えた質問や政権交代後の地方自治体の運営に対する首長の考えをたずねる質問もありました。

新しい政権下での地方自治行政もなお紆余曲折が予想されるにしても、もはや分権化の潮流がとまることはないであろうと思われれます。となれば、自治体は今以上に文字どおり品格と能力と財政力が備わっていなければならないと考えます。

地方分権が進めば進むほど、現行の地方自治制度の見直しの必要性も高まるに違いありません。しかし、改革には自治体自身の意欲が何よりも重要であり、今後地方自治体自身が根強い横並び意識をどれだけ変えていけるかに改革の成否がかかっていると言えますし、その真価が問われてまいります。

いよいよ今年も押し詰まり、9日を残すのみとなりました。議員各位、執行部の皆さま

んにおかれましては、健康に留意しよいお年を迎えられますように、そして新しい年が穏やかに平和な年でありますように、さらなる市政発展と市民福祉の向上に精励、邁進されますように祈念をいたしまして閉会のあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今月9日に開会をいたしました平成21年第8回香美市定例会も議員の皆様方のご協力を得まして、今期定例会に付しました16議案とも慎重なる審査をいただき、本日ここに全議案すべて全員賛成をいただきまして、ここに決定をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、会期中には16名の方から一般質問もいただきました。貴重な提言やご意見など、今後の市政運営に反映してまいりたいというふうに思っております。

また、一般質問にもございましたし、先ほどの意見書案第12号で可決をされました核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の中にもございました平和市長会議の加盟につきましては、手続をとりまして来年1月1日から正式加盟となりますことを報告をさせていただきます。

さて、国の来年度予算の指針となります税制改正も、揮発油税などの暫定税率また子ども手当の取り扱いなどにつきまして、首相の決断が示されまして、あわせ、たばこ税や所得税などの扶養控除の取り扱いなど、税制改正大綱が本日決定される運びとなっておりますというふうなことが報道をされております。これを受けまして、いよいよ国の来年度予算編成作業が本格化してまいるというふうに考えられます。本市も、この年末年始には各課と財政課の予算ヒアリングを行いまして、1月中には市長査定も行い、ここによりまして予算案が最終決定をされますが、国の予算動向によりましては厳しい内容が予想をされます。しかし、この厳しい政情の中で、市民が安心して暮らせ、そして安全な生活が営まれる予算内容に配慮していかなければならないと考えているものでございます。

また、いよいよ年の瀬も迫り、今後寒さも一段と厳しさが増してまいります。議員各位におかれましては、十分お体のご慈愛をいただき、そして来る新年が輝かしき年となりますよう、ご家族そろって新年をご健勝でお迎えになられますことを祈念をさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） これをもって平成21年第8回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前10時52分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第8回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	9日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、 議案第111号・第127号は、本会議方式で採決まで。認定第1号か ら認定第11号までの決算審査案件については、報告から採決まで。 (庁舎建設特別委員会)
第2日	10日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	11日(金)	休 会	” ”
第4日	12日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	13日(日)	休 会	” ”
第6日	14日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	15日(火)	本会議	一般質問①(まちづくり推進特別委員会)
第8日	16日(水)	本会議	一般質問②(行財政改革推進特別委員会)
第9日	17日(木)	本会議	一般質問③
第10日	18日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 各常任委員会 総務常任委員会の審査(議案第117・118・121・122号) 教育厚生常任委員会の審査(議案第114・115・116・119・120・123 ・126号) 産業建設常任委員会の審査(議案第112・124・125号)
第11日	19日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第12日	20日(日)	休 会	” ”
第13日	21日(月)	休 会	議案審査整理のため
第14日	22日(火)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案等の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきです。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保障額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿
経済産業大臣	直嶋正行殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 1 1 号

改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 竹 内 俊 夫

改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書（案）

平成 1 8 年 1 2 月、深刻化する多重債務問題解決のため改正「貸金業法の規制等に関する法律」（以下「改正貸金業法」という。）が成立しました。改正貸金業法は段階的に施行され、残すは改正の本体ともいえるべき、出資法の上限金利引き下げ、グレーゾーン金利の撤廃、返済能力を超えた貸付けを禁止する「総量規制」等を含む第四段階施行分のみとなり、平成 2 1 年 1 2 月から翌年 6 月までの間に施行されることになっています。

改正貸金業法成立後、国においては多重債務者対策本部を設置し、（１）相談窓口の設備・強化、（２）セーフティネット貸付けの提供、（３）金融経済教育の強化、（４）ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定。同プログラムの策定を受けて、地方においても、行政や民間団体がともに多重債務問題に取り組み、これまで多重債務者が大幅に減少するなど、着実に成果を上げてきています。

一方、法律施行後、消費者金融の契約数の減少や、資金調達が制限された

中小事業者の倒産の増加という背景の中で、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が出てきています。しかし、これらは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねないため、許されるべきではなく、改正貸金業法を早期に完全施行したうえで、相談体制の拡充、セーフティネット貸付制度の充実及びヤミ金融の撲滅等を図ることこそが必要とされる施策です。

よって、国におかれては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体における多重債務相談体制整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
金融庁担当大臣	亀井静香殿
消費者庁担当大臣	福島瑞穂殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 1 2 号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 竹 内 俊 夫

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）

核兵器がいまだに世界に約 2 万 1 千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていません。2 0 0 0 年の核拡散防止条約（N P T）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2 0 0 5 年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有五カ国に加え、N P T 未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験をした北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって、国におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆 6 5 周年を迎える 2 0 1 0 年に開かれる核拡散防止条約（N P T）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれるよう下記の事項について強く求めます。

記

1. 国は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
外務大臣	岡田克也	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 13 号

日米間における F T A（自由貿易協定）に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 内 俊 夫

賛成者 " 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

日米間における F T A（自由貿易協定）に関する意見書（案）

我が国の食糧自給率が、先進国において最低の水準にまで低下したのは、工業製品の輸出の拡大と引き換えに農産物市場が次々に外国に開放され、輸入農産物が大量に流れ込んだためです。このような中で、消費者は、食の安全に懸念を抱き、国産品を食べたいと思いつつも輸入品に頼らざるを得ないのが現状です。

一方で、農村では農業者が将来への展望をもつことができず、また、農業者の高齢化及び耕作放棄地の拡大により疲弊が進んでいます。

我が国の農業を守るためには、農業を基幹産業と位置付け、輸入規制をはじめとした必要な対策をとり、41%にとどまっている食糧自給率を当面50%台に引き上げることが必要です。そのためには、農業者に対して安心して生産できる環境づくり及び生産コストをカバーできる価格保証の実施により農産物の増産を促すとともに所得補償を実施することなどが必要です。

このような状況化での日米 F T A の締結は、安価な輸入農産物が我が国の市場に大量に流入することにつながり、我が国の農業に甚大な被害を及ぼす

ばかりでなく、食品製造や生産資材などの関連産業、ひいては地域経済に壊滅的な打撃を与えることとなります。

さらに、食料自給率が低下することになり、食料安全保障の確保の観点からも懸念されます。

よって、国におかれては、日米F T A交渉を断固行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人	殿
外務大臣	岡田克也	殿
農林水産大臣	赤松広隆	殿
内閣官房長官	平野博文	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 14 号

安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の
着実な推進を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並
びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹内俊夫

賛成者 〃 黒岩 徹

賛成者 〃 比与森 光 俊

安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方
の道路整備の着実な推進を求める意見書（案）

高知県においては、香美市を含め急峻な地形や厳しい自然条件等のために、
日々の生活や社会活動を支える最も基礎的な社会基盤である道路の整備が大
きく遅れています。

県内には、地域における唯一の幹線道路でありながら、幅員が狭く、救急
車のすれ違いができない道路がまだまだ多く残されていることや、毎年のよ
うに台風の襲来や豪雨災害時には道路が寸断し、通行止めを余儀なくされ、
地域や集落が孤立するなど、道路整備が進んでいる地域からは想像ができな
いような実態があります。

また、「四国 8 の字ネットワーク」を初めとする高規格幹線道路についても、
著しく整備は遅れ、県の東部・西部には未整備区間が残されており、早期完
成が望まれます。さらに、海岸沿いに脆弱な幹線道路が 1 本しかないことか
ら、近い将来、確実に発生する南海地震時に、必要不可欠な緊急輸送道路と
しての役割が果たせない状況にあります。

新政権となり「地域主権」を軸とした政策が展開され、日常生活における閉塞感が打破されるのではないかと期待する一方で、「高速道路無料化」や「暫定税率廃止」の影響により、遅れている地方の道路整備がますます遅れるのではないかと危惧しています。

公共交通機関が脆弱であり、自動車交通に依存せざるを得ない状況にある本県では、地域住民の命を守り、地域の活力を維持し、自立した地域づくりを実現するために、道路は必要不可欠です。

よって、国におかれては、香美市を含め本県の遅れている道路整備を着実に進め、住民の最低限の安全・安心を確保し、各地で個性を生かした地域づくりが実現できるよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 地域の自立を支援し、連携を強化するために、「四国8の字ネットワーク」の未整備区間を解消するとともに、安心して信頼できる生活幹線道路のネットワークを確保すること。
2. 「四国8の字ネットワーク」から地域の生活道まで、現在整備中である道路は、高知県にとって必要不可欠な社会基盤であり、今後も着実に整備を進めること。
3. 平成21年度に創設された地域活力基盤創造交付金については、これと同等の制度を継続し、地方の実情に合った道路整備の支援を行うこと。
4. 道路の事業評価に当たっては、救急医療や孤立に対する不安感の解消、観光振興や地域活力の向上など、地域にもたらされる道路の多様な効果について、地域からの提案に耳を傾けながら、総合的に評価する仕組みとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
副総理・国家戦略担当大臣	菅直人	殿
国土交通大臣	前原誠司	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 15 号

障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 比与森 光 俊

賛成者 " 黒 岩 徹

賛成者 " 竹 内 俊 夫

障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書（案）

障害者自立支援法の施行から 3 年が経過しました。福祉サービスや自立支援医療（更正医療・育成医療及び精神通院医療）に導入された原則 1 割の「応益負担」が、障害者のサービス利用の抑制を招いており、同時に障害者やその家族の生活を圧迫しています。

また、事業所に対する報酬算出規準の変更や、利用実績払い（日額払い）の導入により施設・事業所経営は苦しくなり、施設職員の給与の引き下げ等が起きたりしています。こうした実態から、政府も利用料軽減を含む「特別対策」や「緊急措置」を実施してきました。さらに、今年 3 月に政府・与党が提出した障害者自立支援法改正案は、本格的な審議のないまま廃案になりましたが、「応益負担」に対する強い批判を受けて、現状の仕組みを踏襲する

ものの「応能負担」を原則とすることに見直されてきました。

そもそも、障害者が生きていく上で不可欠な福祉サービスや、医療に負担を求めること自体、憲法や福祉の理念に反するものです。すべての障害者が人間らしく生活できるよう、憲法や「障害者権利条約」を踏まえた総合的な福祉法制を早急に確立し障害者福祉・医療の拡充をはかるべきです。

よって、国におかれては、障害者自立支援法の応益負担を廃止されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿
厚生労働大臣	長妻昭殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 16 号

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

賛成者 " 山 崎 晃 子

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書（案）

後期高齢者医療制度は国民の激しい怒りをよび、これも一つの要因となって総選挙の結果、政権交代となりました。

この制度は 75 歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、困いこみ、(1) これまで負担のなかった扶養家族を含め、一人ひとりから保険料を取りたてる。(2) 受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設ける。(3) 保険料は年金から天引きし、2 年ごとに引き上げる。(4) 保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。などというものです。

全国的な批判により保険料徴収方法などを一部変更しましたが、制度そのものは高齢者を差別する医療制度に他なりません。制度が続けば、平成 22 年 4 月には 2 年ごとの保険料値上げと重なり更に混乱は必至となります。1 日も早く老人保健制度に戻すとともに、そのさい保険料などの負担増になら

ないよう財政措置をとるべきです。

そもそも、病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要があります。しかし厚生労働省は、来年度予算の概算要求で、後期高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等について、金額を明示しない事項要求として盛り込んだだけです。更に来年度は、さしあたり軽減措置を継続し、廃止までは数年かかるとしています。

制度の廃止は、先の総選挙で民主党の公約としても掲げられていました。よって、国におかれては、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿
厚生労働大臣	長妻昭殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 17 号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 22 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 片 岡 守 春

賛成者 " 久 保 信 彦

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

日本社会における労働環境の大きな変化は、働くことが困難な人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000 年以降の急速な構造改革により経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで「ワーキング・プア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPO や協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、こうした地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、

上記の社会問題解決の手段の一つとして今、大変注目を集めています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約が出来ない、社会保障の負担が、働く個人にかかるなどの問題があります。

すでに欧米では、労働協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなどの法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は一体のものです。誰もが「希望と誇りを持って働く」仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人のつながりや社会のつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として「協同労働の協同組合法(仮称)」を速やかに制定されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月22日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成 21 年 12 月 9 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 黒 岩 徹 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 11 月 10 日（火）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定 1	平成 20 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 2	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

平成 21 年 12 月 9 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 11 月 10 日 (火)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定 7	平成 20 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 8	平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	認定
認定 9	平成 20 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	認定
認定 10	平成 20 年度香美市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 歳入歳出決算の認定について	認定

議案番号	議案名	審査結果
認定 11	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

平成 21 年 12 月 9 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 内 俊 夫 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 11 月 10 日（火）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定 3	平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 4	平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 5	平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 6	平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

平成21年12月22日

香美市議会議長 中澤愛水殿

総務常任委員会委員長 黒岩徹 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成21年12月18日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
117	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
118	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
121	香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について	可決
122	香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について	可決

平成 21 年 12 月 22 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 12 月 18 日 (金)

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
114	平成 21 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第 2 号）	可 決
115	平成 21 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第 2 号）	可 決
116	平成 21 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 3 号）	可 決
119	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	可 決
120	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて	可 決
123	香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する 条例の制定について	可 決

議案 番号	議 案 名	審査結果
1 2 6	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成21年12月22日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹内俊夫 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成21年12月18日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
112	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	可決
124	土地の取得についての議決の一部変更について	可決
125	財産の交換について	可決

21香美議発第61号
平成21年12月9日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成21年第8回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 111	平成21年度香美市一般会計補正予算（第6号）	H21.12.9	可 決
議案 127	財産の取得について	〃	〃
認定 1	平成20年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 2	平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

認定 4	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	H21.12.9	認 定
認定 5	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道 事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成20年度香美市農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 7	平成20年度香美市老人保健特別会計歳入歳 出決算の認定について	〃	〃
認定 8	平成20年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定)歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 9	平成20年度香美市介護保険特別会計(保険 事業勘定)歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 10	平成20年度香美市介護保険特別会計(介護 サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定につ いて	〃	〃
認定 11	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について	〃	〃

21香美議発第63号
平成21年12月22日

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ⑩

議決した議案等の送付について

平成21年第8回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 112	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H21.12.22	可 決
議案 114	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	〃	〃
議案 115	平成21年度香美市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	〃	〃
議案 116	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案 117	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 118	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 119	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 120	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 121	香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について	H21.12.22	可 決
議案 122	香美市職員の勤務時間の短縮試行に関する条例の制定について	〃	〃
議案 123	香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
議案 124	土地の取得についての議決の一部変更について	〃	〃
議案 125	財産の交換について	〃	〃
議案 126	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
意見書 10	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 11	改正貸金業法の早期完全施行に関する意見書の提出について	〃	〃
意見書 12	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 13	日米間におけるF T A（自由貿易協定）に関する意見書の提出について	〃	〃
意見書 14	安全・安心の確保、地域活力の維持のために地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 15	障害者自立支援法の応益負担の廃止を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 16	後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 17	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について	〃	〃

21香美議発第62号
平成21年12月22日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ⑩

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第8回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- | | | | | | |
|----------|-------------|-----|---------|----|----|
| 1. 会議の別 | 定例会 | | | | |
| 2. 開 会 | 平成21年12月 9日 | | | | |
| 3. 閉 会 | 平成21年12月22日 | | | | |
| 4. 会 期 | 14日間 | | | | |
| 5. 議員の出欠 | 12月 9日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 12月15日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 12月16日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 12月17日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 12月18日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 12月22日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 計 | | 144人 | | 6人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの | 16件 | (議案 16) | | |

7. 議決の状況	可 決	1 6 件 (予算 5・条例 8・その他 3)
	承 認	0 件
	継 続	0 件
	認 定	1 1 件 (決算 1 1)
	合 計	2 7 件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	4 件
	教育厚生常任委員会	7 件
	産業建設常任委員会	3 件
	計	1 4 件

9. そ の 他 閉会中の所管事務の調査

10. 議決書の写 別紙のとおり

11. 会議録の写 作成次第後送